

中・四国アメリカ研究

第4号

2009年

目次

論文

- アメリカ奴隷解放運動とハイチの英雄
—「時の人」にみる黒人像の役目と限界について— …………… 辻 祥子 (1)
- 映画『泳ぐひと』,あるいは抑圧された現実の回帰 …………… 杉野 健太郎 (15)
- 魔女狩りとホーソーンの創作技法
—サイコロジカル・ロマンスにおける「場」の
起源と発展と消滅— …………… 山本 雅 (29)
- 合衆国憲法修正1条上の政府言論・私人言論二分論の考察
—「生命選択」特殊ナンバープレート上の発言者は誰か— …… 岩倉 秀樹 (51)
- アメリカにおける健康に関するタバコ言説の変遷
—18世紀末から「1964年医務長官報告書」まで— …………… 岡本 勝 (89)
- 第二次世界大戦期におけるアメリカ合衆国の
リハビリテーション対策…………… 藤原 哲也 (113)
- 境界の曖昧な「人・場所・文化」
—サンフランシスコ日本町に集う韓国系高齢者移民— …………… 河上 幸子 (129)
- Exclusive/Inclusive Memories of Wars: An Anthropological
Study of U.S. Memorials and Museums…………… Izumi T. Harris (143)
- アメリカにおける新宗教右派の分裂とその政治的含意についての考察
—二酸化炭素排出権取引制度導入をめぐる動きを中心に— …… 池田 佳代 (161)
- 投稿規定…………… (179)
- 編集後記…………… (180)
-

アメリカ奴隷解放運動とハイチの英雄

——『時の人』にみる黒人像の役目と限界について——

辻 祥 子

1. アボリショニズムと『時の人』

1883年ボストンのオールド・サウス・チャーチに、没後7年を記念して、あるイギリス人女性の像が建てられた。この建立をかつての奴隷解放運動家を中心とした多くのアメリカ人が見守った。彼女の名はハリエット・マーティノー (Harriet Martineau)。政治経済学者でありながら人種、階級、ジェンダーなど幅広い社会問題に関心を持った改革運動家でもある。さらに、政治経済や社会改革を題材に精力的な執筆活動を行ったジャーナリストであり作家でもあった。とくに彼女がハイチ革命の黒人指導者を主人公にして書いた850ページに及ぶ長編ロマンス『時の人』(*The Hour and the Man*) (1841) やその前後に発表した奴隷制反対の雑誌記事は、アメリカの奴隷解放運動にも大きく貢献し、ウィリアム・ロイド・ギャリソン (William Lloyd Garrison)、リディア・マリア・チャイルド (Lydia Maria Child) といった奴隷解放運動家だけでなく、ウィリアム・エラリー・チャニング (William Ellery Channing)、オレステース・ブラウンソン (Orestes Brownson)、マーガレット・フルー (Margaret Fuller)、ラルフ・ウォルド・エマソン (Ralph Waldo Emerson)、ハリエット・ビーチャー・ストウ (Harriet Beecher Stowe)、ハーマン・メルヴィル (Herman Melville) など奴隷解放に関心を寄せる思想家や作家にも影響を与えた (Belasco 160-163, 176-193) (Logan 47)¹。死後、彼女の功績を讃えた像が建てられたことは、彼女とその著作の存在がいかに大きいものであったかを物語っている (Belasco 194)。

しかしながら現代では、この事実はほとんど知られず評価されていない。アメリカの奴隷解放運動やそれに関連する文学作品を研究する学者も、このイギリス人作家マーティノーの働きにはほとんど注目してこなかったし、マーティノーの研究者さえ『時の人』を取り上げることは少なかった。そもそもハイチ革命を題材にしたこの作品が、アンテベラム期のアメリカ人に広く受け入れられ、奴隷解放運動に貢献したのはなぜなのか。現在このテーマで論じているのはスーザン・ベラスコ (Susan Belasco) の論文のほか数編しかない。ベラスコは当時ハイチ革命が、アメリカの奴隷解放を支持する講演や雑誌記事、エッセーに積極的に取上げられた歴史を概観しながら、その文脈の中でマーティノーの作品の重要性を論じている点で興味深い。しかし、作品自体の考察は表面的で、マーティノーが作品構成や人物像に施した数々の工夫を

指摘するに至っていない。本稿では、アンテベラム期のアメリカにおけるハイチ革命の意味を改めて考えると同時に、マーティノーが奴隷制支持派の反発をかわしながら、奴隷解放に関心を寄せる読者の心をどのように掴んでいったのか、その巧妙な手法を作品の中に読み取ってきたい。さらには、この作品が描く黒人像の限界について考えたい。

まず、当時の英米の状況とハイチ革命の関係を見ておく。世界史上初の奴隷反乱の成功により、1804年に生まれた黒人共和国ハイチを、欧米列強諸国が承認するのは、ハイチ独立から数十年たってからである。イギリスは自国の植民地における奴隷制を廃止した1833年に、アメリカはリンカーンが奴隷解放宣言を発する前年の1862年ようやくハイチの存在を認める。両国とも、国家の枠組みを揺るがしかねない黒人奴隷による革命の事実を、長い間封印し、無視していたわけである。青木芳夫の指摘のとおり、ハイチ革命は「封じ込められた革命」「見えない革命」(青木「ハイチ革命論」2)といえる。しかしながら一方で、英米の奴隷解放運動家(アボリショニスト)は積極的な動きを見せる。彼らはハイチ革命のドラマを、その暴力的要素を取り除くなどして自らの運動に都合よく脚色し、利用するのである。すなわち、革命の黒人指導者は白人に対して紳士的に振る舞い、異人種共存の政策を取ろうとしたとして、ハイチ革命を奴隷解放の理想的モデルとする(Belasco 160, 164, 175)。マーティノーもこの立場から『時の人』を書き、英米で幅広い読者を勝ち取るのだ²。

さらに、マーティノーの活動と作品を理解する上で重要なのが、当時盛んになりつつあったトランスアトランティック・アボリショニズムの動きである。イギリスの奴隷制が廃止された1833年以降、イギリス国内の男性アボリショニストによる運動は下火になるが、女性アボリショニストはアメリカの奴隷制廃止を次の目標とし、アメリカ女性との連携を深めていくのである³。マーティノーは、このようなトランスアトランティック・アボリショニズムの高まりの中に身を置いている。彼女は渡米前の1832年に、「デメララ」(“Demerara”)という短編の中で、イギリスの支配下にあった西インド諸島の奴隷制を人道主義と経済学の両面から批判し、奴隷制反対の立場を鮮明にしている(Logan 83)⁴。イギリスの問題が解決すると、1834年に渡米し、1837年に帰国するまで現地のアボリショニストたちと交流を重ね、以来、アメリカの奴隷制廃止運動に強い情熱を傾けることになる。1837年には、そのアメリカの奴隷制批判を含んだ二つのエッセー集『アメリカの社会』(*Society in America*)と『西への旅の回想』(*Retrospect of Western Travel*)を出版する。さらに1838年にハイチの歴史に関する文献を読んでいて、奴隷制反対の立場から、ハイチ革命の黒人ヒーロー、トゥーサン・ルヴェルチュール(Toussaint L'Ouverture)を主人公にした作品を書くことを思い立つ。同年にまずそれに関するエッセー「トゥーサン・ルヴェルチュールについて」(“Account of Toussaint L'Ouverture”)を発表し、その3年後に長編小説『時の人』(全3巻)を完成させるのである。とくに「歴史的正確さ」

に配慮したという彼女の作品は、それが本当に正確であったかどうかの議論はさておき、ハイチ革命に関する情報が不足していたアメリカ北部のアボリショニストには貴重な資料でもあった (Belasco 159)。ハイチ革命のヒーローを讃えた詩や随筆はすでに1835年と1836年にアメリカのアボリショニストたちによって発表されているが、それはあくまで読者が限定されたアボリショニズムの機関紙上のことである (Belasco 186)。しかし同じテーマで3巻にも及ぶ長編小説を書き上げ、一般の読者に向けて売り出すということは当時としてはかなり勇気のいることで、それを手がけたのはマーティノーが最初で最後である。マーティノーの強みは、彼女が奴隷制をめぐる対立で、暴動が起きるほど緊迫したアメリカの内情をつぶさに見たあと、イギリスに帰って、安全なところから執筆を通して解放運動に関わったという特殊な立場にある。こうしてマーティノーは、アメリカの内側の体験を持ちながら、アメリカを外から見直すことで、保守からリベラルまで、幅広い読者を勝ち取る文学作品の執筆に成功し、まさにトランスアトランティック・アボリショニズムの一翼を担うことになるのである。

2. 保守派白人読者への配慮

マーティノーが作品を書くときにまず意識したであろう読者とは、奴隷制度を支持する南部人を中心とした保守派ではなかっただろうか。彼女はアメリカ滞在中、南部に足を運び、何人もの奴隷主に会い、彼らとできるだけ冷静な議論をしようと試みている (Martineau, *Writing on Slavery* 29-32)。ところが一方で北部のアボリショニストの集会に参加し、壇上で奴隷制批判を行ったため、それに反発した一部の保守派によって暴力を受け、命の危険を感じている (Belasco 162; Logan 83-88)。また彼女が『時の人』に先駆けて発表したエッセーは、イギリス市民の奴隷制度に関する理解を深め、またアメリカのアボリショニストの強い支持を得るが、南部保守派からは猛反発を受け、それまで経済学関係の著作で得ていた人気を一気に失っている (Belasco 166)。そこで、『時の人』には保守派を刺激することを避け、一般の白人読者にも不安を抱かせない工夫がなされているのである。

当時の保守派がもっとも懸念したのは、黒人は生来凶暴であり、奴隷の身分から解放すれば、白人の地位や生活を脅かす存在になるのではないかということである。現に1830年代、40年代の南部では奴隷反乱が発生していた。その数は多くはなかったが、南部人たちを恐怖に陥れるには十分だった (Belasco 156)。そこでマーティノーはまず、物語の枠組みにおいて、黒人革命に対するネガティブな反応をかわす工夫を施している。その工夫とは、ハイチ革命の全体ではなく、あえてそのリーダーであったトゥーサン個人に焦点を当てることで、革命の残虐性を薄めるといふものである (Belasco 184)。そもそもハイチ革命は、フランス本国の革命に触発されたサンドマング (イスパニョーラ島のフランス植民地) の黒人奴隷が、1791年、自分たち

の全ての権利を否定したフランス議会对抗し反乱を起こしたことから始まる。マーティノーは、この流血の反乱にトゥーサン自身積極的に参加したという事実を隠蔽している。また、この作品は1803年トゥーサンがフランスで獄中死したところで終わっているが、その数ヶ月後、トゥーサンの部下でもっとも好戦的なデサリーヌ（Dessalines）がフランス軍相手に攻撃を仕掛け、島を明け渡すよう迫り、ハイチの独立を成功させるという、いわば革命のクライマックスがすっぱり抜け落ちているのだ。つまり、革命の最初と最後の暴力的な部分をカットし、英雄トゥーサンの一生をドラマにすることで、白人の黒人革命に対する恐怖を極力軽減しているのである。

さらに3巻からなる作品の内容を見ていくと、トゥーサン個人のドラマも保守的白人読者を考慮した構成になっている。第1巻は主人に忠実な奴隷だったトゥーサンが、突然勃発した革命に途中から加わり、その人望によって人々を束ね、革命のリーダーへと成長する過程が描かれている⁵。彼はかつてブレダ（Breda）農園という砂糖プランテーションに奴隷の子として生まれたことから、トゥーサン・ブレダと呼ばれていたが、革命中トゥーサン・ルヴェルチュールと改名している。ルヴェルチュールはハイチの黒人がクレオール語で歌う歌の一節に由来するもので、「神よ、私のために扉をお開けください」という意味である（青木 44）。彼は文字通り、奴隷制のもと抑圧されていたサンドマングの黒人全体のために、自由の扉を開けたわけである。第2巻は1794年フランスの国民公会で黒人奴隷制度廃止決議を勝ち取り、最初の反乱を成功させたトゥーサンが、7年かけて、戦争の荒廃から島を復興させ、独自の自由経済社会を構築する過程が書かれている。彼はその功績を認められ、フランス政府からも最高司令官の身分を与えられる。彼はさらに1801年、島の自主憲法となる「フランス領植民地サンドマング憲法」を公布する。第3巻は、そのようにサンドマングに君臨していたトゥーサンが、フランス政府からことごとく裏切られ、ヒーローの座から引き摺り下ろされる悲劇が描かれる。史実によると、ナポレオンはトゥーサンの作った自主憲法を、サンドマング独立の意志の表明、すなわちフランス政府への裏切りと受け取っていた（浜 5）。彼はトゥーサンとその部下クリストフ（Christophe）に追放命令を与え、人里離れた山中に強制退去を命じ、さらに奴隷制を復活させようと政府軍を島に送ってくる。トゥーサン率いる黒人軍はそれを迎え撃ち、勇敢に戦うのだが、結局苦境に立たされ、やむなく休戦協定を結ぶ。その矢先、今度はトゥーサン一家がフランス軍のわなにはまり、誘拐され、フランスに送られる。トゥーサンはプレジール（Plaisir）という部下とともに牢屋に入れられ、足かせをつけられ奴隷同然の状態で死んでいく。このように、革命史の前後を切り取られた上でトゥーサンの一生が語られると、それを表面的にしか読まない読者なら、奴隷から英雄に上り詰めた男が、結局はもとの身分にまで転落し、非業の死を遂げるという単なる栄枯盛衰のドラマとして受け止めるだろう。つまりこの作品は黒人革

命の脅威を白人読者に極力感じさせないように計算されているのである。

さらに、黒人リーダーの人格描写に注目したい。マーティノーが補遺の中で明らかにしているように、『時の人』執筆の主な目的は、従来トゥーサンに与えられていた残酷で偽善者という否定的なイメージを壊し、知的で誠実なヒーローを描くことだったという（Ⅲ：247-256）。現に作品の中では、トゥーサンが白人に対し忠義を尽くし、紳士的であることが強調される。彼は革命が勃発した当初、早速その忠誠心を発揮し、自分の奴隷主や隣人の白人を安全な場所に避難させている。ここでは彼のその行動と、彼が受けた教育との関係が示唆されている。トゥーサンに導かれて難を逃れる人種差別主義者の白人パパリエ（Papalier）が「奴隷に教育を受けさせるから革命など起こすのだ」（Ⅰ：68）と言ったとき、トゥーサンの息子は、なぜ（教育を受けなかった）あなたの奴隷が助けに来ないで、（教育をうけた）僕の父があなたを助けるのですか、と反論する場面にマーティノー独自の主張が込められている。彼女は教育こそ黒人を残虐な暴動ではなく、理性的な行動に導く手段であると訴えているのだ。また、トゥーサンの忠誠心に加えて、彼の「白人に復讐せず（“NO RETALIATION!”）」（Ⅱ：91）（Ⅲ：221）という態度は全編に貫かれている。たとえばサンドマング統治中、自分の甥モイズ（Moysse）が黒人たちの復讐心を焚き付け、暴動を誘発してしまったとき、トゥーサンは即、彼を処刑している（Ⅱ：169-188）。またフランス政府がサンドマングにおける奴隷制再開のため、軍隊を派遣したとき、トゥーサンは最後まで和平の余地を残し武力衝突を回避しようとしたことが強調されている。さらに幽閉され獄中で死ぬ間際まで、トゥーサンは島に残された黒人たちに対し、復讐のために戦ってはいけないという内容のメッセージを送る（Ⅲ：221）。そして自らの死の直前にもこう宣言している。「我々は占領のために、略奪のために、戦ってきていない。人の情念を統御できるかぎり、復讐のためにも戦わない」（Ⅲ：238）。

史実によると、トゥーサンは、すでに最初の反乱直後の1793年に「私は復讐に着手した。私は自由と平等がサンドマングを支配することを望んでいる。私はその実現のために働く」（青木「ハイチ革命ノート」42）と宣言しており、決して復讐を否定していない。しかし一旦黒人による統治が始まると、トゥーサンが白人プランターを優遇し、白人に対して融和的、温情主義的であったのもまた事実であり（浜7；青木「ハイチ革命論」9、「ハイチ革命ノート」45）、マーティノーはトゥーサン像のこういった面を強調したかったようである。さらに、トゥーサン以外の登場人物にも気を配り、黒人、ムラート、白人といった多様な登場人物を通して、人種を超えた友情、愛情を描いて、異人種の共存は十分可能であることを示している（Ⅲ：125）。これらは黒人との暴力的対決を警戒する南部奴隷所有者に対して、平和的な奴隷解放が可能であることを訴えるプロパガンダとしての効果を狙っている証拠といえる（Belasco 183）。

3. 一般読者に対する配慮

またマーティノーは、保守派だけでなく、黒人に対して偏見を持つすべての読者に、認識を改めるよう迫っている。たいていの白人は、トゥーサンの英雄的な行為は偽善と切り捨て、黒人はみな野蛮で無知だと決めつけているが、そういった特徴は、まさに白人側に当てはまることが暗示される。たとえば、パバリエという奴隷主は、フランスでは自由と平等を謳うはずの共和党员だが、島では残忍な人種差別主義者である（Ⅰ：74-75）。彼は、トゥーサンよりはるかに人望がなく、粗野に描かれる。また統領政府の第一統領であるナポレオンは人々に自由を与えたと豪語し、トゥーサンにもサンドマングの自由を保障する手紙を送っている（Ⅲ：1-2）。しかしそのような振る舞いが偽善にすぎないことがやがて明らかになる。というのも、彼は西インド諸島の多くの植民地で奴隷制を存続させ、サンドマングの奴隷制再開も着々と準備を進め、最後はトゥーサンたちを力でねじ伏せようとするのである（Ⅱ：234-235, 265-302）。これは、イギリスから自由を勝ち取りながら、奴隷制を存続させているアメリカ人の矛盾に満ちた行動とも重なる。

一方、トゥーサンは「白人は、黒人が無知で理解力がないと思っているが、ナポレオンが奴隷をどのように扱っているかはちゃんとお見通しだ。我々の貿易が世界中の情報を我々にもたらしめていることを向こうは知らないようだ」（Ⅲ：2-3）と批判している。つまり、野蛮で無知なのは白人側であり、すべてを理解した上で、それでも白人と友好的関係を結ぼうとするのが黒人側であるというわけだ。

さらに白人は自分たちのことを棚にあげて、黒人側の陰謀を疑う。フランス大使のコアソン（Coasson）はトゥーサンの家を訪れ、「この家では偽善的な歓迎の裏に、恐ろしい悪意と悪魔的復讐が隠されており、その矛先は、白人という絶対的優位性を神から与えられた者たちに向けられている」（Ⅲ：15）と言う。そこでまたトゥーサンは「そのような復讐の情熱や感情の偽装（dissimulation）はない」（Ⅲ：15）と否定するのだが、コアソンは信じない。トゥーサンの偽装の疑いは、サンドマング攻撃のために派遣されたルクレール（Leclerc）将軍にも引き継がれる。

ルクレール将軍は黒人側に捕らえられていた捕虜の不確かな証言から、トゥーサンが巨額の財産を島に隠したと思い込み、彼が獄中死する直前までそのことを追及する。元捕虜の白人たちは、トゥーサンのことを「うわべを繕って隠すこと（dissimulation）がうまい」（Ⅲ：101）、「偽装の能力（“power of dissimulation”）がある」（Ⅲ：102）と言い、ルクレールに注意を促している。一方、トゥーサンは「コロニーの富はそれぞれの住民に分け与えており、隠していない」「コロニーの富は農作物や魚だ。それが、われわれが差し出せるすべてだ」（Ⅲ：100）と主張

する。このせりふには説得力があり、トゥーサンが何も隠していないことは明白である。その一方で、ありもしない財宝を求めて執拗に追及する白人たちの強欲さが露呈する。同時に、白人たちが疑っていたトゥーサンのもう一つの“dissimulation”，すなわち白人に対する復讐心の偽装も、読者には同様に根拠のないものとして想起され、そうやって疑心暗鬼に陥る白人側に非があることが認識されるのだ。

こうしてみると、『時の人』は黒人に対して偏見を持つ白人読者全般の認識を改める意図を含んでいることがわかる。

4. アボリショニストへの配慮

ここでさらに我々は、この作品をアボリショニストたちが読めば、より力強い革命劇が読み取れ、かつ彼らが登場人物に感情移入できるようにマーティノーが仕向けた点について探してみたい。トゥーサンの黒人らしい容姿についてはほとんど触れられず、むしろ白人の資質とみなされている知性や能力が強調される。彼は反乱後、自由黒人として、さらに黒人のリーダーとして白人と同じ特権的自由を享受している。つまりトゥーサンは、白人と黒人の中間的存在であり、当時の自由黒人と白人の両方からなるアボリショニスト、特に男性の運動家たちの共感を得るように描かれている。

前述の考察で、トゥーサンはあくまで白人に忠実で、残虐な暴動を扇動しないリーダーという描き方がされていると結論づけた。しかし、よく読むとトゥーサンの立場には葛藤があることがわかる。トゥーサンの片腕デサリーヌは、白人を激しく憎み、なんとしても武力で独立を勝ち取ろうとする強硬派である（Ⅱ：80）。一方、デサリーヌの妻テレーズ（Thérèse）はいかなる暴力も否定し、トゥーサンが甥のモイズを、黒人暴動を引き起こした罪で処刑しようとしたときも強く反対する（Ⅱ：174-75）。そういった相反する意見を持った二人の狭間に置かれたトゥーサンは、復讐心など一時的感情にかられた暴力はいけませんが、正義と秩序を守るための武力行使はやむをえないという中間的スタンスを取るのである（Ⅱ：175）。

またトゥーサンは、最後に要塞、シャトー・ド・ジュー（Château de Joux）の中にある監獄に閉じ込められ、一切の武力的手段を奪われる（Ⅲ：191-208）。前述の考察では、ここでトゥーサンによる革命は終わったも同然と結論づけた。しかし、別の角度から新たな解釈を試みたい。作者マーティノーは実際にシャトー・ド・ジューを訪れ、彼が孤独のうちに無念の死を遂げたその場所を見て感動し、この最終場面から書き始めたという（Belasco 168）。すなわち作者にとってこの場面こそ最も重要であるといえる。よく読むと、見方によってはトゥーサンの力はまだ十分持続しており、さらにその力が仲間の黒人に受け継がれることが示唆されている。彼は完全な非暴力主義者になったわけではないのだ。監獄のシーンを見ていく。トゥーサンは過酷な

環境で忍従の日々を送る一方、最後まで自由を求めて闘志を燃やし続ける。死を覚悟したトゥーサンは、「今まで何百、何千という黒人が奴隷船の中で、無駄死にを強いられてきた。私にとって山の中で、寒さで死ぬことの意味はなんだ？私が生き、そして死ぬのは、自由のためなのか？」（Ⅲ：207-208）と激しく自問しながら、一方で自由のための戦いを残された同志が続けてくれることを切に祈る。そして彼は獄舎を訪れた要塞の司令官リューボー（Rubaut）に向かって、黒人の勝利をこう予言する。

「私はフランスのために、フランスの支配者のために予言する……私の国サンドマングは、決してフランスのものにはならない。フランスの圧制が大きいほど、その代償も大きい。フランスが戦艦を送り続けても、黒人たちの自由の魂は屈しない。フランス人は必ずや負けるであろう。」（Ⅲ：230）

確信に満ちた力強い言葉である。

さらに注目したいのが、トゥーサンの饒舌さである。彼は投獄以来、「考えること」が自分にできる唯一の仕事と思い、沈黙を保っていた。しかし「これからは、語ること（to speak）が私の仕事である」と彼は言い、リューボーに対して「私の言葉をナポレオンに伝えるのが君の仕事だ」（Ⅲ：234）と語りかける。結局リューボーは、それに積極的に応じることなく立ち去ってしまうが、トゥーサンは語ることをやめない。そして今度は神に対して、戦いのさなかにいる黒人をお守りくださいと、力強い祈りの言葉を次々に重ねていくのである（Ⅲ：238-39）。このようにトゥーサンは、自らが武器を奪われた後は、言葉を新たな武器にして逆境に立ち向かい、同志による正義の戦いにエールを送り続ける。

こうしたトゥーサンの最後をアボリショニストが読むと、書かれていないはずの彼の死後、つまり奴隷がついに白人との戦いに勝つ姿が、自然と想起できるようになっているのである。このような工夫によって、マーティノーは従来の白人アボリショニストの発想を超えるメッセージを発している。当時、彼らの間でも黒人の能力は過小評価されていた。「黒人が高潔さを示すには、何らかの行動をとって抵抗するのではなく、受動的に苦しみに耐えるしかない」「自由とは、博愛主義者の白人が黒人に与える贈り物である」といったネガティブな固定観念が依然としてあった（Callanan 418-419）。ストウの『アンクル・トム的小屋』はこの古いタイプの考え方を踏襲しているといえる。しかし、『アンクル・トム的小屋』が世に出る10年も前にマーティノーは、黒人も行動を起こし、自らの力で自由を勝ち取ることができるということを訴え、アボリショニスト自身の意識改革を促しているのである。

一方で、暴力と非暴力という両極端の立場をにらみながら、最終的に中庸の道を模索するトゥーサン像は、北部の男のアボリショニストたちに共感を抱かせるものとなっている。スタンレイ・ハロルドが指摘しているように（Harrold 44-45）、1830年代以降、第二次覚醒運動の

影響で、宗教や道徳の担い手は男から女へと変化した。社会の救世主キリストと「女性的資質である慈悲、非暴力、従順さ」は結びつけられ、キリスト教徒の間では、男でも暴力的なものを拒否するのが当然であり、非暴力こそ真の男らしさであると定義される。その影響のもと、アボリショニストの間でも、本来男性が作った暴力的で抑圧的な奴隷制度に対抗するには、こうした女性的資質が必要であるとの見方が有力になり、「女性的共感や慈愛」を受け入れることが「男の義務」であるとまで考えられていく。しかしながら、男性のアボリショニストが女性的美德を自分たちのものとして受け入れるには限界があった。男性は第二次覚醒運動と同じ時期に、それとはまったく対照的な市場革命（商業主義や個人主義の発達）の影響を受け、「力による支配や性行為、飲酒」といった男性の特権を謳歌するよう仕向けられていた。そこで、男性のアボリショニストは一方で平和的非暴力的手段を支持しながら、もう一方で「公正なやり方で暴力を使うヒーロー」（Harrold 45）を尊敬するのである。とくに奴隷反乱を先導し、急進派として有名なギャリソンの一派は、勇気を暴力の形で示すことを認めている。暴力と非暴力をめぐる複雑なトゥーサン像は、まさにこのような男性アボリショニストの葛藤を反映しているといえる。ギャリソン派がマーティノーのこの作品を強く支持したのも、こうした特徴にあるのではないか。

5. 作品としての限界と評価

以上、マーティノーの作品がどのように読者の心を捉えたかを探ってきたが、もちろんこの作品が、人種に関する偏見や差別を根底から取り除くには限界があった。黒人は熱帯の気候に向き、寒さには弱いという当時の白人の偏見がそのままストーリーに反映されている。言語、音楽、宗教など黒人文化の描き方も不十分である。またトゥーサン像は白人の共感を得るように、白人化、理想化された英雄に加工されている。この点で、正木恒夫が、イギリス文学の複数の作品を通じて分析したような、白人中心主義思想の影響を受けた黒いヒーロー像とも重なっている（正木156-177）。さらに、題材となったトゥーサン自身の限界もあった。彼は実際、最底辺に置かれた黒人種の代表たりえなかった（青木「ハイチ革命ノート」46）。彼は、多数の混血（ムラート）と少数の指導的立場の黒人からなるエリート層の代表であり、黒人大衆を支配する側にいた。1801年サンドマング憲法では、土着のブドゥー教よりカトリックを「公に表明された唯一の宗教」（浜6）と規定し、また、言語においても、奴隷制の産物であるクレオール語よりフランス語を用いた（青木「ハイチ民衆史」484）。すなわち、トゥーサン自身、ハイチの未来の範をフランスに求め、西欧志向、白人志向であったわけである。マーティノーがトゥーサンを白人化する以前に、現実のトゥーサン自身が白人化されていたわけであり、トゥーサンを通して黒人の真の苦しみを伝えるのには二重の限界があったといえよう⁶。

しかしながらマーティノーは、最高司令官にまで上りつめたトゥーサンを、最後の牢獄のシーンにおいて、黒人の僕として描いている点は無視できない。神への祈りの中で彼はこう叫ぶのだ。「サンドマングの自由は、黒人種 (the negro race) の自由の始まりになるだろう。それゆえ、傲慢な白人が示したよりももっと豊かなキリスト教の精神が黒人たち (this race) の心に芽生えるよう、祈ろう。……神よ、感謝します。あなたが私をこの人種 (this race) の僕 (servant) になさったことを！」(Ⅲ：239)。この場面から、マーティノーがトゥーサンを完全には白人化せず、最後は黒人の中でも最底辺の身分から発言させている点が評価できる。またこうした死を目前にしたトゥーサンの姿は、正木のいう黒いヒーロー像と一線を画すと思われる。正木は白人化された黒人ヒーローの典型として、シェークスピア悲劇に登場するオセロなど数人を取り上げているが、彼らはみな、最終的にはその極端な他者性、つまり黒人特有の欠陥と考えられている激情や常軌を逸した行動によって自滅の道を歩むという。こうした黒人ヒーローの悲劇的結末は、「ヨーロッパの優越という単一の価値観」を反映し、「非ヨーロッパ性を理由とする排除」を示唆したものと正木は分析する (156-177)。しかしトゥーサンは白人側の陰湿で野蛮な方法によって殺されるのであって、彼自身は死ぬまで理性を保ち神に祈り続けるのである。これはイギリス人の多くが共有していた白人優越主義思想を、マーティノーが最後には明確に拒否している証拠である。

さらに、白人に虐げられた黒人の実像をリアルに描くことの限界はあっても、アンテベラム期にマーティノーの作品が、アポリショニストをはじめ、エマソン、フラー、ストウなど多くの思想家や活動家に与えた影響、アポリショニズムの熱意は評価すべきものであるといえよう。マーティノーの作品に触発されて、トゥーサンを讃える語りはその後もたびたび奴隷解放運動集会の講演やアポリショニストの手による伝記の形で受け継がれることになるのである。

*本稿は、2005年日本アメリカ文学会中部支部4月支部大会のシンポジウムで発表した原稿を、加筆・修正したものである。

註

- 1 ベラスコは、『時の人』がアメリカの各著名人に与えた影響を詳細に解説している。マーティノーは渡米前からギャリソン派の運動に賛同し、寄付をしており、ギャリソン派は彼女のロマンチックで気高いヒーロー像を歓迎していた (160)。チャイルドは『時の人』に関して「誰よりも詳細で熱心な書評」を『ナショナル・アンチスレイヴァリイ・スタンダード』(*The National Anti-Slavery Standard*)に掲載した (178)。またチャニングは、マーティノーのトゥーサン像を絶賛する手紙を書き送っている (177)。メルヴィルは『白鯨』(*Moby-Dick*)

の出版契約の後、次作品の主題を考えている最中にサラ・モアウッド (Sarah Morewood) という人物から『時の人』を受け取っている。さらに超越主義的思想家として、ブロンソン、フラー、エマソンも『時の人』には高い関心を持っている。特にエマソンとマーティノーの関係は注目に値する。エマソンは、アメリカ視察旅行中のマーティノーに会っている。1835年の暮れ、滞在先のボストンで奴隷解放運動に関与しすぎているとして保守派からの批判にさらされていたマーティノーに対して、エマソンはアポリショニストたちが集まるコンコードの家に行くよう促し、窮地から救っている。エマソン自らは当初アポリショニストたちと距離を置いていたが、その後確実に奴隷制批判の態度を強めていき、1844年には奴隷解放を訴える本格的な講演を初めて行っている (184)。彼もその妻も読んだとされる1841年出版の『時の人』は、彼の思想に大きな影響を与えたと考えられる。

- 2 一方で1850年代の急進派アポリショニストは、もしアメリカの奴隷制が廃止されなければ、暴動の危険性もあることを思い出させるための手段としてハイチ革命の言説を使った (Belasco 189; Hunt 2)。
- 3 1834年にはイギリスの奴隷制廃止協会からチャールズ・スチュアート (Charles Stuart)、ジョージ・トンプソン (George Thompson) といった二人の男性指導者がアメリカに視察旅行に出かけ、アメリカの、特に女性アポリショニストたちの活躍に感銘を受ける。男性だけでなく、女性による英米共同のアポリショニズムの組織を立ち上げる必要性を認識した彼らは、帰国後、イギリス女性の協力を求めて全国を遊説して回る。その一方、アメリカのアポリショニズム急進派のリーダー、ウィリアム・ロイド・ギャリソンはイギリスの女性アポリショニストたちの活躍を知り、アメリカ女性の手本とすべく使者を送っている。このような働きかけが功を奏して、大西洋をはさんで、英米の女性活動家たちが盛んに情報交換や援助提供を行い、新たな奴隷制廃止運動を展開していくのである。(Midgley 121-153)
- 4 この作品は『経済学解説』 (*Illustrations of Political Economy*) と題する書物の中に収められている。その題名の通り、経済学の原理を労働者階級や中産階級に理解させるという教育目的の色合いが強い作品である。この作品は、ストウの二番目の奴隷制批判小説、『ドレッド』 (*Dred*) にも影響を与えたと考えられている (Logan 18)。
- 5 当時のハイチには、過酷な労働を強いられる「耕作奴隷」と、比較的自由が与えられる「熟練奴隷」、さらには「逃亡奴隷」が存在したが、トゥーサンは「熟練奴隷」に属している。彼はハイチの北部平原にあるブレダ農園という砂糖プランテーションで生まれ、農園の管理者リベルタの「温情主義的な労働者管理路線」のもと、読み書きや学習、経済活動の自由も与えられ、やがて「リベルタの御者」に取り立てられ、「農園内の全家畜の世話を任

されるほどになった」という（青木「ハイチ革命ノート」40-41）。

- 6 トゥーサン像が、結局白人社会を糾弾する主人公になりえなかったという批判は、奇しくもマーティノーと同じ年に生まれたアボリショニスト、リディア・マリア・チャイルドの作品にも当てはまる。彼女は、マーティノーを高く評価し『時の人』には大いに触発されたが、1865年にチャイルド自身が書いたトゥーサンに関する英雄伝「トゥーサン・ルヴェルチュール」(“Toussaint L'Ouverture”)も、『時の人』と同様、「人種偏見を正そうと」という作者の熱意はみられても、「歪曲化されたトウサン像を解体したあとに出来上がる」のは、皮肉にも白人社会の現実の墮落を超越して、その失われた理想を体現する人物なのである（宮本248）。

引用文献

- Belasco, Susan. “Harriet Martineau’s Black Hero and the American Antislavery Movement.” *Nineteenth-Century Literature* 55.2 (2000): 157-194.
- Child, Lydia Maria. “Toussaint L'Ouverture.” *The Freedmen’s Book*. Boston: Ticknor and Fields, 1865. 33-83.
- Callanan, Laura. “Race and the Politics of Interpretative Disruption in Harriet Martineau’s *The Hour and the Man* (1841).” *Women’s Writing* 9.3 (2002): 413-431.
- Harrold, Stanley. *American Abolitionists*. London: Person Education, 2001.
- Hunt, Alfred N. *Haiti’s Influence on Antebellum America: Slumbering Volcano in the Caribbean*. Baton Rouge: Louisiana State UP, 1988.
- Logan, Deborah. “Fighting a War of Words: Harriet Martineau in *the National Anti-Slavery Standard*.” *Victorian Periodicals Review* 37:1 (2004): 46-71.
- Martineau, Harriet. *The Hour and the Man*. 3 vols. 1841. London: Edward Moxon, 1974.
- _____. *Society in America*. Vol.2-4 of *Harriet Martineau: Studies of America, 1831-1868*. 1837. Bristol: Thoemmes Continuum, 2004.
- _____. *Retrospect of Western Travel*. New York: M. E. Sharpe, 2000.
- _____. *Writing on Slavery and the American Civil War*. Dekalb: Northern Illinois UP, 2002.
- 青木芳夫「C・L・R ジェームズのハイチ革命論」『ラテン・アメリカ論集』24号（1990年）、2-13頁。
- _____「ハイチ革命ノート～トゥサン、デサリース、黒人大衆」『南欧文化』15号（1991年）、39-49頁。
- _____「ハイチ民衆史1791-1991」（監修者あとがき）C.L.R ジェームズ『ブラック・ジャコバン：トゥサン＝ルヴェルチュールとハイチ革命』東京：大村書店、2002年。477-502頁。

浜 忠雄「ハイチの独立と植民地支配の『遺産』ハイチ革命開始200年によせて」『歴史学研究』623号（1991年）、1-15頁。

正木恒夫「黒いヒーローの条件と限界」『植民地幻想：イギリス文学と非ヨーロッパ』東京：みすず書房、1995年。156-177頁。

宮本陽一郎「ブラック・エンペラー：ハイチ表象史」『モダンの黄昏：帝国主義の改体とポストモダニズムの生成』東京：研究社、2002年。237-288頁。

Martineau's *The Hour and the Man*: The Hero of the Haitian Revolution and American Abolitionism

TSUJI Shoko

This essay will examine the work *The Hour and the Man* (1841), written by Harriet Martineau, a British writer who made an investigative tour of the United States from 1834 to 1836, thereby having strong empathy for American abolitionism. Her work focuses on the life of Toussaint L'Ouverture, the leader of the Haitian Revolution, the slave revolt which successfully led to the liberation of the Blacks at the turn of the century (1791-1804). Unfortunately, little is known on how much influence this work had on the emancipation movement in the United States. This paper will analyze the ingenious ways by which Martineau interested many readers in abolitionism without provoking a backlash of the anti-abolitionists, especially of the conservatives in the southern states of America.

Before beginning a close examination of the text, it is necessary to make clear the background of abolitionism in those days and the significance of the Haitian Revolution for both British and American abolitionists. Just after the Haitian Revolution in Saint Domingue, a French settlement, the Republic of Haiti, the first independent state of the Blacks was established. Not surprisingly, many slave-holding countries, including Britain and the United States, ignored the existence of this republic. In 1833, however, Britain finally abolished her own slave system and acknowledged Haiti as an independent country. Accordingly, some of the British abolitionists who had fulfilled their original aims, developed a new interest in the emancipation of the Black slaves in the United States. They began to work with American abolitionists across the Atlantic Ocean. Therefore, the abolitionists, whether they were British

or American, highly esteemed the Haitian Revolution as a good model of Black emancipation. It is quite natural that Martineau, one of the British abolitionists, used this revolution as the material of her work in the 1840s.

Next, this paper moves on to the examination of Martineau's text. First, Martineau envisioned a backlash by the pro-slavery readers and tried to avoid it by some devices in her text. The pro-slavery people in those days were afraid that the Black slaves were by nature ferocious and that emancipating them could threaten lives and the social status of White people. In order to quiet their fear, Martineau deliberately depicted the hero, Toussaint, as a cool and collected gentleman. Moreover, she omitted violent scenes, especially bloody battles between the Blacks and the Whites both at the beginning of and at the end of the entire revolution. Toussaint was kidnapped and died in prison before the success of the revolution. Martineau ended her story at the scene of his death and tried to reduce the fear of the Whites about the Black revolt.

This paper also examines how Martineau tried to change general readers' perception of the Black slaves. By depicting some White protagonists as brutal and ignorant, and by contrasting them with a rational and intellectual Black leader, Toussaint, she made her readers get rid of their prejudice and realize that brutality and ignorance are the characteristics of the Whites rather than those of the Blacks.

As the last, but very important issue, Martineau attracted and inspired the abolitionists. She depicted Toussaint facing the tough decision about whether he should use violence in the battle for freedom or remain non-violent. Such a hero could be easily accepted with sympathy by male abolitionists in those days, because the hero's conflict was exactly the same as the one they shared. In the end, Toussaint consistently opposed to using violence revengefully, but accepted using it for justice. Even when he was entrapped in prison, he strongly continued to voice aggressive words concerning the struggle against the White supremacy. This scene successfully made the abolitionists recollect the fact that the Blacks really overcame the Whites by armed force to gain their freedom.

In this way, Martineau won various types of readers' hearts and minds. Of course, her trial of depicting the real figures of the persecuted Blacks had its own limitations. Her Toussaint was idealized and made intentionally to look like a White hero. But no one could deny the ingenuity of Martineau's work and its great influence on many readers, especially the abolitionists in the United States.

映画『泳ぐひと』，あるいは抑圧された現実の回帰

杉野 健太郎

1967年12月8日付の『タイム』(Time)誌が「ニューシネマ―暴力・・・セックス・・・芸術」(“The New Cinema: Violence...Sex...Art”)という文字とともに映画『俺たちに明日はない』(Bonnie and Clyde, 1967)のスタイル写真で表紙を飾り、「映画における自由の衝撃」(“The Shock of Freedom in Films”)という記事を掲載してから、「ニューシネマ」という言葉が使われるようになった。¹ やや乱暴だが、「ニューシネマ」の映画としての特徴を簡潔に挙げれば、反体制的テーマと実験的技法と言えらる。 ² そもそも映画人集団が運動として起こしたものではなく、ジャーナリズムの記事から生じた「ニューシネマ」という名称がどの映画にあてはまるかは定まっているわけではない。

さて、ジョン・チーヴァーの小説『泳ぐひと』(The Swimmer, 1964)に関してはすでに論じたことがあるが、その映画版であり小説版の物語内容をほぼそのまま引き継ぐ1968年製作の『泳ぐひと』(The Swimmer, 1968; 監督フランク・ペリー/脚本エリナー・ペリー/主演パート・ランカスター)の場合は、実験的手法によってというよりはむしろ反体制的テーマによってニューシネマと呼びうるであろう。ただ、ニューシネマという観点から見ると、『俺たちに明日はない』、『卒業』(The Graduate, 1967)、『明日に向かって撃て!』(Butch Cassidy and Sundance Kid, 1969)、『イージー・ライダー』(Easy Rider, 1969)とは異なり、ニューシネマの代表的で著名な映画ではなく、先行研究も多くはないと言えらる。 ³ また他のニューシネマとのその他の差異に関して述べれば、『俺たちに明日はない』、『明日に向かって撃て!』とは異なり同時代を舞台にしている、またこれらの4映画すべてと異なり階層的あるいは年代的に体制側の人物を主人公としている、という示差的特徴を持つ。

本論文では、この映画『泳ぐひと』を小説版との差異に特に焦点を当てながら論じる。ただし、そうは言っても、映画は映画として、すなわち映画を独立した芸術テキストとして論じる。小説テキストは文字言語から成っているが、映画テキストは映像と音声言語(サイレント映画などの場合は、場合によってはさらにインタータイトル[字幕]などの文字言語)でできており、そもそも異なる芸術形式である。また、文学の作者性(authorship)は作者に帰せられるが、監督、脚本家、撮影監督などの共同作業によってできあがる映画の作者性は監督一人に帰せられるものではない。すなわち、小説と映画は大きく異なる芸術形式なのである。映画『泳ぐひと』の原作が小説『泳ぐひと』だということは、映画『泳ぐひと』の脚本が小説『泳ぐひと』を脚色したものであるということに過ぎない。もちろん、本論文は、映画版の特徴を記述するため

に映画版と小説版の相違に言及することはあっても、小説がオリジナルで映画はコピーだというような姿勢も取らない。

I. ユートピアとしての郊外

小説版の舞台は架空の郊外ビュレット・パークであり現実の場所と同定できないが、映画『泳ぐひと』の場所設定は、ニューヨークのマンハッタンから通勤圏内のコネティカット州（北東）の郊外住宅地である（36:20, 70:41）。⁴ アメリカにおいて郊外化現象は19世紀末から起り、とりわけ第二次世界大戦後には急速な郊外化が見られ、1970年代には郊外居住者が他の居住地を抜き最大になるので、この郊外住宅地というのは、いわば当時のアメリカを代表する居住地であると言えるだろう（Kalish）。ただ、単なる郊外住宅地ではなくプールやテニスコートが家にある富裕な住宅地である。第二次大戦後のアメリカにおいてプールは大衆化したがる、やはりまだステータス・シンボルであった（Leeuwen 162）。したがって、この映画の場所設定は、豊かな郊外、アフルエントな郊外と言えるだろう。登場人物グレーム夫人のセリフ “I've got everything I ever wanted.”（14:28）がそれを如実に物語っている。また、郊外は、映画史的には特別な意味を持つ。Rothman は、“Hollywood and the Rise of Suburbia” という論文のなかで、*Pursuits of Happiness: The Hollywood Comedy of Remarriage* という Stanley Cavell の remarriage comedy 論を参照しながら、同時代のフィルム・ノワールにせよ第二次大戦後の『素晴らしき哉、人生！』（*It's a Wonderful Life*, 1946）にせよ、ユートピアとしての郊外というイデオロギーの形成に寄与したと論じている。また、さらに Wilt を援用して述べれば、コネティカットは、豊かな郊外を代表する記号であった。すなわち、コネティカットという郊外は、アメリカン・ドリームが実現する場所、ユートピアなのである。

この映画の主人公は、ネディ・メリル（Neddy Merrill）である。カメラは、彼の行動をずっと追っていく。したがって、この映画の主人公はネディだと容易に特定できる。このネディの主な行為は、一つしかない。その豊かな郊外住宅地の家々のプールを泳ぎわたって家へ帰ることである。ネディは、映画の冒頭で、家まで泳いで帰るといふ、いわばモック・ヒロイック（擬英雄的）な行為を思いつく（9:10）。家へ帰るといふことは、ギリシャ・ローマ神話やホメロスの『オデュッセイ』（=ユリシーズ）、さらには、20世紀文化というコンテクストにおけば、当然ジェイムズ・ジョイスの『ユリシーズ』（1922）を連想させる枠組みと言えるだろう。こう書くと、主人公のネディがひどくさえない男、アンチヒーローかとも思われるが、少なくとも最初はそうではない。ネディ本人について見てみよう。

ネディを演じるのは、『地上より永遠に』（*From Here to Eternity*, 1953）で水着一枚の裸身を少し披露した、そしてヘミングウェイの小説の映画化『殺人者』（*The Killers*, 1946）の元ボ

クサー役でデビューし、最後の映画出演となった『フィールド・オブ・ドリームス』(*Field of Dreams*, 1989)で元メジャー・リーガーを演じたバート・ランカスターである。この映画では、最初から最後まで露出症的とまでは言えないにせよ自己顕示的に彼の身体が観客にさらされる。映画の冒頭で、彼が軽やかにプールを泳ぎ階段を使わずにプールから上がるシーンが挿入されるだけでなく、他の登場人物の話し言葉によっても、彼の男らしさと若々しさそして美しさが強調される(11:30)。豊かな郊外住宅地に住むネディ本人は、中年であるにも関わらず、若々しくて男らしくて美しくモテモテ男であり、家庭もうまく行っていることが示唆される。後述するがWASPでもある彼は、いわば、第二次大戦後アメリカの「豊かな社会」(ガルブレイス)のすべてを持つWASP男性なのである。

さてところで、ネディが泳いで家へ帰ることの動機は何なのか。最初のウエスターヘイジー(Westerhazy)家のプールでも4番目のリア(Lear)家のプールでも、他の登場人物から疑問が投げかけられる(10:47, 23:11)。一体全体なぜネディはそのような行動に出たのか。少なくとも映画の冒頭でネディからそれは明らかにされない。まず、「泳いで家に帰ること」("swimming home" [22:48])だから当然だが、家の確認ということであろう。また、建物としての家"home"だけではなく、家庭としての"home"であろうか。実際、彼は、何回も家庭のことを口にし幸福な家庭を思い描く(16:37, 74:58)。例えば、8番目のネディの元愛人のシャーリー・アボット(Shirley Abbott)のプールで"I've got to swim home. (...) Lucinda's waiting. The girls are home playing tennis."(74:58)と口にする。それどころか、家へと至るプールのつらなりを妻の名前にちなんで「ルシнда川」("the Lucinda River" [11:04])と呼ぶ。また、そのルシнда川の上にある家々も彼が確認すべきものだろう。換言すれば、家=家族としてのhomeとともに確認されるべきは、プールを持つ家々で構成されるコミュニティと言える。実際、ネディは、"I knew we'd find friends all along the way"(28:25)と、かつて自分の家のベビー・シッターであったジュリーという若い女性に話す。

しかし、映画が進行するにつれて、彼のアイデンティティを支える他のものが、明らかになってくる。それは、Slabey(184-85)も指摘するように、男らしさと親和性があるアメリカの神話的イデオロギーである。ネディ自身も最初は意識していなかったものの徐々にそれを意識してくると言ってもいいだろう。リア家のプールで、ジュリーから泳いで帰ることを「オリジナル」("original")でまるで「探検家」("explorer")みたいと言われ(23:18)、こう言われたからかどうかは不明だが、8番目のビスワンガー(Biswanger)家のプールでは、自らを「探検家」と形容することになり、その行程で出会う人々を「原住民」("natives" [29:07])と呼ぶ。こうなると、映画のオープニングでネディ自身が自らの家への泳行の方向を「南西」("southwest" [10:34])と言ったことも意味を持ってくる。「南西」は、この郊外住宅地の所在地、アメリカ

の北東部から見ると、西漸運動の方向であることは明らかである。最初に心に抱いた地図を頭のなかに抱きながら「南西」に赴くマッチョな「探検家」ネディは、フロンティア神話にとりつかれていると言えるだろう。要約すれば、この中年だが若々しくて男らしいネディの家への泳行は、家=家庭 (home)、郊外コミュニティ、フロンティア的な男らしさと若々しさを確認するオデッセイなのである。

II. アメリカ神話の崩壊

ネディは、最初のウエスターヘイジー家におけるエスタブリッシング・シーンで話した通りの10のプールを泳いで家に帰る。まずこの10のプールに関して明白なことを述べよう。この10のプールには、有色人種所有のプールは含まれていない。小説版ではそうではないが、映画は肌の色を明確に映し出し明示する。都市部に増える黒人やラティーノから逃れて白人が郊外に移り住んだという現象、すなわち、1960年代に起きた白人の都市からの逃亡 (white flight) という現象を考えれば、この物語は史実に忠実だと言えるだろう。

人種だけではなく、白人のエスニシティも重要である。Patrick Hanks の *Dictionary of American Family Names* (OUP, 2003) に基づいて、プールの持ち主のエスニシティを確定してみよう。主人公ネディの Merrill という姓はイングランド系 (English) である。

Westerhazy (エントリーなし) / Graham (Scottish and English) / Hammer (German, English and Jewish [Ashkenazic]) / Lear (English) / Bunker (English) / Halloran (Irish) / Gilmartin (Irish) / Biswanger (エントリーなし Germanと思われる) / Abbott (English)

9つのプールの持ち主のエスニシティはこうだが、10番目のレクリエーション・センターのプールは、社会階層的により低い人たちが入るプールである。小説版では全部で10ではなく15のプールを泳ぎわたり、レヴィ (Levy) というユダヤ系の名前の家のプールも入っているが、映画版ではユダヤ系の名前はない。イングランド系 (English) とスコットランド系 (Scottish) がアメリカで古いエスニック・グループである WASP と考えられようが、その他の名前はそれよりは新しいエスニック・グループだということが分かる。また、映画版では、小説版にない黒人 (ハロラン家のお抱え運転手) が登場し、彼に対してネディは、黒人には「自然なリズム感」 ("natural sense of rhythm") がありまた「型破りの英語を話す」 ("mangle the English language") という、黒人に対するややステレオタイプ的な発言を行う (43:23) が、ここでは彼の人種的偏見が明示されていると言えよう。

さて、以上のことから分かるのは、ジェンダー、階層、人種とエスニシティのあらゆる点におけるネディの優位さである。さらに、Iで考察したように、ネディは、フロンティア神話的

な男らしい自己意識と幸せな家=家族を持っているようである。

しかし、ネディの家までの泳行は、悲惨な結果に終わる。妻と娘たちが家で待っている (74:58) どころか、ネディは失職し妻は浪費家のためか借金で家売り娘たちは不品行であるようだ。このことは、すでに二つめのグレアム家のプールにおいて、ネディの自分の家に関する発言に対するグレアム夫妻の表情で示唆される (16:40)。5番目のバンカー家のプールではネディに好意的な他人の口から示唆され (30:55, 32:10), 6番目のハロラン家のプールでは夫妻のひそひそ話によって観客のみに示唆され (44:10), 9番目のネディの元愛人シャーリー・アボットのプールでも彼女の口から引越したという噂の形で示唆され (64:21), 最後の10番目のレクリエーション・センターのプールではネディに敵意を持つ多人数の他者から言葉によって長々と明言される。階層が異なる人々が住む地域なのか, そこに至るにはハイウェイを横切らないといけないが, そのレクリエーション・センターのプールでのネディよりかなり下層に属すると思われる人々の難詰の対象は, ネディ一家の階層意識, 父親として失格のネディ, 妻のぜいたくな浪費と借金, 娘の交通事故をはじめとする不品行である。これだけ多くの人が示唆したり言ったりするが, それを知らない, 意識していない, あるいは無視するネディには, 少なくとも現実拒否の姿勢, 場合によっては, 記憶 (あるいは精神) の異常が認められることになるだろう。

ネディの階層と家庭の危機だけではなく, コミュニティとの不和も示唆される。多くの友人たちが歓迎してくれると明言していたものの, 何があったかは判然としないが3番目のプールのハマーからは二度とうちへくるなど言われ (18:15), ウエスターヘイジー夫人によって成り上がりだと嘲られた (9:00) 8番目のビスワンガー家のプールでは歓迎されず, 階層・富裕とおそらくエスニシティを原因とする不和があることが次第に明らかになっている。Beuka (96, 105) は, 映画版と小説版双方に, ベネディクト・アンダーソンのナショナリズム論の定義である「想像の共同体」(imagined community) の喪失を見ている。国家の基盤となる共同体 (community) がネディにとっては失われると解せるだろう。

国家の基盤となる共同体どころか, ネディは, ナショナル・アイデンティティ, あるいはアメリカ人をアメリカ人たらしめるアメリカニズムをも失う。シャーリー・アボットのプールで疲れ切り泳げなくなる (77:30) ネディからは, フロンティア的な男らしさと若々しさが消えうせたと言えるだろう。それどころか, シャーリー・アボットから「郊外の種馬」(“suburban stud” [76:37]) と呼ばれるネディは, 比喩的に去勢される。これは映画版と小説版の大きな違いであり, 映画版ではネディの性的男性性が強調されている。小説では, シャーリー・アダムズ (Shirley Adams) に対するネディの性的幻想とシャーリーのネディに対する嘲りの記述が半ページほどあるだけである (611)。これに対して, 映画版では, 比喩的去勢を行なう人物が

二人いる。8つ目のプールの元愛人シャーリー・アボットと若い女性ジュリーである。シャーリー・アボットは小説版のシャーリー・アダムズの名前を変えたと言えるだろうが、ジュリーは小説版にはない。Beuka (101) も指摘する通り、チーヴァーの他の小説「郊外の夫」(“The Country Husband,” 1954) のフランシス・ウィード (Francis Weed) が恋心を抱く若いベビー・シッターを取り入れたものだろう。小説版でシャーリー・アダムズに割かれるのはわずか半ページで全体の5%程度だが、映画ではシャーリー・アボットに割かれる時間は約11分 (61:00-77:12) でジュリーは約20分 (21:22-41:17) と合計31分で映画全体の長さの3分の1程度 (31/95) にも及ぶ。二人の占める比重は重い。また、ジュリーは、物語内容あるいは出来事という点において、映画版と小説版の唯一の違いと言っていいだろう。このシャーリー・アボットとジュリーに性行為を拒絶され、映画内で「郊外の種馬」と呼ばれるネディは比喩的に去勢される。小説版では露骨な言葉は使われていないが、映画版の言語と映像表現、とりわけ言語には、映画製作会社による自主規制である「映画製作倫理規定」に抵触する可能性が高いものが多く含まれている。例えば、“On a 10-point scale, how would you rate him in bed?” (69:14), “We made love together in this pool. And you loved it, remember?” (75:52) といった言葉である。この映画が製作されたのが「映画製作倫理規定」が有名無実になりレーティング・システムもまだ出来上がっていない時代だということは、DVDに収められた予告編の最後の字幕「大人向き」(“Suggested for mature audience”) に表現されている。

さて、古矢 (3-9) に基づきながらもやや表現を変えれば、アメリカのナショナル・アイデンティティを支えてきた19世紀以来のアメリカニズムとして、歴史順に、ヨーロッパからの入植以来続くフロンティア・スピリット、ピューリタニズム、独立宣言と憲法に具現化されたアメリカ建国の理念があげられるだろう。フロンティア・スピリットに関して述べれば、『泳ぐひと』では、フロンティア的な男性性は、「コロンブス」(“Columbus” [11:45]) とまで形容されたネディから消えうせる。独立宣言と憲法に具現化されたアメリカ建国の理念に関して述べれば、もとより白人以外を排除した郊外という舞台には、アメリカ建国の理念の一つである平等 (“all men are created equal”) とはかけ離れた現実があるばかりである。では、ピューリタニズムはどうか。自らを「特別な人間」(“a very special human being” [57:45]) と形容するのはピューリタニックな選民意識のあらわれか WASP ゆえのエリート主義ゆえかまたその両方かは判断できないが、また家への泳行の行程においてパーティが待ち構えアルコール漬けになるネディにピューリタニックの禁欲主義は望むべくもない。その上、ピューリタニックの理想から離れた現実にはシャーリー・アボットのプールで明らかになる。シャーリー・アボットは、ネディの今の家庭の崩壊を暴き、“Has the ideal all-American family found happiness on the hill?” とネディに言う。この映画の小説版では使われないがチーヴァーの他の小説 (例えば「郊外の夫」) で

も使われる地名 Shady Hill に込められたアイロニー、ピューリタンの理想であるジョン・ウィンスロップの「丘の上の町」(city upon a hill) から遠く離れたアメリカの現実へのアイロニーが込められていることは明白であろう。

また、映画版では、ネディのノスタルジアが強調される。それは、このシャーリー・アボットのプールでのシーンで際立つ。上述した「丘の上の町」にまつわる会話の後で例えば以下のような言葉が交わされる。

Neddy: When I was a kid, I used to believe in things. People seemed happier when I was a kid. People used to love each other. What happened?

Shirley: You got tossed out of your golden playpen, that's what happened.

(67:18-67:32)

家族神話にとらわれていたネディだが、シャーリーに、子どもの頃の家庭の平和をここで述べる。ステファニー・クーンツ (Stephanie Coontz) 流に言えば、なかった過去 The Way We Never Were をネディは構築しようとしているのかもしれない。⁵ ネディは、アメリカをアメリカ人たらしめてきたアメリカ神話あるいはアメリカニズムを喪失するだけではなく、未来への志向性を失いノスタルジアにひたり、F・スコット・フィッツジェラルドの国民的文学において成立した水泳的推進力を喪失したとも言えるだろう。⁶

さて、ここで整理しておこう。この中年だが若々しくて男らしく豊かな郊外に住む WASP 白人男性ネディから、彼のアイデンティティさらにはアメリカ人をアメリカ人たらしめるアメリカニズムあるいは神話的イデオロギーが失われる。それは、家=家庭 (home) 神話、コミュニティとの融和、フロンティア的な男らしさと若々しさ、男性的能力、ピューリタンの理想、水泳的推進力である。すなわち、この映画では、まるで、1963年に刊行されたベティ・フリーダン (Betty Friedan) の『女性神話』(*The Feminine Mystique*; 邦訳タイトル『新しい女性の創造』)、郊外に住む主婦の不安感を訴えフェミニズムの端緒となった本、に呼応するかのよう男性神話も家族神話も崩壊するだけではなく、それと同時に、アメリカ人にナショナル・アイデンティティをもたらしてきた諸神話も崩壊してしまうのである。

この物語内容をニューシネマという観点から考えてみよう。ニューシネマを代表する映画の一つ『明日に向かって撃て』や『イージー・ライダー』がかなりマッチョで男性優越主義的あり、とりわけ『明日に向かって撃て』では西部劇の男性性が神話化されることは明白だろう。しかし、この映画でも西部劇の男性性は残念ながら消失しネディは男性的でなくなる、あるいは比喩的に去勢されてしまうのである。

Ⅲ. 抑圧された現実の回帰

さて、最後に、この映画の物語技法的側面を見よう。それは小説版と比較すると理解しやすい。まず、出来事の順序である。映画版では、ネディの苦難が最後に連続的に集中している。小説版では、15のプールのうちネディに悪意を持つ人々がいるのは12番目のビスワンガー家のプールのだけである。これに対して映画版でネディに悪意を持つ人々がいるのは、10のプールのうち8番目のビスワンガー家のプール、ネディに対して憎と愛をあわせ持つ9番目の元愛人シャーリー・アボットのプール、最後10番目のリクリエーション・センターであり、ネディに対する批判や嘲りは執拗に行なわれる。とりわけ、リクリエーション・センターのプールは、小説版では15のプールのうち10番目に置かれネディはプールの係員に冷淡に扱われる(608)だけだが、映画版では、Beuka (102)も指摘する通り、10のプールの最後に置かれ、ネディはプールの係員に冷淡に扱われるだけでなく執拗に家族の崩壊を暴かれる。小説版ではネディの夢・幻想・思い込みと現実が葛藤・交錯しているのに対し、映画版はネディの夢・幻想・思い込みが観客に示された後でそれとは異なる現実が執拗に物語の最後に突きつけられると言えるだろう。映画のエンディングの語りの方はさらにこれを強化していることを次に説明しよう。

この小説版の語りは、2箇所(最初のエスタブリッシュ・シーンとネディの外見を記述するところ)を除いて絶えず主人公ネディと一致している。また、ネディの思考は、自由間接話法などさまざまな話法を用いて30回以上も伝えられる。したがって、この物語そのものがネディの心の中で起きているのではと思えるくらいの語りの構造となっているために、ネディに起こった好ましくない出来事がネディの見た夢や幻想なのかあるいは現実の出来事なのか区別がつかない。ツヴェタン・トドロフは、その有名なファンタジー論において、ファンタジーを分類し、心理的・自然的説明ができるものをアンキャニー (uncanny)、説明できないものをマーヴェラス (marvelous) と呼び、そのどちらとも決めがたいものをファンタスティック (fantastic) と呼んだ (Todorov 41) が、この小説はファンタスティック、すなわち、ネディにとって好ましくない出来事がネディの夢なのか現実の出来事なのか判然としない物語となっていると結論づけられるだろう。⁷ これに対して、映画版の方は、アンキャニーどころかそもそもファンタジーではなく、ネディにとって好ましくない出来事が現実が起こった出来事であることを明快に示す。これを説明してみよう。小説版を忠実に映画化すれば、『湖中の女』(*The Lady in the Lake*, 1947)⁸ や2003年に日本でも公開された『エルミタージュ幻想』(*Russkiy kovcheg [Russian Ark]*, 2002)のような実験的な映画、すなわち、ネディの完全な視点ショットで一貫して撮影された映画になるだろう。しかし、映画版は、そのような実験的な形式とはやや異なり、ネディの泳いでの帰宅にずっとカメラがついていくという形式あるいはカメラワークを選んでいる。

これを先取りして本論文ではネディのことを主人公としてきたが、カメラがずっと後を追うネディがこの映画の主人公であることには説明は不要だろう。映画版は、カメラがネディに付き添うものの、ネディの完全な視点ショットからすべて撮影されているわけではない。すなわち、カメラはネディを追って行くものの、ネディの視線は繰り返しショットによって切り返されネディの身体が映ることはごくふつうにある。言い換えれば、この映画版は、ネディの完全な視点ショットでは撮られてはいないが、ネディの認識の範囲内の出来事を捉えるという形式になっていると言えるだろう。しかし、カメラは、映画の最後のシーンにおいて、ネディの認識の範囲内を出る。ここで、ネディの認識の範囲を超える、あるいはネディが無意識のどこかに抑圧しているらしい忌まわしい現実がカメラによって映し出される。そこで、カメラは、泳げなくなったものの疲労困憊のまま雨が降るなか家にたどり着いたネディが閉かすのドアのノブを何回もこじ開けようとしている最中に、左へパンして割れた窓から家の中に入り、引越したらしくがらんとした内部とドアノブを内側から映し、再び同じ窓から出て、また再びネディを映して終る。カットではなくパンを用いたわけだが、カメラが横に向きを変えていくパンは、映画のカメラの認識がネディの認識から離れることを殊更強調する効果を持つ。この場合のパンは認識の差異を空間化しているとも言えるだろう。すなわち、この映画版では、ネディにとって好ましくない出来事はネディの見た悪夢ではなく現実だと観客に理解させるのである。小説版も映画版もアメリカの夢や神話の幻滅という物語内容では共通性がある。しかし、小説版では、読者はその現実感を揺るがされるものの、ネディの思い込みが真実なのかあるいは他の人が指摘するネディの真実なのかに関しては最後にあいまいさが残り宙吊りにされる。これに対し、映画版では、観客は、理念や夢から乖離した現実を直視できないネディをつきつけられ、それがアメリカ人の現状だという強いメッセージを受け取る。DVDに収録された映画の予告編でも「泳ぐひとについて語ることは、あなた自身について語ることはないか」(“WHEN YOU TALK ABOUT THE SWIMMER...WILL YOU TALK ABOUT YOURSELF?”)という言葉が最初にナレーションでそして最後に字幕でと2回もくりかえされるが、この映画は、アメリカの夢、アメリカン・ドリームあるいは理想から乖離したアメリカの現実という強いメッセージ性を持っていると言えるだろう。

付記：本論は、日本映画学会第2回全国大会（2006年12月2日、大阪大学大学院言語文化研究科）において読んだ原稿に基づくものである。

注

- 1 「ニューシネマ」の背景にある、あるいは「ニューシネマ」に影響を与えた映画界の動き

の一つは、1950年代末から1960年代はじめにかけてのフランスのヌーヴェル・ヴァーグである。「ニューシネマ」は、日本では「アメリカン・ニューシネマ」（遠山）とよばれることが多いが、ジョナス・メカスと雑誌『フィルム・カルチャー』の周りに1950年代末から1960年代はじめにかけて集まった映画人が製作したインデペンデント（映画製作会社〔スタジオ〕に頼らない）映画の総称である狭義の「ニュー・アメリカン・シネマ」（New American Cinema）と紛らわしい。そのためもあるのであろうか、日本で「アメリカン・ニューシネマ」と呼ばれる映画群は、アメリカでは単に「ニューシネマ」、「ニュー・ハリウッド・シネマ」と呼ばれる。ただし、「ニュー・ハリウッド・シネマ」という言葉は、ややあいまいに使われ、1967年から1970年代半ばのハリウッド映画を指すこともあれば、1970年代以降の映画を対象とすることもある（Krämer 2）。1930年から1960年の間にハリウッドで流行した映画スタイルを意味する「古典的ハリウッド映画」[classical Hollywood cinema]（ボードウェル）に対立するものとして、1967年以降のハリウッド映画、すなわち広義の「ニュー・ハリウッド・シネマ」は、しばしば「ポスト古典映画」（post-classical cinema）と呼ばれることもある。

- 2 内容的には「映画製作倫理規定」（ヘイズ・コード）、形式的にはボードウェルが理論付けた「古典的ハリウッド映画」に反するような映画がニューシネマと言えるだろう。ただ、本論文は『泳ぐひと』のニューシネマ性だけを扱うわけではないので、これ以上深入りはしない。なお、「映画製作倫理規定」および「古典的ハリウッド映画」に関しては、参考文献にあげた文献を参照のこと。
- 3 ニューシネマのカノン（正典）というものはないが、遠山が論じる80ほどの数の映画がいちおうの目安として便利だろう。『泳ぐひと』はそのなかに入っており、また最近出た大きな映画事典である岩本・高村の「アメリカン・ニュー・シネマ」の項目で参照される7本の映画の1本であるが7本に入るほど代表的かどうかに関しては議論の余地がある。
- 4 以下、DVDからの引用は、おおよその通し時間（単位は分と秒）で示す。なお、ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメントから発売されている日本版DVDの内容は、コロムビア映画（Columbia Pictures）から発売されているアメリカ版とまったく同一である。
- 5 Stephanie Coontzの本 *The Way We Never Were: American Families and the Nostalgia Trap* (1992) [邦訳タイトル『家族という神話—アメリカン・ファミリーの夢と現実』]のタイトルの元になった映画『追憶』（*The Way We Were*, 1973）の監督はシドニー・ポラック（Sydney Pollack, 1934-2008）である。『泳ぐひと』の監督はフランク・ペリー（Frank Perry）のみクレジットされているが、このシャーリー・アボットのシーンを撮り直したのがシドニー・ポラックであること（遠山 64, Beuka 260）は興味深い。

- 6 映画版でも小説版でもそうだが、泳げなくなることは、国民的文学F・スコット・フィッツジェラルドの文学において確立したアメリカニズム、「前向きな心」(“a willingness of the heart”)のメタファーとなっている水泳的推進力を失ったことを意味する。このことに関しては、拙論「スイミングとアメリカーF. Scott Fitzgerald と John Cheever の “The Swimmer”」(『SOUNDINGS』34 [2008年12月] 所収)を参照のこと。
- 7 このことに関しては、拙論 “Demystification and Mystification of American Myths: A Textual Analysis of John Cheever’s “The Swimmer.”” (『中部アメリカ文学』10 [2007年3月]) 所収を参照のこと。
- 8 『湖中の女』が完全な視点ショットで一貫して撮影された代表的例であることは、Stam (88)を参照のこと。

参考文献

- Beuka, Robert. *Suburbanation: Reading Suburban Landscape in Twentieth-Century American Fiction and Film*. NY: Palgrave, 2004.
- Buscombe, Edward. ed. *The BFI Companion to the Western*. NY: Da Capo Press, 1988.
- Cheever, John. “The Swimmer.” 1964. *The Short Stories of John Cheever*. New York: Vintage International, 2000.
- Donaldson, Scott. *John Cheever: A Biography*. Lincoln: iUniverse, 1988.
- _____. *The Suburban Myth*. NY and London: Columbia University Press, 1969.
- Hanks, Patrick. *Dictionary of American Family Names*. New York: Oxford University Press, 2003.
- Kalish, Jennifer L. “Suburbanization.” *The Oxford Companion to United States History*. Ed. Paul S. Boyer. NY: Oxford University Press, 2001.
- King, Geoff. *New Hollywood Cinema: An Introduction*. London and New York: I. B. Tauris, 2005.
- Krämer, Peter. *The New Hollywood: From Bonnie and Clyde to Star Wars*. London and New York: Wallflower, 2005.
- Leeuwen, Thomas A. P. *The Springboard in the Pond: An Intimate History of the Swimming Pool*. Cambridge, MA and London: The MIT Press, 1998.
- Perry, Eleanor. *The Swimmer*. 1967. NY: Pyramid Books, 1968.
- Rothman, William. “Hollywood and the Rise of Suburbia.” *East-West Film Journal* Volume 3 Number 2 June 1989: 96-105.

杉野健太郎

Slabey, Robert M. "John Cheever: The 'Swimming' of America." *Critical Essays on John Cheever*. Ed. R. G. Collins. Boston: G. K. Holl & Co, 1982. 180-91.

Stam, Robert, Robert Burgoyne and Sandy Flitterman-Lewis. *New Vocabularies in Film Semiotics*. London and NY: Routledge, 1992. スタム, ロバート/バーゴイン, ロバート/フリッターマン=ルイス, サンディ 『映画記号論入門』, 丸山修ほか訳, 松柏社, 2006年。

Todorov, Tzvetan. *The Fantastic: A Structural Approach to A Literary Genre*. Trans. Richard Howard. Ithaca: Cornell University Press, 1975. Trans. of *Introduction à la littérature fantastique*. 1970. トドロフ, ツヴェタン 『幻想文学論序説』, 三好郁朗訳, 東京創元社, 1999年。

Wilt, David E. "Suburbia." *The Columbia Companion to American History on Film*. Ed. Peter C. Rollins. NY: Columbia University Press, 2003. 480-87.

岩本憲児・高村倉太郎監修 『世界映画大事典』, 日本図書センター, 2008年。

遠山純生監修 『American Film 1967-72 「アメリカン・ニューシネマ」の神話』, ネコ・パブリッシング, 1998年。

古矢旬 『アメリカニズム-「普遍国家」のナショナリズム』, 東京大学出版会, 2002年。

ボードウェル, デイヴィッド 「古典的ハリウッド映画-語りの原理と手順」 杉山昭夫訳, 岩本憲児/武田潔/斉藤綾子編 『「新」映画理論集成』 2 (フィルムアート社, 1999年) 所収。
「映画製作倫理規定」 加藤幹郎訳, 加藤幹郎 『映画 視線のポリティクス-古典的ハリウッド映画の戦い』 (筑摩書房, 1996年) 所収。

『泳ぐひと』, 監督フランク・ペリー (Frank Perry)/脚本エリナー・ペリー (Eleanor Perry)/主演バート・ランカスター (Burt Lancaster), 1968年, DVD (ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメント, 2004年)。

The Swimmer as a New Cinema, or the Return of the Repressed Reality

SUGINO Kentaro

The Swimmer (1968) is the only existing film based on John Cheever's stories and can be considered to be an example of New Cinemas. The purpose of this article is to review the film, with reference to its novel version.

Neddy Merrill, the protagonist played by Burt Lancaster, is a wealthy, middle-aged white man living in a wealthy suburban Connecticut, a postwar utopia. Neddy performs only one strange act, swimming home. A closer look at the film text reveals that his motive for swimming home is his confirmation of his imagined home, community, masculinity, youth, and frontier spirit. In his odyssey, his imagined identities however become disillusioned and collapsed. In the film version, his loss of masculinity is intensified to metaphoric castration. While only one woman rejects Neddy's advance in the novel version, the longer and harsher rejection scenes by two women reinforce the emasculation of Neddy.

Turning now from content to discourse, the film's narration and technique intensify the protagonist's misery as a whole. Firstly, the recounting order of narrative events in the film version emphasizes the collapse of his family. In the novel, it is only in the 12th of 15 pools that the horrible condition of Neddy's family is disclosed; in the movie version this issue is more persistently exposed in the much more extended scenes of the last two consecutive pools. Secondly, and more significantly, the ending of the film shows the suppressed reality to the audience more persistently and explicitly than it is revealed to Neddy himself. In the novel, the narrative style does not provide the readers with any definitive closure. To put it concretely, it is not clear in the ending whether Neddy's nightmarish suburban misery really happened or not. Contrastingly in the film version, the camera movement in the ending provides the audience a clear-cut closure. The camera, following Neddy and not leaving his perception until that time, suddenly moves away from his view of things and shows his deserted house, his loss of home. In other words, while the novel version just unsteadies the readers' sense of reality, showing a glimpse of his misery, the film version shows the audience how Neddy refuses to admit his own misery. It can be concluded that the film finally forces the audience to admit to Neddy's miserable reality.

魔女狩りとホーソーンの創作技法¹

—サイコロジカル・ロマンスにおける「場」の起源と発展と消滅—

山 本 雅

(1)

ホーソーンが晩年（ヨーロッパより、アメリカに1860年に帰国してそれ以降）に多大な時間と労力を注ぎながら、4本の作品創作に挑戦し、一本の作品も完成させることができなかった理由を調べているうちに、私は非常に興味深い研究書に出くわした。それは、マーク・ヴァンドレンの『ナサニエル・ホーソーン：批評的伝記』（Mark Van Doren. *Nathaniel Hawthorne: A Critical Biography*. New York: The Viking Press, 1949.）である。戦後まもなく書かれたこの研究書は、ホーソーンの手紙や日記からの多すぎる引用や、その他の多くの資料で読者を圧倒しようとする術学的なところは微塵もなく、問題の核心をずばり指摘する明快・率直な研究書である。かつてのホーソーン研究の大御所であるハイアット・ワゴナーも、「マーク・ヴァンドレンは、最高に洞察力に富んだ研究者である」と述べて、たびたびヴァンドレンのこの研究書に言及しているから（Waggoner 245）、当時はホーソーン研究者の間では、非常によく知られたホーソーン研究者であったと思われる。

このマーク・ヴァンドレンは、ホーソーンが晩年において、一本の作品も完成させることができなかった理由について、次のように述べている。「〔晩年において〕ホーソーンは彼の道徳的態度を失ったのか。ホーソーンが時々述べていたように、ロマンスが好ましい文学形態であるということを信じられなくなったのか。ホーソーンの「状況設定」(Environment) は蒸発したのか。ホーソーンの「架空の領域」(fairy precinct) [『大理石の牧羊神』の「序文」の中のホーソーンの使用語] は愚かな神話になったのか。〔ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりに関しての答えとして〕このどれかを選択するのは難しい。」(Van Doren 240)

このヴァンドレンの指摘において、私が特に重要であると思うのは、ヴァンドレンがホーソーンの「ロマンス」とその「状況設定」(Environment) の二つを列挙していることである。私はホーソーンの文学の最大の特徴は、ホーソーン特有のロマンス（以下、私の言う「ロマンス」という用語は、ホーソーン自身が創作の目的として述べている「サイコロジカル・ロマンス」のことであり、狭義の「ロマンス」である）にあると思うし、ホーソーン特有のロマンスの本質は、彼の「場」にあると考えている。ヴァンドレンは「状況設定」(environment) と呼んでいるが、これを私は、ホーソーンのロマンスに特有の「場」と呼びたい。「場」とは、ストーリー

が展開される「舞台」であり、「背景」であり、登場人物を含めたストーリーの「状況設定」である。およそ「場」のないストーリーはない。全てのストーリーには、いつ、どこで、どのような状況で出来事が起こったのかという、「場」が必ず存在している。ホーソーン作品においては、それが非常に特殊であり、独特であるので、私はそれを「場」と表現したい。²

本論考においては、ホーソーン文学の最大の特徴であるロマンス（「サイコロジカル・ロマンス」）、およびホーソーンロマンスに必須の要素である「場」が、どのようにして生まれ、発展し、そして衰退して行ったかという、ホーソーン創作技法を議論したい。そして、そのホーソーン創作技法の起源において、ホーソーン4代前の先祖であるジョン・ホーソーンが深く関与した「セイレム魔女呪術事件」（1692年）、いわゆる「魔女狩り」がホーソーン創作技法にどのように関係しているかを議論したい。

(2)

まず、もう少しホーソーン「場」について具体的に説明しておく必要がある。周知の通り、ホーソーンは1828年に『ファンショー』（*Fanshawe* 1828）を出版し、その直後に八方手を尽くしてこの作品を回収し、焼却した。この作品は、ニューイングランドのどこかの田舎町を舞台にして、エレンという若い女性の失踪・誘拐をめぐる、ハーリー大学の学生であるファンショーやウォルカットが、エレンを悪者の手から奪還しようとする物語である。最終的にエレンの奪還に成功するのは、エレンの恋人のウォルカットではなく、眉目秀丽だが健康がすぐれないファンショーである。自分を救出してくれたことで、エレンの心はファンショーに傾くのであるが、将来の健康を不安に思い、エレンを幸福にできないと思うファンショーはエレンのもとを去るという筋書きである。

この『ファンショー』の中には、ホーソーンロマンスに特有の「場」はない。確かに、どこかのニューイングランドの田舎町という「場」、ファンショーと悪漢が命を賭けて争う山の中という「場」、あるいはメルマス博士が学長を勤めているハーリー大学という「場」が存在している。しかし、それはストーリーの単なる「舞台」、あるいは「背景」としてそこに存在しているだけであって、私がいうホーソーンロマンスに特有の「場」ではない。極端にいうと、エレンの失踪と誘拐をめぐる展開されるこの作品の「舞台」は、特にニューイングランドの田舎町でなくても、ニューヨークの田舎町でもいいし、日本のどこかの田舎町でもいい。即ち、『ファンショー』の「場」は、「場」の必然性、不動性を有していない。

これに対して、『ファンショー』の2年後に出版される短編「三つの丘の盆地」（“The Hollow of the Three Hills” 1830）の「場」を検討してみよう。これは、三方を丘に囲まれ、鬱蒼と茂る樹木に囲まれた山奥の小さい湖のほとりで、夕暮れ時に魔女とおぼしき老婆と、恐らく魔女

の嫌疑をかけられて故郷から逃亡してきたと思われる若い女性が出会う物語である。若い女性は、魔女たる老婆の魔法のマントに頭をくるまれて、魔法の力で、故郷に残してきた年老いた両親、精神病院に収容されている夫、自分の可愛い子供の葬儀を見せてもらう。そしてその若い女性は、自分の可愛い子供の葬儀の場面を見たその直後に悲嘆のあまり息絶える。ここで魔女と思しき老婆は、「ああ、1時間の楽しみがもてたわい！」と言って声高に笑うのである。この作品は、あの俊敏な批評家エドガー・アラン・ポーが「この作品は、書かれるべきことが全て書かれているだけでなく、書かれてはならないことは、全く書かれていない（これは書くことより、もっと困難なことである）。全ての言葉が意味を持ち、意味をもたない言葉は一つもない」と絶賛した作品である (Poe 119)。

この短編「三つの丘の盆地」には、ホーソーンのロマンス（「サイコロジカル・ロマンス」）に特有の「場」がある。それは、ホーソーンが魔女という概念に触発されて創作した、魔術をよくする老婆と、故郷での魔女狩りで追われて逃げてきたと思われる若い女性が出会うという「場」である。これは、ホーソーンがその昔セイレムにおいて起こった魔女呪術事件に触発されて創作した、ホーソーンのロマンスに特有の「場」であり、非現実的な「場」、架空の「場」である。これは、ニューヨークのどこかの「場」、ましてや日本の田舎町の「場」というわけにはいかない。なぜなら、「魔女」とか「魔女狩り」という、ホーソーンが言うところの「わが国の歴史が記録するのを恥じるような最も忌まわしい光景」(Hawthorne, "Alice Doan's Appeal" in *CE*, Vol.9, 267。以後 *CE* とはオハイオ州立大学刊のセンチナリー版のことである) が実際に起こったのはこの場所において他にないからである。だから、この短編には、先の『ファンショール』には存在してない、作品に不動の「場」、必然的な「場」がある。

(3)

それではなぜ『ファンショール』には、ホーソーンのロマンスに特有の「場」がなく、短編の「三つの丘の盆地」にはホーソーンのロマンスに特有の「場」があるのであろうか。これは、両作品の出版年だけを見ると、『ファンショール』（1828年）の内容に嫌気がさしたホーソーンが、次の短編「三つの丘の盆地」（1830年）ではより慎重になり、ニューイングランドの地に深く根ざした作品を書いたと受け取れるが、実際はそうではない。ホーソーンの作家活動の初期の頃の詳しい状況は、ネルソン・アトキンスの『ナサニエル・ホーソーンの初期の出版計画された作品』（Atkins 119-155）や、ロイ・ハーヴェイ・ピアースが『ファンショール』に与えた「インロダクション」(Pearce, "Preface" in *CE*, Vol.3, 301-316) に詳しいが、ピアースの論考によると、『ファンショール』も、「三つの丘の盆地」も、それから後に言及する「アリス・ドーンの訴え」("Alice Doan's Appeal" 1835)、それに加えて「ある老婆の話」("An Old Woman's Tale" 1830)

などは、ホーソーンがボウドン大学を卒業して間もない頃に、構想され、書かれている (Pearce 307)。

『ファンシヨー』にホーソーン特有の「場」がなくて、「三つの丘の盆地」にホーソーン特有の「場」があることに関して、ロイ・ピアースは、私にとって非常に参考になる意見を述べている。彼はこう述べている。「たぶんホーソーンは、二つの役割を演じることを望んでいた——『ファンシヨー』において、「人気」作家の役割を演じ、『祖国の七つの物語』において、「真剣な」作家の役割を演じようとした」(Pearce 308)。ここでピアースが『祖国の七つの物語』と呼んでいるものは、ホーソーンがボウドン大学を卒業した頃に計画し、執筆していた短編集のことである。上に挙げたホーソーンの短編作品はいずれも、この時に計画・執筆されたが、結局出版には至らなかった物語集の一部であったものである。そして、ピアースは、ホーソーンが『ファンシヨー』を嫌って焼却処分にしたのは、その作品が失敗作だと思ったからではなくて、実際にはそれがよく売れて、好評であり、『祖国の七つの物語』というホーソーンが本当に書きたく思って書き、出版したいと思っていた作品が出版社に全然相手にされなかったことへの反発からではないかと推測している (Pearce 308)。これは、私には非常に参考になる意見である。

それでは、「人気」作家ではなく、「真剣な」作家としてホーソーンが書いた、「三つの丘の盆地」において、魔女やその魔術が現れる、想像力に富んだこの非現実的なロマンスの「場」は、一体どこから生まれたのであろうか。それは急に突然に、ホーソーンのイマジネーションの中に現れたのではなく、その前段階がきつとあったはずである。そうでないと納得がいかない。なぜなら、「三つの丘の盆地」におけるホーソーンのロマンスに特有の「場」は、創作技法の観点からして、あまりに整備されすぎていて、ホーソーンのロマンスのあまりに典型的な「場」になっているからである。長い間、私はホーソーンの「三つの丘の盆地」に表れた、ホーソーンのロマンスに特有の「場」の起源が分からなかった。しかし、最近、ホーソーンのロマンスに特有の「場」は、ホーソーンの最も初期の作品である「アリス・ドーンの訴え」(“Alice Doan's Appeal” 1835)にあると思うようになった。(この作品は、出版年は1835年である。しかし、この作品が、ホーソーンの最も初期の作品であることは、既にホーソーン研究者の間で一致した了解事項である。出版年と実際に書かれた時期とは別である。例えば、次の論考を参照のこと。Hyatt H. Waggoner, “Hawthorne's Beginning: ‘Alice Doan's Appeal,’” *University of Kansas City Review* XVI (1950), 254-255。)

「アリス・ドーンの訴え」がホーソーンの最も初期の作品なら、ホーソーンのロマンスに特有の「場」の起源がこの作品にあるのは、当然といえば当然であるが、私はこの作品の「中途半端」で、曖昧模糊とした性質のゆえに、この作品においてホーソーンが意図している「場」に長い間気がつかなかった。ホーソーンのこの作品の評価と言えば、随分前にホーソーン研究

家のシーモア・グロスが述べていることに要約されるであろう。グロスは次のようにこの作品の一般的评价に言及している。「この作品の断片的、相互に脈絡のないエピソード、この作品の言い訳の多い、不釣り合いに長い枠組み、この作品のドラマ的な勢いの完全なる欠如」(Gross 232)。それに、上記のようなこの作品の「中途半端」な性質に加えて、私はこの作品の中にある「劇中劇」(これが、現在私たちが目にする「アリス・ドーンの訴え」の原型であったと思われる。ホーソーンはこの原型たる作品「アリス・ドーン」の原稿を、出版社への不満から焼却してしまった)とでも言うべき、レオナードとその妹のアリス、それにアリスの恋人のウォルターとの間の三角関係、それにホーソーン研究者たちが一致して指摘するところの、レオナードとアリスの精神的近親相姦のテーマにすっかり気をとられて、この作品の「場」に注目することを怠っていた。しかし、この作品にはおぼろげながら、ホーソーンのロマンスの「場」がある。

「アリス・ドーンの訴え」の中に表れてくる、この「劇中劇」は内容が断片的であるので、この作品の当初の全体像がどのようなようであったかは、今となっては知るよしもない。レオナードが、アリスの恋人であり、しかもレオナードとあらゆる点でよく似た男であるウォルターに対して激しい嫉妬の気持ちを抱き、あるいは近親相姦の気持ちでウォルターを殺すのは、これは三角関係の特殊な場合と考えられる。ホーソーンが19世紀の前半の頃に、よくもこのような、その当時はタブーと思われる人間の心の奥底に潜む感情に沈潜したのは素晴らしい。しかし、このストーリーにおいて、ホーソーンの創作技法の観点から考えてみる必要のあることは、この作品が最初から最後まで、魔女の画策したことであるとホーソーンが述べていることである。つまり、この作品は「三つの丘の盆地」と同じように、魔女がいて、その魔女がレオナード、アリス、それにウォルターの3人を出会わせて、このような事件を起こさせたという筋書きになっている。すると、この現在では劇中劇になっている「アリス・ドーン」は、やはりホーソーンのロマンスに特有の「場」をもっていたと考えられる。それは、ホーソーンの想像力に基づく架空の「場」であり、非現実的な「場」、ホーソーンのロマンスに特有の「場」と考えられる。

そしてこの「劇中劇」に関して、最も驚くべきことは、ホーソーン自身が次のように述べていることである。「このような奇想天外な描写によって、また、同じような描写を続けて、私は、読者の周りに幽霊のような輝きを投げかけようとした。そのようにして、読者の想像力が、町の日常の様相を奪いさる媒介を通して町を眺め、町を、最後の場面のような狂気じみた光景にぴったりの適切な劇場にしようとしたのである」(Hawthorne, "Alice Doan's Appeal" in *CE*, Vol.11, 274)。ここでホーソーンは「奇想天外な描写」「適切な劇場」という用語を使用している。これは、ホーソーンが彼のロマンスに必須の「場」というものについて、その性質をいかによ

く意識し、それをこの作品にいかにか忠実に応用しようとしているかを示している。

ホーソーンのロマンスに必須の「場」は、多くの場合普通の日常生活の「場」ではない。それは、「夢」の世界によく似た「場」であり、奇想天外な「場」であり、現実離れした「場」である。こういうことを理解してはじめて、次のことが理解できるであろう。この「アリス・ドーン」という「劇中劇」において、最後にレオナードとアリスは夜の暗闇の中で墓地に向かって歩き出す。すると、その墓地の中から、その昔隣人たちや知人たちを魔女として告訴し、非業の最期をとげさせた悪者たちの亡霊、「呪われた魂の者たち……今はなき聖人たちの姿を真似た悪鬼たち」(Hawthorne, "Alice Doan's Appeal" in *CE*, Vol.11, 276) が次々に出てきて、踊りを始めたりする。この「劇中劇」である「アリス・ドーン」の最後の亡霊や悪鬼や悪魔が出現する場面は、ホーソーンのロマンスに特有の「場」の特徴をよく示している。そして、魔女狩りというもの、ホーソーンの創作技法において、いかに大きな意味をもっているかがよく分かる。恐らく魔女狩りというホーソーンに極めて身近な出来事がなかったら、ホーソーンは彼のロマンスに必須のこのような「場」を思いつくことはなかったと思われる。

現在、私たちが目にしている「アリス・ドーンの訴え」は、上記の「アリス・ドーン」の創作より2・3年後に、ホーソーンが「アリス・ドーン」を基にして書き換えたものである。そしてホーソーンはこの書き換えたものを『地方の物語集』(*Provincial Tales*)の中に一短編として加え、全体を単行本として出版する計画で、その話を出版業者のサミュエル・グッドリッチに持ち込んだ(1830年)。しかし、その計画はうまくゆかず、結局「アリス・ドーンの訴え」は、1835年にグッドリッチの主催する雑誌「トウクン」に短編として発表されることになった。

この「アリス・ドーンの訴え」を読むと、その先駆的存在である「アリス・ドーン」とは違って、どのようにしてホーソーンが彼のロマンスに特有の「場」を思いついたか、また、その思いつきの中で、魔女呪術事件、つまり魔女狩りがいかに重要な役割を果たしているかが、具体的にわかる。「アリス・ドーンの訴え」の中で、ホーソーンは二人の女性を伴って、その昔、魔女の汚名を着せられて19人の人たちが処刑された「絞首刑の丘」(Gallows Hill) にでかけて行く。そして、3人は、処刑が行われたとおぼしき岩の上に腰掛ける。そこで、ホーソーンは上記の「アリス・ドーン」の物語を二人の女性たちに読んで聞かせる。すると、読み終えたとたん、二人の女性たちは、この近親相姦を中心にした奇妙な物語に対して、急に笑いだすのである。これに気分を害された語り手ホーソーンは、何とかしてこの二人の女性たちの心を動かそうとして、セイレム魔女呪術事件の絞首刑の場面の話をする。魔女容疑者たちが山道を荷車に乗せられて死刑台まで運ばれる様子、魔女の一人は子供たちの母親であり、その子供たちが処刑場に連れて行かれる母親の様子を見ている場面、セイレムで牧師をしていた男性が絞首刑台にひたたられ、自分のためではなく、悪事を行おうとしている全ての人々を許す祈りを

ささげている場面、そこに大学者で神学博士のコトン・マサーが現れて、無慈悲な行為を前にして意気消沈している群集を勇気づける大演説をして、死刑を続行させる場面等を、ホーソーンは想像力のかぎり尽くして、説明するのである。すると、この二人の女性たちは、語り手には嬉しいことに、目に涙を浮かべて、この話を聴いてくれた。語り手は、聞き手の女性たちの心の奥底に達したのである。そして、3人は、ゆっくりと丘をおりてゆく。

この「アリス・ドーンの訴え」の「場」で大切なことは、二人の女性がセイレムの町から、やってきて、またセイレムに帰っていくところと、作者ホーソーンがこの女性たちにセイレムの魔女狩りの一局面の話聞かせるところである。こうすることによって、語り手であるホーソーンは、二人の女性を彼の「ロマンス」の「場」に導入している。前者（女性たちを「絞首刑の丘」に誘うこと）は、ホーソーンの「場」の典型的な技法である。後者（「絞首刑の丘」での処刑の様子の話）は、ホーソーンのロマンスに特有の「場」と同等の働きをしている。ホーソーンの創作技法の観点からすると、この「場」は、何か架空の「場」、非現実的な「場」、奇想天外な「場」であるべきだが、まだ「アリス・ドーンの訴え」では、ホーソーンはまだその着想に至ってはいない。その代わりにホーソーンは、奇想天外な状況と同じ働きをしている、セイレム魔女呪術事件の処刑の場面という場面をもってきたのである。そして、二人の聞き手である女性たちに物語を語ることで、その場面に導入するという形となっている。だから、この「アリス・ドーンの訴え」における、この奇妙な「場」は、後のホーソーンのロマンスに典型的な「場」の前段階であると考えられる。このような前段階の「場」があればこそ、ホーソーンは、後の作品におけるホーソーンのロマンスに特有の「場」を思いつくに至ったと考えられる。

(4)

ホーソーンは、「三つの丘の盆地」において、ホーソーン特有のロマンスの典型的な「場」を完成させた。これ以後のホーソーン作品は、その有名作品の殆どがこのようなホーソーンのロマンスに特有の「場」を中心に展開される。それでは以下に年代順にホーソーンの「場」を検討してみよう。

先の「三つの丘の盆地」より二年後に、ホーソーンは「僕の親戚モリヌー少佐」(“My Kinsman, Major Molineux” 1832) を書いている。この短編の「場」は、植民地の住民たちがイギリス政府から任命された総督を住民の一揆で追い払おうと密かに計画している「場」である。その計画は、そこの住民たちだけが知っている。そのような「場」の中に、作者ホーソーンは、一揆のことなど何も知らない田舎出身の、野心はあるが純朴な青年ロビンを導入することにより、ロビンの驚きや、戸惑いをこと細かに観察している。

同じ年に出版された短編に「ロウジャー・マルヴィンの埋葬」(“Roger Malvin's Burial”

1832) がある。この作品の「場」は、その昔リューベンが義理の父を生きながらにして死に至らしめた「場」である。そのような緊張した「場」の中にホーソーンはリューベンを再び導入することにより、リューベンの心の動きをことこまかに観察している。その昔、ヘンリー・ジェイムズは、「ホーソーンについて素晴らしいことは、ホーソーンが彼なりに深層心理を探ろうとしたことであり、それをよく理解しようと努めたことである」(James 51) と述べたが、このジェイムズの見解をもっともよく表している作品の一つが「ロウジャー・マルヴィンの埋葬」である。

反復をさけるため、もう一つだけ短編から例をあげるとすると、それは「ヤング・グッドマン・ブラウン」(“Young Goodman Brown” 1835) である。この作品における「場」は、森の奥深くで開催される魔女たちのサバト(集会)である。このような奇想天外な「場」の中に、作者は純真な青年ブラウンを導入することにより、彼の驚き、戸惑い、挫折感をこと細かに観察している。この短編の中の「場」は、全くの架空の、非現実の「場」であるから、その意味では、ホーソーンは「三つの丘の盆地」での方法を踏襲したと言えるであろう。ある架空の「場」の中に、主人公を導入して、その人物の心の動きを詳細に観察するという、ホーソーンの描写方法は、「あざ」(“The Birthmark” 1843) や、「ラパチーニの娘」(“Rappaccini's Daughter” 1844) にもそのまま踏襲されているから、「三つの丘の盆地」はホーソーンの「場」を中心とした、ホーソーンの「サイコロジカル・ロマンス」の出発点である。

このようにして、これまで短編作品においてホーソーンが行ってきた創作技法はそのまま長編作品においても踏襲されている。ホーソーンのロマンスにおけるホーソーン特有の「場」は、長編『緋文字』においてその最高の発展をみせている。『緋文字』(The Scarlet Letter 1850) において、この作品の「場」は、宗教的には非常に峻厳なピューリタン社会である。このピューリタン社会という「場」の中に、ホーソーンはヘスターとディムズデルを導入し、二人に不義密通という「罪」を犯させ、作者は二人の振る舞いをこと細かに観察している。この手法は、ホーソーンが短編において熟知している創作技法である。極端に言えば、ホーソーンの技法は、事件が次々に起こり、その連続がストーリーを構成するといった、当時流行したであろうと思われる物語のパターンではなく、どちらかというとも既に起こった事件に対して、その意味、影響、余波を追求するという Expository Writing の手法を中心にしている。『緋文字』のこのような素晴らしい「場」のために、作者ホーソーンは、この作品において、個人対社会の関係、姦通という行為の善悪、社会における女性の権利、罪の影響やその意味等を効果的に議論することができた。

(5)

ホーソーンがことほどさようにロマンスにおける「場」にこだわったのは、理由がある。ホーソーンは、そのようなホーソーンのロマンスに特有の「場」の中に主人公を導入して、人間の心についての議論、ホーソーンの手紙を借りれば「人間の心の真実」(truth of human heart)の議論をしたかったからである。ホーソーンは1851年に出版した短編集である『雪だるま、及びその他の陳腐な物語集』の「序文」の中で、上記のような人間の心の奥底にさぐりを入れる文学形式、表現形式を「サイコロジカル・ロマンス」と呼んでいる。(Hawthorne, "Preface" in CE, Vol.11, 4) そして、ホーソーンのサイコロジカル・ロマンスにとっては、「場」は必須の要素である。これがなければ、ホーソーンのサイコロジカル・ロマンスはうまく機能しない。そして、これまでの例で分かるように、ホーソーンの「サイコロジカル・ロマンス」に必須の「場」は、「三つの丘の盆地」や「若いグッドマン・ブラウン」、あるいは「ラパチーニの娘」や「あざ」のように架空の「場」、現実離れた「場」であってもいいし、「僕の親戚モリヌー少佐」や、「ロウジャー・マルヴィンの埋葬」、あるいは長編の『緋文字』のように、何かの極めて「特殊な状況」であってもいいのである。このような「場」の中にホーソーンは主人公を導き入れ、その人の行動を道徳や善悪の観点から議論する。これがホーソーンのロマンスの典型的な創作技法である。

そして、ホーソーンのこのサイコロジカル・ロマンスの技法に関して興味深いことは、いずれの作品にも、主人公——旅立ち——「場」への導入——脱出という、ホーソーンの創作の基本パターンが存在することである。例えば、「僕の親戚モリヌー少佐」なら、田舎の青年ロビン——ボストンへの旅立ち——「一揆の前夜のボストンという場」——田舎への帰還というパターンになっている。「若いグッドマン・ブラウン」なら、セイレム村のブラウン——森への旅立ち——「森での乱痴気騒ぎの場」——森からの帰還、というパターンになっている。「ラパチーニの娘」なら、ジョバンニ——パジュアへの旅立ち——「ラパチーニ博士の奇怪な庭という場」——その場から脱出の企て、というパターンになっている。また、『緋文字』なら、アムステルダムへのヘスター——新大陸への旅立ち——湾植民地のピューリタン社会という場——ヨーロッパへの脱出(新大陸への逆戻り)という、基本パターンになっている。『七破風の屋敷』では、クリフォード、ホールグレイブ、フィービー、ピンチョン判事——「屋敷という怨念を孕んだ「場」への進入」——全員がピンチョン判事の屋敷へ移住、というパターンになっている。また、『プライズデイル ロマンス』では、マイルズ・カヴァーデイル——旅立ち——「プライズデイルの共同体という場」——そこからの町への帰還、という基本パターンになっている。4本の長編作品の最後である『大理石の牧羊神』においては、ケニオンとヒルダ——ローマへ

の旅立ち——「ローマという古色悄然たる場」——アメリカへの二人の帰還となっている。ここでもホーソーンの「サイコロジカル・ロマンス」の基本パターンは、忠実に守られている。

どうして、ホーソーンの作品の多くには、このような共通の基本パターンが存在するのだろうか。それはホーソーンの作品が、先程来から私が説明する「場」(マーク・ヴァンドレンの言う Environment) を中心に組み立てられているからである。「場」の中での主人公の苦悩、挫折、戸惑い等を効果的に描写するには、主人公はどうしても、「場」の外から無垢の状態で、「場」の中に入ってくる必要がある。そして、主人公の最初の状況と最後の変化が比較される。これは、創作技法上の必然性からそうなるのである。

そして、ホーソーンのこのサイコロジカル・ロマンスにおける「場」について、一番驚くべきこと、また、同時に大変興味深く思うことは、これがホーソーンの言うロマンスの本質である「ロマンスの中立地帯」(neutral territory of romance) と密接に関係しているということである。『緋文字』の「税関」の中で、ホーソーンがロマンスの「中立地帯」に言及していることはよく知られている。ホーソーンは、真夜中に月光に照らされて、日常に見慣れた家の中のものが月の青白い光のもとで、深い精神性を帯びて見える状況を描写している。その状況をホーソーンはこう描写している。「要するに、昼間使用されたり、遊びの相手になっていたものが、日光の下で存在していたときと同じように明白に存在していながら、一種奇妙な非現実性を帯びたのである。だから、かくして、見慣れた部屋の床は、現実の世界とおとぎの国とのどこか中間にある中立地帯になり、そこでは現実的なものと想像的なものがまざりあい、お互いに相手の性質で染まっているのかもしれない」(Hawthorne, "Custom House" in *CE*, Vol.1, 35-36. 訳文については次のものを使用した。八木敏雄訳、『緋文字』岩波文庫、1994, 55)

ここでホーソーンが述べている現実と想像の間の「中立地帯」というのは、先程来、私が言っている「場」に他ならない。つまり、先程の、主人公——旅立ち——「場への侵入」——脱出というホーソーンの創作技法の基本パターンは、とりもなおさず、現実——ロマンスの中立地帯——現実、というホーソーンの創作の理論をそのまま具体化したものになっている。例えば、若いグッドマン・ブラウンは、セイレム村という現実の世界に住んでいた。それが森の中の奇想天外な「中立地帯」に入りこみ、そこから脱出して、また現実に戻るという構造になっている。同様に、若いジョバンニは、現実の世界において医学の勉強をしようとしていた。それがラパチーニ博士の奇想天外な庭という、現実と想像の間の「中立地帯」に入りこみ、そこから解毒剤を飲んでまた現実の世界に戻ろうとした。つまり、ホーソーンの言うロマンスの「中立地帯」というのは、創作技法上の抽象的概念にすぎないのであるが、ホーソーン作品においては、ホーソーン作品がロマンスに特有の「場」を有しているために、単なる創作技法上の抽象概念が、実際の作品において、そのままの形で表現されるという奇妙な形をとっている。ホーソー

ンにおいては、フィクションのためのフィクションであったものが、そのままの形でフィクションに利用されている。

(6)

ホーソーンの『緋文字』の次の長編作品である、『七破風の屋敷』(*The House of the Seven Gables*, 1851), 『ブライズデイル ロマンズ』(*The Blithedale Romance*, 1852), それに『大理石の牧羊神』(*The Marble Faun*, 1860)の「場」の議論は、後ほどしたい。さてここで、拙論において当初に言及した、ホーソーンが晩年において、4本のロマンスに挑戦しながら、一本の完成した作品も残すことができなかつた理由について検討してみたい。このことに関しては、既にホーソーン研究においてはかなり研究し尽されていると言える。その中で恐らく最もよく知られているのは、エドワード・デイヴィドソンがイエール大学に学位論文として提出し、それを出版した『ホーソーンの晩年の局面』(Davidson, 1967)であろう。その中でデイヴィドソンはホーソーンが晩年において作品を完成できなかつた理由として、次の六つを挙げている。

(1) ホーソーンは健康を害し、これが晩年に急速に悪化した。(2) ホーソーンは短い期間に膨大な量を書きすぎた。4本の未完の小説に加えて、『懐かしきわが祖国』(*Our Old Home*, 1863)を書いているから、これは書きすぎである。(3) ホーソーンが1860年に帰国したときのアメリカの状況はひどいものであり、南北戦争の勃発のような国家的な危機の状況の中で、ホーソーンは安心して著作に専念できなかつた。(4) 晩年においてホーソーンは、それまでの作品で彼を動かしていた善悪の問題への興味を失った。道徳的・宗教的な問題について、興味を掻き立てられることがなく、それらに基づいて人間性を議論することがなくなった。(5) ホーソーンはイメージとモラルを一つのシンボルに結びつけることができなくなった。スミシェルズ・ホルの血染めの足跡は、ただそれだけのことであり、それが文学的象徴になり、物語全体を支配するモラルに結びつくことがなかつた。(6) 晩年の未完の作品において、ホーソーンが苦心惨憺しているのは、「中心的思想」(central thought)を見つけることであった。これはホーソーンが「作品の意味」をよく把握していないことを示している。晩年においてホーソーンは「作品の意味」を把握することなく、枝葉末節の部分に多大な労力を注ぐことになった。以上の6つである (Davidson 150-153)。

また、デイヴィドソンは上記の博士論文の執筆から5年後(1954)に編纂した『ホーソーンのグリムショー博士の秘密』(Davidson, ed. *Hawthorne's Dr. Grimshawe's Secret*, 1954)に与えた「序文」においても、だいたい上記の理由と同じような理由を展開している。それらは次の通りである。(1) 道徳的・宗教的モチーフの欠如。ホーソーンのこれまでの作品には、圧倒的な宗教的・道徳的議論がなされ、それが作者自身の観点から解決が提示されていたが、晩年

のロマンスにおいては、それらが欠如している。(2) 議論の種の枯渇。1860年代頃までに、ホーソーンは宗教的・道徳的議論をし尽くしてしまい、これらのことに関して更に議論する種がなくなり、ホーソーンの限られた予算を使い果たしてしまった。(3) 文学的象徴(シンボル)の欠如。晩年においてホーソーンはスミシエルズ・ホールの入りの血染めの足跡に興味を示し、これを利用しようとしたが、この血染めの足跡をどんなシンボルにも変えることができなかった。また、ホーソーンは血染めの足跡のほかに、巨大な蜘蛛、棺桶の中で繁茂し続けた金髪等にも興味を示したが、これらをどんなシンボルにも変えることができなかった (Davidson 8-12)

このデイヴィッドソンの議論は、ホーソーンの未完の作品を読んで誰しもが感じる場所であり、大いに首肯できる場所である。しかし、このデイヴィッドソンの議論にはどうしても、「ではなぜそうなのか」という疑問が付きまとう。どうしてホーソーンは道徳的・宗教的議論をしなくなったのか、どうして議論の種が尽きたのか、どうして出来事に対して適切なシンボルを与えることができなかったのかという疑問である。そしてこれが、まさにフレデリック・クルーズが指摘するところである。クルーズはこう述べている。「ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりの理由についてのデイヴィッドソンの説明は表面的である。デイヴィッドソンは、ホーソーンがイメージとモラルを一つのシンボルにおいて結合できなかったことを、まるでこれが何かの心理的要因の表に出た症状ではなく、原因そのものであるかのように語っている。」(Crews 244n)

周知の通り、クルーズの『父親たちの罪——ホーソーン作品の心理的なテーマ』という研究書は、フロイトの精神分析学を用いて、ホーソーンの内面に迫ろうとする企てである。それで、ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりに関するクルーズの議論のエッセンスは、ホーソーンと父親との余りに早い別れ、ホーソーンが中年の頃に母親と死別したこと、独身の姉エリザベスへの心配、自分の健康への不安、国の内部の動乱等の要因が重なって、ホーソーンは一種のノイローゼに陥ってしまったということである。クルーズが幾度も、ジョン・ラモントの心理学の観点からの論文 (John H. Lamont, "Hawthorne's Unfinished Works," *Harvard Medical Alumni Bulletin*, Vol.34, No.5, 1962) に言及しているのも、それと関係があるためと思われる。今 私はこの文献を入手できなかったもので、これ以上深入りはできない。

同じくジョン・ラモントの論文に言及し、ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりの原因をホーソーンの心理的要因に求めている研究者に、かつてのホーソーン研究の大御所ハイアット・ワゴナーがいる。ワゴナーは次のような主張をしている。(1) ホーソーンの衰えゆく健康は晩年のホーソーンの創作上の行き詰まりの原因にならない。というのも、ホーソーンの創作上の行き詰まりは、健康が衰えるずっと以前に始まっているからである。(2) 南北戦争も同様に時期的にずれていて、これもホーソーンの創作上の行き詰まりの原因とはならない。それに、未

完のロマンスの中でも優れた文体と内容の「ドリヴァー・ロマンス」は、南北戦争の進行中に書かれたものである。(3) 上記の二つの理由よりも少しは納得できる理由は、ホーソーンの晩年の財政的困窮である。ホーソーンは晩年に救貧院に送られるのではないかと心配するくらい財政的に困窮していた。しかし、『緋文字』は精神的にも財政的にも、もっと逼迫した状況のもとに書かれたのだから、これも決定的な理由にはならない。(4) 「ロマンスの黄昏論」——ホーソーンが活躍した時代にはリアリズムが台頭してきて、ロマンスのような文学作品は既に時代遅れになり、これがホーソーンを困惑させ、挫折させたという理論——も、ホーソーンに影響がなかったとは言わないが、ホーソーンの長編作品が書かれた19世紀の中頃は、既にロマンス的文学は衰退していたのだから、これも決定的理由にはならない (Waggoner 231-233)。

このようなことを指摘したあと、ワゴナーはホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりの原因として (1) 心理的原因と、(2) 宗教的原因の二つを挙げている。前者 (心理的要因) に関しては、ワゴナーは先のクルーズとほぼ同じことを言っている。つまり、ホーソーンの家族の特殊な形態は、ホーソーンをエディプス・コンプレックスの状態に陥れ、ホーソーンを生涯おちつかない、短気でイライラした人間にした。ホーソーンには、結婚後2・3年の幸福な時代があったが、それ以後の20年間は、ホーソーンは本当には幸福ではなかった。これは彼の日記や手紙等を丹念に読む者には明白である。特に晩年の10年においては、ホーソーンの妻や子供たちは否定するであろうが、逃げ場のない閉塞感に苛まれていた。彼はアメリカを嫌い、セイレムを嫌い、ローマを嫌い、特に彼が帰国してから住んだ「ウエイサイド」は牢獄だと言って大いに嫌った。従って晩年のホーソーンの創作上の行き詰まりは、単に創作技法の技術的問題ではなく、ホーソーンの小説家としての根本の問題——ホーソーンにとっての小説の持つ意味の喪失——に由来している。後者 (宗教的要因) についてワゴナーは、ホーソーンの従来宗教観が揺らいできたことを指摘している。これまでホーソーンは、世界は神の人間には計り知れないプロヴィデンスによって支配されていて、これが必ずや人間を幸福にしてくれると信じていた。奴隷問題もプロヴィデンスが夢のように消し去ってくれると考えていた。しかし、ホーソーンが世間的なこと、社会的なことに深入りするにつれて、人間界の状況はそのように簡単ではないことをさと、これは彼にとって大きな精神的打撃であった。また、イギリスにおいては救貧院を訪問したり、多くの貧しい人々に接するにつれて、人間を幸福にするはずのプロヴィデンスが実際には何の役にも立っていないことを実感するに至った。こうして、ホーソーンにおいては、従来彼が信じ続けていた精神的な柱がゆらぎだし、これが先ほどの心理的要因と重なって、ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりを生み出した。ワゴナーは、デイヴィッドソンが指摘した道徳的、宗教的議論の欠如、シンボルの欠如等は、こうしたホーソーンの内面の病

の結果だと説明しようとしている (Waggoner 233-238)。

しかし、クルーズやワゴナーのこうしたホーソンの内面の病の議論は、確かに説得力はあるものの、証明が非常に困難であるということである。ワゴナーは、ホーソンは結婚後の2・3年を除いて、本当は不幸だったと主張するが、日記や手紙にそのようにホーソン書いたからといって、ホーソンが本当に内面的にノイローゼになるくらいに不幸だったという証明にはならない。また、晩年において、ホーソンの宗教観がゆらいできたことは事実だったとしても、それが彼をして一本の作品も完成できないことに実際に繋がったかどうかは、これまた証明が困難である。つまり、現代の巷の裁判でもよくあるように、人間の内面の事柄がいかにか外面の出来事に繋がったか、その因果関係を立証するのはプロの心理学者をもってしても、非常に困難である。このことはワゴナーも認めていて、「私は心理学者ではないから……」(Waggoner 233) と断っているところは、ワゴナーの批評家としての誠実さの表れである。

それに、虚心坦懐にホーソンの晩年の未完の作品を読んで、これらの作品が心に克服できない病をかかえた人の作品であるとは到底思えない。ホーソンの文章力は、若い頃に比べて少しも衰えてはいない。それどころか、例えば、『セプティミアス・フェルトン』について、最近のホーソンの伝記作家ブレンダ・ワインアップルが、「この作品は、ホーソンの風刺の中でも、最も成熟したものであり、もっとも精緻なものである。そして、この作品は、伝記の観点からして、ホーソンのそれまでの最も洞察力に富んだ自己肖像画である」と述べているくらいである (Wineapple 363)。

15年前、メルヴィルの研究家でもあるエドウィン・ハヴィランド・ミラーは『セイレムは我が住処』というホーソンの伝記を出版して、その第32章でホーソンの未完のロマンスを取り上げ、クルーズやワゴナーが指摘した心理学、あるいは精神分析学の手法を応用して、ホーソンの閉塞した内面の葛藤に迫ろうとした (Miller 481-489)。ホーソンの母親エリザベスへのエディプス・コンプレックス、ホーソンの姉との精神的なインセスト的關係などが議論されていて、それなりに効果的なところもあるが、「果たしてそうか」という疑問がいつも私につきまとう。私は、ホーソンの晩年の文学的な衰退（それが衰退であるとするならば）には、やはりその創作技法の面での失敗があると思っている。

(7)

ここでホーソンの未完の作品について、これを詳細に議論するために、ホーソンの未完の作品の中から、一つだけ『セプティミアス・フェルトン』を例に選んで、その概要を説明しておきたい。牧師になろうとして神学を勉強している青年セプティミアスは、コンコードに進軍してきた英国兵の一人が、セプティミアスが心を寄せているローズに無理やりキスするのを

見て憤慨する。やがてセプティミアスと英国兵は銃で決闘をし、セプティミアスは英国兵を撃ち殺す。死に際に英国兵は銃弾で砕けた細密肖像画、不老不死の薬の調合法が記してある原稿（イギリスの土地・家屋への権利証書も含む）、それに何かの鍵をセプティミアスに渡す。セプティミアスは鍵を保存し、また、難解な文字のこの原稿を解読しようとするが、解読できない。

やがてコンコードにシビル・デイシーと名乗る得体の知れない女性が現れる。この女性は、丘の上に埋葬されている英国兵の墓地を頻繁に訪れ、セプティミアスの前にも頻繁に現れる。実は物語の最終段階で判明するのだが、この女性シビル・デイシーは、殺された英国兵の恋人であり、殺人者に対して復讐するためにコンコードにやってきたのであった。しかし、デイシーはセプティミアスと会っているうちに、次第に彼が好きになり、復讐をあきらめる。

また、コンコードに、どこからともなく、ジャーベズ・ポータンソークン博士が現れる。この人はボストンに住んでいて、オロンティーズという名前の巨大な蜘蛛を飼い、家の中は蜘蛛の巣だらけである。彼は同時に薬草の研究もしている。実はこのポータンソークン博士は、英国のある人に頼まれて、殺された英国兵の英国にある土地家屋の権利証書を奪う目的でコンコードにやってきたのであった。それで、博士はセプティミアスの身辺、それにセプティミアスの叔母のゼザイア的身辺をかき回り、英国のスマシエルズ・ホルの相続権を証拠だてる書類を虎視眈々と捜していた。物語の最後において、ポータンソークン博士の悪事はばれ、彼は官憲に逮捕される。しかし、証拠不十分で釈放される。

一方、セプティミアスは、英国兵の原稿に基づいて不老不死の薬の完成に没頭する。セプティミアスは原稿の解読に成功するが、ひとつだけ薬の成分が欠けていることを発見する。やがてセプティミアスの叔母のゼザイアが死ぬと、彼はゼザイアの遺品の中に書類入れの箱を発見する。英国兵から渡された鍵を差し込むと、その書類箱は開き、中から紙切れが出てきて、最後まで分からなかった不老不死の薬の成分が書いてあった。その成分とは、死人の墓から生えるサングイネア・サングイニシマの花のエキスであった。セプティミアスは、英国兵の墓地の周辺に生えていたこの花のエキスをとり、ついに不老不死の薬を完成する。

セプティミアスとシビル・デイシーはこの霊薬を飲んで、永遠の生命を得ようとする。実は、セプティミアスが見つけたと思った花は、デイシーとポータンソークン博士がセプティミアスを殺す目的で、密かに墓地のそばに蒔いておいた毒草であり、サングイネア・サングイニシマによく似てはいるが、全く別物であった。それを知っているデイシーは、先に霊薬を飲み死亡し、セプティミアスの命を救う。この後、セプティミアスは、英国に行き、スマシエルズ・ホルの相続権を主張しようと思うのである。

以上が『セプティミアス・フェルトン』の極めて大雑把な要約である。未完で終わっている他の3本の作品の内容は、いずれも大きく異なっているが、本質的には似たりよったりの内容

である。それらに共通しているのは、アメリカ人による祖国イギリスの土地家屋への財産相続権の主張、巨大な蜘蛛と蜘蛛の巣、血染めの足跡、棺桶の中で繁茂する金髪、不老不死の薬などである。また、秘密の文書の解説、地下室、偶然発見する小箱とその鍵、得体の知れない人物の登場、古びた墓地、魔女などといった道具だても全て未完の小説に共通している。

(8)

この『セプティミアス・フェルトン』のきわめて大雑把な概要を読んだだけでも、私たちは、ホーソーンのロマンスに特有であるはずの「場」が全く消滅しているのが分かるであろう。ホーソーンのロマンスに特有の「場」とは、ホーソーンが人間の「心の真実」をさぐるために、ホーソーンが創作技法の必須の要素として、長いこと利用してきたものである。ところが、ホーソーンの晩年の未完のロマンスにおいては、このような「場」が全く存在していない。このような以前は存在した「場」に変わって、未完のロマンスに溢れるばかりに存在しているのは、いわゆるゴシック・ロマンスにつきものの、得体の知れない人物、解説不可能な原稿、秘密の鍵、死人の墓に生えるという不老不死の花のエキス、秘密の通路などである。そしてこれらが随所に関係してくる複雑極まりないプロットである。これでは、ストーリーは複雑になるばかりであり、ストーリーが完成しないのは当然であると言える。元来、ホーソーンのサイコロジカル・ロマンスは、ホーソーン特有の「場」に主人公を導入するものであったから、登場人物はきわめて少人数であった。しかし、晩年の未完のロマンスにおいては、非常に多くの人物が登場し、これらが作品の筋を非常に複雑なものにしている。

どうしてホーソーンの晩年の作品には、初期の作品をかくも面白く、人間の心の真実に関して意義深い議論を展開していた「場」が見られないのであろうか。この議論に関して、参考になる事実は、ホーソーンの「場」は、何も晩年の作品において急に消滅したということではないということである。ホーソーンのロマンスに必須の「場」は、「場」が最も効果的の作用した長編『緋文字』の次の作品である『七破風の屋敷』以来、着実に影が薄くなっている。『七破風の屋敷』において、先祖代々の悪業が行われた歴史を秘めた「家」という「場」は、確かに存在している。しかし、この「場」は、その「場」の持つテンションが、あまり登場人物と相互作用していない。確かに「家」にまつわる悪業の犠牲になったクリフォード、その「家」の悪業を知り、ピンチョン一族の行く末を密かに観察しているホールグレイブは、この作品の「場」に密接に結びついている。また、「家」の悪業の現代の代表者であるピンチョン判事は、この作品において、「家」と深く結びついている。しかし、これらの人物は、その「場」に導入されることにより、初めと終わりとは、どんな本質的な変化もとげていない。それどころか、ピンチョン判事が突然に死亡することにより、「家」の先祖代々の悪業はさておき、全ての人

物がバタバタと幸福になり、ホーソーンが提唱した「先祖の悪業は代々生き残り、その時のつかの間の利益などは消えてしまい、現代において手におえない悪戯になる」(Hawthorne, CE, Vol.2, 2) というテーマがどうなったのか、どこかに消滅してしまっている。つまり、この作品において「家」という「場」は、それまでのホーソーンの世界にあった効果的な「場」になっていない。

『七破風の屋敷』において、少し残っていた「場」は、長編第3作目の『プライズデイルロマンス』においては、もうおおかた消滅していると言ったほうがいであろう。この作品の「場」に関しては、作者自身が大いに気にしていて、この作品の「序文」の中で次のように述べている。「私は、ブルック農場の私の昔の懐かしい住居を、確かに私の人生のもっともロマンチックな出来事——本質的には白昼夢であるが、なおかつ事実——として、また、そうであるがゆえに、虚構と現実の間の確実な足掛かりを私に与えてくれるものとして、自由勝手に使ったのである。」(Hawthorne, CE, Vol.3, 2) ホーソーンに言わせれば、ブルック農場こそが、ロマンスの「中立地帯」であると言いたいのであろうが、この「場」と、ゼノビア、ホリングスワース、それにプリシラの三角関係と、それを観察するカヴァーデイルがどう関係しているかは、説明するのが困難である。プライズデイル農場での男女の出来事は、先にも述べたように、ニューヨークのどこかでの農場でも起こるだろうし、日本のどこかの農場でも起こりうることであり、「場」の必然性、不動性がない。ホーソーンの長編の第4作目の『大理石の牧羊神』に至っては、よく言われるように、このローマという「場」は、観光案内図として必要なものであって、ホーソーン特有のロマンスに必要な「場」になっていない。つまり、ホーソーンのロマンスに特有の「場」は、晩年の未完の作品において、急に消滅したのではなく、長編『緋文字』において、ホーソーンの「場」は最高潮に達し、その後次第に衰え消滅していったのである。

(9)

それでは、最後の質問が発せられなければならないであろう。ホーソーンの「場」はどのようにして徐々に弱まっていったのであろうか。そのためには、私たちは、先にホーソーンの「場」の説明で、ホーソーンの「場」には2種類あったことを認識することが必要である。一つは架空の、奇想天外な、非現実の、ホーソーンの想像力が生み出した「場」である。ラパチーニ博士の庭や、グッドマン・ブラウンが入ってゆく森、エイルマーがあざを取り除く手術を行う実験室も、このような架空の「場」とみなしていいであろう。これに反して、ロビンが入りこむボストンの町は、非現実的な、架空の「場」ではなくて、「特殊な状況」として設定されている「場」であった。この点は、「ロウジャー・マルヴィンの埋葬」の「場」もそうである。これは現実には絶対にありえない非現実の「場」、ホーソーンの想像力が生み出した「特殊な

状況」の「場」である。ロビンとリューベンの直面した「場」は、条件さえ整えば、21世紀のアメリカでも、日本でも実際に起こりうることである。

このような二種類の「場」という観点で、ホーソーンの「場」の最高の効果的使用がなされている『緋文字』を考えてみると、これは、架空の「場」、日常の世界では起こりそうにない非現実の「場」ではなくて、ピューリタン社会という「特殊な状況」の「場」である。そして、このような「特殊な状況」を「場」とした作品が大成功を収め、ホーソーンはアメリカにその人ありと知られる有名作家になった。このとき、ホーソーンがしっかりと把握しておくべきであったことは、この『緋文字』の創作技法は、ホーソーン自身がその作品の「序文」で述べている現実と架空の「ロマンスの中間地帯」(neutral territory of romance)とは、無縁の創作技法であるということである。ホーソーンが『緋文字』の「序文」でロマンスの定義として述べているものは、もう一つの種類のロマンスの「場」、即ち、「ラパチーニの娘」や「若いグッドマン・ブラウン」でホーソーンが用いた、非現実的な「場」についてである。

ところが、「特殊な状況」を設定したこの小説が大ヒットをしたため、ホーソーンはこれ以後、ホーソーンのロマンスのもう一つの種類を忘れ、「特殊な状況」を探すが、自分のロマンスに一番必要なことだと思ふに至った。この事実は、長編『緋文字』以降、ホーソーンのそれまでの数々の作品にあった、架空の「場」、非現実の「場」を全然使用していないという事実によって明らかである。『緋文字』以降において、ホーソーンにとって一番大切であったことは、現実の社会のどこかに「特殊な状況」のように思える、現実の「場」を探ることであった。このホーソーンの『緋文字』以降の創作技法は、長編『七破風の屋敷』にホーソーンがロマンスについて書いている奇妙な定義によっても明らかである。ホーソーンはこう述べている。「この作品がロマンスの定義に入る観点は、この作品が過ぎ去った時代と、私たちから今まさに飛び去ろうとしている現在をつなごうとする企ての中にある。」(Hawthorne, *The House of the Seven Gables*, CE, Vol.2, 2)

これは何とも奇妙な定義ではなからうか。『緋文字』でホーソーンが述べた「現実とおとぎの世界の中間地帯」というロマンスの定義はどこにいったのであろうか。もしホーソーンが『七破風の屋敷』で述べているのが、ロマンスの定義であるなら、晩年のホーソーンの未完の作品は全てロマンスということになる。恐らくホーソーンはそう思っていたのであろう。デイヴィドソンは『セブチミアス・フェルトン』について、『ホーソーンの最後の局面』の中でいみじくも、「確かにホーソーンの晩年の失敗の種は、ずっと昔のホーソーンの成功の年月に横たわっていた」と述べているが (Davidson 121)、これはまさに『緋文字』にも言えることである。この作品の大成功の中に、ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりの種があった。

近年 (と言っても、オハイオ州立大学がホーソーンのセンテナリー版出版 [1962年] 以降の

ことであるが) ホーソーンの晩年の未完のロマンスにおけるホーソーンの創作上の行き詰まりの理由を追求した研究は殆どない。例えば、ミリセント・ベルの編集になる『ホーソーンと現実——ホーソーン生誕200年記念論文集』において、リタ・ゴリンがホーソーンの未完のロマンスについて論文を寄稿しているが、これはホーソーンの未完のロマンスの創作上の行き詰まりの理由を追求したものではない (Gollin 151-180)。

また、1998年にイギリスで出版された4巻本である『ナサニエル・ホーソーン——批評的評価』は、ホーソーン研究への多大な貢献であると思うが、これにもホーソーンの未完のロマンスに関する論考は一本も掲載されていない。ジェイムズ・メロウの伝記もまたしかりである。メロウの伝記の出版と同じ年に出版されたアーリン・ターナーの伝記のみが、かろうじて目下の問題に言及している程度である (Turner 375-381)。つまり、米国においては、ホーソーンの晩年の創作上の行き詰まりについては、それは過去にデイヴィドソンやワゴナーたちによって、十分に研究されてきており、更に付け加えることなど何もないと考えられているのであろう。しかし、私に言わせるとそれは大きな間違いである。ホーソーンの未完のロマンスは、これからのホーソーン研究の宝庫である。ホーソーンが未完のロマンスと共に残した多くの量の下書きの資料、草稿、自己省察の資料等を十分に利用してのホーソーンの創作過程の研究は、まだこれからである。〔以上〕

注

- 1 本論考は、日本ナサニエル・ホーソーン協会の第27回全国大会 (於広島ガーデン・パレス ホテル 平成20年5月23日) における特別講演として口頭発表したものに加筆・訂正したものである。
- 2 「場」に対する訳語として、伊藤詔子教授より“locality”というサジェスチョンを頂いた。これは大いに参考になるものである。伊藤教授に感謝したい。

引用文献

- Crews, Frederick C. *The Sins of the Fathers: Hawthorne's Psychological Themes*. New York: Oxford University Press, 1966.
- Davidson, Edward Hutchins. *Hawthorne's Doctor Grimshawe's Secret*. Cambridge: Harvard University Press, 1954.
- _____. *Hawthorne's Last Phase*. New York: Archon Books, 1967.
- Gale, Robert L. ed. *A Nathaniel Hawthorne Encyclopedia*. New York: Greenwood Press, 1991.
- Hawthorne, Nathaniel. *The Scarlet Letter*, Vol. 1 of the Centenary Edition of the Works of

- Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State University Press, 1962.
- _____. *The House of the Seven Gables*, Vol. 2 of the Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State University Press, 1965.
- _____. *The Blithedale Romance and Fanshawe*, Vol. 3 of the Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State University Press, 1964.
- _____. *The Snow-Image and Uncollected Tales*, Vol. 11 of the Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State University Press, 1974.
- _____. *The Marble Faun, or, The Romance of Monte Beni*, Vol. 4 of the Centenary Edition of the Works of Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State Univ press, 1977
- _____. *Twice-Told Tales*, Vol. 9 of the Centenary Edition of the Wroks of Nathaniel Hawthorne. Ohio: Ohio State University Press, 1974.
- James, Henry. *Hawthorne*. New York: Cornell University Press, rpt. in 1967, originally published in 1879.
- Martin, Terence. *Nathaniel Hawthorne*. New York; College and University Press, 1965.
- Mellow, James R. *Nathaniel Hawthorne in His Times*. Boston: Houghton Mifflin Company, 1980.
- Miller, Edwin Haviland. *Salem is My Dwelling Place: A Life of Nathaniel Hawthorne*. Iowa City: University of Iowa Press, 1991.
- Millicent Bell, ed. *Hawthorne and the Real: Bicentennial Essays*. Columbus: Ohio State University Press, 2005.
- Turner, Arlin. *Nathaniel Hawthorne: A Biography*. New York: Oxford University Press, 1980.
- Van Doren, Mark. *Nathaniel Hawthorne: A Critical Biography*. New York: The Viking, Press, 1964.
- Wineapple, Brenda. *Hawthorne: A Life*. New York: Random House Trade Paperbacks, 2003.

Salem Witchcraft Episode and Hawthorne's Creative Method
 — The Origin, Development, and Disappearance of
 Hawthorne's "Environment" in His Works —

YAMAMOTO Masashi

In his book, *Nathaniel Hawthorne: A Critical Biography* (New York, 1964), Mark Van Doren, one of the most capable Hawthorne scholars in the decades after the War, pointed out that Hawthorne, in his last years, "ceased to believe, as sometimes he said he had, that romance was an acceptable product." He also pointed out that Hawthorne's "environment evaporated" in his unfinished romances of his last years (p.240). This remark, it seems to me, provides us with an important hint in understanding Hawthorne's fiction and its creative problems. What strikes me as of special interest in his remark is his reference to the "environment." In a popular understanding of the word, the "environment" refers to the setting or background where characters appear and disappear. But in Hawthorne's stories, the word has a much more significant meaning than that. The "environment" in Hawthorne's fiction is not only the setting or the background. It is also conditions or situations through which protagonists go, usually with great difficulty, and in this process, their moral characters are modified or developed. By setting the "environment" in his stories, Hawthorne could discuss effectively the "truth of the human heart"—the ultimate goal of his "psychological romance."

In this paper, I discussed how the "environment" in Hawthorne's stories originated and developed, and why it finally disappeared. Also, in Hawthorne's creation of the "environment," I referred to the important role played by the Salem witchcraft episode, which took place in Salem, Massachusetts in 1692.

Hawthorne took hints from the Salem witchcraft episode and used it for his fictional purposes. He experimented on the use of the "environment" in his early tales and developed it further in his major tales and novels. The results were Hawthorne's psychological romances in which he burrowed deep into our common nature. But after the *Scarlet Letter*, Hawthorne showed a gradual decline in his use of this important literary device, chiefly because of seeking an easy solution to his difficult creative problems. This is indeed unfortunate. Nevertheless we, readers of Hawthorne's tales and novels, should fully realize

山本 雅

his artistic use of the "environment" and appreciate his psychological romances with their deep insight into the truth of the human heart.

合衆国憲法修正1条上の政府言論・私人言論二分論の考察

——「生命選択」特殊ナンバープレート上の発言者は誰か——

岩 倉 秀 樹

はじめに

30年以上連邦最高裁判所に在職し、1986年以来19年間長官を勤めたウィリアム・レーンキスト (William Rehnquist) が2005年に死去した。同長官時代の連邦最高裁を回顧するある著書は、「合衆国憲法修正1条上の多数の法理を提言したが、それには、表現の自由の伸張を促進するものと抑制するものがある」とし、表現活動の保護に積極的な法理として「内容差別の下位概念である見解差別 (viewpoint discrimination) を修正1条上の呪文とする中心原理について詳細に説く」一方で、消極的な法理として、「他者の言論の自由の権利を侵害することなく、政府が一定の表現活動に従事する権限を持つことを本質的に認める政府言論 (government speech) の法理」を展開したと述べている¹。

政府言論の法理の源泉は、「家族計画事業」(「中絶が家族計画の手段である場合」を除く)への連邦補助金を定める公衆衛生法第十編を実施するための保健福祉省令を合憲した1991年の *Rust v. Sullivan* (500 U.S. 173) 事件である。本省令は、補助金受領者に対し、妊婦への「中絶の助言・紹介」および「中絶の奨励活動」を禁止した。そこで、当該補助金の交付を受けた医療機関および医師は、本件規制について、出産を奨励する情報提供を強制する一方で、中絶に関するすべての議論を禁止するため、「許容し得ない見解に基づく差別である」と主張した。法廷意見を書いたレーンキスト長官は、補助金受領者を本件事業の後援の下で活動する間は政府の代行者であると見なしたうえで、政府は、彼らが「本件事業の範囲外の活動に従事すること」を禁止できると判示し、本件規制は、全米民主主義基金 (National Endowment for Democracy) への補助金に類似する (連邦議会は、他国における民主主義原理の採用を奨励するために同基金を設立したからといって、共産主義やファシズムを奨励する事業への助成を憲法上要求されない) と指摘した (at 194, 198)。

Rust 事件は、直接には、連邦の補助事業の範囲外である中絶の助言等を政府が禁止できると述べたにすぎず、政府言論の法理に依拠するものではなかった。しかしながら、州立大学による学生団体の宗教新聞への助成拒否につき見解差別を理由に違憲とした1995年の *Rosenberger v. Rector & Visitors of the University of Virginia* (515 U.S. 819) 事件で、連邦最高裁は、*Rust* 事件と本件はともに私人発言者への言論助成に関わったにもかかわらず、*Rust* 事件を「政府が

政府自身の事業に関係する具体的な情報を伝達するために私人発言者を利用する」政府言論事件（医師の助言を政府言論に当たる）と再定義し、大学が「私人発言者の多様な見解を助長するために資金を提供する」私人言論フォーラム事件である本件と区別した（at 883-4）。そのうえで連邦最高裁は、政府言論の場合、私人言論の場合と異なる原理が支配すると述べ、私人言論の場合には見解中立性が要求されるのに対し、政府言論の場合には見解に基づく規制が許されると指摘した（id.）。

そして、レーンキスト長官時代の最後の開廷期に当たる2005年の *Johanns v. Livestock Marketing Association* (544 U.S. 550) 事件で、連邦最高裁はついに、連邦法に基づき肉牛生産者から徴収する肉牛1頭の販売につき1ドルの強制的負担金（牛肉チェックオフ）を原資とする「夕食には牛肉を（Beef. It's What's For Dinner）」と訴える一般的な牛肉広告について、「政府自身の言論であり、それゆえ修正1条上の審査から免除される」と判示し、政府言論の法理を初めて明示的に適用した（at 553）。連邦最高裁は、当該広告には「牛肉生産者提供」の表示しかなく、しかも当該事業の運営者（肉牛生産者の牛肉委員会）が「業界が資金提供し監督する事業」と広報するにもかかわらず、「（当該広告の）メッセージは、一部始終連邦政府によって作成されたメッセージである」と認定した（at 560-1）。

本稿は、「生命選択（choose life）」という中絶反対のメッセージを表示する特殊ナンバープレート（specialty license plate）（ナンバープレートを以下「プレート」という）をめぐる訴訟を素材に、Rust 事件以後の連邦最高裁判例によって確立された政府言論・私人言論二分論について考察する。現在の判例上、「修正1条の問題は、特殊プレートが政府言論か私人言論かの分類に集約される」ため、「生命選択プレートは、政府言論なら合憲、私人言論なら違憲となる」²。しかし特殊プレートは、それを承認・製造・所有するのは州であるが、私人が選択し料金を支払って車に取り付けるため、政府言論・私人言論の両方の要素を有しており、プレート上の「生命選択」メッセージの発言者が誰かに関して連邦下級審判例は対立する³。

I 現在のプレート論争

1 Wooley 事件と現在のプレート論争

単なる自動車登録の手段であるプレートは今日、「州のモットーを表示し、様々な団体を承認し、または人気のある主義主張を支持する」手段になっている⁴。30年前の *Wooley v. Maynard* (430 U.S. 705 [1977]) 事件で、一般プレート上の「自由に生きよ、さもなくば死を（Live Free or Die）」という州のモットーを覆い隠した（「or Die」の刻印を切り取り、切り取ってできた穴と「Live Free」をテープで覆った）車の所有者に対するニューハンプシャー州の刑事処罰の合憲性が争われた。連邦最高裁は、プレートは「車の所有者と容易と結び付けられる」ため、「州

のイデオロギー的メッセージの『移動掲示板』としての私有財産（すなわち車）の使用を州が市民に強制できない」と判示した（at 715, 717 n.15）。

最近、「プレートが再び、言論の自由論争の源泉になってきた」⁵。しかし、現在の論争では一般プレートではなく、希望番号プレート（vanity license plate）や特殊プレートが関わるため、Wooley 事件のようなプレート上の政府言論の強制ではなく、むしろ車の所有者が選択するプレートの州による発行または発行拒否の合憲性が争われている⁶。

2 希望番号プレートと判例の動向

希望番号プレートは、登録番号となる文字および数字の組合せの選択を車の所有者に許すものである⁷。このプレートの発行規制には、(i) 使用する数字や文字の字体の制限、既存の登録番号との重複禁止、一般プレートと同じ色や図案の義務づけ、公用車・緊急車両を意味するプレートの禁止のようなもの、(ii) 国民を誤導・困惑させる、または品位を欠く文字・番号のプレートの発行拒否を認めるものがあるが、言論の自由が問題になるのは後者の内容規制である⁸。希望番号プレートに関しても、連邦控訴裁間で対立がある。

2001年の Lewis v. Wilson (253 F.3d 1077) 事件で、ミズーリ州歳入省は、「公序に反する」プレートを禁止する州法の規定に基づき、原告の「ARYAN-1」（反ユダヤ白人優越主義の意味）プレートの発行を拒否した。第8巡回区連邦控訴裁は、(i) 「公序に反する」という文言は不明瞭であり、「プレートの拒否決定に関して無制約な裁量を同省に与える」ため、本件規定は修正1条に違反する、(ii) 原告プレートの人種的優越性のメッセージを見た運転手が激高し、交通の危険を引き起こすという単なる可能性は、原告の発言する権利を制限する憲法上の根拠とは認められないと判示した（at 1080-81）。

一方、同年の Perry v. McDonald (280 F.3d 159) 事件で第2巡回区連邦控訴裁は、「Shit Happens」の略称である「SHTHPNS」（原告は、無名アルコール依存症者の会（Alcoholics Anonymous）のスローガンだという）と表示するプレートを使用する原告の修正1条上の権利を認めなかった。バーモント州の陸運局職員は、原告プレートを、州法の禁止する「一般国民に不快な」プレートに該当すると判断した。同控訴裁は、希望番号プレートを非フォーラムと認定し、当該規制は合理的かつ見解中立的である限り支持されると確認したうえで、州による不快な糞便（shit）の文言の禁止について、(i) ①不快な言論からの国民の保護および②州と当該言論との結び付きの断絶という正当な政府利益に仕えるため合理的である（プレートは、自動車の登録および歳入増という政府目的のための政府財産であり、それを発行する州と結び付けて受け止められるため、州は、州のプレート上で不快なメッセージを伝達しない正当な利益を有する）、(ii) 原告の哲学的見解に対する反対からではなく、「shit」の文言を部分的に使

用するため原告プレートを禁止するにすぎず、見解に基づく差別ではない（州は、同じ文言のバンパーステッカーを禁止しない）と結論した（at 169-70）⁹。

両事件では政府言論の法理の主張はなく、従来の修正1条審査がなされている。しかし、希望番号プレートにつき、Lewis事件の第8巡回区は、社会的・政治的メッセージを表示するバンパーステッカーと同様、その目的を「個性の表現、プレート所持者の文字・見解の表明」と捉えるのに対し（at 1079）、Perry事件の第2巡回区は、文字を選択する車の所有者ではなく、それを所有・発行する州との結び付きを強調し、政府言論の要素を重視する¹⁰。

3 特殊プレート事業と生命選択プレート

(1) 特殊プレート事業の特徴

特殊プレートは、登録番号を示す文字・数字以外の部分にロゴやスローガンが予め印刷されているプレートの購入を車の所有者に許すものである¹¹。1987年のフロリダ州によるスペースシャトル「チャレンジャー号」を記念するプレートの発行後、多くの州が特殊プレート事業を採用し、現在、利用できるプレートの種類は、少ない州で20～30、多い州では500以上もある¹²。各州の特殊プレート事業には、次の特徴がある¹³。

第1に、特殊プレートを購入する車の所有者は、通常の登録料以外に追加料金を支払い、その販売収益は、州が取得する当該プレート製作費分を除き、プレートで表示される主義主張に関連する非営利団体に配分される。プレート希望団体は、資金獲得と国民へのメッセージの伝達的手段としてそれを希望し、その購入者も当該団体やその主義主張に対する資金の提供と支持の表明のためにそれを購入する。それゆえ、特殊プレートは、納税者の負担なしに、自発的な私人の寄付を通じて団体の利益になる双方に好都合の事業であるといわれる。第2に、各州は、特殊プレートの生産・販売前に、当該プレートの収益予測に関する最低限の要件の充足を要する。例えば、フロリダ州では、希望団体は、3万人以上の購入希望者を示す標本調査、製作費等に充てる6万ドル以内の保証金、販売戦略や収益・支出計画を示す財務分析の事前提出が求められる¹⁴。第3に、特殊プレートの発行手続には、州により、(i)立法型と(ii)行政型の2つのタイプがある¹⁵。立法型は、個々の特殊プレートの発行に個別立法による承認を要求するものである。すなわち、州議会議員が自らの発案または希望団体の要望に基づいて特定の特種プレートを承認する法案を提案し、それは州議会の可決および州知事の署名を経て成立する。行政型の場合、州議会が一般的な特殊プレート法を制定し、その法律に基づき、希望団体は、州の指定行政機関に自らの特殊プレートを申請する。なお、希望番号プレートは、行政型の手続により発行される。

そして現在の論争は、生命選択と南部連合旗の2種類の特殊プレートに関わる。

(2) 生命選択プレートの誕生

フロリダ州のマリオン (Marion) 郡議会議員ハリス (Randy Harris) が、1996年に無計画妊娠女性の出産・養子の支援資金集めとその啓発のためのプレート製作を着想し、1997年に非営利団体「生命選択」(Choose Life, Inc.) を設立した¹⁶。同団体は、わずか3週間半で当時のフロリダ州法の最低限の要件を充足する3万ドルと1万4500人分の署名を集め、1998年に州議会は同団体のプレート法案を可決したが、当時の州知事 (Lawton Chiles) がそれに拒否権を行使した。その後、この法案への署名を公約したブッシュ (Jeb Bush) 知事の当選により、1999年に同州で全米初の生命選択プレート法が成立し、翌年8月にその販売が始まった。同法は、当該プレートの年20ドルの追加料金は子の養子を考える妊婦を支援する非営利団体に配分するものとし、中絶行為 (中絶実施病院の紹介、中絶医療の提供、中絶賛成広告等) に関わる団体への配分を禁止した。これを機に、中絶反対団体が全米でこの運動に取り組み、2008年9月現在、生命選択プレートは18州で承認されている¹⁷。プレートの図案は州により多少異なるが、フロリダ州の場合、上部にクレヨン書きの「Choose life」の文言、向かって左側に「男女の子どもの笑顔」が描かれている。なお、ハワイ・モンタナの2州は、生命選択と中絶賛成の両方のプレートを発行する¹⁸。

4 南部連合旗プレートと SCV 事件

南軍兵士子孫の会 (Sons of Confederate Veterans, Inc.) は、米国人の多数が「人種の分離と抑圧の象徴」と見る「南部連合旗 (Confederate flag)」を取り入れた同団体の紋章を表示するプレートの発行を求めたため、論争になった¹⁹。同団体は、南北戦争当時の南部連合軍に従軍した兵士と血縁関係が証明される男性の子孫から構成される非営利団体である²⁰。このプレートに関する2002年の *Sons of Confederate Veterans, Inc. v. Commissioner of the Virginia Department of Motor Vehicles* (288 F.3d 610) 事件 (以下「SCV 事件」という) が、特殊プレートに関する最初の連邦控訴裁判決であった²¹。

SCV 事件の被告バージニア州は、個別立法による承認を条件に、団体のロゴやモットーを表示する特殊プレートを当該団体の構成員に発行する事業を実施し、すでに100種類以上が発行されていた。しかし、原告である南軍兵士子孫の会のプレート発行を認める州法に限り、州議会は、南部連合旗の使用を禁止するため、ロゴ規制 (すべてのロゴ・紋章の禁止) を規定した。第4巡回区連邦控訴裁は、原告プレートを政府言論とする州の主張を退け、ロゴ規制の執行を禁止し原告の求める図案によるプレート発行を陸運省長官に命じる連邦地裁の差止命令を支持した²²。

同控訴裁はまず、「政府が発言する場合を判定する明確な基準を連邦控訴裁・連邦最高裁と

も述べていない」としながらも、特殊プレート上の言論が私人言論か政府言論かを判定するために、他の連邦控訴裁判例から借用した次の4要素テストを適用した。「①当該言論が発生する事業の主たる『目的』、②政府または私人が当該言論の内容に対して行う『編集上の管理 (editorial control)』の程度、③『真の発言者 (literal speaker)』は誰か、④政府、私人のどちらが当該言論の内容に『究極的な責任 (ultimate responsibility)』を負っているか」(at 618)²³。

そして同控訴裁は、以下の分析により、原告プレートを私人言論に当たると結論した。第1に、(i) 特殊プレートは州の歳入源の1つである(2000年度のその歳入総額は450万ドル)、(ii) 州法はプレート発行前に350人分の料金前納を要求する(州議会が自ら発言する意図だとすれば、州議会が自らの発言前に私人からの金銭の徴収を要求するのは奇妙である)、(iii) 会員限定プレートの承認は、団体の会員であることの誇りの表明を会員に許すものである点から、本件プレート事業の主目的は、①歳入を生み出すこと、②私人による様々な見解の表明を許すことの両方である。第2に、(i) 陸運省長官がプレート図案を拒否したのは過去に1度しかなく、同長官はプレート希望団体に対しその図案を決めるのは長官ではなく団体であると説明している、(ii) 州議会が図案規制を行ったのは本法が初めてである点から、州によるプレート内容に対する管理は行われていない。第3に、本件における真の発言者および究極的な責任者は不明確であるが、「(Wooley 事件で) 連邦最高裁は、プレートは、政府がそれを所有するとしても、プレート上のメッセージと車の運転者・所有者との結び付きのため私人言論の利益を伴うと示唆している」(at 619-21)。そのうえで同控訴裁は、本件ロゴ規制について、南部連合旗の主題ではなく、むしろ同旗を取り入れた原告のロゴが示す見解(南部の伝統に対する誇りおよび独立思想の承認)に対して差別するものであるため、違憲であると結論した(at 624-5)²⁴。

II 生命選択プレート訴訟の入り口問題

1 2種類の生命選択プレート訴訟

生命選択プレート違憲訴訟には、(i) 州による生命選択プレートの発行をそれに反対する中絶賛成派が争う場合(中絶賛成プレートの発行はなく、以下「生命選択プレート単独発行事件」という)、(ii) 州による生命選択プレートの発行拒否をその支援者である中絶反対派が争う場合(以下「生命選択プレート発行拒否事件」という)の2種類がある²⁵。このうち、生命選択プレート単独発行事件の場合、訴訟の入り口問題として、(i) 当事者適格 (standing) および (ii) 連邦裁判管轄権の有無がまず問題になる。

2 当事者適格と平等な競争条件

合衆国憲法3条は、連邦裁判所の権限を現実の「事件」および「争訟」に限定しており、こ

の事件・争訟の要件から導かれる最も基本的な法理が当事者適格である。当事者適格が認められるためには、原告は、(i) 原告が現実の損害を被っていること（現実の損害）、(ii) 当該損害が被告の行為に起因すること（因果関係）、(iii) 当該損害が勝訴判決によって救済される見込みがあること（救済可能性）の3要件のすべての充足を立証する必要がある。

2003年の *Women's Emergency Network v. Bush* (323 F.3d 937) 事件で第11巡回区連邦控訴裁は、中絶賛成派の原告に対し、フロリダ州生命選択プレート法を争う当事者適格を否定した。1999年の本法制定の際、上院議員が中絶賛成プレートも承認する修正法案を提案したが、それは否決された。同州では、団体がまず陸運省に申請し、当該団体が最低限の要件（本稿のI 3 (1) 参照）を充足する場合、同省が州議会に提案する。同控訴裁は、原告の主張する損害を「政府が言論フォーラム上で中絶の権利論争の一方の立場だけを助長し、それと対立する原告の見解を提示する機会を与えないこと」と認定したうえで、(i) 原告は中絶賛成プレートを申請しておらず、それゆえ州議会が原告の申請を拒絶したことはないため、原告は現実の損害を被っていない（州議会が、修正法案の否決により特殊プレートのフォーラムからの中絶賛成派の排除を意図したとする証拠もない）、(ii) 当該フォーラムから中絶反対の言論を排除しても原告の発言する機会が与えられるわけではないため、本法の執行を禁止する差止命令は、原告の主張する損害を救済しないと結論した (at 946-7)。

2002年の *Henderson v. Stalder* (287 F.3d 374) 事件（以下「Henderson I 事件」という）で第5巡回区連邦控訴裁も2対1で、ルイジアナ州生命選択プレート法を争う当事者適格を否定した。本件提訴後、中絶賛成プレートを承認する本法修正案が州議会で拒絶された。本件の法廷意見は、原告は、本法制定に伴う損害として原告の中絶賛成という見解の表明を許す同様のプレートの不存在を主張するが、「仮に本法を違憲と宣言したとしても、その救済手段が原告に中絶賛成を表明するフォーラムを提供するわけではないので、原告の主張する損害は救済されない」と結論した (at 381)。これに対し、デービス (Davis) 裁判官の反対意見は、(i) 「特殊プレートの承認・不承認に関する州議会の場合当たりの立法手続」は、表現活動に対する無制約な許可制と類似するため、原告は、本法に対する文面上の争いを提起する当事者適格を有する（「無制約な許可制との類推」の論拠）、(ii) 原告は、「他者に与えられた差別的便益を取り除くことにより、本法によって影響を受けるすべての者に平等な競争条件 (level playing field) を作り出すこと」を求めており、原告は、本法の執行禁止によって救済可能な個人的損害を立証する（「平等な競争条件」の論拠）と主張した (at 388-92)²⁶。

これらの判例を検討したテイラー (Taylor) は、第11巡回区および第5巡回区は、現実の損害および救済可能性の要件の不充足を理由に当事者適格を認めないが、これは「州議会による見解差別という中絶賛成派原告の主張を無視するもの」であり、他方、デービス反対意見の無

制約な許可制との類推に基づく当事者適格拡大の論拠も「本法は、言論発生前に保護される言論を『萎縮』させるものではない」ため疑問があるほか、より根本的に、両方の立場とも「第三者が、他者に便益を与えるために制定された法律に基づく損害を被っているかの問題と扱う点で誤っている」と指摘し、以下の「競争上の唱道者の当事者適格 (competitive advocate standing)」の採用を提案する。「議会が言論の新しいフォーラムを形成する際に中絶反対派に言論の自由の便益を与えた結果、当該法律は、中絶反対派に競争上の利点を授ける不公平な競争条件を創設した。こうして、損害は、当該法律の制定により、政府が中絶賛成派の原告に対し、政府の後援するフォーラムで中立性が要求される見解の平等な競争条件を否定したことである」。この見解中立性の欠如が現実の損害であり、その損害は州議会の本法制定に起因し、本法の違憲判決は思想の競争条件を等しくするため救済になる²⁷。

そして、後述する Rose 事件の第 4 巡回区連邦控訴裁は、デービス反対意見の平等な競争条件の論拠およびテイラーの競争上の唱道者の考え方を採用し、生命選択プレート法を争う中絶賛成派の当事者適格を肯定した。同控訴裁は、中絶論争の一方の政治的見解（中絶反対）を助長するための州によるプレート・フォーラムの利用から被る「差別的取り扱い」こそが現実の損害であり、その損害は「本法の無効によって救済される」（「差別事件の原告は、その平等取り扱いが不人気の団体への便益の拡大により達成されるか、人気のある団体への便益の否定により達成されるかに関わりなく、平等な競争条件の形態による平等取り扱いを要求できる」。「この平等な競争条件の分析は、典型的に平等保護事件で見られるが、修正 1 条事件にも適用される」と結論し、原告が自らのプレートを予め申請することも不要であると指摘した (Rose 事件, 790-1)²⁸。

3 課税差止禁止法と連邦裁判管轄権

また、連邦の課税差止禁止法 (Tax Injunction Act) は、州裁判所において簡易・迅速かつ有効な救済手段が存在する場合、連邦裁判所が「州法に基づく課税の査定・徴収を禁止・延期または制限すること」を禁止する²⁹。前述した Henderson I 事件の差し戻し後の控訴審である 2005 年の Henderson v. Stalder (287 F.3d 374) 事件（以下「Henderson II 事件」という）の第 5 巡回区およびオクラホマ州生命選択プレート法が争われた 2007 年の Hill v. Kemp (478 F.3d 1236) 事件の第 10 巡回区の連邦控訴裁は、州が徴収する特殊プレートの追加料金を課税差止禁止法にいう「課税 (tax)」に該当するとし、同法の下で、生命選択プレート法の執行の禁止（すなわち課税の徴収の禁止）を求める原告の主張について連邦裁判所は管轄権を有しないと判示した³⁰。

しかし、車の運転者は、生命選択プレートを任意に購入するにすぎない。それゆえ、それぞれ後述する Bredesen 事件の第 6 巡回区および Stanton I 事件の第 9 巡回区の連邦控訴裁は、

強制的な課税と契約上の債務を区別し、特殊プレートの追加料金の支払いは、課税ではなく、「政府からの購入物品に対する返済」にすぎず、課税差止禁止法は、連邦裁判所の管轄権を排除しないと判示した（Bredesen 事件, 373-4）³¹。ゴロド（Gorod）は、課税禁止法の目的は、州税の課税逃れのための連邦裁判所の利用を禁止することであり、Henderson II 事件のような当事者が州税逃れを企てない事例への同法の広範な適用は、立法意思に反し、連邦裁判所における州事業の違憲訴訟を不必要に阻止すると批判する³²。

Ⅲ 生命選択プレート訴訟の本案問題

1 両当事者の主張

生命選択プレートの単独発行・発行拒否のいずれの事件でも、本案において、中絶賛成派・中絶反対派とも、原告側は、「州は、特殊プレートを私人言論のフォーラムとして開放したので、運転者がプレート上で表明を希望するいかなる見解に対しても中立であることが要求される」と主張する。一方、州側は、「生命選択プレートの単独発行・発行拒否とも政府自身の言論として憲法上許容される」と主張する³³。本案に及んだ連邦裁判所は、生命選択プレート上の発言者およびその合憲性の問題に関して対立する。

2 生命選択プレート単独発行事件

(1) 私人言論または混合言論認定・違憲判決（Rose 事件等）

まず、2004年の *Planned Parenthood of South Carolina, Inc. v. Rose* (361 F.3d 786) 事件で、第4巡回区連邦控訴裁は、サウスカロライナ州生命選択プレート法を修正1条に違反すると判示した。

2001年に州議会は、「生命選択」のメッセージを表示する特殊プレートの発行を承認する法律を制定した。本法は、(i) 400件の料金前納による申請または400ドルの保証金を受理した場合、公安省が当該プレートの生産を開始する、(ii) その料金は、通常の登録料に加え2年毎に70ドルとする、(iii) その販売収益は、社会事業省を通じて、中絶行為を提供・助長・紹介する団体を除く危機妊娠事業を提供する民間の非営利団体に交付される、(iv) 当該プレートは誰でも利用できると規定した。本法は、二度目の提案で成立した。最初の提案は、州議会下院の小委員会で原告団体の代表が中絶賛成プレートの同時承認を求める証言をした後、廃案になった。その後、それとは別の本法が成立した。本法は2人の議員の提案によるものであり、中絶反対派団体は一切関与していなかった。なお、同州では、非営利団体が公安省に申請することにより、その構成員にのみ発行される特殊プレートを認める一般法も制定されていたが、原告は一般法に基づくプレートの申請を行わなかった。

原審の連邦地裁は、前述した SCV 事件を根拠に「特殊プレートは政府でなく私人の言論を表示する」と結論した後、(i)「本法は明らかに見解差別である」ため修正 1 条に違反する、(ii)「生命選択プレートは、議会の無制約な裁量により発行された」ため本法は無効であると判示し、本法の執行を永久に差し止めた (Planned Parenthood of South Carolina, Inc. v. Rose, 236 F. Supp. 2d 564, 571-3 [D.S.C. 2002])³⁴。

同控訴裁の 3 人の裁判官は、地裁判決を支持した。各裁判官はそれぞれ個別意見を書いたものの、地裁判決と違い、本件プレートを「政府言論・私人言論の混合物 (mixture)」と見る点で共通する³⁵。以下、マイケル (Michael) 裁判官の意見を紹介する。

ア 4 要素テストの適用 マイケル裁判官はまず、本件言論が政府言論か私人言論かを判定するために、以下のように SCV 事件の 4 要素テストを適用した。

第 1 に、(i) 生命選択プレートは、議員立法 (議員発案による法案を議会両院が可決し知事がそれに署名して成立した法律) で生まれたものであり、(ii) 本法自身が当該プレートを希望者全員に販売し、その販売収益は危機妊娠団体に配分し中絶を提供・助長する団体には配分しないと規定する点から、本法の目的は「州の選択した中絶反対の立場を助長すること」であり、4 要素テストの第 1 要素は政府言論を指示する。第 2 に、私的団体がプレートを申請しその図案を作成した SCV 事件と異なり、(i) 州が本件プレートを発案し、(ii) 議会がプレート上への生命選択というメッセージの表示を決定した点から、「州は、本件プレート上の言論内容に対する完全な編集上の管理を行う」ため、第 2 要素も政府言論を指示する。第 3 に、「私人が、追加料金を支払ってプレートを購入し、その生命選択のメッセージを自分の車に取り付ける」ので、Wooley 事件の一般プレート以上に特殊プレート上のメッセージと車の所有者との結び付きは強い (生命選択プレートを見た人は全員、その車の所有者が中絶反対の見解を持つと考える) 点から、「特殊プレート上の生命選択メッセージの真の発言者は、州ではなく、車の所有者である」、また「当該私人が、生命選択プレート上の言論に究極的な責任を負う」ため、第 3 要素および第 4 要素は私人言論を指示する。したがって、「州は、中絶反対の見解を助長するために、生命選択プレートを承認しそのメッセージを作成することにより、発言する。私人は、自分の車に生命選択プレートを掲示することにより、発言する。それゆえ、当該言論は、純粋な政府言論でも純粋な私人言論でもなく、両者の混合物である」(at 793-4)。

イ 見解差別の存在と説明責任の欠如 そして彼は、以下の 3 点を挙げて、「州は、生命選択プレートのみを許すことにより、見解差別に従事し、かつ、州自身の中絶反対の見解を偽装することにより、選挙民に対する説明責任 (electoral accountability) から自らを隔離する。これは、修正 1 条によって禁止される」と結論した (at 799)。

第 1 に、本件言論の媒体 (特殊プレート制度) に関して、政府の助成事業を実施するため助

成を受けた企業の従業員が徴募された Rust 事件と異なり、本件では州が生命選択のメッセージを伝達するために車の所有者を徴募するのではなく、むしろ、車の所有者がそのメッセージに同意するためそのプレートを購入・掲示する。こうして、「州は、表現の限定的フォーラム（中絶論争のプレート・フォーラム）を創設した」のであり、「政府は、当該フォーラムで表明される見解を制限できない」（at 795, 798）。第2に、州は、自らの見解を共有する者にプレートを認め、自らの見解に反対する者にそれを認めないことにより、「特権的発言者として当該フォーラムに参加し」、当該フォーラムを支配する（at 798）。第3に、「政府言論は、投票箱を通じて承認された目標を達成するために必要であるが、政府は、自らの発言について市民に説明責任を負わなければならない」（「政府言論の法理は、政治プロセスに責任を負わずに思想の宣伝を州に許す隠れた唱道（cloaked advocacy）の承認を意図するものではない」）。しかし、「本件は混合的言論の事案であり、生命選択メッセージの発言者の身元がプレートを見る人に明らかでないため、政府の説明責任が果たされていない」。州は、「自らの唱道を私人の車所有者の唱道とみせかけて、特定の政治的立場を唱道する」（州は、州内で生命選択プレートしか見ないため州の支持する中絶反対派がすでに勝利すると国民を誤導し、政府言論の文脈で見解差別が許容される根拠である政治的説明責任を妨げる）。なお、州議会が法律で本件プレートの使用を認めたことを理由に当該メッセージの身元を隠していないとする州の主張は、「説明責任には、継続的な透明性（transparency）が不可欠である」という事実を見落とすものである（野生七面鳥基金・海釣り・家なきベットの保護・ナスカー〔自動車レース〕等の支持を表明する州のプレート群から見て、市民がそのメッセージを州と結び付けて考えることはない）（at 796, 798-9）。

また、Henderson II 事件の原審である2003年の Henderson v. Stalder (265 F. Supp. 2d 699 [E.D. La]) 事件（以下「Henderson III 事件」という）の連邦地裁も、ルイジアナ州生命選択プレート法の執行を差し止めた。同地裁は、SCV 事件と同様、4要素テストの適用により特殊プレートを私人言論と結論し、「州議会はもちろん自由に発言できるが、州議会の支持しない意見の私人による発言を妨害してはならない」と判示した後、「わいせつ、法執行当局の混乱、重複等の見解以外の理由を審査する」ための「限定的・客観的かつ明確な基準」を定める代替的発行制度の存在を示唆した（at 717, 719）。

（2）政府言論認定・合憲判決（Bredesen 事件）

一方、Rose 事件から2年後の2006年の American Civil Liberties Union of Tennessee v. Bredesen (441 F.3d 370) 事件で、第6巡回区連邦控訴裁は、テネシー州生命選択プレート法を支持した。

2003年に州議会は、「生命選択」のロゴを表示する特殊プレートの発行を認める法律を制定

した。当該プレートのロゴの図案は、民間の非営利団体 (New Life Resources) の代表者と協議して作成される。公安長官は、千人分の注文があった後に発行し、その購入には、登録料以外に年35ドルの追加料金が必要である。その販売収益の50%は、当該非営利団体に配分され、「州内の妊婦への食料・衣服・医療支援を含む相談助言・経済的支援にのみ使用される」。残りの50%は州が取得し、40%は州芸術委員会、10%は州道路基金にそれぞれ配分される。原告のうち1団体 (Planned Parenthood of Middle and East Tenn.) は、本法の議会審理中に中絶賛成プレートの同時承認を目指してロビー活動を行ったが、それは実現しなかった。原審の連邦地裁は、Rose 事件に依拠し、本件プレートを政府言論・私人言論の混合物と結論した後、本法を違憲の見解差別と判示し、本法の執行を差し止めた (ACLU of Tenn. v. Bredesen, 354 F. Supp. 2d 770 [D.M. Tenn. 2004])。

しかし同控訴裁は、2対1で地裁判決を破棄した。ロジャーズ (Rogers) 裁判官の法廷意見は、「政府は、自らの見解を伝達するために私人の志願者 (volunteer) を募ることによって公共政策に関する諸見解を表明できる」と判示した (at 372)。

ア 政府管理テストの適用 法廷意見はまず、「政府が支配的なメッセージを決定し、その命令により伝達されるすべての文言を承認する権限を留保する場合、当該メッセージは政府に帰属する」とする Johanns 事件の政府管理テストを適用した。そして法廷意見は、(i) 州議会が「本件プレート上への生命選択という文言の表示を法律で規定する」ため、州はメッセージを具体的に定めていること、(ii) 民間団体にプレートの図案作成を委ねるが、公安長官がその図案に対する拒否権を留保するため、州は「プレート上のすべての文言の最終的な承認権」を留保することの2点から、「生命選択」は、「政府が作成した」「政府自身のメッセージ」であると結論した (at 357-6)。

法廷意見は、本件プレートを見解中立性の要件に服する政府・私人の混合言論とする原告の3つの論拠に対して、逐一反論した。第1に、百以上の団体・主義主張に関するメッセージを伝達するためにプレート事業を利用することについて、それらの州のメッセージに露骨な矛盾がない限り不合理ではない。また原告の立場は、Ku Klux Klan (白人キリスト教徒の権利・美德を訴える団体。以下「KKK」という)・ナチ党等の悪評団体への州による発行を憲法上義務づけることになるため妥当でない。第2に、本件プレートのロゴ作成への民間団体の参加について、「州がメッセージの概要を定めかつその詳細を承認する限り、そのメッセージは州に帰属する」(Johanns 事件でも広告作成を農務長官に責任を負う団体に委ねていた) ため、政府言論の認定と無関係である。第3に、本件プレートが車所有者の見解を示すと受け止められることについて、「政府が自らを発言者と明示しない場合でも、政府作成メッセージは政府言論である」(Johanns 事件は、「米国牛肉生産者提供」の表示しかなかった牛肉広告を政府言論と認

めた)が、本件の場合、「政府が発行したと誰でも知っているプレート上で、政府メッセージが伝達されている」(at 276-7)。

イ 私人の志願者による伝達 次に法廷意見は、政府が自らのメッセージを伝達するために私人に公金を支出した *Johanns* 事件(牛肉広告の印刷・放送のために私人を雇用したと推測される)および *Rust* 事件(中絶を除く家族計画の助言のために医師に補助金を交付した)と異なり、本件の場合、州のメッセージの運び屋は、自分の車に政府作成メッセージを取り付けるために料金を支払う「志願者」であるが、「私人の志願者による政府作成メッセージの伝達から、見解中立性を要求する言論の『フォーラム』が創設されるわけではない」と結論し、次のように指摘した(at 377-8)。

第1に、*Wooley* 事件は、車所有者が反対する州の見解に対する支持を彼女に強制することを違憲としたにすぎず、州のメッセージに反対しない者によるその伝達や、州発行のプレート上への当該メッセージの州による表示は許容される。第2に、仮に *Rust* 事件の医師が政府の中絶反対政策に同意し無報酬で従事した場合でも政府言論と取り扱われるべきであり、「志願者である伝達者と報酬が支払われた伝達者の区別は、憲法上意味がない」。第3に、志願者による政府作成メッセージの伝達から「フォーラム」が創設されるとする原告の主張は、政府の政策に反対するメッセージの作成を政府に義務づけることになるため妥当でない(例えば、政府による「ペットの去勢手術をしよう」プレートの販売を理由に、「ペットの去勢手術は残酷である」プレートの販売を政府に要求する権利が市民に認められるわけではない)。第4に、本件プレートは、今まで受け入れられてきた私人により伝達される政府言論(「選挙人登録をして投票しよう」・「国債を買おう」の小冊子・バッジ、「戦争に勝利しよう」・「わが国の軍隊を支援しよう」の郵便切手、「ペットの去勢手術をしよう」プレート)と区別できない。第5に、*Johanns* 事件以前の *Rose* 事件には依拠できない(at 377-80)。

これに対し、マーチン(Martin)裁判官の反対意見は、以下の3点を指摘した。第1に、「学校・野生生物の保全・公園・芸術・子ども病院のような運転者の関心を反映する約150の様々なプレートを現在発行する」と述べた知事事務局の記者発表からも分かるように、「州は、私人発言者の多様な見解を助長するためにフォーラムを創設し、それゆえ憲法は見解中立性を要求する」。第2に、*Johanns* 事件の政府言論の法理は、言論助成の強制の文脈で適用される(すなわち、他人の私人言論に対する助成の強制は修正1条に違反するのに対し、政府言論に対する助成の強制は、政府は職務を果たすために課税し支出する必要があるため許されるとする)ものであり、政府が支援するフォーラムへのアクセスの否定が関わる本件への同法理の適用は誤っている。第3に、「見解中立性がKKKやナチ党のプレート発行を要求することになる」という法廷意見の主張は、少数派のために起草されたという修正1条の目的を忘却したものであ

る（州はすでに南部連合旗プレートを発行しており、KKK やナチ党も、千人分の注文を出せるのなら、それを入手する権利がある）（at 284-7, 390-1）。

3 生命選択プレート発行拒否事件

(1) 私人言論認定・違憲判決（Stanton I 事件等）

まず、2008年の Arizona Life Coalition, Inc. v. Stanton (515 F.3d 956) 事件（以下「Stanton I 事件」という）で第9巡回区連邦控訴裁は、アリゾナ州プレート委員会は原告による生命選択プレートの申請を拒否し、原告の言論の自由の権利を侵害したと判示した。州陸運省は、特殊プレートの申請団体が非営利団体でかつ200人以上の会員を有する場合、当該申請を州プレート委員会に提出する。州法は、プレート委員会は、それが次の団体要件を充足する場合、特殊プレートを承認しなければならないと規定した。「(i) 当該団体の主な活動または関心が地域共同体に奉仕し他者の福祉に貢献するものであり、その目的・性格・活動または名称が不快または差別的なものでないこと、(ii) 当該団体の名称または目的が特定の商品またはブランドの名称を助長するものでないこと、(iii) 当該団体の目的が特定の宗教・信条または反宗教的信念を助長するものでないこと」。プレート委員会は、原告の申請拒否の理由として、原告の右要件の不充足ではなく、「中絶論争への不参加を選択した」（「原告の申請を認めた場合、それに対立する見解を持つ団体が自分のプレートを申請してくる」）ことを主張した。

同控訴裁はまず、Johanns 事件は区別されるとする Bredesen 事件のマーチン反対意見に同意し、4要素テストを適用した（もっとも4要素テストの採用は、「4要素テストと同様の要素に依拠する」Johanns 事件によって支持されると述べる）。そして同控訴裁は、(i) 「州は、慈善団体がその主義主張を支援するために資金を集める期待を抱いて修正1条上の権利を行使するフォーラムを開放した」ため、本件プレート事業の資金を集める目的は私人言論を指示する、(ii) Rose 事件と異なり、「原告団体が生命選択プレートを発案しそのメッセージの内容を決定した」ため、「プレート図案に対する編集上の管理」の要素も私人言論を指示する、(iii) 真の発言者に関して、プレートの所有権が州にある点からは政府言論を指示するが、プレート上の生命選択のメッセージは単にそれを取り付ける車の所有者と結び付けられるだけでなく、2人の子どもの顔を描く原告のロゴの掲示により原告のものと同定されるため、私人言論の方を強く指示する、(iv) 「プレートによるメッセージの伝達を希望する団体が、その申請という積極的行為を行わなければならない」ため、原告が当該言論内容に究極的責任を負うと指摘し、「生命選択のメッセージは私人言論である」と結論した。そのうえで同控訴裁は、「州は、非営利団体のために限定的フォーラムを創設した」が、「プレート委員会は、原告の提案したメッセージに含まれる見解に基づいて差別し、当該フォーラムの目的と無関係な理由で原告の申請を拒

否したため、修正1条違反の行為を行った」と判示した (at 965-8, 970, 973)。

また、2006年の *Children First Foundation, Inc. v. Martinez* (2006 U.S. App. LEXIS 5830) 事件の第2巡回区連邦控訴裁も、ニューヨーク州による生命選択プレートの申請拒否について、「特殊プレートは、少なくともある程度の私人言論に関わる」ため、「州が本件で政府言論の法理に基づき見解差別が許されると結論したことは、妥当でない」と判示した (at 2)³⁶。

さらに、2007年の *Choose Life Illinois, Inc. v. White* (2007 U.S. Dist. LEXIS 21863 [N.D. Ill.]) 事件の連邦地裁も、原告の訴えを認め、イリノイ州の州務長官に生命選択プレートの発行を命じた。特殊プレートの一般法はその発行を州務長官に委ねていたが、州務長官は、州法に規定のない個別立法による特殊プレートの承認を要求した。原告団体は、議員を通じて2度にわたり生命選択プレート法案を提案したが、州議会は、「それが政治的論争を招くメッセージである」ことを理由にその立法化を見送った。同地裁は、4要素テストの各要素について、SCV事件と同様に、(i) 州が発行条件として850人分の事前申請を要求するため、プレート事業の主目的は州の歳入増加と私人表現の承認の両方である、(ii) *Rose*事件と異なり、生命選択のメッセージは州議会ではなく原告の発案であるため、「内容に対する編集上の管理は私人言論を指示する」、(iii) 私人が個人の車でメッセージを表明するために追加料金を支払うため、「当該メッセージに『究極的責任』を負う『真の発言者』は、その私人である」と指摘した後、「(*Bredesen*事件の)第6巡回区の判決理由に同意せず、第4巡回区の判決理由に納得する」と述べ、「私人が作成しかつ私人が資金提供する特殊プレート上のメッセージは、私人言論である」と結論した (at 3-5)。そのうえで同地裁は、「原告プレートのそのメッセージ (中絶反対) に基づく拒否は、私人言論の見解差別であり、修正1条により禁止される」と判示し、「生命選択メッセージが許容されると、見解差別を避けるためにKKKやナチ党のプレートの発行も義務づけられる」とする州の主張を退け、「修正1条は、不人気の嫌悪的言論さえも保護する」と指摘した (at 5)。

ところで、特殊プレートの発行手続に関して、*Rose*事件・*Henderson III*事件・*Bredesen*事件・*White*事件では立法型、*Stanton I*事件では行政型が関わったのに対し、2008年の *Choose Life of Missouri, Inc. v. Vincent* (No. 06-044-CV-W-SOW [W.D. Mo.]) 事件では、以下のようなミズーリ州の立法型と行政型の混合型手続が関わった (本稿のI 3 (1) 参照)。州議会は、私的団体が歳入省に特殊プレートを申請する手続を定める法律を制定した。その申請は、同省から承認のために合同委員会に提出される。合同委員会は、7人の上院議員、7人の下院議員および3人の行政職員から構成され、そして、(i) 2人の上院議員もしくは5人の下院議員が反対の申立書を提出するか、または(ii) 委員の1人が反対票を投じる場合、その申請は承認されない。本法はこの承認・不承認の基準を全く規定せず、不承認の理由説明も不要であった。また、合同委員会の承認後に当該団体がプレート図案を提出し、その図案はどこの承認も受ける必要は

なかった。原告の生命選択プレートの申請は、2人の上院議員の反対により承認されなかった。連邦地裁は、4要素テストの適用により特殊プレートを私人言論と結論した後、その承認・不承認の決定につき政府職員に無制約な裁量を与える本法を違憲と判示し、生命選択プレートの発行を歳入省長官に命じた。なお、同地裁は、Johanns 事件の政府管理テストは「特定のメッセージが立法を通じて作成される（議会が伝達されるべきメッセージを明確に作成し、使用するすべての文言を承認する）状況に適用されるのが適切」であり、「（合同委員会ではなく）私的団体がプレート案を作成・提出する」本件の状況では4要素テストの方が適切であると付言した。

(2) 政府言論認定・合憲判決

一方、Stanton I 事件の原審である2005年の Arizona Life Coalition, Inc. v. Stanton (2005 U.S. Dist. LEXIS 21960 [D. Ariz.]) 事件（以下「Stanton II 事件」という）の連邦地裁は、200人以上の会員を有しかつ前記団体要件を充足する特別の団体のみ発行する特殊プレートであることを重視し、4要素テストの各要素について、(i) プレート事業の主目的は車の登録という政府機能の達成である、(ii) 州は、当該団体要件の充足を要求し、プレート内容に対する編集上の管理を行う、(iii) 真の発言者は政府言論・私人言論の両方を含むプレート自身かもしれないが、究極的責任は「許される団体のタイプおよび団体が助長しようとする目的を管理する州にある」と述べ、「州が承認し発行するプレートは、性質上政府言論」であり、団体要件等を充足する団体のみ開放される非フォーラムであると結論した (at 3-6, 7)。そのうえで同地裁は、プレート委員会は「見解差別に従事しなかった」、すなわち「非フォーラム上の政治的えこひいき (political favoritism) を回避」し、「激論になっている公共問題に関する州の中立性を維持した」と結論した (at 6, 7)。

また、2004年の The Women's Resource Network v. Gourley (305 F. Supp. 2d 1145 [E.D. Cal.]) 事件で、生命選択プレート法の制定を拒否された原告団体が、(i) 特殊プレート発行につき個別立法による承認を要求するカリフォルニア州法の執行禁止および (ii) 本法に基づきすでに制定されているすべての特殊プレート法の執行禁止を求めた。連邦地裁は、原告の (i) の訴えを認め、本法は「非営利団体からの個別立法の申請を拒否する無制約な裁量を州議会に付与するため違憲である」と判示した (at 1154)。しかしながら、同地裁は、原告の (ii) の訴えを退け、「個々の特殊プレート法は、プレート収入を特定の政府の基金・事業に配分する」（例えば、ヨセミテ・プレート法は、その収入の半分をヨセミテ国立公園の保全事業のためヨセミテ基金に、残り半分を州の環境保護事業のため州環境基金に配分する。その図案は私的団体のヨセミテ基金と協力して作成されるが、州自身がそのメッセージや目的を採用したことは同法により明白である）と指摘し、「当該言論は、基本的に州の政策を助長する政府言論である」と判示した (at 1156, 1161)。

IV 特殊プレート上の発言者は誰か

1 政府言論・私人言論二分論と生命選択プレート上の発言者

(1) 政府言論・私人言論二分論の形成

アメリカでは、政府言論の法理の出現と見解中立性要件の厳格な適用は、21世紀に入り、言論の自由の分野における司法審査の劇的な変化をもたらした。

連邦最高裁は、Rust 事件後の判例の傍論で、「政府は、政府自身の特定の政策を助長するために公金を充当する場合、政府が希望する見解を発言する権限を有する」と述べ、政府が自ら発言する場合および Rust 事件のように政府が政府のメッセージを伝達するために私人発言者を使用する場合、通常許容し得ない政府による見解に基づく差別が支持されるとする政府言論の法理に言及した (Rosenberger 事件, 833)。連邦最高裁は、同法理の根拠として、(i) 人民の代表者である政府が一部市民の信念に反する事業・政策を採用し遂行することは不可避であるので、「政府の資金が、自らの政策を唱道し擁護するために言論その他の表現活動に支出されることは不可避である」という実際的な理由、(ii) 政府は、「その唱道について政治プロセスを通じて選挙民に説明責任を負う」ので、「自らの政策または特定の思想を助長するために発言できる」という政治的説明責任の原理の2つを指摘する³⁷。そして、Johanns 事件で連邦最高裁は、政府言論は「修正1条上の審査から免除される」と明言した。したがって、政府が発言する場合、政府は修正1条上の制約を一切受けない。

一方、連邦最高裁は、政府が「私人発言者の多様な見解を助長するために資金を提供する場合」、見解中立性 (見解差別の禁止) の要件の遵守を要求する (Rosenberger 事件, 834)。連邦最高裁は、政府財産 (不動産のほか政府助成も含む) 上で発生する私人言論の制限を審査するために、当該政府財産を伝統的フォーラム、指定的フォーラム、非フォーラムの3つの類型に分類したうえで、各フォーラムの審査基準を決定するフォーラム分析を採用する³⁸。このパブリック・フォーラム (public forum) の法理は、「自分自身の利用のために当該財産を保全する政府の所有権に基づく利益と、表現活動のために当該財産を無制限に利用する私人の利益を衡量する」原理である³⁹。しかしながら、連邦最高裁は、いずれのタイプのフォーラムであっても、「そのメッセージを理由とする言論の差別 (すなわち見解差別) は違憲と推定される」と判示し (Rosenberger 事件, 828)、このため、「フォーラムの類型は、当該制限が見解中立的である場合のみ関係する」⁴⁰。したがって、私人が発言する場合、フォーラムの類型に関係なく、修正1条は、政府による見解差別を禁止する。

こうして、「政府言論の現在の枠組みにおいて、発言者が誰であるかが論争の勝者を決定づける」⁴¹。Rose 事件の第4巡回区連邦控訴裁は、(i) すべての言論は、政府言論、私人言論の

いずれかである、(ii) 政府が自ら発言する場合、政府による見解差別は常に許される、(iii) 政府が私人言論を規制する場合、政府による見解差別は決して許されないとする3つ前提から、政府言論か私人言論かの分類が「見解差別事件の処理を決定する」と指摘する (at 792)。

(2) 生命選択プレート上の発言者と判例・学説

生命選択プレート訴訟でも、すでに見たように、連邦下級裁判所は、本案である見解差別の争点について、次の2段階の審査に従事する。(i) まず、プレート上のメッセージの性質を分析することにより、それが政府言論・私人言論のいずれに当たるかを審査し(第1段階審査)、(ii) その後、政府は当該メッセージに関して見解中立性を要求されるか(政府はパブリック・フォーラムを創設したか)を審査する(第2段階審査)⁴²。そして、このうち結論を事実上決定づける第1段階審査に関して、Bredesen事件の第6巡回区は、政府言論と認定したのに対し、Rose事件の第4巡回区およびStanton I事件の第9巡回区は、それぞれ政府言論・私人言論の混合物、私人言論と認定した。

学説では、私人言論説が多数説といえるが⁴³、政府言論説も有力であり、さらに混合言論説も存在する。次節以下で各学説を考察する。

2 私人言論説

(1) 私人言論フォーラムと主題差別・見解差別の区別

まず、オルリー (Olree) は、Bredesen事件を批判し、「我々すべてがアーバン大学 (Auburn University) の特殊プレートを州作成のメッセージと見なすというのは、極端に不自然で非現実的である。現実の世界では、特殊プレートは、州の説教壇ではなく、私人言論のフォーラムとして運営されていると広く理解されている」と述べ、「私人発言者のフォーラムを開放する場合、州が支持しない集団やメッセージに恣意的にアクセスを否定することは許されない」と主張する⁴⁴。ゲーゲンハイムとシルバースミス (Guggenheim & Silversmith) も、「裁判所は、特殊プレートを厳格審査に服する限定的フォーラムと特徴づけるべきである」と主張し、「特殊プレートの目的は、車所有者を特定団体と同定し、当該団体の目的・目標に対する車所有者の支持を示すことであるため、特殊プレートは、見解の表現であると推定される」から、「州は一般に特殊プレートを制限できない」(特殊プレート事業全体の廃止はもちろん憲法上可能である)と結論づける⁴⁵。ベリー (Berry) もまた、「政府がプレートを所有することよりも、むしろ運転者の自発的な行為(運転者が特殊プレートの申請およびその追加費用の支払いを選択すること、運転者が自分の車にそれを取り付けること)および特殊プレートの独特の特徴(一般プレートと異なり、運転者が支持する団体のロゴやスローガンを含むこと)」から、特殊プレートの掲示は私人言論であると述べたうえで、(i) 生命選択プレートは一定の要件を充足する

者に州が意図的に開放した指定的フォーラムであり、厳格審査に服するが、州は生命選択プレートの単独発行に対するやむにやまれない利益を提示できない、(ii) また、当該プレートがどのフォーラムに分類されたとしても、見解中立性の要件が適用されるため、生命選択プレートの単独発行は見解差別に該当すると結論づける⁴⁶。ハースト (Hurst) も同様に、生命選択プレートの単独発行は「見解に基づく許容し得ない差別であるため」違憲であると主張する⁴⁷。

なお、ハーストは、見解ではなく主題に基づく差別は憲法上許容される余地があるため、州は、プレート上の中絶の主題に関するすべての見解（中絶反対・中絶賛成の両方）の不承認を選択すべきであると提案する⁴⁸。ベリーもまた、州による両方（生命選択・中絶賛成）のプレートの発行または発行拒否は見解中立であると述べ、生命選択プレート等の政治的プレートの発行は避けるべきであると提案する⁴⁹。しかしながら、主題差別と見解差別の区別は容易ではなく、「特殊プレートを一定の主題に限定する試みも同様に、見解差別の亡霊を呼び出す」。すなわち、「中絶反対プレートのみ承認し中絶賛成プレートを承認しないことは、明らかに特定の見解を差別する。しかし、中絶・出産に関するプレートを禁止し前立腺癌の研究を支援するプレートを承認することは、女性の健康問題を差別すると主張しうるため、中絶の主題に関するすべてのプレートを禁止する試みもまた見解差別の主張を導く」⁵⁰。実際に、中絶論争における州の中立的立場の維持を意図した生命選択プレートの発行拒否も、違憲の見解差別と判示されている (Stanton I 事件・White 事件。ただし Stanton II 事件は合憲とする)。

(2) 政府言論の判定テスト

生命選択プレート上の発言者を判定するテストとして、Bredesen 事件の第 6 巡回区は、「政府が支配的メッセージを決定し、その命令により伝達されるすべての文言を承認する権限を留保する」場合に当該言論を政府言論とする Johanns 事件の「政府管理 (governmental control) テスト」を採用した⁵¹。なお、Johanns 事件の連邦最高裁は、政府言論と認定する際に、①牛肉広告の「支配的メッセージ」を連邦議会が法律で定めていたこと (第 1 基準)、②農務長官が実際に公表される広告の細部に関して「最終的な承認権」を保持したこと (第 2 基準) の 2 点を指摘する⁵²。一方、Johanns 事件以前の Rose 事件の第 4 巡回区および Johanns 事件後の Stanton I 事件の第 9 巡回区は、①言論事業の目的、②言論に対する編集上の管理、③真の発言者、④言論に対する究極的責任の各要素を総合的に考慮する「4 要素テスト (four-factor test)」を採用した (Henderson III 事件、White 事件、Vincent 事件、Stanton II 事件の各連邦地裁も、4 要素テストを採用した)。

Rose 事件および Bredesen 事件は、州議会が個別立法で生命選択プレート単独発行を承認した事例であり、第 4 巡回区は、4 要素テストの第 1 要素 (言論事業の目的) の審査では政府言論と認定し、第 6 巡回区は、政府管理テストの第 1 基準 (州による「支配的なメッセージ」の

決定)の充足を認定した。そしてとりわけ、第4巡回区は第2要素(編集上の管理)、第6巡回区は第2基準(州の「最終的な承認権」の保持)の各審査で、ともに当該プレートの実体的内容に対する州の管理の程度を検討し、その存在を認定した。しかしながら、第4巡回区はさらに第3・第4の要素(真の発言者、究極的責任)の審査を続け、車所有者が当該プレートの追加料金を支払う事実を重視し、私人言論と結論した⁵³。なお、Stanton I事件の第9巡回区は、行政型手続に基づくプレート発行拒否の事例において、4要素テストの各要素はすべて私人言論を指示すると結論した(ただ原審のStanton II事件は政府言論と結論した)。

まず、オルリー(Olree)は、Bredesen事件での政府管理テストの適用を、Johanns事件の誤った解釈に基づくものとして批判する。第1に、Johanns事件は、牛肉広告のための課税は言論の強制に当たるとする牛肉生産者の主張を退け、「政府は、自分の言論に資金を提供するために課税することは常に許される」と判示したものであり、当該メッセージの賛同者が自発的にプレート費用を負担する本件とは区別される(Bredesen事件の反対意見・Stanton I事件もこの点でJohanns事件と区別した)。第2に、「特殊プレート事業は、牛肉広告のように、私的活動を助長する大きな政府事業の一部を構成するものではない」ため、政府の関与は小さく、「政府が最終的なメッセージを拒否した」(それが政府のメッセージである)とは我々には思い付かない。第3に、「政府が事前に自分に最終的な拒否権を与える場合、あらゆる言論が政府言論になる」とするこのテストの拡大適用は、「政府が事前にあらゆる言論の最終的文言を審査し、政府の反対する発言者を黙らせる」事前抑制に道を開くものである⁵⁴。

また、マノア(Manoher)は、生命選択プレートを「不透明な(nontransparent)政府言論」の一例であると主張する。政府がプレートを作成するが、一般人は、政府ではなく運転者がプレート上の見解への支持を表明するものと信じるので、政府が生命選択プレートのみ作成し中絶賛成プレートを作成しなかったにもかかわらず、「中絶賛成プレートがないのはその見解への支持がないからである」と考えるはずである。こうして、「当該言論を私人表現と見せかけることにより、政府は、民主主義的説明責任を果たすことなく、思想の市場および国民の信念を歪曲する」。そしてマノアは、Bredesen事件の政府管理テストは、「政府が実際に(actually)当該メッセージの著者であるか否かだけを審査するため、詐欺的政府言論を合憲性審査で通過させる」が、Rose事件の4要素テストは、「政府が発言していると見られる(appears)か否かを含めて審査する」(Rose事件は第3・第4の要素の審査から私人言論と結論した)ため、「不透明な政府言論は適切に違憲と判断される」と指摘し、詐欺的政府言論の有害な使用を阻止するために、政府言論・私人言論の判定テストとして、4要素テストの採用を提案する⁵⁵。

さらに、ルーカス(Lucas)も、「(Johanns事件の)連邦最高裁は、政府は課税を通じて政府メッセージへの助成を市民に強制することが許されるため、当該言論が誰に帰属されるかに

言及することなく、誰が当該言論を管理するかを中心に審査した」と述べ、政府メッセージの私人発言者への帰属の問題が関わる特殊プレートの場合、政府管理テストではなく、4要素テストを採用すべきであると主張する。なお、ルーカスは、特殊プレートを「政府言論・私人言論の混合物 (hybrid)」と結論した後、さらに政府言論の分類を正当化する特徴（すなわち、①それが政府のメッセージであることの明確さ、②政府が説明責任を負うと国民が判断できるか、③当該言論が他の私人言論を抑圧する効果を持つか）を考慮し、当該混合言論の合憲性を判断すべきであると述べたうえで、(i) 私的団体がプレートを申請しそれを申請団体の発言と国民が予測するような行政型手続の場合、政治的説明責任を欠くため、私人言論フォーラムと取り扱われるべきである、(ii) 個別立法の制定により、州議会がその政治的説明責任を負う場合も、数多くのプレートの発行から見て、プレート事業の過去の利用は無差別的であり、州は州のメッセージとしてのその利用を告知してこなかったため、政府による見解に基づく規制は正当化されないと指摘する⁵⁶。

3 政府言論説

(1) 見解中立性要件の非現実性と政府助成言論との類似性

ドルフ (Dorf) は、「州が特殊プレート作成の際にある見解を他の見解より優遇してはならない」とする Bredesen 事件の原告 (ACLU, PPNE) の主張を批判し、「実際に州は、『飲酒運転に反対する母親』や『子どもが第一』のプレートを提供し、『飲酒運転に賛成する不良中年男性』や『中年が第一』・『自分が第一』のプレートを提供しない」ことから、原告の立場に立てば「州の特殊プレート事業それ自体が違憲となる」(その事業の廃止以外にない)と指摘する。そしてドルフは、「州による特殊プレートの提供は、純粋な私人言論ではなく、むしろ政府助成言論 (government-funded speech) に類似する」と述べ、「品位を下げる芸術に助成せず人間性を高める芸術作品に助成する場合と同様に、修正1条違反と判断されるべきでない」と主張する⁵⁷。

(2) 政府・私人の相互作用言論と政府言論の3つの正当化要素

ジェイコブズ (Jacobs) は、「純粋な政府言論・私人言論の両極の間に、政府・私人の相互作用言論 (government/private speech interactions) の中間的領域がある」(「私人発言者と(政府による財産・資金の提供のような) 政府提供物の両方により生み出される混合的出所の言論」がそれに当たる)と主張する⁵⁸。そのうえで、「政府による見解差別は言論の自由条項の中核的禁止である」ため、「特定の政府・私人の相互作用言論において、合憲性審査は、政府言論を正当化する(以下の) 諸要素が存在するか否かに着目すべきである」と提案する。①発言に対する説明責任: 「言論の出所 (source)」は、政府による教化を防ぐ重要な情報であり、政府言

論が正当である（政府が発言内容に対する政治的説明責任を果たす）ために、「政府は、私人発言者を通じて発言している事実および自らの表現の内容を市民に十分に知らせる必要がある」。政府は、一般国民に対する「一般的な説明責任（general accountability）」（立法等の正当で公に見える政治プロセスによる承認）および当該言論によって特に影響を受ける市民に対する「特別の説明責任（specific accountability）」の両方の要件を充足しなければならない。②確認できる憲法上有効なメッセージ：政府言論の場合も言論と言えるためには聞き手に合理的に理解できるメッセージの提供が必要であり、さらに私人が伝達する場合は許されるが政府が伝達する場合に禁止される一定のメッセージ（人種差別行為の支持等）が存在するため、「私人を通じた正当な政府言論には、政府が確認できる（identifiable）メッセージでありかつ憲法上有効なものを伝達することが要求される」。③非言論抑圧効果：「私人発言者に対する政府の助成が（言論市場を支配し、特定の見解を狙い撃ちにし、言論市場を歪曲するような）私人の見解を抑圧するものであってはならない」から、「正当な政府言論はまた、非言論抑圧効果を有するものでなければならない」⁵⁹。

そしてジェイコブズは、「現在の運用であれば、希望番号プレート・特殊プレートとも、（説明責任と確認しうるメッセージの両方を欠くため）私人言論フォーラムである」と述べる。希望番号プレートの場合、一般法に基づき行政機関が一定の禁止範疇に該当しない限り申請者に希望番号を機械的に与える（私人の表現活動を許すことがその目的であり、当該プレートへの支持を政府が主張するものではない）という構造のゆえに、（i）その発言に対する説明責任は政府になく、（ii）政府が積極的なメッセージを全く送っていないため確認できるメッセージも欠いている。特殊プレートの場合も、（i）希望番号プレートと異なり、各申請毎に主題・発言者の地位・収益配分を定める個別立法を制定するため、州議会は私人発言者間の見解に基づく決定に説明責任を果たすが、（ii）州議会が自らの言論として当該メッセージを採用する意図を宣言しない（各メッセージを採用する明白な意図を示すことなく、多くのプレートを承認する）ため、確認できるメッセージを欠いている⁶⁰。しかし、ジェイコブズは、特殊プレート事業について、「州が承認したプレートを自らの言論として採用する意図を事業の中で宣言し、私人の申請者がそのプレートを助長する州の代理人となる」構造に変更すれば、正当な政府言論と認められる（なお、バンパステッカー、プレート・ホルダー等のコミュニケーションの代替手段が存在するため、言論市場の支配の問題は生じない）と主張する⁶¹。

(3) フォーラム・説明責任分析

ヘイク（Hake）は、「パブリック・フォーラムの法理を維持しかつ政治的説明責任を確保する」ために、以下の「フォーラム・説明責任（forum-accountability）分析」を提案する。「裁判所は、①まず、州が、特殊プレート発行手続に関する州の政策および運用を検討することにより、特

殊プレートの言論フォーラムを創設したかどうかを審査し、②次に、生命選択プレートに関する州の見解に基づく行為（すなわちその発行または発行拒否）が、（政治的説明責任を負う）中絶に関する認識できるメッセージを伝達するかどうかを審査すべきである。フォーラムが創設されず、かつ、中絶に関する認識できるメッセージが伝達される場合に限り、州の見解に基づく行為は（政府言論として）正当化される⁶²。

そしてヘイクは、(i) ①の審査から、行政型のプレート発行手続と立法型のプレート発行手続が区別され、前者は国民の表現活動を招く政策を宣言するため言論フォーラムであるのに対し、後者は実体的メッセージを示しその収益を特定団体に配分する個別立法を制定するため言論フォーラムではない（ただし、矛盾したプレート発行のように州の運用がその政策と矛盾する場合は言論フォーラムである）、(ii) ②の審査から、生命選択プレートの単独発行は州の明白な中絶反対のメッセージを伝達する（ただし、中絶に関するプレートが全く存在しない状況での生命選択プレートまたは中絶賛成プレートの発行拒否は、中絶に関する州からのメッセージを伝達しないため政府言論ではない）と指摘し、「特殊プレートの立法型は、フォーラムを創設することなく、運営できる」と結論づける⁶³。

(4) 正式かつ機能的な透明性（政府著者）の要件

ノートン（Norton）は、「政府は、自分自身の言論を、それに参加しそれを変更しそれを悪用する私人の取り組みから隔絶する正当な利益を有する」と述べたうえで、「政府言論は、政府の出所が明らかであり、国民が当該メッセージの信頼性を正確に評価し、（請願・投票等の政治的）説明責任を負わせる手段を取ることを可能にする場合に、最も価値があり最も危険が少ない」と指摘し、以下の「正式かつ機能的な透明性」の要件を提案する。「政府は、当該言論の出所が政府であると正式に（formally）（すなわち、政府が当該言論を承認した時点で政府が自らの言論として当該言論を主張する場合）かつ機能的に（functionally）（すなわち、当該言論の伝達の時点で見物人が当該言論を政府言論であると理解する場合）立証する場合に限り、修正1条違反の主張を遮断する政府言論の抗弁を利用できるとすべきである」。「正式な政府著者（government authorship）の立証は、（立法・決議等により）政府が当該表現を作成・承認する時点で自らの見解を伝達する意図を明らかにすることを要求する」。また、見分人が当該メッセージを受領する時点でその表現が政府言論であると理解するかどうかを決定するための指標には、「メッセージの出所の明示的な指標だけでなく、メッセージの物理的場所、過去の慣行に基づく見物人の予測のような間接的な指標も含まれる」⁶⁴。

そしてノートンは、(i) 「州議会が特定のプレート内容の申請を承認する権限を行政機関に委ねる」行政型の希望番号プレートおよび特殊プレートは、「正式の透明性の要件を充足しない」ため「私人言論のフォーラム」であるが、(ii) 立法型の特殊プレートは、以下のように「正

式かつ機能的な透明性を確保する」ため、州はそれを「自らの見解表明の場所として保持できる」と指摘する。まず、政府はそれを政府メッセージの伝達に使用する意図を強調する（生命選択プレートは州議会の発案であり、州法は、その収益の危機妊娠団体への配分により中絶反対の見解の助長を特に要求する）ため、正式な透明性の要件を充足する。また、「プレート上の州名の目立つ掲示は、政府の出所の明示的な指標である。政府による製作、その所有権の留保、自分の見解に対する政府の支持を国民に理解させたいというプレートを希望する私人表現者の意思は、その間接的な指標になる」ため、機能的な透明性の要件も充足する⁶⁵。ノートンも、特殊プレートを「政府・私人の共同言論 (joint speech)」（「政府がその発行を選択し、車所有者が料金を支払って表示するため、政府と車所有者の両方が表現行為に従事する」と認めるが、「政府に自らの表現内容の管理を許すが、他者に対するその参加の強制を許さない」というのが「私人の自律性の利益と政府の価値ある表現選択との調整である。政府の言論決定に反対する者の適切な拠り所は、言論の自由の訴訟ではなく、政治的説明責任である」と主張する⁶⁶。

4 混合言論説

最後に、特殊プレートを混合言論 (mixed speech) と見るコービン (Corbin) の学説を考察する。「混合言論は、私人と政府の両要素を含む言論である」⁶⁷。連邦最高裁は混合言論の存在を認めないが、一部の判例・学説はそれを認めている。すなわち、生命選択プレートにつき、Rose 事件の第4巡回区は政府言論・私人言論の混合物と認定し⁶⁸、また、ルーカスおよびジェイコブズは「政府言論・私人言論の混合物」、ノートンは「政府・私人の共同言論」とそれぞれ理解する⁶⁹。ただ、こうした学説も、政府言論・私人言論二分論を前提に、混合言論の私人言論・政府言論のいずれか一方への分類を検討する。これに対し、コービンは、混合言論は、(i) 「不人気で不快な言論を含む私人言論を保護する言論の自由の目標と、不人気で不快な言論を許可したくない政府の目標との衝突」、(ii) 「宗教的混合言論の場合、言論の自由条項による見解差別の禁止からの保護と、国教樹立禁止条項による州の宗教的言論の禁止」の衝突を提示すると述べ、「混合言論の私人言論・政府言論の一方への分類は、(これらの衝突すなわち) 競合する諸利益の存在を隠すことになる。混合言論を政府言論と分類する場合、発言者および聴衆の言論の自由の利益が減じられる。同様に、それを私人言論と分類する場合、不快で有害な言論または宗教的な言論に対する州の支持についての懸念が無視される」と指摘する。そのうえで、コービンは、「混合言論を私人言論または政府言論と取り扱うのではなく、それ自身の特別の範疇として取り扱い」、「(不可避である諸利益の衡量を明示する) より繊細な分析を許す中間審査」に服させるべきであると提案する⁷⁰。

(1) 混合言論の確認方法

ア 5要素テスト コービンはず、発言者の判定で考慮される次の5つ要素（以下「5要素テスト」という）を提案する。「①真の発言者は誰か、②当該メッセージを管理するのは誰か、③当該メッセージの費用を支払うのは誰か、④当該言論が発生する事業における当該言論の目標は何か、⑤一般人が当該言論を誰のものとするか」。そして、「5要素のすべてが一方を指示する場合、当該言論は、純粋な私人言論または純粋な政府言論に分類される」。それに対し、5要素中のある要素は私人発言者を指示するが他の要素は政府発言者を指示する場合、1つの要素が政府と私人の両者を発言者と指示する場合のように、「5要素すべてが私人言論・政府言論のいずれかを排他的に指示しない限り、それは混合言論である」⁷¹。

イ 特殊プレートへの適用 5要素テストの適用により、特殊プレートは、混合言論と確認できる。①真の発言者：(i) 政府も自らが製作・所有するプレート上に名前を飾って当該言論に「署名」する、(ii) 車所有者も自分の車にプレートを自発的に取り付けて発言するため、真の発言者は、政府と私人の車所有者の両方である。②(i) プレートは政府が個別に承認しない限り発行されず、州はさらに最終的なスローガンの承認権も留保する、(ii) 車所有者も自分の車に取り付けるプレートの選択権を有するため、政府と私人の車所有者の両方がメッセージを相当程度管理する。③資金提供：プレートは私人が追加料金を支払い、製作費回収の保証がなければ発行されないため、この要素は私人言論を指示する。④言論目標：多種多様なプレートが発行されているので特定のメッセージの助長と断定できないが、その一方で悪評団体への発行は認めない傾向があり、それゆえ政府の言論目標はフォーラムの創設（私人言論を指示）・特定の見解の助長（政府言論を指示）のどちらでもないと思われるため、この要素では結論が出ない。⑤帰属：他の要素の考慮（メッセージは州議会の承認を受けて州の名前を飾った州の財産上に表示され、州が当該プレートを製作・宣伝・交付する。車所有者も料金を支払って自分が選択したメッセージを掲示する）から見て、一般人は私人発言者・政府発言者の両者の関与を理解するはずである⁷²。

(2) 私人言論・政府言論二分論の問題点

コービンは、混合言論を私人言論あるいは政府言論と取り扱う場合のそれぞれの問題点を以下のように指摘する。

ア 私人言論分類の問題点（望ましくないメッセージの政府承認、国教樹立禁止条項に違反する宗教的メッセージの政府承認） 第1に、混合言論を私人言論と取り扱い、見解中立性を要求する場合、「政府から自らのメッセージを管理する能力を奪うことになる」。すなわち、「州は、発行したくないプレート（「南部連合旗」・「非ユダヤ国家」プレート等）の発行を義務づけられ、それらの望ましくないスローガンが政府のものと思われる」。「見解中立性の要求は、

政府が任意に支持・許容しないメッセージと政府との結び付きを政府に強制する点で問題がある」。第2に、それを私人言論と取り扱う場合、「言論の自由条項は、宗教的メッセージを持つプレート（「イエス信仰」プレート等）の発行を要求する」ため、「州は、それらの宗教的メッセージを支持すると見られることにより、国教樹立禁止条項に違反する」⁷³。

イ 政府言論分類の問題点（説明責任の欠如、市場の歪曲） 第1に、混合言論を政府言論と取り扱い、自らの言論内容を完全に管理する場合、「政府は、自らの唱道に対する説明責任を免れる」。「選挙民が現職に代わる新しい代表を選ぶという救済手段は、政府が発言者である」と一般人が知っている場合にのみ有効である」。特殊プレートは「中程度の透明性」に該当し、意図的かつ完全に政府の役割を隠すわけではないが、一般人がそれを車所有者の個人的見解と理解する危険性がある。第2に、それを政府言論と取り扱う場合、「思想市場を歪曲する可能性がある」。「理想的な言論の条件は、(i) 私人言論の抑圧がない、(ii) 私人言論の強制がない、(iii) 発言者に関して混乱がないという3つの属性が備わる場合であり、歪曲とは右の属性の1つ以上の逸脱である」。「特殊プレートの場合、政府言論としての取り扱いは、(i) と (iii) の属性を歪曲する。すなわち、政府は、中絶賛成プレートを承認しない範囲で発言者の自己表現の機会を否定し、また、中絶反対プレートしか見ない観察者は、それが政府の抑圧の結果であるにもかかわらず、中絶反対の立場の方が人気があると判断する⁷⁴。

(3) 混合言論と中間審査

ア 中間審査 そしてコービン⁷⁵は、混合言論の見解差別措置に対して、次の中間審査の適用を提案する。「①政府が明確かつ公式に述べられる厳密に仕立てられた実質的な利益を有すること、②政府が同じ目標を達成するための代替手段を持たないこと、③私人発言者が同じ聴衆に情報伝達する代替手段を持つことの3要件を充足する場合、政府は見解を制限できる」。中間審査の利点として、(i) 言論の私人言論・政府言論の分類化から、根底にある諸価値の衡量へと転換させること、(ii) 不可避である利益衡量を提示すること、(ii) 結果の一貫性を高めることがある。すなわち、従来の二分法と異なり、私人利益と政府利益の確認・衡量および勝訴理由の説明を裁判官に強いることは、結果志向的判決を食い止め、将来の同種の事件における裁判官の裁量を制約する⁷⁵。

イ 特殊プレートへの適用 (ア) 非統治的役割の有効な遂行、(イ) 望ましくない言論との断絶および(ウ) 国境樹立禁止条項違反の回避の必要性という政府利益と、検閲の防止・言論市場の歪曲のような私人利益との衡量が要求される。そして中間審査の結果、「政府は、人種差別的・宗教的プレートを拒否できるが、中絶賛成プレートを拒否できない」⁷⁶。

(ア) 非統治的役割の遂行 州がプレートの販売から利益を得る範囲で、利益拡大を図る企業経営者としての役割を有効に遂行する政府の必要性は、中間審査の実質的な政府利益の要件

を充足する。しかし、政府は資金を集める多くの代替手段を有し、見解規制が収益増に寄与しないため、中間審査で要求される目的と手段との厳密な適合性を充足しない⁷⁷。

(イ) 望ましくない言論との断絶 政府が言論を望ましくないと考える理由には、(i)それが政府の政策に反する場合、(ii)それが有害である場合、(iii)政府がそれを単に不快と判断する場合がある。(i) 政策目標の増進：政府の政策と無関係なプレートの激増はその利益の重要度を弱める、政府は同じ目標を達成する代替手段を有する、中絶賛成・反対の一方の側だけの排除は特定の見解に対する敵意のある攻撃である(説明責任および歪曲の問題も生じさせる)点から、政策目標の増進は実質的な政府利益と認められない。(ii) 有害なメッセージ：人種差別的言論・嫌悪的言論(hate speech)のような有害な政府言論の回避は、実質的な政府利益である(有害なメッセージが私人よりも政府から発せられる場合、有害な影響は大きい)、嫌悪的言論プレートの規制は当該害悪の防止に必要な範囲に限定されている、車の運転者はさらに同じ聴衆に発言できる点から、当該規制は中間審査を通過し、ナチ党プレート等の発行拒否は許容される。(iii) 不快な言論：性的な挑発的メッセージ等の不快な言論のプレートの規制は、それとの結び付きを回避する政府の利益は弱く、また不人気の見解に対する攻撃という言論の自由への危険が大きいため、認められない⁷⁸。

(ウ) 宗教への政府支持の回避 この政府利益は憲法上の要請で、やむにやまれないものであり、宗教的プレートの排除以外に代替的規制はなく、宗教的発言者に開かれた十分な表現伝達の代替手段が存在する点から、宗教的プレートの制限は中間審査で生き残る⁷⁹。

おわりに

特殊プレート事業、道路里親事業、公共放送の謝辞放送のように、資金を集めるために政府が自らの強制的に独占するサービス(広告)を販売する場合、リバタリアンの立場から見ればそれは自立主義や自由の兆候として積極的に評価されようが、しかし政府は同時に、中絶反対・賛成派ばかりか南部兵士子孫の会・KKK等の悪評団体にも、これら事業の開放が求められる危険を引き受けることになる⁸⁰。そして、こうした政府の提供する広告上の私人の言論は、政府の助成を受けた私人の言論、政府財産上の私人の言論および公務員の言論と同様、政府言論と私人言論の両要素を持ついわば混合言論の性格を有する⁸¹。

Rust事件以後の連邦最高裁判例によれば、政府言論・私人言論二分論を前提に、混合言論の合憲性が審査される。当該言論が私人言論と分類される場合、政府は見解中立性を要求されるため、中絶反対・賛成派はもちろん悪評団体の広告も承認しなければならない。第4巡回区・第9巡回区はそれぞれ、生命選択プレートの単独発行および発行拒否を違憲と判断し、学説も私人言論説が一応多数説といえる。一方、当該言論が政府言論と分類される場合、政府は見解

中立性が要求されず、混合言論の内容を完全に管理できる。第6巡回区は、生命選択プレートの単独発行を政府言論として合憲と判断した。また、政府言論説に立つ学説は、政府が私人発言者を通じて発言する場合、思想市場を支配・歪曲する危険性があるため、無条件ではなく、透明性の要件等の一定の条件を充足する場合に政府言論と認める立場を示している。さらに、コービン⁸²は、混合言論を中間審査に服する特別の範疇として取り扱うべきであることを主張する。この混合言論説は、政府言論・私人言論二分論を放棄し、かつて公務員の言論に関わる事案で確立されていた Pickering テスト（職場を有効に管理する政府利益と重要な公的事項を聞く国民の言論の自由の利益を衡量するテスト）の採用を提案するものである⁸²。基本的に、混合言論の合憲性審査において従来の政府利益・私人利益の衡量テストの復活を求めるコービンの主張が妥当であると思われるが、私人利益を凌駕する政府利益としてどのようなものを認めるかが問題であって、例えば、政府の支持しないメッセージとの結び付きを強制されない政府利益を広く認めた場合、政府言論の法理を適用したのと同じ結果になることに留意する必要がある（この政府利益を認め、原告の希望番号プレートの発行拒否を支持した Perry 事件参照）。

なお、生命選択プレート単独発行事件において平等な競争条件に基づき当事者適格を認める学説・判例の考え方は、わが国における法の下の平等および立法の不作為に関する事案（国籍法違憲訴訟等）の解釈の参考になるとと思われる⁸³。

注

- 1 DAVID L. HUDSON, *THE REHNQUIST COURT: UNDERSTANDING ITS IMPACT AND LEGACY* 89, 91 (2007). 合衆国憲法修正1条は、連邦議会による「言論もしくは出版の自由を制限する法律」の制定を禁止する。阿部照哉・畑博行編『世界憲法集（第三版）』12頁（有信堂、2005年）。
- 2 Saumya Manohar, Comment, *Look Who's Talking Now: "Choose Life" License Plates and Deceptive Government Speech*, 25 *YALE LAW & POLICY REVIEW* 229, 229 (2006).
- 3 連邦最高裁は、生命選択プレート事件の裁量上告を4度退けている。ACLU v. Bredesen, 126 S. Ct. 2972 (2006); Keller v. Slander, 12 S. Ct. 2967 (2005); Rose v. Planned Parenthood of South Carolina, 543 U.S. 1119 (2005); Henderson v. Stalder, 537 U.S. 1048 (2002). See Alana C. Hake, Note, *The States, a Plate, and the First Amendment: The "Choose Life" Specialty License Plate as Government Speech*, 85 *WASHINGTON UNIVERSITY LAW REVIEW* 409, 430 (2007).
- 4 Jeremy T. Berry, Comment, *Licensing a Choice: "Choose Life" Specialty License Plates and Their Constitutional Implications*, 51 *EMORY LAW REVIEW* 1605, 1605 (2002).
- 5 Leslie Gielow Jacobs, *Free Speech and the Limits of Legislative Discretion: The Example*

- of Specialty License Plates*, 53 FLORIDA LAW REVIEW 419, 420 (2001).
- 6 *Id.* at 420-21.
 - 7 *Id.* at 424; Marybeth Herald, *Licensed to Speak: The Case of Vanity Plates*, 72 UNIVERSITY OF COLORADO LAW REVIEW 595, 608 (2001).
 - 8 Laurie D. Medley, Note, *FRESPCH: Vanity Plates and the First Amendment*, 25 VERMONT LAW REVIEW 879, 890-1 (2001).
 - 9 バンパーステッカーの場合, 「Call 1-800-EAT SHIT!」 (Baker v. Glover, 766 F. Supp. 1551 [M.D. Ala. 1991]), 「shit happens」 (Cunningham v. State, 400 S.E. 2d 916 [Ga. 1991]) のような文言の規制も違憲と判断されており, 「わいせつに当たる場合を除き, 州は, 私人の希望する文言の車のバンパーへの表示を一切規制できない」。Jack Achiezer Guggenheim & Jed M. Silversmith, *Confederate License Plate at the Constitutional Crossroad: Vanity Plates, Special Registration Organization Plates, Bumper Stickers, Viewpoints, Vulgarity, and the First Amendment*, 54 UNIVERSITY OF MIAMI LAW REVIEW 563, 583 (2000). ただし, 公務員に対するバンパーステッカーの規制は許容される可能性がある。See *Fire Fighters Association, D.C. v. Barry*, 742 F. Supp. 11182 (D.C.C. 1990) (消防署を批判するバンパーステッカーを掲示した署員への懲戒を違憲); *Ethredge v. Hail*, 56 F.3d 1324 (11th Cir. 1995) (空軍の文民職員に対する基地内での最高司令官をけなすバンパーステッカーの禁止を支持); *Connealy v. Walsh*, 412 F. Supp. 146 (W.D. Mo. 1976) (少年裁判所のソーシャルワーカーに対する大統領候補を支持するバンパーステッカーの禁止を支持); Guggenheim & Silversmith, *id.* at 583-4.
 - 10 希望番号プレートに関して, さらに以下の連邦地裁・州の判例がある。合憲判決に, *Higgins v. DMV*, 13 P.3d 531 (Or. Ct. App. 2000) (ワインを連想する文言を含むプレート拒否を支持); *Katz v. Department of Moter Vehicles*, 108 Cal. Rptr. 424 (Cal. Ct. App. 1973) (「EZ LAY」と読める下品なプレートの取消しを支持); *Kahn v. Department of Moter Vehicles*, 20 Cal. Rptr. 2d 6 (Cal. Ct. App. 1993) (「TP UBG」(fuckの意味)プレートの取消しを支持)。違憲判決に, *Pruitt v. Wilder*, 840 F. Supp. 414 (E.D. Va. 1994) (「GODZGUD」(宗教的見解)プレートの拒否を不支持)。唯一, *Higginns* 事件のオレゴン州控訴裁は, 政府言論の法理を適用し, 「州のプレート上で発生する言論は州の言論」であり, 強い酒を含む麻薬に関係する文言の禁止は, 原告の言論に対する内容規制を課すものではないと判示した (at 534)。希望番号プレートの判例につき, See Guggenheim & Silversmith, *supra* note 9, at 569-76; James C. Colling, Casenote, *General Lee Speaking: Are License Plate Designs out of The State's Control? A Critical Analysis of the Fourth*

- Circuit's Decision in Sons of Confederate Veterans, Inc. v. Comm'r of the Va. Dept. of Motor Vehicles*, 12 GEORGE MASON LAW REVIEW 441, 447-51 (2003).
- 11 Jacobs, *supra* note 5, at 424; Andy G. Olree, *Specialty License Plates: Look Who's Talking in the Sixth Circuit*, 68 THE ALABAMA LAWYER 213, 213 (2007).
 - 12 Jacobs, *id.*; Olree, *id.*
 - 13 Jacobs, *id.* at 424-7; Olree, *id.*
 - 14 FLA. STAT. § 320.08053(1)(b)(c)(d) (2007).
 - 15 Hake, *supra* note 3, at 414-6.
 - 16 生命選択プレート誕生の経緯につき, See Jacobs, *supra* note 5, at 427-34; Choose Life, Inc., About Us>>Choose Life History, <http://choose-life.org/story.html> (last visited Aug. 6, 2007).
 - 17 生命選択プレートを承認するのは, アラバマ, アーカンソー, コネチカット, フロリダ, ジョージア, ハワイ, イリノイ, インディアナ, ケンタッキー, ルイジアナ, メリーランド, ミシシッピ, モンタナ, オハイオ, オクラホマ, ペンシルバニア, サウスカロライナ, サウスダコタ, テネシーの各州である。Choose Life Newsletter, Sep. 5, 2008, <http://www.choose-life.org/newsletter.html> (last visited Sept. 7, 2008).
 - 18 Hake, *supra* note 3, at 409.
 - 19 United States v. Blanding, 250 F.3d 861, 861 (4th Cir. 2001). 「南部連合旗は、奴隷制の象徴である」。Alexander Tsesis, *The Problem of Confederate Symbols: A Thirteen Amendment Approach*, 75 TEMPLE LAW REVIEW 539, 543 (2002).
 - 20 SCV, 288 F.3d at 613 n.1; Sons of Confederate Veterans, What is the Sons of Confederate Veterans?, <http://www.scv.org/whatis.php> (last visited Oct. 8, 2008).
 - 21 SCV 事件以前の南部連合旗プレートの判例として, See Sons of Confederate Veterans, Inc. v. Glendening, 954 F. Supp. 1099 (D. Md. 1997) (メリーランド州の発行取消しを違憲); North Carolina Division of Confederate Veterans v. Faulkner, 509 S.E. 2d 207 (N.C. Ct. App. 1998) (州法の要件充足を理由にその発行をノースカロライナ州陸運局に命令).
 - 22 SCV 事件の原審は, Sons of Confederate Veterans, Inc. v. Holcomb (29 F. Supp. 2d 941 [W.D. Va. 2001]) である。
 - 23 4要素テストは, 公共ラジオ放送の謝辞放送 (番組の寄付者の名前・住所等の15秒間の放送) を政府言論と認定した2000年の *Knights of the Ku Klux Klan v. Curators of the University of Missouri* (203 F.3d 1085) 事件第8巡回区判決, 学区の決議に基づく教育委員会の指示により高校に設置された「同性愛者認識月間」の掲示板を学区・教育委員会の言論と認定した2000年の *Downs v. Los Angeles United School District* (228 F.3d 1003) 事件第9巡

- 巡回区判決, 市・郡兼用庁舎入り口階段のクリスマス展示とその支援企業名を掲載した公費による看板を政府言論と認定した2001年の *Wells v. City and County of Denver* (257 F.3d 1132) 事件第10巡回区判決の3件の判例で確立された。ただ, このテストの根拠を論じる判例はない。Helen Norton, *Not for Attribution: Government's Interest in Protecting the Integrity of Its Own Expression*, 37 U.C. DAVIS LAW REVIEW 1317, 1333 n.70 (2004).
- 24 その後, 同控訴裁は, SCV 事件の全員法廷による再審理請求を6対5の僅差で却下した (*Sons of Confederate Veterans, Inc. v. Commissioner of Virginia Department of the Motor Vehicles*, 305 F. 3d 241 [2002]) (以下「SCV II 事件」という)。これは, 以下の多様な裁判官の個別意見を伴った。ウィルキンソン (Wilkinson) の同意意見と SCV 事件で法廷意見を書いたウィリアムズ (Williams) の同意意見は, 本件は「南部連合旗事件ではなく, 言論の自由事件として」解決されるべきである (無数の私人発言者にプレートを開放しながら, 1人の発言者が表明するメッセージをその見解を理由に制限するのは修正1条に違反する) と主張した (at 242-3)。ルティング (Lutting) の同意意見は, プレートを私人言論・政府言論の混合物 (hybrid) と認めるべきであるとし, 私人の要素が実質的であり, 政府言論の要素がやむにやまれないものでない場合, 州による見解差別は禁止されると主張した (at 245, 247)。一方, グレゴリー (Gregory) の反対意見は, (i) プレート事業は私人言論・政府言論の両方の要素を持つ, (ii) 「『帰属による言論 (speech by attribution)』を避ける政府利益, すなわち私人の市民によって発言を強制されない政府の権利」を検討すべきである (南部連合旗の禁止は, 州と同旗との結び付きを回避する政府の実質的利益に仕える) と主張した (at 252)。ニーメイヤー (Niemeyer) の反対意見は, バージニアの名前の記載があるプレート上のメッセージは政府言論であり, 州による同旗の拒否は修正1条に違反しないと主張した (at 205)。
- 25 Hake, *supra* note 3, at 411-2.
- 26 デービス反対意見は, 「『思想の条件における平等な地位』が存在し, 政府はすべての見解に聞かれるべき平等な機会を与えなければならない」とする *Police Department of Chicago v. Mosley* (408 U.S. 92, 96 [1972]) 事件の判示を引用する。Henderson I, 287 F.3d, at 387-8.
- 27 Layla G. Taylor, Note, *Constitutional Law-The "Choose-Life" Specialty Plate Cases: Standing to Sue When the Government Manipulates Public Debate*, 26 WESTERN NEW ENGLAND LAW REVIEW 169, 192, 194, 196-8 (2004). テイラーは, 平等保護事件において第2巡回区連邦控訴裁が「競争上の唱道者の当事者適格」と呼ぶもの (「政府による特定の便益の配分が公的闘争場において見解を唱道する団体・個人に不公平な条件を作り出す場合」, 平等保護を主張する当事者適格を認める考え方) について, 生命選択プレート事件

- のような言論の自由の主張への適用を提案する。*Id.* at 196. またテイラーは、この考え方は、「立法府の多数派の侵害に対する少数派の保護者としての司法府の役割と調和する」とともに、議会の越権行為を判断する連邦裁判所の正当な権限に含まれ、権力分立に反しないと主張する。*Id.* at 199-200.
- 28 Rose 事件の第 4 巡回区連邦控訴裁は、「(i) 生命選択プレート法は、プレート上での見解表明を中絶反対派に許し中絶賛成派に許さないことにより、差別的取り扱いを発生させる、(ii) 本法の無効は、この救済手段がプレート・フォーラムへのアクセスを原告に与えないとしても、当該差別を取り除く」とする原告の主張を支持した。Rose, 261 F.3d at 790.
- 29 28 U.S.C. § 1341 (2004).
- 30 2005年の NARAL Pro-Choice Ohio v. Taft (2005 U.S. Dist. LEXIS 21394 [N.D. Ohio]) 事件の連邦地裁も、Henderson II 事件に依拠し、課税差止禁止法の適用を肯定する。
- 31 Stanton I 事件はプレート発行拒否事件で、州も課税差止禁止法を主張しなかったが、第 6 巡回区はそれに言及した。Gourley 事件 (本稿 III 3 (2) 参照) の連邦地裁も、運転者から任意に支払われるプレート料金は課税でなく、同法が適用されないのは明らかであると判示する。305 F. Supp. 2d at 1154.
- 32 Brianne J. Gorod, Comment, *Limiting the Federal Forum: The Dangers of an Expansive Interpretation of the Tax Injunction Act*, 115 THE YALE LAW JOURNAL 727, 731-2 (2005). 多くの州は納税者が訴訟で課税を争う前にその納付を要求したが、州外の納税者が連邦裁判所で州の課税を争う場合、連邦裁判所は訴訟係属中の州の課税徴収を差し止めた。この州内と州外の納税者間の不公平を是正するために、連邦議会が課税差止禁止法を制定した。*Id.* at 729-30.
- 33 Hake, *supra* note 3, at 430-1.
- 34 Rose 事件の連邦地裁は、本法を無効とする判決について、中絶反対派にプレート入手する機会を否定するものではなく、州議会ではなく行政職員が明確な基準に基づきプレート発行の決定を行う見解中立的な許可制の利用を求めるものであると指摘する。Rose, 236 F. Supp. at 574.
- 35 Rose 事件の他の 2 人の裁判官は、SCV II 事件の個別意見 (注24) を前提に、ルティング裁判官は、特殊プレートを私人・政府の混合的言論とする自分の見解が採用されたことに満足すると述べ (at 800)、グレゴリー裁判官は、SCV 事件を誤った判決と考えるが、当法廷の先例である同事件に拘束されるので、本件の判断に同意すると述べた (at 801)。
- 36 なお、本件は、第 2 巡回区で先例と扱われない略式命令の事件である。
- 37 Board of Regents of the University of Wisconsin System v. Southworth, 529 U.S. 217, 229,

335 (2000).

- 38 伝統的フォーラム (traditional forum) (道路・公園・歩道等の歴史的に国民の表現活動に使用されてきた財産) および指定的フォーラム (designated forum) (政府が意図的に国民の表現活動に広く開放する財産) の場合、主題に基づく制限 (内容差別) は、厳格審査の要件 (やむにやまれない政府利益に仕えるために必要であり、かつ、当該目的達成の範囲に狭く限定されている) を充足しない限り許されない。また、それ以外の非フォーラム (non-forum) における内容差別は、「当該財産の目的に照らして合理的であり、かつ見解中立的である」場合、許容される。なお、連邦最高裁は時々、一定の発言者集団または主題に限って開放されるフォーラムを限定的フォーラム (limited forum) と呼ぶ。この限定的フォーラムが指定的フォーラム・非フォーラムのいずれの下位類型かに関して、下級審判例・学説の間で混乱が見られる。限定的フォーラムにつき、ヘイク (Hake) は指定的フォーラムと見るのに対し、ドラン (Dolan) は非フォーラムと見る。Hake, *supra* note 3, at 417; Mary Jean Dolan, *The Special Public Purpose Forum and Endorsment Relationships: New Extensions of Government Speech*, 31 HASTINGS CONSTITUTIONAL LAW QUARTERLY 71, 77-8 (2004).
- 39 Hake, *supra* note 3, at 416.
- 40 Rose, 236 F. Supp. 2d at 564. See also Sarah E. Hurst, *A Way Street to Unconstitutionality: The "Choose Life" Specialty License Plate*, 64 OHIO STATE LAW JOURNAL 957, 992 (2003).
- 41 Note, *The Curious Relationship between the Compelled Speech and Government Speech Doctrine*, 117 HARVARD LAW REVIEW 2411, 2418 (2004).
- 42 Hake, *supra* note 3, at 429-30.
- 43 Caroline Mala Corbin, *Mixed Speech: When Speech is both Private and Governmental*, 83 NEW YORK UNIVERSITY LAW REVIEW 605, 647 (2008).
- 44 Olree, *supra* note 11, at 215.
- 45 Guggenheim & Silversmith, *supra* note 9, at 579, 582, 585, 585 n.187.
- 46 Berry, *supra* note 4, at 1623-4, 1642-3.
- 47 Hurst, *supra* note 40, at 998 (2003).
- 48 *Id.*
- 49 Berry, *supra* note 4, at 1643.
- 50 Corbin, *supra* note 43, at 653 n.256.
- 51 Bredesen, 441 F.3d at 375 (citing *Johanns*, 544 U.S. at 560-67).
- 52 Hake, *supra* note 3, at 428 (citing *Johanns*, 544 U.S. at 561-2).

- 53 *Id.* at 440-1. Bredeesen 事件は、4要素テストの「編集上の管理に排他的に着目した」。Corbin, *supra* note 43, at 627 n.118. また、Johanns 事件の場合、政府管理テストは、4要素テストの第2・第3の要素（編集上の管理、究極的責任）に依拠するように見える。すなわち、連邦最高裁は、(i) 牛肉広告のメッセージは連邦政府によって有効に管理されており、(ii) 農務長官は自ら広告を作成しなかったが、その内容に関して最終的な承認権（すなわち究極的責任）を保持したため、それを政府言論と結論した。しかし、連邦最高裁が分析しなかった第1・第2の要素（事業目的、真の発言者）を考慮した場合、(i) 牛肉広告は牛肉業界のための事業であり、(ii) 真の発言者は政府でなかったため、政府言論との結論には至らなかつたはずである。Edward L. Carter, *Defining Government Speech: Recent Approches and the Germaneness Principle*, 82 JOURNALISM & MASS COMMUNICATION QUARTERLY 398, 405 (2005).
- 54 Olree, *supra* note 11, at 214.
- 55 Manohar, *supra* note 2, at 230-1, 237.
- 56 Amy Riley Lucas, Comment, *Specialty License Plates: The First Amendment and Intersection of Government Speech and Public Forum Doctrines*, 55 UCLA LAW REVIEW 1971, 2003-4, 2014, 2002-3 (2008). ルーカスによれば、(i) 政府の明確なメッセージは、説明責任を高める、(ii) 「政府は、事業の範囲およびそれに雇われる代理人を法律で規定することにより、自らの行為の説明責任を果たすことができる」、(iii) しかし、「政府が事業の目的を明確に同定しない場合や、政府が差別的行為に従事し事後的に当該言論を政府の政策であると決定する場合」、政府は説明責任を果たさず、市場を歪曲する手段として政府言論を利用するため、「裁判所は、当該行為が実際に政府言論かあるいは他者の言論を剥奪する手段として利用する言論かを判断するために政府の政策および運用を調査すべきである」、(iv) フォーラムの法理は、同一の政府財産の利用における発言者の見解に基づく差別を禁止するから、バンパーステッカー等は代替手段として認められない。*Id.* at 2016, 2019. ルーカスの主張は、後述するジェイコブスやヘイクに近いが、政府の運用をより重視するため結論が異なる。
- 57 ドルフは、全米芸術基金 (NEA) に助成の際に「アメリカ国民の多様な信念および価値に対する品位および尊重の一般的基準」を要求する連邦法を支持した *National Endowment for the Arts v. Finley* (524 U.S. 566 [1998]) 事件連邦最高裁判決を引用する。Michael C. Dorf, *Why the Lawsuit Challenging Tennessee's "Choose Life" License Plates Should Fail*, Nov. 12, 2003, <http://news.findlaw.com/dorf/20031112.html> (last visited July 31, 2007).
- 58 Leslie Gielow Jacobs, *Who's Talking? Disentangling Government and Private Speech*, 36

UNIVERSITY OF MICHIGAN JOURNAL OF LAW REFORM 1, 42 (2002).

59 *Id.* at 56-7, 66, 78, 113.

60 *Id.* at 98-100.

61 *Id.* at 100. なお、ジェイコブズは、過去の論文で、「特殊プレート事業は、政府代理人による言論を助長するのではなく、私人言論フォーラムを創設する政府の決定である」と指摘した後、立法型発行手続と行政型発行手続を区別し、(i)「(公益判断に基づく広範な立法裁量を有する)議会による私人言論フォーラムの執行は、必然的に見解差別を生む」ため、「議会が運営する」事業は憲法上許容されないが、(ii)「明確で見解差別的でない基準に基づき、司法審査に服する(行政)機関により一貫して執行される事業」は、憲法に適合するという主張を行っていた。Jacobs, *supra* note 5, at 447, 473.

62 Hake, *supra* note 3, at 450, 456.

63 *Id.* at 450-55.

64 Helen Norton, *The Measure of Government Speech: Identifying Expression's Source*, 88 BOSTON UNIVERSITY LAW REVIEW 587, 591-2, 597, 601, 617 (2008). リー(Lee)は、「政府が、(評価の高いまたは権威のある様々な出所)の利用により、自らの見解の説得力を高める」危険性を指摘し、政府が自らの見解を助長するためにその見解の究極的出所を明らかにせずに他者を利用する場合に腹話術(ventriloquism)の懸念が発生するというグリーン(Greene)の指摘も引用し、腹話術すなわち不透明なコミュニケーションは、「政府が特定の言論に対していつどの程度説明責任を負うのかについて国民に知らせないこと、および政府が自らの見解に対する現実の支持に関する個々人の理解を歪めることを可能にすることにより、政治的説明責任のメカニズムを傷つける」と主張する。Gia B. Lee, *Persuasion, Transparency, and Government Speech*, 56 HASTING LAW JOURNAL 983, 990, 1039 (2005) (citing Abner Greene, *Government of the God*, 53 VANDERBILT LAW REVIEW 1, 49 (2000)). リーを含む多くの学説は、政府がメッセージの出所であるという自らの役割を隠蔽する場合に生じる危険性(政府言論を私人行為者に帰属させることによる政府の世論操作)を問題にするが、ノートンは、「一定の文脈では、政府に帰属される表現の方が私人行為者のみに帰属される言論よりも説得力がある」ため、「私人の見解を政府に誤って帰属させる場合も同様に、国民の論争を歪める可能性がある」と強調する。Norton, *id.* at 591, 596-7.

また、政府言論の出所が政府であることを確保するため、ベザンソンとバス(Bezanson & Buss)は、政府言論をその意図および効果の観点から「その受領者により政府メッセージと理解され、自分自身の固有のメッセージを表明する政府による意図的な行為」と定義し、またリーは、「一般の受領者から見て、政府が当該コミュニケーションに責任を負う

と理解される場合にのみ」政府言論と結論すべきであると主張する。Randall P. Bezanson & William G. Buss, *The Many Faces of Government Speech*, 86 IOWA LAW REVIEW 1377, 1384 (2001); Lee, *id.* at 1052. ノートンは、ジェイコブズの提案する一般的な説明責任および特別な説明責任の要件は、自分の主張する「正式かつ機能的な著者 (formal and functional authorship)の原理」を予見すると述べる。Norton, *id.* at 599. ノートンによれば、4要素テストの「究極的責任」・「主目的」・「編集上の管理」の要素および政府管理テストは正式な透明性を、また「真の発言者」・「究極的責任」は機能的な透明性をそれぞれ捕まえる裁判所の試みと把握できる。 *Id.* at 601 n.63, 603 n.74.

なお、ノートンは、過去の論文でも、「政府が（単独でまたは私人発言者と共同で）自ら発言しており、かつ、防止行為を採らなければ、自らの言論が他者の表現を支持すると誤って理解される」と政府が立証する場合、「政府は、自らの言論を他者によって悪用されることから保護する権限を持つべきである」と主張し、SCV II事件のニーメイヤー反対意見（注24）を引用し、州は自らの公式のメッセージとして生命選択・中絶賛成の一方もしくは両方の採用または両方の不採用を決定し、それを表示するプレートを発行できると指摘していた。Norton, *supra* note 23, at 1343-5, 1349-50.

65 Norton, *supra* note 64, at 618-21. ノートンは、Rust事件（医師・看護師等は、政府の出所を明らかにせずに患者に助言・照会を行った）およびJohanns事件（広告上には、非政府の出所を示す明示的指標である「全米牛肉生産者提供」の表示しかなかった）は、「機能的な透明性の要件を充足しない表現を、修正1条審査から解放される政府言論と取り扱う危険性を例証する」と指摘する。 *Id.* at 629-31.

66 *Id.* at 620-1.

67 Corbin, *supra* note 43, at 610.

68 Rose事件の第4巡回区は、混合言論を實際上私人言論と同様に扱うが、SCV II事件のルティング同意意見（注24）は、混合言論への衡量テストの適用を示唆する。Norton, *supra* note 64, at 621 n.164.

69 Lucas, *supra* note 56, at 2022; Jacobs, *supra* note 58, at 97; Norton, *supra* note 64, at 620.

70 Corbin, *supra* note 43, at 680, 691-2. コービンによれば、(i)「混合言論を私人言論と分類する場合、政府は見解差別を禁止されるが、その結果、混合言論の政府要素に配慮しないことは、①(不快な言論・嫌悪的言論等の)望ましくないメッセージに対する政府の支持または②国教樹立禁止条項に違反する宗教的メッセージに対する政府の支持を導く」、(ii)「混合言論を政府言論と分類する場合、政府は見解を検閲できるが、①見解差別は、発言者・聴衆の言論の自由の利益を害し、思想市場を歪曲する、②混合言論のゆえに、政府の見解

選択が私人の選好と誤解される, ③透明性の欠如は, 自らの唱道に説明責任を負わずに自らの政策的立場を高めることを政府に許すことになる」, (iii) 「(より透明で一貫した諸利益の衡量を導く) より良いアプローチは, 混合言論の見解差別的規制を中間審査に服させることである。この処理に基づき, 見解差別は, 宗教的言論・嫌悪的言論に対する支持の回避等の政府利益が憲法上重大である場合に限り許容される」。 *Id.* at 610. なお, 合衆国憲法修正1条は, 連邦議会による「国教を樹立」する法律の制定も禁止する。阿部・畑編・注1, 12頁。

- 71 Corbin, *id.* at 627-8. コービンによれば, 大統領府報道官の記者会見での政見発表(真の発言者は公務員で, 政府がそのメッセージを管理し記者会見の費用を支払い, 一般人から見て政府の発言と判断される)は明白に政府言論であり, バンパステッカー(それを見た一般人は, そのメッセージを選んでその費用を支払って自分の自家用車にそれを貼り付けた車の所有者が真の発言者であるとみなす)は明白に私人言論である。 *Id.* at 628.
- 72 *Id.* at 640-7.
- 73 *Id.* at 656, 659. コリング (Colling) も, 私人発言者が政府メッセージの運び屋を強制されないのと同様, 「州は, 私人のメッセージの運び屋になることを強制させるべきではない」と主張する。 Colling, *supra* note 10, at 452. また, 「国教樹立禁止条項が禁止する宗教を支持する政府言論と, 言論・宗教の自由条項が保護する宗教を支持する私人言論との間には, 重大な違い」があり (Board of Education v. Mergens, 496 U.S. 226, 250 [1990]), 「政府の宗教的言論は禁止されるが, 私人の宗教的言論は保護される」ため, 「発言者の身元は重要である」 (Rosenberger 事件参照)。 Corbin, *id.* at 617.
- 74 *Id.* at 663-5, 667, 669. コービンは, Johanns 事件 (一般人は牛肉広告で私人の肉牛生産者が発言すると見るはずであるが, 政府の関与の明示的な開示を不要であると判示された) を説明責任の欠如の事例, Rust 事件 (患者から尋ねられた場合でも中絶の助言が禁止されたため, 患者は本当の医療情報を受領できず, 医師も職業上の責任を果たせなかった) を思想市場の歪曲の事例としてそれぞれ論じる。 *Id.* at 665-6, 668-70.
- 75 *Id.* at 675-6, 680.
- 76 *Id.* at 680, 691.
- 77 *Id.* at 681-3.
- 78 *Id.* at 686-7, 686-7, 688.
- 79 *Id.* at 688-9.
- 80 Timothy D. Tereell, *License Tags and Free Speech*, THE FREE MARKET, v.19, no.12, Dec. 2001, http://www.mises.org/freemarlet_detail.asp?control=374 (last visited Aug. 13, 2007).

- なお、道路里親事業 (Adopt-A-Highway) (道路の一定区間の清掃に従事する団体の名称を表示する掲示板を州が設置する) につき、ミズーリ州による KKK の参加申請の拒否を違憲とした2000年の *Cuffley v. Mickes* (208 F.3d 702) および2004年の *Robb v. Hungerbeeler* (370 F.3d 735) の両事件の第 8 巡回区判決、黒人用公共住宅に隣接する道路につき KKK の道路里親申請の拒否を合憲とした1995年の *State Texas v. Knights of the Ku Klux Klan* (58 F.3d 1075) 事件第 5 巡回区判決がある。また、公共放送局の謝辞放送につき、注23参照。
- 81 *Corbin, supra* note 43, at 623-626.
- 82 *Id.* at 679 (citing *Pickering v. Board of Education*, 391 U.S. 563 (1968)). 最近の *Garcetti v. Ceballos* (547 U.S. 410 [2006]) 事件で連邦最高裁は、公務遂行上の公務員の言論を政府言論に当たると示唆した。Corbin, *id.* at 626.
- 83 国籍法違憲訴訟最高裁大法廷判決 (最大判平成20年 6 月 4 日, 判時2002号 3 頁) では、とくに国民に権利利益を与える法律の規定が違憲である場合の司法的救済をめぐって裁判官の意見が対立した (今井功裁判官の補足意見参照)。また、松井茂記『日本国憲法 (第 3 版)』104頁・378頁 (有斐閣, 2007年) 参照。

The Dichotomy between Government Speech and Private Speech in the First Amendment Law: Who's Talking on the "Choose Life" Specialty License Plate?

IWAKURA Hideki

The Dichotomy between government speech and private speech is embedded in the First Amendment law. If speech is private speech, government may not engage in viewpoint discrimination. If speech is government speech, government may have complete control over the content of its speech. However, specialty license plate is mixed speech which contains both private and governmental components, and so, lower courts and commentators have disagreed on either private speaker or government who is talking on the "Choose Life" specialty license plate. A better approach is the switch from treating mixed speech as private or government speech to treating it as its own category subject to intermediate scrutiny which allows for a more nuanced analysis of competing interests.

アメリカにおける健康に関するタバコ言説の変遷

— 18世紀末から「1964年医務長官報告書」まで —

岡 本 勝

はじめに

「すべての人に健康を！」をスローガンとして1948年に設立された国際連合の専門機関である「世界保健機関」(the World Health Organization=WHO)は、1970年頃からタバコ使用——主に紙巻きタバコ喫煙——に反対する姿勢をとりはじめ、1988年には「世界禁煙デー」を定めることで、その立場を一層鮮明なものとした。1999年、WHOはタバコの有害性が世界中で7万を超える論文によって証明されてきたと報告する一方で、21世紀へ向けて反喫煙キャンペーンを地球規模で行うことを宣言した。¹

このように、WHOが反喫煙の姿勢を明確にするようになった背景には、国際連合に大きな影響力をもつ先進国において、喫煙は国民の健康に被害を与えるという議論が、20世紀後半に活発化した状況があった。なかでもアメリカ合衆国(以下、アメリカ)は、葉タバコの一大生産国であり、また世界有数のタバコ会社を国内に抱えながらも、タバコに対する規制が比較的早い時期から行われた国として、日本を含む多くの国々のタバコ事情に影響を与えてきた。

アメリカにおける男性の紙巻きタバコ喫煙率は、1950年代に50パーセント以上——葉巻やパイプタバコを含めると60パーセント以上——あったものが、2002年には25パーセントにまで減少している。この変化は、喫煙が健康被害をもたらすという言説を導きだす科学のおよび医学的研究が世界中で発表され、それが、さまざまなメディアによって取り上げられたことで、国民の間に知れわたった結果として起こったと考えられる。21世紀になった現在では、喫煙がさまざまな疾病の直接・間接の原因になっているという主張を、全面的に否定する研究者はほとんどいない。

しかし、喫煙と不健康を結びつける考え方が、広く国民に受け入れられるようになってまだ半世紀程度にしかならない。確かに、建国以来タバコ使用に警鐘を鳴らすさまざまな不健康言説は存在してきたが、国民がそれらに出会う機会は少なかった。また、たとえ出会ったとしても、そもそもほとんどのものは説得力に欠けていたため、人びとのタバコ使用に影響を与えることはなかったと考えられる。その一方で、喫煙には精神を安定させる効果があると考え自らも喫煙する医者が多数いたり、また体重抑制効果を信じる女性がいたなど、タバコ使用が肯定的に捉えられることもあった。

本稿の目的は、18世紀末以降のアメリカで、タバコが人間の健康に関連してどのように語られてきたのかを、歴史的経緯を踏まえながら考察することである。長い間個人の嗜好にもとづく生活習慣として捉えられてきたタバコ使用が、20世紀後半には公衆衛生の観点から政治による介入を受けるようになったのである。そのきっかけとなる出来事は、1964年の公衆衛生局医務長官による「喫煙と健康に関する報告」だったのであるが、この報告がいかなる背景や意味をもつものであったのかについても論じてみたい。

I：初期タバコ不健康言説

新大陸からヨーロッパへ伝えられたタバコは、当初は限られた階層の人たちによって使用されていたのであるが、徐々に嗜好品として一般国民へも広がった。17世紀初頭のイギリスでは、その爆発的な消費拡大を国中に蔓延する怠惰の原因であると考えた国王ジェームズ一世 (James I) が、タバコの使用を戒めるようになった。1604年に匿名で著した「タバコへの反論」という冊子のなかで、彼はタバコ——当時はパイプや嗅ぎタバコの形態が主流——は「鼻に不快感を与え、脳に有害で、肺に危険をおよぼす」と警鐘を鳴らした。²

もちろん、このような言説に科学的な裏付けがあったわけではなく、それはあくまで国王が抱いたタバコに対する「印象」を描いたものであった。このような状況を考えると、2年後に彼自身が特許状を付与するヴァージニア会社による新大陸での植民地経営が、葉タバコの生産で成り立つようになる事実は皮肉なことだった。その後もこの農作物が、 Chesapeake 湾以南の植民地における経済的基盤を築いてきたことを否定する者はいない。このように、葉タバコの生産によって支えられてきた事情もあり、アメリカでは植民地時代を通して、ジェームズ一世のようなタバコ使用に異論を唱える者はほとんどいなかったのである。

ところが、イギリスからの独立を境にして、アメリカ国内でもタバコ使用に反対する声が聞かれるようになった。なかでも注目すべきは、独立宣言にペンシルヴァニア植民地を代表して署名したフィラデルフィアの医師ラッシュ (Benjamin Rush) である。彼は軍医として独立戦争に従軍したとき、戦場では不可欠とされた酒類やタバコにまつわる不健康な生活習慣を目撃し、それらの改善を訴え続けたことでも知られるようになった。

ラッシュは、1784年に「蒸留酒の人体と精神に及ぼす影響についての考察」という冊子を発行したのち、1798年には『文芸、道徳、哲学についての小論文』の一節として、「タバコの習慣的使用が健康と道徳と人格に及ぼす影響についての観察」を発表した。そのなかで彼は、タバコ使用が「人を怠惰にさせる」だけではなく、「口、胃、神経系統へ悪影響を及ぼし」たり、さらには喉の渇きを生じさせることになり、特に「食間での喫煙と嘔みタバコの使用が節度なき飲酒へ結びついてゆく」と警告している。³

このように、ジェームズ一世もラッシュもタバコ使用が人間の健康にとって悪い習慣であると考えたが、彼らに賛同して発言するアメリカ人は、その後19世紀を通しても圧倒的に少数派であった。それどころか、当時のアメリカ人の多くは、タバコを「催吐剤、媚薬、去痰剤、鎮静剤、麻酔剤、駆虫剤」など「高貴な薬剤」として評価していたのである。⁴ この考え方は、タバコの成分分析もされないまま、ヨーロッパで行われていた議論をそのままアメリカへ持ち込んだものだった。ただし、19世紀前半にはニコチンを他の成分から不完全ながらも分離することに成功したため、多少ではあったが「科学的な」議論がなされた。例えば、ニコチンは蛇に咬まれた時の解毒剤として以外にも、「神経系の障害や筋肉の収縮、泌尿器疾患、痔疾による出血、嵌頓ヘルニア、伝染病、破傷風など」に対して効用があるという主張があった。⁵

これに対して、ラッシュのようにタバコを不健康と結びつける「専門家」も少数派ではあったがいたのである。1836年に医師のグリーン (Samuel Green) は、『ニューイングランド暦』の中で、「タバコは茂みのなかの虫を殺す、つまり殺虫剤として使われる毒であるので、その煙によって肺に病気がもたらされる可能性がある。……タバコは目を刺激し、息を汚染し、喉に渴きを生じさせる」などと警告している。⁶

また、ボストンの医師コールズ (L.B.Coles) は、1853年に『タバコ使用の功罪』を出版し、精神安定作用など一部に効能を認めてはいるものの、ページの多くを不健康と結びつく点に割いている。それによると、タバコは「脳のなかに存在する検証したり知覚する能力だけではなく聴力や視力を弱体化させたり、さらには肝臓や肺の機能を低下させて、タバコ使用者の寿命を25パーセントも縮める」というのであった。また同じころ、優生学と骨相学の権威とされていたファウラー (Orson Fowler) も、「タバコの葉に精神錯乱、無気力、性的倒錯、口腔ガンの原因となる物質が含まれている」ことを見いだしたとしている。⁷

イギリスでも、医学専門誌『ランセット』の特集「大タバコ事情」において、1856年から57年にかけて50名の医者が、タバコには効用があるのかそれとも害があるのかについて、ほぼ二分する論争を繰りひろげた。そのなかで、タバコ使用に反対していた医者の多くは、「タバコが犯罪の増加、神経の麻痺、知能の減退、視力の低下」と関連があるとした。さらに、「タバコは体力の消耗や咯血だけではなく、咽頭、気管、気管支の粘膜に炎症や潰瘍を引き起こすことで、呼吸器官に対して悪影響を及ぼす」と論じる医者もいたのである。⁸

19世紀中頃以降、アメリカではタバコと不健康の関係をより情緒的に結びつける言説が、しばしば禁酒を提唱する者によって発せられるようになった。大酒飲みたちが断酒を誓って1840年に組織した「ワシントンニアン・テンペランス協会」(the Washingtonian Temperance Society) の指導者ゴフ (John Gough) は、以前自分が飲酒する時はいつも耽っていた嘔みタバコを「黒い悪魔」と呼びながら、それを捨て去るよう集会で聴衆に訴えた。同様に、1850年

代に酒類の製造や販売を州レベルで禁止する「州禁酒法」^{スチート・プロhibition}の成立を目指した運動の指導者ダウ (Neal Dow) も、反タバコを提唱する改革者を「わが同盟の十字軍兵士」と位置づけ、酒類だけではなくタバコも排斥するよう訴えた。⁹

さらに、20世紀への転換期には、女性の禁酒組織である「女性キリスト教テンペランス同盟」 (the Woman's Christian Temperance Union) の集会でしばしば講演を行った安息日再臨派に属す運動家ホワイト (Ellen White) は、次のように述べている。

子供や若者たちに対し、タバコの使用が筆舌に尽くしがたい悪影響を及ぼしています。親の世代の不健康な行いが彼らに影響を与えており、知的障害、虚弱体質、精神錯乱、そして嗜癖性は、親から子供への「遺産」として伝えられております。¹⁰

ゴフ、ダウ、ホワイトのような禁酒を提唱する活動家のなかには、酒類とタバコを「双子の悪魔」と位置づけ、タバコ使用によって生じる喉の渇きが、過度の飲酒へと結びつくものとして注意を促す者が多かった。¹¹

同じ時期、アメリカの産業化を支えてきた人たちも、タバコについて語りはじめた。1902年にデトロイトでキャデラック自動車会社を設立したリーランド (Henry Leland) は、技能労働者を養成するため2年制の「キャデラック応用力学学校」を開設した。このとき彼は、生産効率を重視する立場から「道徳的に優れた性格の持ち主で、喫煙と飲酒をしない勤勉な人物」のみの入学を認めたのであった。¹²

また、発明家エジソン (Thomas Edison) は、やはり火災や事故につながる労働者の喫煙を問題視した自動車王フォード (Henry Ford) への書簡の中で、特に年少者の間で流行しはじめた紙巻きタバコの喫煙を、身体に悪影響を与えるものとして次のように戒めた。

紙巻きタバコに関して有害な物質は、主に巻紙を燃焼させることによって生じる。その物質は「アクロレイン」と呼ばれ、神経の中枢に激しく作用して脳細胞を退化させるが、これはとりわけ少年の場合急激に起こるのだ。他のほとんどの麻薬と異なり、この退化現象が途中で止まったり、また制御されたりすることはない。したがって、私は紙巻きタバコを使用する若者を雇用しようとは思わない。¹³

エジソンのこのような考え方は、紙巻きタバコの喫煙が自制心を失わせることで精神異常や犯罪と結びつくと、当時一部で信じられていたことを反映したものである。ちなみに、エジソンが指摘したアクロレインという物質は、巻紙ではなくタバコそのものが燃焼して生じる副産物

で、脳ではなく肺の細胞に生じた炎症を悪化させるものと現在では考えられている。

ニューヨーク市の教育委員長ハベル (Charles Hubbell) も、タバコが若者の人格形成におよぼす悪影響を危惧した人物の1人だった。しかし、それはエジソンが考えたように巻紙が燃やされることではなく、葉タバコに含まれる「ニコチン」という物質が原因として起こる現象であると彼は示唆している。

忌々しい紙巻きタバコのせいで、数多くの聡明な若者たちは17歳になる前に意志の力が衰え、道徳心が失せ、神経系統が麻痺し、生活全般が崩壊してしまう。タバコ中毒者はやがて嘘つきや泥棒になる。彼はニコチンに対する抗しがたい欲求を満足させるために僅かばかりのお金を盗むだけでなく、親や先生や親友たちに平気で嘘をつく。ニコチンによって麻痺した彼は、勉強も働きもせずにただテーブルの前に無気力に座っているだけで、向上心もなくしてしまっている。¹⁴

ハベルがこの文章を書いたのは1893年のことであるが、当時はすでに抽出可能だったニコチンが注目されるようになっていた。先ほど述べたように、この物質は19世紀前半には薬剤としての効能がしばしば語られたが、中頃以降それは合成されたものを殺虫剤として使用した事実が物語るように、毒物として考えられるようになっていた。

ハベルが示唆したように、現在では依存性を引き起こす物質、つまり脳に働きかけてタバコを止めたくても止められなくする嗜癖誘導物質として認識されているニコチンだが、20世紀への転換期には、主にその毒性がタバコ使用に反対する人たちによって強調されていた。例えば、「1滴か2滴のニコチンを舌の上にたらせば、猫だろうと犬だろうとたちどころに死んでしまう」などという警告がしばしば聞かれた。¹⁵ いずれにせよ、薬剤としては是認されたこともあったニコチンが、19世紀末以降の言説では、人間の健康に悪影響をおよぼす有毒物質として槍玉に挙げられたのである。

II：肺ガンとの関係

前節で考察した20世紀の初頭までのタバコと不健康を結びつけた言説は、現実には国民のタバコを嗜む習慣にほとんど影響を与えることはなかった。これにはさまざまな理由が考えられる。まず第一に、タバコの弊害が、すでに述べたように道徳的、そして時には情緒的に議論される一方で、健康にとって良くないと人びとによって漠然と考えられるようになってはいたものの、それに関して科学的根拠がほとんど示されなかったことが挙げられる。ただし、たとえそれが示されたとしても、科学や医学への信頼が未だ確立されていなかった時代であり、人び

とが無条件に不健康言説を受け入れたとは思えない。

事実、大半の医者は20世紀の第一期四半世紀頃までタバコを特に危険なものとは考えていなかったという状況があった。彼らは都市化や産業化が進んだ社会に住む者にとって避けられない「懸念、重圧、疲弊という悪影響を、[タバコが] 即座に和らげてくれる」その癒しの効用を期待しながら、自らも使用したのである。¹⁶ したがって、『アメリカ医学会誌』の第一巻が発刊されたとき、「タバコの健康におよぼす弊害についての寓話的評論」が載せられてはいたものの、「健康問題としてのタバコに、医学界としてほとんど関心を示さなかった」ことは驚くにはあたらなかった。¹⁷

20世紀初頭までの言説が影響力をもちえなかった第二の理由として、国民の平均寿命が、例えば1900年の47.3歳というように、50歳に達していなかったことが考えられる。62万人近くの戦死者を数えた南北戦争や、コレラや天然痘などの流行で感染者が次から次へ亡くなるという悲惨な経験をした人たちは、現代人が志向するように数十年先までの健康に対して敏感になることはなかった。予防や治療方法が確立されていないなかで、死にいたる確率の高い伝染病が蔓延する恐ろしさを知っていた人たちにとって、タバコが健康に悪いという議論は、「寝不足は健康に良くない」という戒め程度の説得力しかなかったと考えられる。

タバコの弊害を訴える初期の言説が影響力をもちえなかった第三の理由として、タバコの使用が未だ公衆衛生の枠組みで捉えられておらず、したがって連邦にせよ州にせよ、政府によるタバコが原因とされた不健康の問題への関与がなされなかった点が挙げられる。その結果、政府のなかにこの問題を扱う専門機関はなく、また予算を計上して研究を行ったり資料を収集することもなかった。そのため、必要な情報が偶然見つかったとしても、それが政府主導で多くの国民に効果的に伝えられることは困難であった。現在では、政府のイニシアチブとは関係なく、多様で高度に発達したメディアが、国民の健康に影響を及ぼすかも知れない有害物質に関する情報を素早く伝える体制を確立しているが、インターネットはもちろん、テレビやラジオも存在しなかった新聞や雑誌など活字メディアの時代には、民間による情報伝達の範囲は限られたものだった。

以上のような理由で、人びとのタバコ使用にほとんど影響を与えることのなかった不健康言説ではあったが、20世紀になって状況は少しずつ変化しはじめた。現在、先進国に住む多くの人たちは、喫煙が肺気腫や心臓病などのさまざまな疾病を誘引するものであると考えているし、また厚生行政を司る政府機関、医療関係者、民間の反タバコ団体などもそれを前提として、タバコにまつわる諸問題の政治イシュー化を目指して立法機関への働きかけを強めている。特に、紙巻きタバコ喫煙と肺ガンの関係は、20世紀前半から、タバコ不健康言説のなかで常に論点の中心として扱われるようになった。

そもそも、タバコがガンの原因であると疑われはじめたのは19世紀後半からだったが、当初それは「咽頭ガン」や「舌ガン」などであって肺ガンではなかった。それまでの研究によって、ガンは正常な細胞が何らかの「刺激」をうけて悪性の腫瘍に変異することで発症すると考えられるようになっていたが、その「刺激」としてさまざまなものが疑われるなか、タバコもその一つであった。

当時のアメリカでは、紙巻きタバコの形態ではほとんど使用されておらず、例えば1880年に消費された全葉タバコのうち噛みタバコへは58パーセント、葉巻とパイプタバコへはそれぞれ19パーセントずつ、そして嗅ぎタバコへは3パーセントが加工されたが、紙巻きタバコへは1パーセント程度であった。¹⁸ 最も流行していた噛みタバコは無煙であったため、口腔に直接作用することはあっても肺にはなかったし、葉巻やパイプタバコの煙は味が濃く鼻や喉への刺激が強かったので、多くの使用者はそれを肺まで吸い込むことをせず、口のなかでふかすという嗜み方をした。そのため、これらのタバコは咽頭ガンや舌ガンを引き起こす「刺激」ではないかと疑われたのである。

アメリカ第18代大統領グラント (Ulysses Grant) の主治医たちも、その関係を疑っていた。南北戦争の戦利品として南部から大量の葉巻を持ち帰ったこの北軍総司令官は、1885年に咽頭ガンで亡くなるのであるが、主治医たちは、「喉に痛みをとまなう違和感を感じたグラントに対し、葉巻は1日3本まで減らすよう」助言していた。余談だが、グラントの息子で軍人や外交官として活躍したフレデリック (Frederick Grant) も、31年後に父親と同じく咽頭ガンで亡くなっている。¹⁹

タバコ使用と咽頭ガンや舌ガンとの関係が疑われた世紀転換期には、ほとんど報告されることがなかった肺の中にできる悪性腫瘍が、1920年頃からアメリカやヨーロッパにおいて医者の間で話題になりはじめたのである。この「肺ガン」の発症件数が増えはじめたことに気づいた専門家の1人に、ミネソタ大学医学部に勤務していた病理学者バロン (Moses Barron) がいた。

バロンは1920年10月に46歳で死亡した男性患者の病理解剖を行い、死因が肺ガンであることを突き止めた。バロンは、ヨーロッパの医学書などを通して肺ガンに関して一定の知識をもっていたものの、実際に目撃するのは同時代のほとんどの医者と同じように初めてであった。彼は、その数週間後にもう1人肺ガン死の患者を解剖することになったが、それ以外にも自分が行うよりも少しまえに、同僚の病理学者が肺ガンで亡くなった患者を解剖したことを、医学部の記録のなかで発見した。つまり、以前は自らが勤務する病院で数年に1例あるかないかと考えられていた病気が、短い期間に連続して患者の命を奪っていたのである。このことに危機感を覚えたバロンは調査を継続し、その結果を1921年8月25日に開催されたミネソタ州医学会の年次大会で報告した。それによると、1899年から1918年までの20年間にミネソタ大学医学部

で死因を突き止めるために行われた病理解剖で肺ガンと診断されたのはわずか4例だけであったものが、1920年7月1日から21年の6月30日までの1年間に8例を数えたのであった。²⁰

そもそも肺ガンは、ヨーロッパでは19世紀の初頭から医学雑誌に登場しており、一部ではそれを深刻な呼吸器疾患として原因を解明しようとする者もいた。しかし、当時はレントゲン撮影や気管支鏡などの医療器具や技術が未発達な時代であったため研究は進まず、原因が特定されないまま、それは鉱山労働などで粉塵に長時間曝される者が多く発症する「職業病」として扱われてきたのである。²¹ また、現実に肺ガンを発症したか否かが不明であった場合も多く、たまたま何らかの理由で死体解剖を行ったときに偶然発見されるというのが実情であった。

したがって、症例が「ほとんど見つからなかった」ため、肺ガンと疑われた患者の解剖には、「好奇心から多くの医学生が殺到した」のである。²² 後に「アメリカ癌協会」(the American Cancer Society)の会長として紙巻きタバコの喫煙に警鐘を鳴らすことになるオクスナー(Alton Ochsner)医師も、医学部生時代にそのような経験をした1人であった。彼はワシントン大学(Washington University in St. Louis)の3年生だった1910年に、指導教授のドック(George Dock)の勧めで、パーネス病院で行われた肺ガン患者の解剖に学友たちと見学に訪れたのであった。²³

しかし、そのわずか10年後にバロンはミネソタ大学医学部で起こった異変、つまり肺ガン患者の増加に気づくことになるのであるが、同じことが国中で起こりつつあったし、さらにはヨーロッパでも報告されていた。このような状況を踏まえて、肺ガンは1923年に「国際疾病分類」へ正式に登録されたのである。

当時、アメリカ国内では年間数百と推定されていた肺ガンの発症数はその後も増加し続けて、1940年には約7,100例を数えるようになった。²⁴ この増加の背景には、確かにレントゲン撮影などの医療機器が開発された結果肺ガンが特定されやすくなったこと、そして予防医療の進歩などで伝染病の爆発的な蔓延が防げるようになって国民の寿命が徐々に延びるなか、発症まで比較的長期間を要す肺ガンが実際に症例として現れるようになった状況があった。²⁵ ちなみに、1910年に50歳だった平均寿命は1940年には62.9歳になっている。

しかし、肺ガン患者増加の最大の要因は、何と言っても紙巻きタバコの流行であると考えられる。²⁶ このことは、現在では定説とされているが、すでに1920年代から囁かれていたのである。それは、このタバコの煙が葉巻やパイプタバコよりも口当たりがまるやかだったため、使用者が刺激を求めてそれを肺の中まで吸い込む傾向にあったことが知られていたためだ。したがって、紙巻きタバコが流行しはじめた世紀転換期には、肺ガンという病名は使用されなかったが、とにかく肺に悪いとしばしば指摘され、なかには「喫煙が肺結核に結びついている点は疑う余地のないこと」と断言する反タバコ運動の活動家もいた。²⁷

肺ガンに関する疑念が高まるなか、国の内外では研究者たちが一斉に声をあげはじめた。まずイギリスでは、1927年に医学専門誌『ランセット』の編集者に対し、医師のタイルコート (Frank Tylecote) は書簡を送り、そのなかで「……私が見聞きしてきた肺ガン患者のほとんどすべてが紙巻きタバコを常習的に使用している」と警告した。翌年ドイツでは、「他国でも観察されている肺ガンの増加が、一般に広まっている紙巻きタバコ喫煙と一定の関係がある」ことを雑誌に発表した研究者がいた。²⁸

アメリカでも、一部の医者や科学者が、1920年代末までに肺ガンと紙巻きタバコ喫煙の関係を疑うようになっており、それを説明しようとした者は統計学的手法を用いる傾向にあった。例えば、マサチューセッツ州公衆衛生局に勤務するロンバード (Herbert Lombard) と、ハーバード大学公衆衛生研究所に所属するドウリング (Carl Doering) という2人の専門家による研究があった。彼らは、1928年4月に『ニューイングランド医学雑誌』へ投稿し、「35人の〔肺〕ガン患者のうち1人を除く34人は紙巻きタバコの過度の喫煙者」だったという調査結果を発表した。²⁹

また、プルデンシャル生命保険会社に勤める統計学者のホフマン (Frederick Hoffman) とジョンズホプキンス大学の計量生物学者パール (Raymond Pearl) による1931年と1938年の研究もまた、肺ガン患者の圧倒的多数が過度の紙巻きタバコ喫煙者であったという統計数値を示して、「喫煙者は非喫煙者よりも寿命が短い」という結論を導き出したのである。³⁰ 同じころ、先述のオクスナー医師もまた、肺ガン患者増加の原因が紙巻きタバコの喫煙であること示唆して次のように述べた。

私が医学生のあるころ、4年間でたったの1度だけ肺ガンの症例に出会うことができた。現在、私は毎週2人から5人の肺ガン患者に手術を施しています。そして、もし患者が何か肺ガンを疑わせる兆候を示し、なおかつその人が紙巻きタバコの過度の使用である場合、私は「喫煙者のガン」として知られるようになってきた肺ガンという診断をまずくだします。これまでのところ、そのような診断の正解率は98パーセントにもなります。³¹

しかし、当時この問題に関する見解はそれでも分かれており、タバコ会社にとって望ましい主張を行う者も少なくなかった。例えば、アメリカ癌協会の理事を務めていた遺伝学者のリトル (Clarence Little) は、1944年に「タバコ使用と肺ガン発症との因果関係を明確に示す証拠はまだ存在していない」と語ったし、またレヴィ (Robert Levy) 医師も、1947年に『アメリカ医学会誌』のなかで、「精神的な満足感を与えるため、……適度な喫煙は許容される」と主張している。³² ちなみに、リトルは後にタバコ産業が反タバコ言説に反論するための研究を行

わせる目的で設立した「タバコ産業調査研究委員会」(Tobacco Industry Research Committee)の科学的研究評議会長を務めることになる人物であった。

Ⅲ：第二次世界大戦後の研究成果

20世紀前半、病院の記録やカルテに基づいたタバコ不健康言説は、広く一般の人びとに伝わることはなかったが、医学界という狭い範囲で議論を巻き起こし、新たに多くの研究者をこの分野に引き込むことになった。以前は適量であれば問題ないと考え、自ら喫煙していた多くの医者が徐々に禁煙を試みはじめていた1940年代、リトルやレヴィが行ったような「タバコ擁護論」は、発表された研究の中では少数派になりつつあり、多くは紙巻きタバコの喫煙に警鐘を鳴らすものだった。いずれにせよ、当時の研究は主に医学専門誌や学会誌などでのみ発表されており、それらが広く国民の目に触れることはあまりなかった。

大勢の人が読むとすれば、それは一般の新聞や雑誌に掲載されなくてはならなかったが、ジャーナリズムはタバコ不健康説をあまり伝えてはいなかった。そもそも、当時の新聞や雑誌のページには大きなタバコ広告が載せられており、莫大な広告料収入のことを考えると、タバコと不健康を結びつける記事は取り上げにくかった。ただし、『リーダーズ・ダイジェスト』誌だけは例外で、しばしばこの話題を取り上げることがあった。また、医学的な知識をもつ記者はほとんどおらず、たとえ苦勞して取り上げたとしても、大恐慌以降第二次世界大戦を通して社会全体が動揺していた時代に、何年も先の不健康を予想する警告記事は、そもそも説得力をもつものではなかった。

このように、医者や統計学者など専門家によるタバコ不健康言説は、拡大する喫煙行為に歯止めをかけることはできなかったのであるが、もちろんこのことは紙巻きタバコの消費量増加という形で表れた。1920年に成人1人当たりの紙巻きタバコ年間消費量は610本だったが、その後1930年には1,370本、1940年には1,820本、そして1950年には3,250本へと増えていったのである。³³

第二次世界大戦期に紙巻きタバコの消費量が、第一次世界大戦期と同様に増えたという事実を背景に、喫煙と肺ガンなどの病気発症の因果関係を探ろうとする研究は、戦後それまで以上に詳細なデータを蓄積することで進められた。おりしも、第一次世界大戦をきっかけに爆発的に流行した紙巻きタバコによって、年月を経てようやくこの時期に肺ガンの発症件数が増えはじめたのである。前節で触れたように、アメリカでは1940年に肺ガンによって死亡したのは7,000余人だったが、1950年代を通してその数は増え続け、1962年には41,000人へと跳ね上がった。³⁴

20世紀中頃の研究は、引き続き統計学的手法によっても行われたが、それと同時に、長い間説明されることのなかった病気発症のメカニズムについて、病理学および化学的に進められ、

その研究成果が公表されはじめた。まず統計学的研究については、肺ガンと診断された患者に対し、喫煙歴だけではなく職業や日常生活などを、面接やアンケートによって調べる「遡及調査研究」(Retrospective Study) という方法で資料が集められた。類似の調査は以前から行われていたが、患者の増加にともなって規模も大きくなり、したがって信頼性も増した。また、データはより細分化されたものが蓄積され、例えば疫病学者のドール (Richard Doll) は、それまで一律に喫煙者として扱っていた人たちを、1日の喫煙量や喫煙年数によって細かく分類して肺ガン発症率の違いを示そうとした。³⁵

このような遡及調査研究の例としてしばしば引用されるのが、ワインダー (Ernst Wynder) とグラハム (Everts Graham) によって1950年5月に発表された「肺ガン発症の潜在要因としてのタバコ喫煙」であった。彼らは各地の病院や医師の協力を得て、多数の入院患者を調査した。「以前、肺に関する病気にかかったことがありますか？」で始まるこの聞き取り調査では、喫煙の有無、喫煙していた場合にはタバコの形態や銘柄、吸い始めた時期、1日に吸う量、肺の中まで吸い込むか否かなど、タバコに関して8項目が尋ねられた。その後、職業、特に煙、埃、排気ガスなどに曝される職業であったかどうか、アルコールの摂取量とその種類、学歴や居住地域に関するものなどさらに7項目の質問がなされた。³⁶

ワインダーとグラハムが、肺ガンで入院していた605人の患者のこのようなデータを整理した結果、そのうちの96.5パーセントが1日10本以上の紙巻きタバコを20年以上吸い続けている喫煙者であることが判明した。ちなみに、肺ガン患者で非喫煙者だったのは2パーセントのみであった。また、肺ガンが他の形態のタバコではなく紙巻きタバコの使用者に集中していたのは、より強い刺激を求めて肺のなかまで煙を入れ込む吸い方にあるとした。そして彼らは、「タバコ、特に紙巻きタバコの過度で長期にわたる喫煙は、おそらく肺ガン発症における重要な要因である」と結論づけたのである。³⁷

遡及調査研究と並行して、1950年代には「追跡調査研究」(Prospective Study) という方法も取り入れられるようになった。これは、すでに病気を発症した患者ではなく一般の人びとを調査対象として選び、やはり喫煙を含む日常生活について定期的に調査してデータを収集しておき、将来その人物が死亡したときに、その原因と生活習慣の関係を探るというものであった。

ハモンド (E. Cuyler Hammond) とホーン (Daniel Horn) の2人の医者が共同で始めた追跡調査研究では、紙巻きタバコだけではなく、葉巻やパイプタバコも含めた喫煙歴が調査された。彼らはアメリカ癌協会で訓練を受けたのべ約2万2千人のボランティアの協力を得て、当時肺ガンの発生率が最も高かった50歳から69歳までの年齢グループの、非喫煙者を含む19万人に近い白人男性を対象にした調査を行った。ちなみに、1950年の男性の平均寿命は65.6歳だった。この研究では、毎年すべての対象者に「追跡調査」が行われ、その結果が蓄積されていった。

そして、1954年に時期尚早としながらも第1回目の報告が、『アメリカ医学会誌』に「喫煙習慣と死亡率との関係——187,766人の男性に関する追跡調査研究——」として掲載されたのである。³⁸

それによると、前年10月31日までに全対象者のうち4,854人が死亡しており、冠動脈疾患やガンなど死因は多様だったが、そのうち3,002人が1日1箱以上を長年日常的に吸い続けていた紙巻きタバコ喫煙者であることが判明した。そして彼らは、紙巻きタバコの喫煙者と非喫煙者の年齢や死亡率などを比較することで、もし全員が非喫煙者だったと仮定して、喫煙習慣のあった死亡者3,002人のうち1,022人が、調査時点では生存していたと推論したのである。³⁹

またこの調査では、全死亡者4,854人のうち844人の死因はガンであり、さらにそのなかで167人は肺ガンだったことが分かった。そして彼らは、「喫煙者の死亡率は非喫煙者よりもかなり高く、……肺ガンに関して言えば、1日1箱以上を長年日常的に吸い続けている紙巻きタバコ喫煙者は、[調査継続中のため明確な数値を示せないが]5倍から16倍にもなる」と論じたのである。⁴⁰ 余談だが、以前は1日に紙巻きタバコを4箱も吸っていたハモンドと1箱だったホーンは、この研究がきっかけとなり、ともに紙巻きタバコを止め、パイプタバコの煙を肺まで吸い込まずにただふかすだけという嗜み方に変えた。

このような大規模調査は、多くの予算、労力、時間を必要とするのであるが、ひとたびデータが一定量蓄積されれば、多岐にわたる点が明らかになると期待された。事実、喫煙者と非喫煙者が患ういろいろな疾病の発症率の違いから、喫煙が肺ガンだけではなく、その他のガンや心臓病、気管支炎、肺気腫、血管障害、冠状動脈疾患などとも因果関係があるのではないかという以前から指摘されてきた言説の正しさを、ある程度裏づけることにもなった。これ以外にも、若い女性に対して行われた別の調査によって、20世紀初頭から明確な根拠が示されないまま語られてきた妊婦による喫煙が、早産、死産、体重不足などの確率を高めることが明白になり、新たにこれも警告されるようになった。

以上のような統計学的手法以外にも、なぜ肺ガンが発症するのか、つまりタバコのなかの何がガンを引き起こす要因なのかについても、本格的な病理学的研究が行われた。これに関して、19世紀末にまず疑われたのはすでに触れたニコチンであった。しかし、20世紀に入り、ニコチンに関する研究が明確な結論を引き出せないなか、新たにタールが発ガン性物質として注目されるようになったのである。この物質に関しては、1930年代から医学誌に肺ガンなどとの関係を指摘する研究が現れるようになるが、この時点ではその成分について十分解明されていたわけではなかった。

しかし、その後研究は進み、ワインダーとグラハムが1953年から56年にかけて発表した動物実験の結果は特に注目されるものになった。タバコからタールを抽出することに成功した彼ら

は、マウスに直接それを塗ることで、ガン——この場合皮膚ガン——が発症することを発見したのである。ただし、この実験だけでタバコ煙と人間の肺にできる悪性腫瘍との直接的な因果関係が証明されたわけではなく、実際にタバコ煙を使った動物実験は失敗する場合が多かった。そのため、当時世界的に有名な病院を運営していたメイヨウ (Charles Mayo) 医師のように、それでも「喫煙が肺ガンの原因とは考えない」という立場をとる専門家もまだ少なからずいたのである。⁴¹

ところがすぐに、タールを使ったより精度の高い動物実験が、アメリカだけではなくイギリス、フランス、ドイツなどヨーロッパ諸国でも積極的に行われるようになった。その結果、紙巻きタバコから抽出されるタールは、発ガン性のものを含む多数の化学物質によって構成されていることが、1950年代末までに判明したのである。当時の研究から、発ガン性化学物質としてはニトロソアミン、ベータナフチルアミン、炭化水素など、ガンを促進する作用をもつ物質としてはクレゾール、フェノールなど、さらには炎症を悪化させるものとしてはアクロレイン、一酸化窒素、二酸化窒素などの物質が明らかにされた。また、一酸化炭素もタバコ煙に含まれていることが分かり、それが血液中の酸素含有量を減らし循環器系器官に悪影響を及ぼすことも指摘されるようになった。⁴²

これらの統計学および病理学的研究成果は、以前であれば医学専門誌や学会の論文集に発表されるだけで、一般の目にはほとんど触れられることはなかった。しかし、1953年頃から『リーダーズ・ダイジェスト』以外にも、『ネイション』、『ニュー・リパブリック』、『レディーズ・ホーム・ジャーナル』などいくつかの一般誌や、ときにはテレビやラジオでタバコの弊害を指摘する研究が取り上げられるようになった。⁴³ その結果、それまでは「過度」の喫煙は健康に良くないと漠然と感じながらも「適量」を吸い続けていた喫煙者に、具体的な数値を示すことで少なからず「恐怖」を与えるようになった。この健康に対する不安は、それまで増え続けてきた紙巻きタバコの消費量が、1953年に前年より約120億本も減少したことに現れた。これに対して、タバコ会社はフィルターつきのタバコを増産したり、広告にタバコを手にする医者やスポーツ選手登場させて、「安全性」や「健康」を強調することによって危機を乗り越えようとしたのである。

このような1950年代の喫煙を巡るさまざまな動きは、公衆衛生の観点から、政府による対策の必要性を促すことになった。元来、アメリカ政府はタバコを規制対象にすることには消極的であった。すでに触れたように、葉タバコは植民地の建設以来、何世紀ものあいだ国の経済を支えてきた重要な農作物で、それを生産する州から連邦議会へ送り込まれる議員は、結束して規制に反対した。また、ニュー・ディール政策の一環として始められた葉タバコの価格維持のために補助金を拠出する政策はその後も存続しており、タバコ産業界も政府、特に農務省の政

策に依存するなど、お互いが支え合う状況が続いていた。

しかし、タバコが国民の健康にとって大きな問題であることが、1950年代に否定しがたい事実と考えられるようになってきたため、厚生省を中心に政府もようやく重い腰を上げざるをえなかったのである。1956年、公衆衛生局医務長官バーニー（Leroy Burney）は、アメリカ癌協会や「アメリカ心臓協会」（the American Heart Association）などに呼びかけて、当時つぎつぎに発表されていた喫煙による人体への影響に関する論文を検討するための研究者組織を立ち上げるよう働きかけた。研究者たちはわずかではあったが5カ国で行われた16編の論文を検討し、翌年には「喫煙と健康に関する研究班の合同報告書」を政府に提出した。それを受け取ったバーニーは、喫煙と肺ガンの因果関係を「示唆する」消極的ではあったが初めての政府機関による見解を示したのである。⁴⁴

IV：1964年医務長官報告書

前節で考察したように、喫煙と健康の関係を科学的に論じた研究は1950年代にめざましい進展を遂げたが、1960年代になると蓄積されてきた論文を、網羅的に検討して総合評価をくぐす試みが、イギリスとアメリカでほぼ同時に行われた。イギリスでは、アメリカと同様に「健康」よりも「富」^{ウエルス}を重視した政府の腰は重かったので、喫煙に反対する医者たちによって、伝統と権威のある「英国医師会」（the Royal College of Physicians）を動かすという手段がとられた。医師会は1959年4月に検討委員会を組織し、この問題を扱った多数の論文の精査に着手したあと約3年を費やして、1962年に「喫煙と健康」という表題の報告書を公にした。そのなかで「紙巻きタバコ喫煙は、肺ガンと気管支炎を引き起こし、冠動脈疾患の進行を確実に早めるもの」と結論づけて、政府による対策を促したのである。⁴⁵

一方アメリカでは、それは後にタバコ産業を危機的状況に追い込むきっかけになる「1964年医務長官報告書」（以下、「報告書」）としてまとめられることになった。確かに、先ほど触れたバーニー医務長官による見解は、第一歩を歩み出したという点では評価されるものだった。しかし、検討された論文も限られており、またその内容は断定的表現を避けるなどタバコ会社に配慮したものとなったため、喫煙に警鐘を鳴らす医者や反タバコ派には不満が残るものだった。そこで、あらためて出されたのが1964年の報告書だったのである。

1961年1月大統領に就任したケネディ（John Kennedy）は、自らの意思とは関係なく、タバコ問題を無視できない状況にあった。イギリスで「喫煙と健康」が発表された直後、それが大西洋の対岸でも話題になるなか、1962年5月23日にケネディはこの問題への対応を記者会見中に突然尋ねられたのである。大接戦で大統領に当選した彼にとって、葉タバコを生産する南・西部を中心とした18州から選出された議員と、政権運営にあたって対立関係にはなりたくな

かったため、その場は言葉を選びながら即答を避けた。しかし、多くの国民の健康に関する問題だけに、うやむやにできないと考えた大統領は、「十分な情報を踏まえて……来週あらためて回答する」と述べざるをえなかった。⁴⁶

この時点でケネディが取りえた方策は、イギリスで行われたものと同様に、関連分野の専門家て構成される委員会を立ち上げて、できるだけたくさんの学術論文を時間をかけて精査し、タバコと健康の問題に対し政府として何らかの見解を示すことであった。これに関して、アメリカ癌協会、アメリカ心臓協会、「アメリカ肺協会」(the American Lung Association) など反喫煙の立場をとる任意団体は、その前年に就任間もない大統領へ連名で書簡を送り、そのような委員会の創設を嘆願したのであるが、そのときは黙殺されていた。しかし、大西洋の対岸で発せられた警告はアメリカの世論にも影響を与え、大統領に何らかの行動をとるよう促したのであった。

そのような委員会を立ち上げる任務は、厚生省の公衆衛生局医務長官によって担われることが当然のように考えられたが、ケネディ政権になってその役職に就いていたのはテリー (Luther Terry) であった。⁴⁷ 彼は、ニューオリンズにあるティユレイン大学で医学を学び、医師としていくつかの病院で経験を積んだのち、医務長官に抜擢される直前にはジョンズ・ホプキンス大学医学部に勤めていた。1961年3月に就任したテリーは、自らも紙巻きタバコを喫煙していたが、公衆衛生を担当する責任者として、当初からこの問題を避けては通れないと考えていた。したがって、大統領から委員会を設置してそれまでに蓄積されてきた関連論文を精査し、その結果を報告書にまとめるよう求められたとき、彼にはある程度の準備ができており、比較的短期間でそれに対処する態勢を整えることができたのである。

テリーは、委員会——正式には「喫煙と健康に関する医務長官諮問委員会」(the Surgeon General's Advisory Committee on Smoking and Health)——を構成するメンバーの人選に際し、まず国内の著名な研究者150人からなる候補者名簿を作成したが、その過程でアメリカ癌協会や「アメリカ医学会」(the American Medical Association) だけではなくタバコ業界からも意見を聴取した。特に、タバコ業界への配慮は大きく、彼らが受け入れられないであろう人物を名簿から削除することを提案したほどであった。テリーは、そうすることで最終的に出される報告書の結論に対し、業界として否定することが困難な状況を築こうとしたのである。

テリー長官は、タバコ業界から削除要請のあった数名を除いたなかから、合計11人を委員会メンバーに選んだ。このとき彼は、それまでにタバコに関して特定の立場を明らかにしたことがないとか、タバコ会社にも反タバコ団体にも関係をもってこなかったことなどを条件に人選を行った。しかし、全委員の氏名公表に先だって執行役員ということで明らかにされたクレイビル (Herman Kraybill) が、記者たちの前でうかつにも「タバコは健康にとって有害である」

という持論を述べてしまったのである。そのため、委員会は結局クレイビルを除く10人で組織されることになったが、テリーは彼らに記者からの質問には一切答えないことを強く求めた。⁴⁸

委員会を構成する10人のなかには、元イエール大学医学部長のベインジョンズ (Stanhope Bayne-Jones)、ユタ大学医学部外科部長のバーデット (Walter Burdette)、ピッツバーグ大学病理学科長ファーバー (Emmanuel Farber) など医療専門家が8名、それにハーヴァード大学で統計学を専攻するコ克蘭 (William Cochran) と、やはりハーヴァード大学で化学を専攻するフェイザー (Louis Feiser) が含まれていた。⁴⁹ ちなみに、10人のうち3人は紙巻きタバコの、そして2人は葉巻とパイプタバコの愛煙家であったが、報告書をまとめる過程で、フェイザーを除く4人は自らの意思で禁煙することになった。

諮問委員会は、1962年11月9日の会合を皮切りに、翌年の年末までに合計で10回開催された。会合は原則非公開で、1回は通常2日から4日を費やして行われ、その間6千以上の学術論文が精査の対象になったが、実際にそのうち916編に論及がなされた。精査はテーマごとに設けられた小委員会で行われ、それには10人の委員を補佐するために150人以上の専門家と、いくつかの任意団体や政府組織が協力したのであるが、そのなかにはタバコ業界の関連組織も含まれていた。⁵⁰

最終的に387ページにまとめられた分厚い報告書は、タバコ会社の株主に配慮して、株式市場が休日の土曜日だった1964年1月11日に、テリー長官と10人の委員全員が出席し、120人を超える記者がつめかけるなか発表された。当時とすれば珍しい「禁煙」という貼り紙がされたその会見場にはテレビカメラが入ったため、報告書の内容は多くの国民、とりわけ喫煙者の関心を引くことになった。

報告書は15章に分かれており、そのうち最初の4章が「導入、要約、そして結論」という第一部を、そして残りの11章が「喫煙と健康の関係についての論拠」という第二部を、それぞれ構成している。総ページ数の90パーセント近くを占める第二部では、例えばタールを使った動物実験、嗜癖性薬物および毒物としてのニコチン、その他タバコに含まれるさまざまな発ガン性物質、喫煙の心理的および社会的側面、喫煙者と非喫煙者の疾病発症率や死亡率の違いを分析するための詳細な統計資料、肺を含めた多様なガン、循環器系疾患、呼吸器系疾患などを扱った膨大な量の先行研究に言及しながら、第一部で論述された「結論」の正当性を導き出そうとしている。⁵¹

第一部で述べられたその「結論」とは、確かに精神面などでのタバコの効用も一部で論じられてはいるものの、そのほとんどがやはり喫煙は健康に被害をもたらすということを強調するものだった。しかし、ここで注意すべきは、「結論」のなかで述べられている項目のうち、断定的な結論とそうではない曖昧なものが混在していた点である。その後の科学の進展によって

断定的になるものも多かったが、その混在は当時の科学の限界でもあった。それでもこの報告書には、いくつかの断定的に述べられた言説が含まれており、そのことがアメリカだけではなく世界中の喫煙者にとって重要な意味をもっていたのである。最後に、この点に関して特に重要な2点を以下に挙げてみたい。

(1) 紙巻きタバコ喫煙は、男性の肺ガン発症の要因として、他のすべての要因とは比較にならないほど重大である。女性に関するデータは限られているが、同様の結論を示している。肺ガン進行の危険性は喫煙期間や喫煙量が増加するにつれて増すが、喫煙を止めると危険性は減少する。非喫煙者と比較して、「平均的な」喫煙者の肺ガン発症の危険性は9から10倍、そして「過度の」喫煙者のそれは少なくとも20倍に達する。⁵²

(2) 紙巻きタバコ喫煙は、アメリカにおいて慢性気管支炎発症に関して最大の原因であり、この疾病による死亡の確率を高めている。また、喫煙と肺気腫の間には因果関係が存在しており、……喫煙によって、肺気腫で死亡する危険性を増加させている。……また、紙巻きタバコの喫煙者は、冠動脈疾患での死亡率が非喫煙者よりもかなり高くなっている。⁵³

報告書に書かれたこのような言説は、言うまでもなくすでに医学雑誌などに発表されていたものであるが、国民の間で大きな衝撃となって広がった。⁵⁴ それは、『ニューヨーク・タイムズ』紙が報告書を社説で取り上げるにあたり、“Now it is official.”という書き出しをしたことに表れているように、タバコの危険性が政府による公式見解として初めて断定的に述べられたためだった。⁵⁵ また、そのような衝撃の背景には、この頃までに医学を含めた諸科学に対する国民の信頼が確立されていたことも忘れてはならない。これらのことが、それまでタバコ使用に反対する個人や組織が訴えてきたものの影響力をもちえなかった健康に関する言説を、多くの人たちが無視できなくなった理由だったのである。

おわりに

これまで考察してきたように、アメリカでは18世紀末以来さまざまな人たちが、タバコと不健康を結びつけてきた。しかし、初期のものは、明確な根拠が示されないまま、個人の印象や経験をもとに語られることが多く、時には情緒的で道徳的な傾向さえあった。そのような警告が、タバコ会社の巧みな広告、タバコ使用者がもつ嗜癖性、植民地建設以来のアメリカ史のなかでタバコが占めてきた特別な地位、それに対する政府の配慮などもあり、影響力をもつことはほとんどなかった。

ところが、20世紀の第2期四半世紀になると、タバコと不健康を結びつける言説は、学問の

進歩にともないより科学的に語られはじめ、徐々に説得力をもつようになったのである。その後1950年代には、喫煙は健康被害の直接的原因であると論じた研究が急速に進み、肺ガンという死亡率の高い病気が強調されるなか、アメリカやイギリスだけではなく、その他の先進国でも、公衆衛生の立場からようやく喫煙に対する政治による関与が始まったのである。

1964年医務長官報告書の意義は、前節で論じたように、アメリカ政府の公式見解としてタバコによる健康被害を断定的に認めたことにある。この意味するものは、それまでのタバコ産業寄りの姿勢を修正して、政府は行政命令や立法措置を通して、タバコの販売や使用に対して一定の規制を設けるつもりであるという意思表示だった。事実、この報告書のなかにも「アメリカでは、紙巻きタバコの喫煙が重大な健康被害をもたらすものと考えられており、改善のための適切な対策は当然とられるべきである」と述べられている。⁵⁶ これは、喫煙が人間の意志の力が及びにくい嗜癖性をともなうということで、個人の問題としてだけではなく、公衆衛生の観点からも議論された結果であった。

そして、その対策はすぐに包装紙への警告表示を義務づける「連邦紙巻きタバコ表示広告法」(the Federal Cigarette Labeling and Advertising Act)の成立という形で表れた。これによって、「紙巻きタバコはあなたの健康に危険をもたらすかも知れない」という文言が、1966年1月1日からパッケージに印刷されるようになったのである。しかし、このような表示が、実際に紙巻きタバコの販売量を減少させることにはならなかったが、店頭に並べられたタバコ製品そのものが喫煙者に警告する試みは、以前では誰も想像できない画期的なことだった。それは、明確な根拠も示されないまま語られてきた20世紀初頭までの不健康に関するタバコ言説のいくつか、科学の進歩に支えられ時を越えて説得力をもつようになった結果であった。

21世紀の現在、タバコに関するより新しく、科学的な知識も蓄積され、それらを根拠に規制も強化されてきている。しかし、このような変化もまた、17世紀初頭にイギリスで「肺に危険をおよぼす」と警告したジェームズ一世や、19世紀にアメリカで「肺に病気をもたらす可能性」を指摘したグリーン医師などの警告が、そもそもの出発点であったことを忘れてはならない。

注

- 1 世界保健機関は1999年度報告書の中で、「1950年頃から世界で公表されてきた7万編を超える科学的論文は、長期の喫煙習慣が人びとの寿命を縮めたり健康を損ねる大きな原因になっている状況に疑問の余地のないことを証明してきた。また、先進国において、1950年から2000年までの間に、約6,200万人が喫煙によって命を落とすことになろう」と警告している。World Health Organization, *The World Health Report 1999* (WHO, 1999), 66.
- 2 Joseph C. Robert, *The Story of Tobacco in America* (New York: Alfred A. Knopf, 1952), 6.

- 3 Robert K. Heimann, *Tobacco and Americans* (New York: McGraw-Hill Book Co., 1960), 250; Richard Kluger, *Ashes to Ashes: America's Hundred Year Cigarette War, the Public Health, and the Unabashed Triumph of Philip Morris* (New York: Vintage Books, 1996), 15.
- 4 Gerard S. Petrone, *Tobacco Advertising: The Great Seduction with Values* (Atglen, Penn.: Schiffer Publishing Ltd., 1996), 237.
- 5 G. G. Stewart, "A History of the Medicinal Use of Tobacco 1492-1860," *Medical History* 11 (1967), 264ff.
- 6 Elizabeth M. Whelan, *A Smoking Gun: How the Tobacco Industry Get away with Murder* (Philadelphia: George F. Stickley Co., 1984), 37.
- 7 Kluger, 16; Petrone, 14.
- 8 Peter D. Jacobson, Jeffrey Wasserman, and John R. Anderson, "Historical Overview of Tobacco Legislation and Regulation," in *Smoking: Who Has the Right?* eds. Jeffrey A. Schaler and Magda E. Schaler (New York: Prometheus Books, 1998), 43; Robert, 111; A. Lee Fritschler, *Smoking and Politics: Policymaking and the Federal Bureaucracy* (Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, Inc., 1983), 11.
- 9 Petrone, 15; Mark E. Lender, "A New Prohibition? An Essay on Drinking and Smoking in America," in *Smoking: Who Has the Right?* eds. Jeffrey A. Schaler and Magda E. Schaler (New York: Prometheus Books, 1998), 91.
- 10 Ellen G. White, *Temperance: As Set Forth in the Writings of Ellen G. White* (Mountain View, Cal.: Pacific Press Publishing Association, 1949), 56.
- 11 George Trask, "Circular" *Anti-Tobacco Tract* (Fitchburg, Mass.: 1866).
- 12 Raymond R. Fragnoli, *The Transformation of Reform: Progressivism in Detroit—And after, 1912-1933* (New York: Garland Publishing, Inc., 1982), 22.
- 13 Henry Ford, *The Case against the Little White Slaver* (Detroit: Henry Ford, 1916), 3.
- 14 Whelan, 45.
- 15 Robert, 108.
- 16 Allan M. Brandt, "Engineering Consumer Confidence in the Twentieth Century," in *Smoke: A Global History of Smoking* eds. Sander L. Gilman and Zhou Xun (London: Reaktion Books, 2004), 332; Jordan Goodman (ed.), *Tobacco in History and Culture: An Encyclopedia* (Farmington Hills, MI, Charles Scribner's Sons, 2005), 214-25.
- 17 G. Decaisne, "The Effects of Tobacco Smoking in Children," *Journal of the American*

- Medical Association* 1 (1883), 24-25; Cassandra Tate, *Cigarette Wars: The Triumph of 'The Little White Slaver'* (New York: Oxford University Press, 1999), 154. ちなみに、『アメリカ医学会誌』は1953年までタバコ広告を掲載していた。Alan Marzilli, *Smoking Bans* (Philadelphia: Chelsea House Publishers, 2004), 17.
- 18 Jack J. Gottsegen, *Tobacco: A Study of Its Consumption in the United States* (New York, 1940), tables on 34, 36, 39, 43.
- 19 *New York Times*, July 24, 1885 & May 28, 1916.
- 20 M. B. Rosenblatt, "Lung Cancer in the 19th Century," *Bulletin of the History of Medicine* 38 (1964), 395-425; Whelan, 66-67.
- 21 Jordan Goodman, *Tobacco in History: The Cultures of Dependence* (London: Routledge, 1993), 122.
- 22 Peter Taylor, *Smoke Ring: The Politics of Tobacco* (London: Bodley Head Ltd., 1984), 2.
- 23 Whelan, 55. この時点では明確に区別できなかったが、後に非喫煙者で肺ガン死した患者が病理解剖されたときに、喫煙者の肺の損傷がいかに激しいものだったかが分かるのである。そのような比較もまた、タバコが肺ガン発症の重大な要因であるという主張の根拠として用いられた。
- 24 <http://www.health-net.or.jp/tobacco/history/hist01.html> (September 1, 2008)
- 25 喫煙する銘柄や数量、吸い方、そして身体に関して個人差があるので、喫煙を開始して発症するまでの潜伏増殖期間を限定的に述べることはできないが、通常20年から30年、ときにはそれ以上の年月がかかると言われている。
- 26 南北戦争直前にヨーロッパから伝えられ、戦後すぐにニューヨーク市のキニー (Francis Kinney) によって本格的に製造が開始された紙巻きタバコは当初不人気で、本文中で述べたように、1880年に紙巻きタバコへ加工された葉タバコは、わずか1パーセントであった。しかし、この年にヴァージニア州の職人ボンサック (James Bonsack) が紙巻き機を考案し、数年かけて改良を重ねた結果、機械の独占的使用権をえた W. デューク・アンド・サンズ社 (アメリカン・タバコ会社の前身) は、1888年には1日に400万本の紙巻きタバコを製造する能力を有す会社になった。その結果、大量の紙巻きタバコを安価に製造できるようになったが、この形態のタバコを好んだのは主に女性、年少者、移民労働者で、一般男性は刺激の少ない紙巻きタバコを「女々しいタバコ」として敬遠する傾向にあった。その後、第一次世界大戦がこのタバコの運命を変えることになった。慰問品としてヨーロッパ戦線へ大量に送られた紙巻きタバコは、若い兵士によって使用されるようになった。彼らはアメリカへ帰還したあともこのタバコを手放そうとはせず、その喫煙は男性のなかへも広が

- り、消費社会が出現する1920年代には、紙巻きタバコの喫煙が「アメリカにおける生活様式」になったのである。ちなみに、1915年には8.7パーセントだった紙巻きタバコへの葉タバコの加工率は、1930年には44.6パーセントへと跳ね上がった。Heimann, 212 & 244-245; Agnes D. Hays, *Heritage of Dedication* (Evanston, Illinois: Signal Press, 1973), 134.
- 27 Heimann, 252.
- 28 Whelan, 67; Tate, 139.
- 29 H. L. Lombard and C. R. Doering, "Cancer Studies in Massachusetts: Habits, Characteristics and Environment of Individuals with and without Cancer," *New England Journal of Medicine* 198 (1928), 481-87.
- 30 Goodman, 125.
- 31 Whelan, 70.
- 32 Robert L. Levy, et. al., "Effects of Smoking Cigaretts on the Heart," *Journal of the American Medical Association* 135 (1947), 421.
- 33 D. H. Beese ed., *Tobacco Consumption in Various Countries* (London: Tobacco Research Council, 1968), 62-63.
- 34 U. S. Department of Health, Education and Welfare, *Smoking and Health: Report of the Advisory Committee to the Surgeon General of the Public Health Service* (Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1964), 25.
- 35 William R. Finger, *The Tobacco Industry in Transition* (Lexington, Mass.: D. C. Heath and Co., 1981), 236.
- 36 Ernest L. Wynder and Evarts A. Graham, "Tobacco Smoking as a Possible Etiologic Factor in Bronchiogenic Carcinoma: A Study of Six Hundred and Eighty-Four Proved Cases," *Journal of the American Medical Association* 143 (1950), 330.
- 37 Ibid., 336.
- 38 E. Cuyler Hammond and Daniel Horn, "The Relationship between Human Smoking Habits and Death Rates: A Follow-up Study of 187,766 Men," *Journal of the American Medical Association* 155 (1954), 1316-17.
- 39 Ibid., 1328.
- 40 Ibid., 1318 & 1323.
- 41 Larry C. White, *Merchants of Death: The American Tobacco Industry* (New York: Beech Tree Books), 28 & 39f; Heimann, 253.
- 42 Taylor, 4.

- 43 Whelan, 88.
- 44 Allan M. Brandt, *The Cigarette Century: The Rise, Fall, and Deadly Persistence of the Product That Defined America* (New York: Basic Books, 2007), 212-14; Whelan, 86.
- 45 Paul R. Johnson, *The Economics of the Tobacco Industry* (New York: Praeger Publishers, 1984), 60; Finger, 236.
- 46 *New York Times*, May 24, 1962.
- 47 公衆衛生局医務長官職の起源は、建国後間もない18世紀末まで遡ることができる。医務長官の英語表記“Surgeon General”が示唆するように、これは1798年に設立された海兵隊に付属す病院で、保健医療を統括するために設置された軍医が就く役職だった。ちなみに、このときに始まった「海兵隊病院制度」は、現在厚生省に属す公衆衛生局の前身であった。その後1870年に海兵隊病院は国立病院として再編されたが、その責任者として医師の資格をもつ者が医務長官——当初は“Supervising Surgeon”と呼ばれた——を務めるようになった。テリーは、初代ウッドワース (John Woodworth) から数えて9人目の長官であった。
<http://www.surgeongeneral.gov/sghist.htm> (November 1, 2007)
- 48 Taylor, 9-10; Fritschler, 43.
- 49 H. E. W., *Smoking and Health*, iii.
- 50 Ibid., ix-xvii & 14.
- 51 Ibid., 43-387.
- 52 Ibid., 31.
- 53 Ibid., 38-39.
- 54 1963年に5,100億本だった紙巻きタバコ消費量は、1964年に4,950億本へ減少したのである。これに対し、タバコ会社は1953年の「危機」と同様に、フィルターつきタバコや低タール・低ニコチンのタバコを増産したり、健康をイメージさせる巧みな宣伝——例えばスポーツ選手を登場させる宣伝——を使って乗り切ろうとした。そして何よりも、喫煙者が止めたくても止められない嗜癖性によって、この減少傾向はわずか2ヶ月間という非常に短期間で終わった。実際、報告書発表の3ヶ月後には消費量は再び上昇に転じ、1965年には5,180億本になったのである。Taylor, 10f.
- 55 *New York Times*, January 12, 1964.
- 56 H. E. W., *Smoking and Health*, 33.

The Change of Discourses on the Relation between Smoking and Health: From the Late 18th Century to the 1964 U.S. Surgeon General's Report

OKAMOTO Masaru

From the first settlement in Virginia to the present day, both tobacco leaves and its products have been among the most important items in the U.S. economy. During the colonial era people did not think tobacco — mainly in the form of pipe and snuff — was harmful. On the contrary, it had been used as an antidote when a person was bitten by a snake and as a painkiller when a pregnant woman gave birth to a child.

Even after America's independence, the situation surrounding tobacco was almost the same until the end of the 19th century. Although there were some anti-tobacco advocates in the latter half of the century who warned that tobacco was mentally as well as physically harmful, their warnings were not persuasive mainly because they were not based upon medical or scientific grounds.

At the end of the 19th century some doctors began to suspect the relation between tobacco and some kinds of diseases, like oral or tongue cancer, but not lung cancer. People were rarely diagnosed with lung cancer until the 1920's, because the cases were rare and, even if they actually became ill, doctors could not make a correct diagnosis because of insufficient medical knowledge and instruments. But the number of reports on lung cancer began to increase after the 1920's, allegedly as a result of cigarette's popularity.

In the late 19th century people used tobacco mainly in the form of a plug, pipe, snuff, or cigar. A cigarette was a relatively new form of tobacco product, which had a share of only 1 percent of all tobacco products at the time. Most pipe tobaccos and cigars had a strong taste and smell so that users of either form usually did not inhale its smoke into their lungs.

Suddenly cigarettes became popular in the beginning of the 20th century. Cigarette smoke was milder and unstimulating, which was good for some smokers. Yet it was not good for many others, because it was too weak to be satisfactory. These users, therefore, tended to inhale smoke deep into their lungs in quest of stimulation. This way of smoking, many medical experts pointed out, would undoubtedly cause the increase of diseases concerning the respiratory organs, including lung cancer and emphysema. Actually in the 1940's and

1950's the number of lung cancer patients increased dramatically after 20 to 30 years of "the incubation period." This tendency inevitably led to the accumulation of statistical data on the relation between cigarette smoking and certain diseases. Much medical and scientific research was done during these decades, not only in the United States but also in other industrialized countries. The achievements of these studies were made public in some newspapers and magazines as well as in research bulletins.

Despite the pressure from the tobacco industry and its political allies in Congress, the U.S. government was forced to do something to protect public health from the legal but allegedly harmful product—tobacco. In 1962 the U.S. Surgeon General was instructed by President John F. Kennedy to set up an advisory committee to evaluate the research papers on tobacco and its effects upon human health.

On January 11, 1964 the committee made public its 387-page report, which "officially" admitted that cigarette smoking "is a health hazard of sufficient importance in the United States to warrant appropriate remedial action." This report had a tremendous impact on American people at large, and on smokers and tobacco companies in particular.

In this paper I would like to discuss historically the discourses on the relation between tobacco use and its effects on the human body from the late 18th century to the 1964 U.S. Surgeon General's Report on Smoking and Health. Who were the researchers? What kinds of discourses with or without scientific justification did they claim? When did they claim them? What were their impacts on the American people? These questions will be answered in this paper.

第二次世界大戦期におけるアメリカ合衆国の リハビリテーション対策

藤原 哲也

はじめに

身体障害者対策の進展と戦争の遂行の間には不可分な関係がある。国民総力戦となった近代戦争以降、とりわけ第一次世界大戦以降の近代兵器の導入は、従軍兵士の負傷者数を劇的に増加させた。負傷兵への治療を含む軍人保護政策は、各国にとって戦争遂行上の重要課題として認識されるようになった。それは、戦争負傷者への優遇政策が、兵士の受傷についての国家的補償だけでなく、国民に向けた国威発揚の手段としても、一定の役割を果たしたからである。また、負傷帰還兵の社会復帰を目標としたリハビリテーションの必要性は、外科学や再生医学をはじめとする医療分野の発展を促した。¹このように、戦争は否応なく身体障害者対策を推進する原動力の一つとなった。

これは、アメリカ合衆国史においても例外ではない。20世紀前半に第一次世界大戦、大恐慌を経験する中で、連邦政府はニューディール政策を通じて身体障害者や女性などの社会的弱者への生活・社会保障の拡充に努めてきた。第一次大戦後、多くの負傷兵が帰還する中で、その対処が求められた。しかし、乏しい予算の中から散発的なリハビリテーション・プログラムが施行されたが、負傷帰還兵の社会復帰のための効果的援助とは言い難かった。²このため、第二次世界大戦時には、これらの身体障害者の処遇改善が図られることになった。

本稿では、第二次世界大戦期における合衆国のリハビリテーション政策について検証する。第二次世界大戦に従軍した兵士の社会福祉政策として、いわゆる GI Bill (The Servicemen's Readjustment Act of 1944) に関する研究がこれまでに発表されている。先行研究では、とりわけ戦後の復員兵の社会復帰プログラムと彼らに対するアメリカ社会の反応について言及され、GI Bill が帰還兵に与えた影響について概ね肯定的な評価を下している。³しかしながら、大戦期の負傷帰還兵を含む身体障害者の状況や彼らの社会復帰のための施策は、ほとんど検討されていない。本稿では、1942年10月から43年2月にかけての負傷帰還兵と一般市民を対象としたリハビリテーション法案に関する連邦議会の公聴会での議論を分析しながら、第二次大戦期におけるリハビリテーションのアメリカ社会における位置付けを明らかにしたい。

第二次世界大戦以前の帰還兵に対する職業リハビリテーション政策

負傷帰還兵に対する職業リハビリテーションの歴史⁴は、革新主義時代の戦争関連立法に遡る。第一次世界大戦により障害を負った帰還兵が10%にも上った。大戦の終結とともに負傷帰還兵の処遇問題が緊急課題として表面化し始めた。これまで、この問題のための連邦政府機関や州機関が存在せず、恩給の支給以外の負傷兵の社会復帰支援はほとんど行われなかった。

連邦議会は、1916年国防法（The National Defense Act of 1916）のもと、陸軍省主導により帰還兵の職業教育の提供を予定した。この法では、入院治療中の傷痍軍人に対してリハビリテーションの計画が立てられた。さらに、1917年戦争保険法（The War Risk Insurance Act）の修正法により、傷痍軍人への職業リハビリテーションの義務付けを可決したが、結果的に施行されなかった。

一方、職業教育連邦委員会（Federal Board of Vocational Education）は、1917年スミスーヒューズ法（The Smith-Hughes Act）により負傷帰還兵の社会復帰問題に取り組もうとした。この法は、当初、アメリカ市民に対する職業教育の促進と、農業、商業、産業分野における教育促進を連邦政府と州政府との協力関係の下での推進を目的としており、負傷帰還兵の職業リハビリテーションを想定したものでなかった。これを受けて、連邦政府は、負傷帰還兵の処遇問題について検討し直した。

職業教育連邦委員会による負傷帰還兵についての調査は、幾つかの問題点を浮き彫りにした。陸軍省や職業教育連邦委員会などの複数の連邦政府機関が負傷帰還兵のためのリハビリテーション計画を同時に立案し、各々の機関が独自に対策を講じようとしたために、負傷帰還兵の間に混乱を招くことになった。また、各州で実施されていたリハビリテーション・プログラムには格差があり、負傷帰還兵を救済するには不十分であった。これらの混乱を收拾するために、関連政府機関は統一的な救済立法の必要性を認め、1918年6月27日職業リハビリテーション法（The Vocational Rehabilitation Act of 1918）の成立に尽力した。

職業リハビリテーション法は、職業教育連邦委員会の下で、除隊した負傷兵のために職業リハビリテーションを提供した。しかし、職業教育連邦委員会は、負傷兵に対して十分な治療成果を収めることができず、1921年9月に新設された退役軍人局（Veterans' Bureau、後のVeterans' Administration）が担当機関として任務を引き継ぐことになり、帰還兵の救済活動を行った。⁵

第二次世界大戦期の職業リハビリテーション法案

第二次世界大戦は、合衆国の就業構造に多大な影響を与え、労働力不足をもたらした。大戦中、

約1,500万人の男性が従軍し、その労働力不足を補うために多くの女性が賃金労働に従事した。さらに、戦争が激化とともに、労働力不足が深刻化し、女性だけでなく、以前なら就業できなかった人々（マイノリティ、若年者、高齢者）にも、就業の機会が与えられた。このような就業構造の変化に対応するために、連邦政府は、連邦政府機関への集権化を図りながら、戦争を押し進めた。⁶

負傷帰還兵への就業支援は、戦時下の労働力不足の解消と国威発揚の観点から必要であるとの見方が次第に強まった。戦争の激化は、負傷帰還兵の急増だけでなく、不熟練工による労働災害の増加を招いた。このため、これらの身体に障害を負った人々への就業・復職のための職業リハビリテーションが緊急課題として取り組まれた。こうした状況の中から、1942年10月から43年3月にかけて連邦議会で職業リハビリテーション政策の見直しについて活発な意見が交わされた。

(1) Veteran's Rehabilitation (S2814, S2827)

職業リハビリテーションに関する最初の法案では、負傷帰還兵を対象として議論が進められた。1942年10月9日上院財政小委員会における公聴会の冒頭で、法案の原案作成にも携わった退役軍人局局长、フランク・T・ハインズ准将は法案の基本的内容について説明した。法案の目的について、「この法律は、従軍による障害により職業的なハンディキャップを負ったことを退役軍人局から認定された元軍人に対し職業訓練を与えるものである。主な目的は、有給雇用の仕事に復職できるようにリハビリテーションを提供することにある」と述べている。⁷ハインズの発言は、負傷兵を社会福祉政策の別枠として扱うのではなく、職業リハビリテーション・プログラムを提供することにより、負傷帰還兵を一般市民と同じ労働に就業できるようにすることを目指すものであった。

ベネット・チャンプ・クラーク上院議員（民主党・ミズーリ州）は、第一次世界大戦時の帰還兵に対するリハビリテーション対策の成果についてハインズに尋ねた。これに対し、ハインズは「一つの例外を除き、成功であった」と答え、その理由を次のように明らかにした。

多くの帰還兵たちは、[リハビリテーションに関して]乏しい助言しかを受けてこなかった。最大の過ちは、職業訓練の通知のあり方であった。つまり、彼らが受けるべき訓練を慎重に助言されなかったために、目的を達成できない訓練を受けた者もいた。……復職するために混乱を招き、結果的に多くの者が復職するまで困難を乗り切るための応急処置として訓練を受けることになった。⁸

ハインズは、第一次大戦時の職業リハビリテーション・プログラムの欠陥を踏まえ、負傷兵が受ける訓練施設の重複を避けるべきだと強調した。効果的なプログラム運営のために、退役軍人局が主体となることを訴えた。さらに、アメリカ傷痍軍人会（American Disabled Veterans）の理事であるミラード・W・ライスは、アメリカ傷痍軍人会の他に、有力な退役軍人団体であるアメリカ退役軍人会（American Legion）や退役軍人会（The Veterans of Foreign Wars）が法案の趣旨に賛同していることを伝え、退役軍人局をこの法案の担当機関とすべきであると重ねて主張した。

第一次世界大戦時のリハビリテーション法の不備を指摘し、今回提出された法案で修正されるべき点が挙げられた。ライスは第二次世界大戦の負傷兵の特徴について説明した。入隊後、従軍しないまま3ヶ月から6ヶ月で除隊した兵士の障害の取り扱いに関する問題が急増していることが指摘された。これまでのリハビリテーション法では一定期間の従軍が認定された退役軍人のみが援助の対象となっていたが、ライスは、この法案では従軍期間にかかわらず、従軍した兵士全員を対象としたリハビリテーションの提供を請願した。

この法案において精神疾患を患った帰還兵の治療についても改善が図られた。これまでのリハビリテーション法では、精神疾患に罹った帰還兵の治療については、身体に障害を負った者が優先的に治療され、優先順位が低かった。しかし、この法案では、精神疾患のある帰還兵を四種類に分け、迅速な治療が受けられるように配慮がなされた。⁹これまで対象外と考えられていた帰還兵に対して包括的リハビリテーション・プログラムを提供することで、従軍への不安を払拭し、帰還後の生活保障を国民に伝えようとした。

この法案に呼応して、10月9日、フランクリン・D・ローズベルト大統領は、帰還兵のリハビリテーション法案に関して以下のような教書を連邦議会に対して提出した。

我々は、この戦争に勝つつもりである。しかし、勝利のために個人の最大限の努力を要する。……戦争への参加は、負傷者の増加が見込まれている。この20年間の医学の進歩により、負傷兵の多くが生き延び、リハビリテーションが必要となるだろう。しかし、この任務に応えるために現行の制度は不適切である。……身体障害者が持つ身体能力の最大限の有効活用を確実なものにするために、身体に障害を持つ市民と負傷兵のために単独のリハビリテーション・サービスを創設させることが重要である。……この法案が、現在の必要性に応じた適切なプログラムの創設を遂行し、同時に戦争がもたらした更なる負担に応える人材創出を叶えることになる。¹⁰

ローズベルトは、このように、負傷帰還兵の人的資源の有効活用を提言し、それが戦争遂行

上の必要なプログラムであることを明言した。彼は、この目的を達成するために連邦政府の下で職業リハビリテーション法案の早期成立を訴えた。

(2) Vocational Rehabilitation of Disabled Persons (S180)

前回の法案でリハビリテーション・プログラムの意義が確認されたことを受けて、1943年1月23日、上院教育労働委員会の公聴会では、プログラムの実質的内容について審議された。視覚障害者のリハビリテーションに長年携わってきたコロンビア大学教育学部教授マール・E・フランプトンは、最近帰還した2人の負傷兵との会話から、法案の意義について説明した。

私は彼らに帰国後の予定について尋ねたところ、それまで明るく振舞っていた2人は、深刻に答えた。「それが一番の問題です。この社会で、私たちは経済的・社会的な生活の居場所をどのように見つけたらいいのでしょうか？」

フランプトンは、この法案が負傷帰還兵の抱える問題の返答であると述べ、このプログラムのために十分な予算を確保し、連邦議会がこの法案を速やかに可決することを求めた。¹¹ また、一般退役軍人協会 (Regular Veterans Association) のジャック・カイルは、法案成立が、帰還後の生活保障につながることを理由に挙げ、兵士の士気を高める上で有意義であるとの期待を示した。¹² このように、従軍に関する心理的不安を和らげる観点からも、法案の早期成立は公聴会の一致した意見として受け入れられた。

近年、従軍による負傷者に加え、労働災害による障害者数が増加している状況が明らかにされた。全米リハビリテーション協会のマーク・M・ウォルターは、1941年の労働関連の負傷者数が約200万人であったのに対し、翌年は400万人まで倍増し、その結果、総数1100万人が永続的な身体障害を負っている現状を報告した。さらに、ウォルターは18歳から65歳の就業に伴う障害を負った人々に調査をしたところ、多くの回答者が復職や就業のために職業的適応の必要性を訴えているが、現行の州政府のリハビリテーション機関の多くは、この問題に対処する施策や設備が整っていないことを指摘した。このため、彼は法案成立を強く促した。¹³

戦時下という緊急事態の中で、このリハビリテーション・プログラムにどの程度の予算を組み込むべきかについて検討された。連邦教育局 (United States Office of Education) リハビリテーション部長のジョン・A・クラッツは、過去5年、負傷者あるいは身体障害者への職業リハビリテーションの提供1件あたり年間約300ドルを要していることを説明した。同時に、過去2年のプログラムの効率化と防衛生産訓練 (Defense War Production Training) による支援により、1件当たり160ドルまで費用抑制に成功したことを報告した。¹⁴ また、戦時労働局 (War

Manpower Commission) のレオナルド・オースウェイトは、退役軍人と一般市民のリハビリテーションにかかる費用の違いについて述べた。負傷した帰還兵のリハビリテーションには、長期間の訓練や発展的な職業訓練も含め1人当たり約5,000ドル、一方、障害を負った一般市民のリハビリテーションでは復職するために義肢等の補助費用を含め200ドルから250ドル程度の費用がかかると算定した。リハビリテーションの種類により予算の程度も変わってくることから、オースウェイトは、戦傷者と一般市民を区別して対処する必要があると結論付けた。¹⁵

リハビリテーション費用の件に併せて、訓練中の帰還兵の生活保障についての意見が交わされた。労働者補償法 (Workers Compensation Act) による休業労働者に対する所得補償が行われた場合、リハビリテーション・プログラムではどのような生活保障を提供することが適切なのかについて議論された。アレン・J・エレンダー上院議員 (民主党・ルイジアナ州) は、職業訓練期間中の負傷兵の恩給受給について尋ねた。退役軍人局局長、ハインズ准将は、以下のように返答した。

月額、独身男性80ドル、既婚男性90ドル、扶養家族1人当たり5ドルが支払われ、最大120ドルが支払われることになる。……受給額について、彼らが就業し、相当分の収入を得るまで減額すべきではない。¹⁶

ハインズは、職業訓練期間の長さに関わらず訓練中の生活保障の必要性を示唆した上で、この法案の目的が、負傷帰還兵たちに有給の仕事に就業できるようリハビリテーションを提供することだと述べた。

この法案により、職業リハビリテーション受給者間の公平な救済のための条件が検討された。連邦保障庁 (Federal Security Agency) の副長官であるワトソン・B・ミラーは、このプログラムが負傷兵に対して手当て、身体的回復の訓練、職業斡旋を含む包括的な就業支援を提供することを確認しながら、プログラムの遂行に際し、連邦政府と州政府が予算を半分ずつ拠出するマッチング・ファンド方式の弱点を指摘した。ミラーは、各州が組む予算によりリハビリテーション・プログラムの規模が変わり、地域間格差が生じることを懸念したのである。このため、彼は、連邦政府がこの格差を解消するための財政支援を期待した。さらに、社会福祉受給者の資格制限を目的に行われていた資産調査は、個人的な諸事情に関わらず、このリハビリテーション・プログラムの提供に関して、身体に障害を負った者について適用されるべきでないことを強調した。¹⁷ マッチング・ファンド方式や資産調査といった当時の社会福祉政策で採用されていた問題点を克服するプログラムのあり方が模索された。

最も意見が分かれた論点は、このリハビリテーション・プログラムの担当省庁をめぐる問題

であった。予算局のO・J・ガーバーは、この戦争により多くの負傷兵が帰国する可能性を前置きし、兵士と民間人のために二つのリハビリテーション・プログラムを設置すべきでないと述べた。

上院法案S180は、帰還兵に対して重要な責任を負う退役軍人局と連邦保障庁の下での設置されたリハビリテーション・サービスの協力を推し進めるためにも適切な立法である。この法により、施設の重複やリハビリテーション・サービスの訓練を受けた人員の競合を回避する実際的な省庁間の協力が可能となる。¹⁸

また、オースウェイトは、法案の中にリハビリテーション・サービスの提供に際して連邦保障庁の下に新たな機関の設立を明記していることを理由に、兵士と民間人の区別なく職業プログラムの設置を説いた。¹⁹さらに、彼は、一般市民の障害に関して、戦時中の非常事態による長時間労働、過重労働、不慣れな就業のため発生した就業中の事故による身体的障害に加え、戦時中のストレスを起因とする精神症患者数が増える可能性を指摘し、これらを考慮しながら適切な立法制定を急ぐべきだと述べた。²⁰

一方、退役軍人団体は、軍人について独立したプログラム設置に固執した。アメリカ傷痍軍人会のライスは、法案内容に一定の評価を与えながら、このリハビリテーション・プログラムでは兵士と民間人を分け、退役軍人局が兵士の職業リハビリテーションの責任を負うべきだと前回の法案公聴会と同様の趣旨を繰り返した。さらに、退役軍人局の役割に関して、就業中に帰還兵が負傷した場合でも、働けない間の休業補償を退役軍人局が提供することを説いた。このように、ライスは退役軍人局の下で障害を負った帰還兵に対する包括的職業プログラムの策定を要求した。²¹

リハビリテーション・プログラムの運営について退役軍人局の適性を問う意見もあった。ロバート・M・ラフォーレ・Jr 上院議員（共和党・ウィスコンシン州）は、この法案が目指すプログラムは、本来、労働者に対する総合的リハビリテーションの性質を強く帯びていると解釈した上で、退役軍人局が負傷した退役軍人の要求を十分に満たすだけの指導力があるのかについて懐疑的であるという意見を述べた。これに対し、ライスは、大戦以前から負傷帰還兵が最大の人的資源の宝庫であるという信念に基づき、アメリカ傷痍軍人会は、負傷帰還兵に適切な職業リハビリテーションと職業斡旋の必要性を退役軍人局に対処を求め、その要請に応える実績があることを重ねて強調した。さらに、連邦保障庁と不和を敢えて求めてはいないが、アメリカ傷痍軍人会は、退役軍人局が負傷帰還兵の福祉を提供できる唯一の機関という認識を改めて示した。²²

(3) Vocational Rehabilitation Education and Training (HR699)

1943年2月2日から12日にかけて下院教育委員会において、それまでのリハビリテーション法案の内容を踏まえ、プログラム成立に向けての最終的な議論が交わされた。コロンビア大学教育学部教授マール・E・フランプトンは、提出された法案の特徴を次のように総括した。

- 1) 連邦保障庁が設定した基準に従い、既存の障害者のための政府機関と民間機関の活用
- 2) 州と連邦政府のマッチング・ファンドによる適切な予算
- 3) 障害者対策の標準化と統一した手続き
- 4) 視覚障害者のための特別プログラムの設置
- 5) 州や郡などの地方政府による柔軟なリハビリテーション・プログラムの施行²³

戦争の継続に伴う負傷帰還兵問題への対処の緊急性を前提として、各州での取り組みを交えながら、プログラムのあり方が論じられた。ダニエル・A・リード下院議員（共和党・ニューヨーク州）は、負傷帰還兵の成功した実話を交えながら、いかに彼らにとって提出された法案が意義深いものであるかについて語った。リードは、戦争で両足を失ったフィンという若者と帰還直後に知り合い、数年後彼の故郷で再会する機会を得た。そこで再会したフィンは、両足に義足を宛がっていた。彼は、州知事から特別に発行してもらった免許証で特製のキャデラックを運転し、定職を得て結婚生活を送っていた。フィンは今の生活について次のように述べた。「この国のリハビリテーションによって、私は立ち直った。私は幸せだ。戦争に行ったおかげで、こうした恩恵を受けているから」これに対し、リードは「アメリカ政府も幸せだ。我々はあなたのような強い男子を国のために戦争に送り出し、帰還後、兵士の多くは、あなたが今感じているような生活を送っているからだ」と国防のために自らを犠牲にしたフィンに賛辞を送った。このような負傷帰還兵の勇敢な行為によって生じた犠牲に対して、「連邦政府は、彼らが社会生活に戻れるように出来るだけのことはしなければならない」とフィンは切実に訴えた。²⁴

ペンシルベニア州職業リハビリ局（Vocational Rehabilitation for the State of Pennsylvania）の局長マーク・ウォルターは、同州の労働動態について説明しながら、負傷帰還兵が労働市場に不可欠であることを述べた。同州では従軍のため、毎月約45,000人が労働市場から駆り出され、その不足を補うために女性の就労に加えて、身体障害者の雇用が促進された。実際、毎月2,000人の負傷帰還兵が雇用され、彼らが重要な労働者不足解消の役割を担っていることが明らかにされた。雇用された負傷帰還兵の中には、元工場労働者が多く含まれており、不熟練工による工場内での労働災害を抑制することも期待された。その一方で、ウォルターは、障害者が身体的条件により就業困難な状況を抱えながらも、障害者の適所への配属、教育程度や雇用適正を

加味した雇用を促すことで、労働災害は起こらないだろうと意見を付け加えた。²⁵

退役軍人会のフレッド・ビードは、ミシガン州を例に挙げながら、リハビリテーションは必ずしも専門機関が提供する必要がないことを強調した。ミシガン州では、リハビリテーション専門機関の訓練を介して復職できた人は少ないが、実際の職業訓練を施してきたのは、現場の工場マネージャーであった。ビードは、自動車製造業フォードのディアボーン工場では率先して負傷帰還兵を訓練しながら雇用していると説明した。彼は、フォードの成功例を手本として、負傷帰還兵の雇用枠を企業に義務付ける立法を策定するように提案した。²⁶

一方、職業リハビリテーションに重点が置かれたことに対して、反対意見も述べられた。ニュージャージー州リハビリテーション委員会（New Jersey Rehabilitation Commission）副委員長、ジョゼフ・スピッツは、公聴会の議論では職業リハビリテーションが論点の中心になっていることを懸念し、障害者の健康回復のために医学的リハビリテーションが優先されるべきだと主張した。同州では、1919年以来、州医療局がリハビリテーション・プログラムに取り組み、理学療法や手術により負傷帰還兵を治療し、多くの者を以前の職場に復職させることに成功した。スピッツは、同州の経験から個々の障害者への職業教育の必要性が感じられないと論駁した。²⁷

連邦教育局リハビリテーション部長のジョン・A・クラッツは、テキサス州赤十字社の実例から、一般身体障害者と負傷帰還兵を分けて、サービスを提供することを説いた。この公聴会の数日前に、同州の負傷兵のリハビリテーションを担当しているテキサス州赤十字社からクラッツに「負傷帰還兵をこれ以上送らないでください。私たちは、ケアすることができない」という連絡があった。この背景には、一般身体障害者と負傷帰還兵が同じプログラムの下で扱われ、対処しきれないというテキサス州の事情があった。1941年度マッチング・ファンド方式により同州と連邦政府が予算を313,000ドルの半分ずつ拠出し、2,423件のリハビリテーションを提供した。しかし、1942年度前期だけで、既に5,414人のプログラムへの申し込みがあり、運営が困難となっていた。特に負傷帰還兵の急増は深刻であり、クラッツは、一般障害者とは別に負傷帰還兵に対する特別プログラムの設置が急務だと述べた。

クラッツは、テキサス州赤十字社のプログラムの反省を踏まえ、各州リハビリテーション・プログラムの運用に当たり、四段階の手順を踏む必要があることを論じた。

第一段階：再就職のために身体障害者の必要性、能力、可能性について判断すること

第二段階：就職のために予定しているリハビリテーション計画の見直しをすすめること

第三段階：計画の進行状況を監督すること

第四段階：30日から90日の間、訓練中の身体障害者が雇用されても十分応えられるのかについて観察すること²⁸

さらに、連邦保障庁のワトソン・B・ミラーは、身体障害者を対象とした現行法では限られた支援しか行われておらず、戦争や労働災害の増加に伴う身体障害者数の急増に対処できていない現状を説明した。ミラーは、懸案であった負傷帰還兵対策の統合と社会復帰のための支援機関の重複を回避するために一般障害者と負傷帰還兵を別個に扱うことを勧めた。²⁹

公聴会では、一般障害者と帰還負傷兵を別々のリハビリテーション・プログラムとして扱うべきであるという意見が支配的になり、焦点は、視覚障害者に向けたプログラムに移された。各州の視覚障害者への取り組みが提示され、連邦政府と州政府によるプログラムのあり方が議論された。

この法案では視覚障害者に対する特別プログラムの必要性が述べられた。ニュージャージー視覚障害委員会 (New Jersey Commission for the Blind) のジョージ・F・マイヤーは、同法案から得られる利点について説明した。それまでは、連邦政府の財政援助がない状態で、ニュージャージー州によって視覚障害者へリハビリテーション・プログラムが実施されてきた。マイヤーは同州で視覚障害者が64種の職業に就くことができた理由として障害者に対する継続的な観察支援を挙げている。また、負傷帰還兵は、連邦政府の一般障害者へのリハビリテーションが自分たちの援助に反映されると考えていることを指摘し、負傷帰還兵のリハビリテーション・プログラムの成否は、一般障害者への援助のあり方によって大きく左右されることを強調した。³⁰

アメリカ視覚障害者財団 (American Foundation for the Blind) の事務局長であるロバート・B・アーウィンは、ロードアイランド州の職業リハビリテーション・プログラムの事例から、この法案での視覚障害者への取り組みの可能性について言及した。同州では、連邦政府からの援助を受けずに視覚障害者の生活自立支援活動が行われてきた。アーウィンは、州毎の違いを認めながらも、現時点における連邦政府の視覚障害者への財政支援は全国的に不十分であると付け加えた。障害の種類によって州の担当機関が違い、視覚障害者の担当する機関 (ロードアイランド州の場合は保護課) への連邦政府からの予算の割り当てが低額であることを指摘した。このため、たとえこの法案が成立しても、視覚障害者に対する支援があまり期待できないことを主張し、この法案とは別に視覚障害者のための就業支援に関する法案の提出を求めた。³¹

全米視覚障害者協会 (National Society for the Blind) の事務局長であるローレンス・Q・ルイスは、この法案が視覚障害者にとって社会参加の契機になると述べた。視覚障害者の有給の雇用は困難であるという支配的な世論があった一方で、同協会は、過去二十年間、就業可能な視覚障害者の就職斡旋を手掛けてきた。ルイスは、それまで、連邦政府から各州へ視覚障害者への就業支援のための財政支援が行われてこなかったため、就業可能な視覚障害者の就職が進まない実態があったことを明らかにした。そして、彼は、この法案が、有能な視覚障害者を有益なアメリカ市民として回復させ、独立や自活を促し、公的扶助という経済的依存から解放され、

アメリカ市民としてふさわしい職場を提供することにつながるだろうと力説した。³²

ウェイン大学特殊教育学部のジョン・リー教授は、障害児のリハビリテーションと就業支援に長年携わってきた。リーは、この法案の内容に関して、1935年社会保障法成立以降の連邦政府によるリハビリテーション政策の不備を補正していると評価し、記念碑的法案であると述べた。リーは、その理由として、この法案は連邦政府機関の重複が避けられた負傷帰還兵と一般身体障害者のための統合的プログラムであり、特に各州が第一次世界大戦以降の戦争負傷者や一般市民へのリハビリテーションを提供してきた実績から、戦争遂行のための基本的枠組みが備わっていることを挙げた。³³

この公聴会の結果、負傷帰還兵と一般障害者を分けたリハビリテーション法が成立した。1943年3月24日負傷帰還兵へのリハビリテーション法（The Veterans Regulations to Provide for Rehabilitation of Disabled Veterans, and Other Purposes）と同年7月6日一般障害者へのリハビリテーション法（Act to Provide for the Promotion of Vocational Rehabilitation of Persons Disabled in Industry or Otherwise）がそれぞれ施行された。

おわりに

第二次世界大戦期のリハビリテーション政策は、職業訓練に重点が置かれた。戦争の激化に伴う負傷帰還兵の帰国や労働災害の増加による身体障害者対策の必然性と戦時中の労働者不足が重なり、戦争遂行という国家的目的に適う就業可能な人材の再生と確保が促進されることになった。公聴会では、各州の多様なリハビリテーション・プログラムが紹介される一方で、連邦政府のこの問題への取り組みが不十分であることが露呈された。また、公聴会の証言者の間には就業を前提としたリハビリテーション・プログラムが必要であるという共通認識はあったが、その対象となる負傷帰還兵と一般障害者をいかに援護するのかをめぐる対立があった。この背景には、国防のための受傷した負傷兵を優先して保護すべきであると主張していた退役軍人団体の強力な後押しがあった。負傷帰還兵と一般障害者のリハビリテーションを分け、負傷帰還兵に対して一定の優遇政策を提供することは、戦時下の合衆国政府の威信と社会秩序の安定と密接に関わった。帰還兵対策は、戦意高揚の観点からも不可欠であるという見方が、この時期のリハビリテーション政策を推進する原動力となったと考えられる。一方、一般障害者のリハビリテーション対策は、特に視覚障害者への就業支援が議論の中心になった。視覚障害者対策は、連邦政府の身体障害者対策の中でも最も立ち遅れた部分であったが、この公聴会の議論が、これらの障害者支援を充実させる上で、重要な役割を担った。

なお、このリハビリテーション政策の施行が、戦後の負傷帰還兵と一般障害者へどのような影響を与えたのかについて稿を改めて論じたい。

追記：本稿は、平成20年度文部科学省科学研究費（萌芽研究）の援助を受けて、執筆したことを記す。

注

- 1 また、同時期に、近代医学の進歩により、リハビリテーションが本格的に始まった。その起源は、18世紀ヨーロッパの整形外科学と温泉療法に求められる。その後、第一次大戦下のアメリカでは、物理療法の一つとしてリハビリテーションが用いられるようになった。Rueben Eldar and Miroslav Jelic, "The Association of Rehabilitation and War" *Disability and Rehabilitation*, 2003, 25.18 (2003), 1019-1023.
- 2 負傷帰還兵の処遇について、帰還後、恩給は連邦政府から一律に支払われたが、社会復帰のためのリハビリテーション・プログラムは、州毎に様々であった。Gelber, Scott, "A 'Hard-Boiled Order': The Reeducation of Disabled WWI Veterans in New York City," *Journal of Social History*, 39.1 (Fall 2005), 161-162, Carden-Coyne, Ana, "Ungrateful Bodies: Rehabilitation, Resistance and Disabled American Veterans of the First World War" *European Review of History*, 14.4 (December 2007), 543-544.
- 3 Jennifer E. Brooks, *Defining the Peace: World War II Veterans, Race, and the Remaking of Southern Political Tradition*, (Chapel Hill, SC: University of North Carolina Press, 2004). Suzanne Mettler, *Soldiers to Citizens: The G. I. Bill and the Making of the Greatest Generation*, (Oxford: Oxford University Press, 2005). Gambone, Michael D. Gambone, *The Greatest Generation Comes Home: The Veteran in American Society*, (College Station: Texas A & M University Press, 2005).
- 4 職業リハビリテーションは、1920年代に負傷兵を対象として始まった。当時の医師が、当時リハビリテーションの定義（身体機能の回復）を拡大させ、病院に入院するほどでも体調不良でもなく、また戦場に戻れるほど身体機能が回復していない負傷兵に対して社会復帰のための手段を提供するために始めた。Doris Zames Fleishcer and Frienda Zames, *The Disability Rights Movement: From Charity to Confrontation*, (Philadelphia: Temple University Press, 2001), 172.
- 5 時限立法であった職業リハビリテーション法は、1928年に廃止された。また、このリハビリテーション法とは別に職業訓練連邦委員会は、1920年に一般市民向けの「市民職業リハビリテーション法」(The Civilian Vocational Rehabilitation Act) を成立させた。U. S. Congress. Senate, the Committee on Finance, *Veterans' Rehabilitation: Hearing before a Subcommittee of the Committee on Finance, 77th Cong., 2nd sess., October 9, 1942, 47-48.*

- 6 Alan Brinkley, *The Unfinished Nation*, 1993, 728-730.
- 7 U. S. Congress. Senate, the Committee on Finance, *Veterans' Rehabilitation*: 9-10.
- 8 Ibid., 10.
- 9 Ibid., 37.
- 10 U. S. Congress. Senate, the Committee on Education and Labor, *Vocational Rehabilitation of Disabled Persons*: Hearing before a Subcommittee of the Committee on Education and Labor, 78th Cong., 1st sess., January 23, 1943, 9.
- 11 Ibid., 38
- 12 Ibid., 39.
- 13 Ibid., 36.
- 14 Ibid., 37.
- 15 Ibid., 29-30.
- 16 Ibid., 14-15.
- 17 生活困窮者に対する公的援助において、所有する財産や資産により受給資格を制限されることがあった。Ibid., 18-19.
- 18 Ibid., 23.
- 19 Ibid., 25-27
- 20 Ibid., 29.
- 21 Ibid., 32.
- 22 Ibid., 33-34.
- 23 U. S. Congress. House of Representatives, the Committee on Education, *Vocational Rehabilitation Education and Training*. Hearing before the Committee on Education, 78th Cong., 1st sess., February, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 11, 12, 1943, 26.
- 24 Ibid., 43-46.
- 25 Ibid., 77-78.
- 26 Ibid., 83-86.
- 27 Ibid., 89-91.
- 28 Ibid., 65-67.
- 29 Ibid., 140-149.
- 30 Ibid., 62-63.
- 31 Ibid., 93-95.
- 32 Ibid., 109-111.

引用・参考文献

- Brinkley, Alan, *The Unfinished Nation*, (New York: McGraw-Hill, 1993).
- Brooks, Jennifer E., *Defining the Peace: World War II Veterans, Race, and the Remaking of Southern Political Tradition*, (Chapel Hill, SC: University of North Carolina Press, 2004).
- Carden-Coyne, Ana, "Ungrateful Bodies: Rehabilitation, Resistance and Disabled American Veterans of the First World War" *European Review of History*, 14.4 (December 2007), 543-565.
- Eldar, Rueben and Miroslav Jelic, "The Association of Rehabilitation and War" *Disability and Rehabilitation*, 25.18 (2003), 1019-1023.
- Gambone, Michael D., *The Greatest Generation Comes Home: The Veteran in American Society*, (College Station: Texas A & M University Press, 2005).
- Eisner, Marc Allen, *From Welfare State to Welfare State*, (University Park: Pennsylvania State University Press, 2000).
- Fleishcer, Doris Zames, and Frienda Zames, *The Disability Rights Movement: From Charity to Confrontation*, (Philadelphia: Temple University Press, 2001).
- Gelber, Scott, "A 'Hard-Boiled Order': The Reeducation of Disabled WWI Veterans in New York City," *Journal of Social History*, 39.1 (Fall 2005), 161-180.
- Gerber, David A., ed., *Disabled Veterans in History*, (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2000).
- Gerber, David A., "Disabled Veterans, the State, and the Experience of Disability in Western Societies, 1914-1950," *Journal of Social History*, 36.4 (Summer 2003), 899-916.
- Hickel, K. Walter, "Medicine, Bureaucracy, and Social Welfare: The Politics of Disability Compensation for American Veterans of World War I," in Paul K. Longmore and Lauri Umansky, eds., *The New Disability History*, (New York: New York University Press, 2001).
- Mettler, Suzanne, *Soldiers to Citizens: The G. I. Bill and the Making of the Greatest Generation*, (Oxford: Oxford University Press, 2005).
- Modell, John and Timothy Haggerty, "The Social Impact of War," *Annual Review of Sociology*, 17 (1991), 205-224.
- Onkst, David H., "First a Negro...Incidentally a Veteran": Black World War Two Veterans

and the G. I. Bill of Rights in the Deep South, 1944-1948, *Journal of Social History*, 31.3 (Spring 1998), 517-543.

Skocpol, Theda, *Protecting Mothers and Soldiers: The Political Origins of Social Policy in the United States*, (Cambridge, Harvard University Press, 1992).

Van Ells, Mark D., *To Hear Only Thunder Again: America's World War II Veterans Come Home*, (Lanham, MD: Lexington Books, 2001).

Rehabilitation Policy in the United States during the World War II period

FUJIWARA Tetsuya

War and development of social welfare policy have an inseparable relationship. Rehabilitation policy in the United States during the World War II period illustrates this point. As the war wore on, an increasing number of injured soldiers and frequent work related accidents led the U.S. to rehabilitate them for potential workers in order to achieve the national goal for victory in the war. Although the rehabilitation policy had been implemented since the early twentieth century, federal and state governments did not provide satisfactory service for physically disabled persons including disabled veterans. From October 1942 to February 1943, the U.S. Congress held hearings for establishment of rehabilitation programs for physically disabled citizens. In the hearings, while participants generally agreed the necessity of rehabilitation programs, opinions split over main recipients and responsible governmental organizations for the program. Disabled veterans' groups such as the Disable American Veterans and the American Legion insisted that disabled war veterans should be treated differently from disabled citizens, and that the Veterans Administration should be solely responsible for welfare of disabled veterans including vocational rehabilitation. Prioritized policy for disabled veterans was a driving force for demonstrating the government's capability and boosting public morale in war. As a consequence, rehabilitation programs for disabled veterans and disabled citizens were to set up separately. Programs for visually impaired persons received remarkable attention since the measure for them had long been neglected. Unlike the public image of war, it played a pivotal role in fostering policy for physically disabled persons in the U. S.

境界の曖昧な「人・場所・文化」

—— サンフランシスコ日本町に集う韓国系高齢者移民 ——

河 上 幸 子

はじめに

人やモノ、情報および資本のトランスナショナルな移動が常態として捉えられる現代において、「人・場所・文化」のあらゆる相関関係は、所与のものではなく構築されるものであるという理解がもはや社会科学においては常識となりつつある。それは北米都市にみられるエスニック・タウンに対する視角についても同様であり、南川がロサンゼルスのリトル東京の事例を通じて指摘するように、その場所性を定義するのは、もはや人口統計学的な意味での占有状況ではなく、その地区を「日系人の町」として認知させるシンボリックな集団実践であるという構築主義的な理解が示されるようになった（南川，2007，p.106）。

エスニック・マイノリティがもはや物理的に占拠しなくなった場所をシンボリックに表象しようとする集団的行為には、当該マイノリティの主体性獲得および回復、そしてその維持という課題と、他集団とのアイデンティティ・ポリティクスがかかわってきた。そして、また一方では、エスニック・タウンは行政や資本の都合によって作り上げられるイメージとしても機能してきた。都市街区に異なった文化的テーマが与えられ、そのテーマに沿って開発が進められていくなかで、エスニック・タウンは商業化し、「エスニック・ビジネス・タウン」としてその経済的側面が強調されるようにもなった（杉浦，1998，2007）。しかしながら、研究者がこうした表象をめぐるシンボリックな実践を強調すればするほど、エスニック・タウンを物理的な生活拠点として構築する人びとの日常的現実は見えにくくなってしまふ点は否めない。

そこで本稿では、サンフランシスコ・ベイエリア¹で筆者が1998年からおこなってきたフィールドワークにもとづいて、米国においてジャパントウンと呼ばれる都市街区が日々、構築されていく過程を、そこを拠点として生活をいとなむ韓国系高齢者移民の記憶や経験の領域から着目してみたい。そして、その記憶や経験領域から可視化される場所・空間構築の側面から、今日の北米エスニック・タウンの日常的現実を基点とした個々人の文化的に錯綜した関係性構築の様相に着目する。

1. 韓国系高齢者移民の生涯経験

本稿における韓国系高齢者移民とは、1965年の米国移民法改正以降、大韓民国（韓国）から

米国に移民してきた朝鮮半島出身者のなかでも、比較的高齢になってから渡米した経緯をもつ人びとのことを指す。こうした人びとに関する先行研究には、大別してふたつの潮流がうかがえる。まず、一つ目は、老父母の扶養、財産相続、大家族の役割、通過儀礼など、母国の生活様式がいかに維持されてきたか、もしくは母国の現在の状況といかに比較できるかという関心にもとづいておこなわれた研究である (Chin 1990; Koh and Bell 1987; Moon 1996)。一方、もう一つは孤独感や鬱といった、米国での生活への適応障害に関連する心理的問題や精神疾患について扱う研究群である (Kim 1997; Lee et al. 1996; Yamamoto et al. 1994)。

こうした母国とのつながりから移民経験を捉える観点や、精神障害への着目を通して渡米後の暮らしの変化を強調する先行研究を通して、高齢になってから移民し、移民先で老後を迎える人びとが直面する様々な問題が明らかになり、報告されてきた。たとえば、英語習得にまつわる困難や、高齢者をめぐる社会的認識や制度の違い、親子間の緊張関係、虐待、住宅問題、限られた雇用機会、社会的参加の制約などである。ただ、いずれも韓国から米国への一方的な移動経験がもたらす変化というコンテキストが前提となっており、その限定的な視点から可視化される研究対象は、どちらかというと単一文化的で依存的な側面が強うかがえる。

しかしながら、本稿の韓国系高齢者移民に対する着目は、こうした先行研究の流れに依拠するものというよりはむしろ、筆者がサンフランシスコ日本町でフィールドワークをはじめるときかけとなった韓国系老人会でのボランティア経験に端を発する。筆者は米国留学中の1998年4月から2000年8月までの間、カリフォルニア州北部サンフランシスコ対岸の都市、オークランド (Oakland) の韓国系老人会にボランティアとして出入りを続けていた。そして、日常的に朝鮮半島出身者と接するなかで、先行研究とはまた別の見方があるのではないかと考えるようになったのである。

そこで出会った高齢者の多くは、先に米国へ移民してきた息子や娘に呼び寄せられて、主に現役引退後、渡米してきた人たちであった。移住の時期は、韓国から米国への移民が最も顕著となった1970年代半ばから1990年代半ばにかけての期間に集中していた。また、日本の植民地時代を朝鮮半島や旧満州、日本などの各地で過ごし、英語よりも日本語を得意としていた。身の上話を聞いていると、日本による統治時代、二回にわたる世界大戦、朝鮮戦争、朝鮮半島の南北分断を経験し、米国に移民する以前から度重なる移動と適応にさらされる人生を歩んできたことが明らかであった (Kotani 2001)。

先に述べたように、韓国からの移民のなかでも高齢になってから移住したケースの多くは、留学や結婚、起業のために先に渡米し、永住者や米国市民となった子どもの招聘によって移民したケースが多い。しかしながら、比較的健康で身の回りのことが自分でできる高齢者の場合、同居率は低く、多くは渡米直後からの一定期間に限られていた。その期間は数年であったり、

10年近くに及ぶものであったりと人によりけりだが、米国での暮らしに慣れ、孫の世話や子どもの自営業の手伝いが一段落すると、通常郊外にある子どもたちの家を出て、補足的所得保障 (Supplemental Security Income) を受けながら、家賃補助のある都市中心部の高齢者向け公共集合住宅に住む夫婦や単身者がほとんどであった。

補足的所得保障 (通称 SSI) とは、米国の連邦政府が1974年から実施した、身体および目の不自由な者および65歳以上の高齢者のための生活保護制度である。1990年のセンサスにもとづくカリフォルニア州を対象としたデータでは、米国生まれの受給者が9%であるのに対し、外国生まれは45%となっており、移民の受給率が非常に高い。朝鮮半島出身の高齢者に関しては50%の受給率が報告され、難民枠に該当しない移民の間では中国系の55%に続いて高い (Matloff 1997)。SSIは制度的には、あくまで他に頼るところがない人たちのための生活救済措置として位置づけられている。社会福祉法が改正された1996年8月22日以降、受給条件が厳しくなっているものの、サンフランシスコやオークランドの市内中心部に居住する移民高齢者の間では、その事務手続きをサポートする家族や組織の側も含めて、SSIの申請はごく日常化していた。たとえば、オークランドの韓国系老人会で筆者がおこなった調査でも、会員の9割近くがSSIを受給していた (Kotani 2001)。その多くは、身寄りのないお年寄りではない。車で通える範囲に子どもたちや親戚が暮らし、頻繁に行き来もあるなかでのSSIの受給なのである。

SSIの受給資格がある者は自動的にメディケイド (Medicaid) と呼ばれる公的医療保険の加入が保障されるほか、家賃補助のある住宅にも入りやすくなるため、基本的に自らに他の収入源が全くなくても生活していくことができる。つまり、子どもがスポンサーとなって米国へ移民したからといって、子どもに依存することも、またそのことで負い目を感じて生きていく必要もなくなるのである。単身もしくは夫婦だけで暮らす傾向はセンサスでも確認できる。1980年から1990年の10年間で、子どもと一緒に暮らす在米コリアン高齢者の割合は75パーセントから57パーセントに減少したと報告されている (Yoo and Sung 1997)。

1970年代以降、米国においては高齢者向けの社会福祉制度や地域のエスニック・コミュニティに根ざした社会的なサービス事業が充実していった。比較的、健康な高齢者移民の人びとは、子どもとは独立した生活を都心部でいとむという活路を見出した。筆者が出会ってきたハラボジ、ハルモニもこうした流れに乗り、生活保護を受け、低所得者住宅に入ることを通して、自らが渡米後に直面した生活上の不自由を乗り越えようとしてきたと考えられる。つまり、先行研究から導き出されるように、母国での生活様式にこだわるがゆえに適応障害をきたし、精神的に問題を抱えてしまう側面のみではなく、度重なる移動と文化的適応を経験してきた者が発揮する柔軟性やたくましさが見られるのである。

こうした意味において、本稿は、母国と移民先をめぐる地理的、時代的に限定された範囲内

において移民経験を位置づける従来の見方を超えて、過去から現在までの生涯にわたる経験と、その過程にかかわる多様な場所という連続的なコンテキストにおいて今日の移民経験や場所との関係性を位置づける。そして、こうした韓国系高齢者移民のライフ・ヒストリーとの関連性において、サンフランシスコ日本町がいかなる意味をもつのか、また、それは他の文化的背景をもった人びとのサンフランシスコ日本町を基点とした人生の語りといかなる関係性をもちあうのかという点に着目する。

2. コリアン系移民社会の拠点としての「ジェペントウン」

それでは、まず個別の事例にもとづいて見ていく前に、サンフランシスコ日本町がサンフランシスコ・ベイエリア韓国系移民社会の形成史においていかなる位置づけをもってきたのかについて概観しておこう。

本研究の舞台となるサンフランシスコ日本町は、米国カリフォルニア州サンフランシスコ市において現在、日本町 (Nihonmachi)、ジャパントウン (Japantown)、ジェイタウン (J-town) といった名称で呼ばれる都市街区であり、全米に現存するロサンゼルス、サンノゼ、サンフランシスコの三つのジャパントウンのなかでも最も古い歴史をもつことで知られる。人種差別的な政策と移民排斥機運が顕著であった19世紀後半から20世紀半ばにかけて、日本からの移民たちが集住していた地区が、1960年代の都市再開発事業を契機に、日本の会社資本によるショッピングセンターを中心とした都市街区に生まれ変わり、ジャパントウン、「日本町」として一般に親しまれるようになった。日本町の位置が現在のウェスタン・アディション (Western Addition) 地区の一街区を指し示すようになったのは、1906年のサンフランシスコ大地震をきっかけとして、日本からの移民がチャイナタウンから移動したことによる。

一方、ベイエリアにおけるコリアン系移民社会の地理的展開も、チャイナタウンから始まったことが、当時を振り返るライフ・ヒストリーからも確認されている²。1960年代半ばに韓国からの移民が本格化するまでの時期においては、朝鮮半島出身の移民たちの数は少なく、チャイナタウンで高麗人参の販売や理髪店、タバコ屋、レストラン、クリーニング店などを営んでいた。週末には米国で最初のコリアン教会として1928年に建てられた「コリアン合同メソジスト教会」(The Korean United Methodist Church) に集ったという (Chey 2002)。そして、戦前は政治亡命者およびハワイ経由でやってきた初期移民が中心となって、このチャイナタウンにおいて、日本からの祖国独立運動を主軸とした社会形成を繰り返した。また、戦後、留学生や医者、戦争花嫁といった新たな移民層を迎えてからも、チャイナタウンのコリアン教会は1960年代に入るまで、ベイエリアのコリアンにとって、社会的活動を支える唯一の重要な場として機能し続けた。

日本町に徐々に接近がはかれるようになったのは、韓国からの新移民が爆発的に増加した1970年代から1980年代前半である。この時期は、まだ韓国からの新たな移民の生活ニーズを満たす社会的基盤が整っていなかった。そのため、戦前の初期移民のチャイナタウンとの関係性もあり、中国系の組織に雇用や教育機会を求める動きもあった。しかし、植民地主義に起因する文化的な親和性もあり、次第にすでに人口密度の高いチャイナタウンよりも、生活の便宜を満たすために日本町に足を運ぶコリアンが出て来るようになった。そして再開発を通じて日本町の商業的機能が強調され、その機能を戦後移民が担うようになった経緯のなかで、朝鮮半島出身者のなかにも日本町で店舗を構える者が徐々に出てきたのであった。

1980年代後半以降になると、本格的に日本町において小規模ビジネスを営む者が増え、ジャパンセンターを取り囲むようにハングル文字の看板が見られるようになった。そして、それにとともに、その周囲にキリスト教会やコミュニティ・センター、商工会議所などの諸組織も居を構えるようになった。

また1990年代後半以降は、サンフランシスコの対岸都市、オークランドのテレグラフ通りにも同じようにコリアン系のビジネスが集中するようになり、日本町とともにベイエリアのコリアン系社会の中心的な拠点となったのである。

このように、日本町は1980年代後半、ベイエリアのコリアン系社会の拠点のひとつとなった。韓国・朝鮮語を話す新移民の人びとはハングル読みで「ジェペンタウン」(재판타운)と呼び、現地のハングルメディアでもその表記が使われている。よって、次節以降、韓国系高齢者移民が日常的な活動から取り込むサンフランシスコ日本町の様相を表現する言葉として、「ジェペンタウン」という言葉を使いながら、韓国系高齢者移民の日常的経験の領域を記述していくことにする。

3. 「ハルモニ」, 「ハラボジ」が集う「ジェペンタウン」

「ジェペンタウン」は、筆者がフィールドワークを通じて、韓国・朝鮮語で「ハルモニ(おばあさん)」、「ハラボジ(おじいさん)」と呼ばせてもらってきた高齢者たちの多くが居住することを希望する、サンフランシスコ市内でも特に人気の高い高齢者居住空間である。サンフランシスコ日本町の文化保存活動を先導しているNPO団体が作成した報告書のなかで使われている2000年のセンサスデータによると、日本町の住人、全11,613人のうち、65歳以上の人口は24パーセントを占め、最多層である25歳から34歳の25パーセントに次いで多い(The Japantown Taskforce Inc. 2005)。また、このNPO団体の前身にあたる団体が、1990年のセンサスデータを用いて作成し、サンフランシスコ市の開発局に提出した人口データによると、日本町住民の平均年齢は45歳と市内平均の38.8歳よりも高くなっている(The Japantown

Planning Preservation and Development Task Force 1999)。

この地域一帯には、行政からの財政援助を受けた高齢者向け賃貸集合住宅や老人ホームが軒をつらねている。2006年4月に日本町に事務所をかまえる高齢者福祉サービスで得た資料によると、少なくとも日本町にはこの福祉事務所が高齢者に案内しているアパートが19箇所ある。これに加えて、筆者が把握しているかぎりでも、少なくとも、あと3箇所は日本町近辺にはハラボジ、ハルモニたちが居住しているアパートがあった。その多くが3年から10年という入居待ちの申請者リストを抱えており、なかには20年、30年待ちといわれるものもある。

「ジェベントウン」がこれほどにもハラボジ、ハルモニたちに人気があるのには、もちろん理由がある。なかでもよく挙げられたのが、市内の中心地へもバス一本で乗り換えなしで行けるという交通の便のよさ、清潔で比較的、環境がいいこと、そして、日々の暮らしに必要な商品やサービスが近くで手に入る便利さであった。最後の点に関しては、食品や化粧品といった日本や韓国の商品を扱う店や、韓国・朝鮮語や日本語が通じる美容院や薬局があるということに加え、高齢者が安く昼食を食べられるところがあったり、困ったことがあったときに日本語や韓国・朝鮮語で気軽に相談をしに行くことができる窓口があったりといった、東アジア系の高齢者に特化した福祉サービスが揃っているということが挙げられた。

4. 日系の高齢者福祉サービスを使う「ハラボジ」, 「ハルモニ」

サンフランシスコ日本町における高齢者福祉サービスを中心的に担っている組織が、「気持会」(Kimochi Inc.)である。高齢者への感謝の「気持ち」を名称の由来としてもつ気持会は、1971年に当時の日系三世の若者数人が、言葉や習慣の壁のために主流社会の社会福祉サービスを利用できずにいた一世の祖父母たちを助ける目的で始めた非営利の高齢者サポート団体である。それから35年たった今日では、市内でも有数の高齢者サービス団体として発展し認知度も高く、市からの補助金受給額もエスニック・マイノリティ向けのサービス団体としては群を抜いて高い。

いまや、日系のコミュニティー・センターの1階フロアを使って行われているランチプログラムに関しては、来ているお年寄りの過半数以上が中国語を話す人びとであり、日本町に多く居住しているロシア出身の移民高齢者に対しても気持会はサービスを供給している。また、地元日系英字新聞においては、気持会を“the largest senior center in the Bay Area caring for the Japanese/Korean elderly population (日系およびコリアン系の高齢者を尊重したケアを提供するサンフランシスコ湾岸地域で最大のシニアセンター)”と紹介しているものもあり(Nichibei Times, August 19, 2004), 朝鮮半島出身者が気持会のサービスを利用していることも周知の事実になりつつある。

気持会の職員および前職員数人への聞き取りによると³、地域のコリアン住民のニーズが高まり、1999年ごろから気持会は韓国・朝鮮語のできるスタッフを一名雇用しはじめた。しかし、日本出身のソーシャルワーカーS氏は、1987年に気持会で勤務しはじめた当初からクライアントとして、かなりの数の日本語を話す「コリアン・シニア」を抱えていたと振り返った。日本語がそれほどできない場合でも、英語よりはましというケースが多く、病院の診察に通訳として付いていたり、希望に応じて、日本のお手伝いさんをかなり紹介したりもしたとのことだった。日本町近辺にあるコリアン・コミュニティ・センターやいくつかのコリアン系教会でも、同じようなサポートを行なっているようだったが、そこで解消できないニーズを抱える人たちが気持会にやってきていたという。

5. 日常という差異の共時的絡み合い

5-1. Hハルモニの物語

Hハルモニとは、前節で述べた気持会で働く韓国出身のスタッフの紹介で知り合い、通訳ボランティアとして、病院への付き添いや住居探し、移民局への書類申請などに同行した。サンフランシスコには、Hハルモニのように英語が十分に話せず、日常生活で不便を感じたり、主流社会が供給する介護サービスや医療、福祉制度の利用に躊躇したりする韓国系高齢者移民が少なくない。ハラボジ、ハルモニが気持会のサービスを日本語を話してまでも利用してきたのは、コリアン系高齢者関連組織の自助的性格に関連するところがある。

今日の韓国系高齢者福祉事業体の多くは移民1世、しかも老人会のようなケースは高齢者当事者たちによって運営されており、移民同士の自助的な相互扶助の延長線上に公共サービスの利便性を利用するといった側面が強い。そのため、どちらかという行政から下りてくる財源やサービスの調達窓口としての役割に終始しがちであり、英語を自在に操ることができる人材が少ないことも手伝って、周縁化された底辺層の声を行政に届けるという政治的な活動はそれほど活発におこなわれてこなかった。

その結果は日系とコリアン系組織間にみられる財政状況の差に表れ、たとえば、サンフランシスコにおける2001年の高齢者福祉サービス向け交付金の内訳を見てみると、「気持会」に給付された金額が733,543ドルなのに対し、「コリアン・センター」はその約7分の1にあたる111,256ドルであった（資料提供：Department of Aging and Adult Services Office on Aging, City and County of San Francisco, 2001）。センサスにもとづく2001年のサンフランシスコ人口のエスニシティ別の見積もりによると、「ジャパニーズ」（Japanese）は13,347人であり、「コリアン」（Korean）は8,761人であり、人口比を考慮しても財政的な格差があることがわかる（U.S. Census Bureau, 2001）。

こうした財政的な格差は、高齢者福祉の現場におけるエスニック・コミュニティ間のニーズの受け皿の不均等性というところにつながってくる。特にサンフランシスコのコリアン系の施設の場合は、「気持会」のような日系の高齢者福祉の現場に比べて、組織的規模や設備面、サービスの質および可能供給量、人材の雇用状況、ボランティアの数といった面で、ニーズに応える組織的な受け皿が充分であるとはいえない状況にあった。ハラボジ、ハルモニたちが日系の高齢者福祉サービスを利用してきた背景には、こうしたコリアン系の組織で処理しきれないニーズへの対処という要因がうかがえるのである。

さて、Hハルモニは、博士課程に進んで学業にいそんでいた娘の子どもの世話をするために、1978年に夫とともに渡米してきた。孫の子守で英語の勉強どころではなかったと語った。彼女は、1926年に現在の北朝鮮東部の町、咸興（ハムフン）で生まれた。「大東亜戦争」中に師範学校へ通って、卒業後は教師生活をし、23歳のとき結婚した。師範学校の修学旅行で日本へも行ったことがある。

筆者とは主に韓国・朝鮮語で話をしてしたが、Hハルモニは筆者が「何年ごろ日本に行きましたか？」と韓国・朝鮮語で聞くと、急にひとりごとのように日本語を言い出し始め、次のように答えた。「大東亜戦争が終わる前年の年に女学校を卒業して、その1年後に師範学校に入って…、그래 해방전에 들어왔거든요（そう、解放前に行ってきたんですよ）」。

このように、植民地時代の記憶を彼女は、日本語という言語を使うことで思い出し語った。しかし一方で、日本語はHハルモニにとって過去の記憶を想起するきっかけとなる言語にとどまらず、現在進行形で人とつながり、生活を構築していくための言語でもあった。ここでは、特に彼女が通い続けていた日本町の薬局の薬剤師で日系二世のMさんとかかわりという事例から、互いに異なる意味合いをもつ第二言語としての日本語が、コミュニケーション言語として機能してきた事実についてとりあげる。

5-2. Hハルモニと日系二世薬剤師Mさんの物語

HハルモニがドクターMと呼ぶ日系二世薬剤師のMさんは、筆者が接してきた他のハラボジ、ハルモニからも絶大な信頼を得ていた。Mさんに直接会って、話をうかがってみると⁴、Mさんの父親は日本からの移民一世で、戦前からサンフランシスコ日本町で薬局を営んでいた。1945年、第二次世界大戦が終了し、収容所から帰ってきた後すぐに父親は薬局を再開したが、日本を連想させる言葉を含んでいた店名は当時の米国内での嫌日感情を考えると、そのまま使うことはできず、別の名前に変えて、店を開けたという。

Mさんは1937年にサンフランシスコで生まれた。ユタ州の大学を卒業し、その後1962年から1963年の2年間は米軍に召集された。その間、父親はもうすでにパーキンソン病にかかってお

り、仕事ができなくなっていたので、兄が店を引き継いだ。1969年にジャパンセンターというショッピングモールが日本町にできたことを機に、Mさんはそこでの店の運営にかかわるようになった。インタビューの時点では、もう退職して日本町の店もたたんでいたが、日本町の近くにある一般のスーパーマーケットチェーンの薬局部でパートタイム薬剤師として仕事を続けていた。筆者が知るハラボジ、ハルモニたちもMさんの経営する薬局が日本町からなくなっても、Mさんに薬を調合してもらうために、このスーパーマーケットへ足を運んでいた。

5-3. 考 察

筆者はMさんと英語でインタビューを行なったが、Mさんがハラボジ、ハルモニたちとコミュニケーションをとるときは通常、日本語であった。しかし、Mさんが言うには、その日本語はとても流暢なものではなく、それを高齢者たちも知っていたということだった。父親の方針で日本語学校へ行かされたが、戦後は日本人に対する差別が厳しく、日本語で話すことは好ましく思われぬ雰囲気があったため、積極的に話したり、勉強したりすることを拒否していたという。

Mさんの日本語をめぐるこのような境遇は、Hハルモニが植民地時代に日本語を勉強することを余儀なくされ、かなりのレベルの日本語を習得するに至るも、解放後、日本からの文化的影響を意識的に断絶することで国民形成をはかった朝鮮半島内の反日的な機運から、日本語を公に使うことがはばかれたという状況にも呼応するものがある。このような日本語を米国で使うことに伴う歴史的な意味合いやそこに付随する心理的な負担は、Hハルモニの筆者に対する対応からも推し量ることができた。通常、二人で話をするときには、いつも日本語で筆者のことを「幸子さま」と呼ぶハルモニであったが、筆者がもし彼女の自宅に電話するようなことがあって、電話口にHハルモニと同居する娘が出たら、「幸子」とそのまま日本語読みで名乗るのではなく、ハングル読みで「ヘンジャ」と読んで名乗るようにと言われていた。おそらく筆者が「ヘンジャ」と名乗り韓国語で話せば、娘に日本人と付き合っていることを知られて説明を求められることもないと考えたのだろう。

朝鮮半島の解放後60年以上たっても、日本語を使い日本の商品やサービスを利用する親に、あまりいい顔を示さない子どもは少なくない。理屈で考えれば、日本町を拠点とするハルモニに日本人と付き合い可能性があるというのは想定できることであり、また何より子ども世代にとって日本語を使える親が日本町で暮らし、自らのニーズを満たせる生活を送っていることは、逆に安心感をもたらすのではないかとも考えられる。それでも、ハルモニがここまで娘に対して気を回すのはどうしてであろうか。そこには、生活上の利便性を優先させた日常実践とは連動しない、理屈を超えた複雑な心情がかかわっていた。

たとえば、韓国系の老人会でカレーが作られるときは、日本のカレー粉がよく使われる。しかし、家で日本のカレー粉を好んで使っていると、娘が嫌がるのだという声を聞いたことがある。コリアンであるのだから、韓国のカレー粉を使うべきだと考える娘と、慣れと好みから日本のカレー粉を使っている母親との間には世代的なズレがあるのである。そして、多くの場合、親の世代が子どもの気分を害さないように、自分たちの欲求ややり方を一時的に取り下げる。しかし、それは、単純に親子間の力関係に回収されるものではない。ハルモニ、ハラボジたちは日本とのかかわりを連想させる領域での生活を選んでいたとしても、植民地時代の負の記憶を忘れてはおらず⁵、それゆえに、子どもの言い分に必ずしも対立しているわけでもないからである。

おわりに

以上、本稿では、米国移民前に日本の植民地時代を経験した朝鮮半島出身の高齢者移民の生涯経験への着目から、サンフランシスコ日本町という場所を介して織りなされる多文化錯綜的な日常性を描いてきた。

Hハルモニと日系2世薬剤師Mは互いに流暢ではない日本語を介して、コミュニケーションを成り立たせていた。そこでも、異なった文化的背景をもつふたりの間に共時性が見受けられた。Mは父親の教育方針から、嫌々ながら日本語学校で日本語を学んだが、第二次世界大戦直後の米国における嫌日感情が激しいときに、人前で日本語を話すことの困難を経験していた。日本語をめぐるこのような境遇は、Hハルモニが植民地時代に日本語の習得を余儀なくされたものの、解放後、日本からの文化的影響を意識的に断絶することで国民形成をはかった母国において、今度は日本語を公に使うことがはばかられたという経験と重なっていた。

日本語を米国で使うということに伴う歴史的な意味合いの多義性が、こうして日本町を介して出会ったふたりのライフ・ヒストリーの分析を通して相互に連鎖し、共時性が明らかになった。つまり、このような個々人の人生経験が重なり合う領域としてのサンフランシスコ日本町という場所は、「今ここ」で交わされる相互行為の積み重ねという意味での歴史性のみならず、異なる時代、場所、出来事とも結びつき、「今ここ」にはないつながりをも可視化してくれたのである。

これまでのジャパントウンを舞台とする研究は、「日系人研究」、「日系移民研究」の枠組みのなかでおこなわれてきた。また逆に在米コリアンを対象とする先行研究のほとんどは、ニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴといったコリアタウンもしくはコリアンタウンがある都市での調査にもとづいていた。しかしながら、韓国系高齢者移民がサンフランシスコ日本町を拠点としてきた事実が示すように、流動的な資本、情報、人の動きが顕著であるなか、特定の場所を

特定の人間集団の営みにシンボリックに位置付けてしまうアプローチでは、そこで日常的に構築される多様な意味世界やその世界間の関係性、歴史的背景を見通せなくなっている。本稿をきっかけとして、世界各地において、相互の境界の曖昧さに依拠するかたちで構築される「人・場所・文化」の組み合わせの意味について、生活の現場から今後も考えていきたい。

付記：本稿において提示した資料や視角は、2008年3月に総合研究大学院大学から博士号を授与された学位論文「在米コリアンのサンフランシスコ日本町—マルチカルチャーのエスニック・タウン—」の一部として位置づけられるものである。また、その草稿段階の議論を以下の発表の場で報告した。①“Envisioning Multicultural Realities beyond Symbolic Construction: Elderly Korean Immigrants’ Everyday Stories of San Francisco’s Japantown” Anthropology of Japan in Japan, Spring Workshop (2007年4月21日, Miyazaki International College, Kiyotake, Miyazaki, Japan) ②「場所を介して生成される日系アイデンティティの多文化性—サンフランシスコ日本町を事例として」第28回異文化間教育学会 (2007年6月2日, 目白大学新宿キャンパス)

注

- 1 カリフォルニア州北西部に位置するサンフランシスコ湾を取り囲む広域エリアを指し、サンフランシスコ (San Francisco) をはじめとして、東岸のオークランド (Oakland) やバークレー (Berkeley)、南岸のサンノゼ (San Jose) といった都市を含んでいる。
- 2 数少ない戦前に米国で生まれたコリアン2世であり、1976年に息子とともにサンフランシスコに最初のコリアン系コミュニティ・センターを創設したことで知られる Dora Yum Kim (1921-2005) のライフヒストリーでは、1958年まで暮らしたチャイナタウンでの記憶や経験が意味あるものとして描かれている。インタビューのなかで、「どうしてチャイナタウンに住んでいたのか？」と聞かれて、Doraは「差別とともに育ち」、「ただ、チャイナタウン以外にどこにも住めなかった」と答えている (Chin 1999: 17)。
- 3 2003年11月11日、2005年7月9日：R氏への聞き取り、2005年6月28日：E氏への聞き取り、2005年8月2日：S氏へのインタビューから得た総合的な情報による。
- 4 2005年7月12日におこなったMさんとのインタビューによる。
- 5 このような記憶は、身の上話というかたちで言語化されるほかに社会的なかたちもとる。たとえば、オークランドの老人会の会員たちは、日本植民地統治下に朝鮮半島でおこった独立運動を記念する3月1日に市庁前で韓服を着て合唱をするなど、式典をおこなっていた。

引用文献

杉浦 直

1998 「文化・社会空間の生成・変容とシンボル化過程—リトルトーキョーの観察から」『地理学評論』71 (A-12) : 887-910

2007 「サンフランシスコ・ジャパントウン 再開発の構造と建造環境の変容—活動主体間関係に着目して—」『季刊地理学』59 : 1-23

日米タイムズ日本語版 2006年1月1日付

南川文里

2007 『「日系アメリカ人」の歴史社会学—エスニシティ, 人種, ナショナリズム』彩流社。

CHEY, Youn-Cha Shin

2002 “A Historical Profile of San Francisco’s Korean Community Development.” in 『美州韓人移民100年史』, pp. 617-626, 韓美同胞財団

CHIN, Soo-Young.

1990 *A Comparative Study of Korean Late Life Rituals: Seoul and San Francisco*, Ph.D. Dissertation. University of California, San Francisco

1999 *Doing What Had to Be Done: The Life Narrative of Dora Yum Kim*. Philadelphia: Temple University Press

KAUH, T. O.,

1997 “Intergenerational Relations: Older Korean-Americans’ Experiences,” *Journal of Cross-Cultural Gerontology*: 12: 245-271.

KIM, Oksoo

1997 “Loneliness: A Predictor of Health Perceptions among Older Korean Immigrants,” *Psychological Reports*: 81: 591-594.

KOH, J. Y., and W. G. BELL

1987 “Korean Elders in the United States: Intergenerational Relations and Living Arrangements,” *Gerontologist*: 27: 66-71.

KOTANI, Sachiko

2001 “Life Histories of Elderly Korean Immigrants: Place Attachment and Japanese Imperilism,” Master’s Thesis, California State University, Hayward.

LAI, Eric and Dennis ARGUELLES

2003 *New Face of Asian Pacific America: Numbers, Diversity & Change in the 21st*

Century. Asian Week.

LEE, M. S., K. S. CRITTENDEN, E. YU.

1996 "Social Support and Depression among Elderly Korean Immigrants in the United States." *International Journal of Aging and Human Development*. 42(4): 313-327.

MATLOFF, Norman

1997 "Welfare Use among Elderly Immigrants" Testimony to the U.S. Senate Judiciary Committee, Subcommittee on Immigration.

<http://heather.cs.ucdavis.edu/pub/Immigration/WelfareUse/WelfareUsageReport/FullNMReport.html>

MOON, A.

1996 "Predictors of Morale among Korean Immigrant Elderly in the USA," *Journal of Cross Cultural Gerontology*. 11: 351-367.

Nichibei Times, August 19, 2004.

The Japantown Planning Preservation and Development Task Force

1999 "Demographic Data" Submitted to the San Francisco Redevelopment Agency, July 26, 1999.

The Japantown Task Force, Inc.

2005 *Senate Bill 307 Neighborhood Cultural Preservation Report for San Francisco's Japantown*.

U. S. Census Bureau

2001 "2000 to 2001 American Community Survey Change Profile, San Francisco County"

<http://www.census.gov/acs/www/Products/Profiles/Chg/2001/ACS/Tabular/001/A4000US0031.htm>

YAMAMOTO J., S. RHEE & D.S. CHANG

1994 "Psychiatric Disorders among Elderly Koreans in the United States." *Community Mental Health Journal*. 30(1): 17-27.

YOO, S. H. and K. T. SUNG

1997 "Elderly Koreans' Tendency to Live Independently from Their Adult Children: Adaptation to Cultural Differences in America." *Journal of Cross-Cultural Gerontology*. 12: 225-244.

Envisioning Multicultural Realities beyond Symbolic Construction: Elderly Korean Immigrants and San Francisco's Japantown

KAWAKAMI Sachiko

This urban ethnographic case study is an attempt to capture the lived meanings of the place San Francisco's Japantown beyond its symbolic image constructed as the social and cultural center of the local descendants of Japanese ancestry. In particular, the focus is placed on the everyday place-based memories and stories recalled and narrated by elderly Korean immigrants residing and gathering around Japantown. Many of the elderly Korean immigrants spoke Japanese better than English mainly due to their former Japanese colonial education. Under such postcolonial circumstances, as a way of coping with the shortage of Korean-speaking social workers and services in the area, many had built relationships with Japanese-speaking social workers and pharmacists of a variety of cultural and ethnic backgrounds. As such, these place-based multi-contextual life stories highlight the sensitive and complex layers of personal and collective intercultural realities that cannot be captured by the conventional way of viewing contemporary ethnic neighborhoods as symbolic territories of a particular ethnic group.

Exclusive/Inclusive Memories of Wars: An Anthropological Study of U. S. Memorials and Museums

Izumi T. Harris

I Introduction

Commemoration has been controversial due to the divergent interpretation of reality by authorities and the vernacular culture in the United States in the Twentieth Century [Bodner 1992]. This divergence has drastically increased over the past decade, making it difficult to use commemoration at memorials for its purpose to share grief and encourage national unity regarding justice and sacrifice. Historical perspectives are so diverse that it seems impossible to reach agreement on the interpretation of wars in museum exhibits.

The purpose of this paper is to show that commemoration of wars needs transnational perspectives in memorials and museum exhibits. I will explore frictions and negotiations of historic interpretations of the Vietnam and Pacific Wars in memorials and museum exhibits. Those cases will clarify that diverse memory in the United States has made it difficult to develop a mutual interpretation of war with other countries, and this paper explores how to break through this stagnation in museums.

This is a cultural anthropology study through field work that includes participant observations and interviews from 2005 to 2008 at historical sites and museums in the United States, Vietnam, and Japan. Before considering memory of the Vietnam War and the Pacific War at memorials and museum exhibits, I will begin by examining the historical development of museums' mission and their political dimension regarding the commemoration of historic events in the United States.

II Memories Promoted Diversity in Museums

Memorials and museums are devices to identify who we/they are and for what we/they stand. As Benedict Anderson said that "For museums, and the museumizing imagination, are both profoundly political" [Anderson 2006: 178], representation in memorials and museums conveys to visitors fundamental values they are supposed to share. Commemorating wars at memorials and museums is expected to be consistent with the legend of a

country's founding, providing national identity and core values for successive generations. I will describe the process through which the museum has become a political arena in the United States.

Museums in Nineteenth Century United States began in the older European style as essentially "Cabinets of Curiosities," including collections of art works, archeological pieces, shells and gems, and artifacts of "primitives." However, the prominent character of U.S. museums later changed to incorporate educational use [Schlereth 1992]. The educational effect developed even more immediately after the Civil War, because "civic leaders in different cities relied upon public schools and museums to help promote a cohesive set of moral values in their communities" [Schwarzer 2006: 8]. During economic development in the early Twentieth Century, several of today's best-known museums were established, including Colonial Williamsburg, which is the most popular living history museum in United States. Colonial Williamsburg, the excavation of which was sponsored by John D. Rockefeller Jr. on the historic site of the original capital of Virginia, presents visitors with American core values such as patriotism through its living history performance of the Revolutionary War era.

Although patriotism increased in museums during World War II and the 1950s era of Cold War paranoia and McCarthyism, museum paternalism and racism in museums were criticized during the civil right movement in 1960s and 1970s [Schwarzer 2006: 15-20]. For instance, Colonial Williamsburg reconsidered its exhibits and programs in 1970s, because half of Williamsburg's population in the Eighteenth Century was African-American [Handler 1989: 20]. This provided an opportunity for African-Americans to present their memory through their interpretation of history. Although African-Americans were hired previously for unskilled jobs in museum, the museum began to offer them professional jobs for example as interpreters. Rex Ellis, Vice-President of the Colonial Williamsburg Foundation's Historic Area, described it as "opening the door to African-Americans" in an earlier interview that I conducted with him in 1999, when he was Chair of the Division of Cultural History at the Smithsonian Institution's National Museum of American History. In 1979, Dr. Ellis had helped to create the African American Interpretation Program at Colonial Williamsburg.

Museums continued to open to diverse groups in 1980s and 1990s. The Americans with Disabilities Act (1990) and Native American Graves Protection and Repatriation Act (1990) helped minorities gain opportunities and rights in museums. The American Association of Museums started a campaign "Excellence and Equity: Education and the Public Dimension

of Museums” in 1992; the Association in 1998 developed committees of minorities that included several ethnic groups, as well as interest groups in several categories, including AIDS, gay and lesbians, and disabilities. This liberal tendency in U.S. museums has been supportive for diverse groups to present their memories in exhibits of culture and history.

In spite of this accelerating liberal tendency, conservative backlash has not disappeared. An example is the 1995 Enola Gay controversy, which I will discuss later. This conservative tendency became more noticeable after the Oklahoma City Bombing (1995) and 9/11 Terror Attack (2001). These national tragedies made it more complicated to reflect diverse interpretations of historic events in museum exhibits.

Research on memory in history and cultural studies suggests confrontation regarding diverse historic interpretations between authorities and ordinaries [Bodner 1992, Norkunas 1993, Yoneyama 1999]. Memory is distinguished from formal or official history; it is separate from individual memories. Memory is shared meanings, such as “cultural memory” [Sturken 1997], highly representative and symbolic¹. Cultural memory emerges from the competition between two classes to make their memory official². Creating and reshaping memory is competition between authorities and ordinaries to make their memory dominant in their society. Memories by diverse minority groups had been realized in U.S. museums for decades; however, the mainstream resisted drastic change in dominant memory and screened out diverse memories, imposing their own values.

Next I will examine the diversity of Vietnam War memories in memorials and museum exhibits in the U.S. and Vietnam, in order to identify frictions and clarify the problems in presenting memory.

III Friction of War Memories

The Vietnam Veterans Memorial in the National Mall in Washington D. C. is dedicated to the war dead and missing soldiers from the Vietnam War. Some veterans established the Vietnam Veterans Memorial Fund, Inc. in 1979 to develop a memorial as a “tangible symbol of recognition from American Society” for Vietnam veterans by the National Park Service. The fact that veterans needed a tangible symbol demonstrates American confusion over the justice and purpose of the war, as well as the tragic massacres in the war zone, violence of the antiwar movement, and suffering of veterans with Post-Traumatic Stress Disorder (PTSD). Under the circumstances, veterans need to be healed not only physically, but also

emotionally. Although the basic criteria by the Memorial Fund indicated that it will "make no political statement about the war," the controversy over the memorial shows that the dedication memorial can not be divorced from the political issues. I will explain the politics of the memorial from three perspectives of memory: collective, counter, and exclusive memory.

First, the memorial, located in lower ground, is 246.75 ft. long by 10.1 ft. high at the vertex, and the angle at that point is 125 degrees. The Walls made of polished black granite were inscribed with 58,256 names in chronological order. This unconventional design by Maya Ying Lin generated controversy among American citizens³. Critics compare the Walls unfavorably with the typical memorials and monuments in the National Mall, such as the Washington Monument and the Lincoln Memorial. In terms of color and style, the Walls are in striking contrast to the others. Opponents including a coalition of veterans, right wing politicians, and conservative activists, considered the design to be disgraceful, by showing contempt for veterans [Bodner 1992: 5, Sturken 1997: 51-58].

The Walls were dedicated in 1982. Later, under a compromise plan, a statue and a national flag were placed along with the Walls. Designed by Frederick Hart in 1984, the life-size statue of three servicemen included a European-American, a possible Hispanic, and an African-American, all in battle gear, carrying machine guns and bullet belts. This heroic icon left some female veterans feeling excluded from the war memory, so they established a fund to develop a separate memorial. The Vietnam Women's Memorial, showing three women coming to the aid of a fallen soldier, was dedicated in 1993 as a companion to the Walls and the statue. Adding statues made the memory more collective, so that memory was reshaped and developed as mosaic images.

Secondly, the prominent location of the Walls in the National Mall conveys the message that this is the place to commemorate the Vietnam War in the U. S. However, my interview with a veteran who runs the National Vietnam Veterans Art Museum in Chicago indicates counter memory contrasting with the dominant memory in D. C. He said sarcastically, "I don't want to go to D. C., and I don't want to see the memorial." The National Vietnam Veterans Art Museum was originally an artistic and historical collection from a few Vietnam combat veterans; it became a nationwide traveling exhibition in 1981. With assistance from the Chicago Mayor, the exhibition settled permanently in a three story building in Chicago in 1995. Their collection of more than five hundred paintings, sculptures, photographs, and poetry, came from donors worldwide including even Vietnam. Their art works are very

strong, touching, and personal, because those artists were witness to the war. The color and brush touch on the paintings are bold and emotional, so that you can feel the artists' pain and suffering. The theme is violence and death, combined with an emotional look into the artists' tragic experiences in the war zone. The artists share their experience through their art, while visitors seem to be making a pilgrimage in memorial.

The uniqueness of this museum is the art therapy approach in the collections. One of the volunteers shared his experience with me. He served in the Vietnam War from 1970 to 1972; he lost his best friend in combat, resulting in sleep disorder when he returned home. He did not want medical help, so that he "self-treated" with alcohol and drugs. While he was struggling to get his life back together in 1995, he started art therapy. He was shocked to discover this museum and with works by other veterans. He became a volunteer and continued to work on his art. He sounded very positive regarding what he does now. Creating art is a way for veterans to express their emotions; it promotes healing. Art therapy is a self-help process. The museum environment provides a great opportunity for emotionally scarred veterans to reconnect to a society that they felt had ignored them. By creating art works and seeing them in this museum for visitors, these veterans are able to complete their commemoration of the war.

Even though both are dedicated in same purpose, the Walls and the art museum have different approaches. The Walls' black reflective surface exhibits the static expression of a gravestone, bringing to closure the process of Vietnam healing. The art museum, however, uses its emotional works of art to support veterans who are still in the process of healing.

Thirdly, diverse perspectives on the Vietnam War are apparent in the various memorials and exhibits, particularly when comparing interpretation of the war in the United States with similar exhibits in Vietnam. Vietnamese museum exhibits of the war tell of national tragedy. The War Remnants Museum in Ho Chi Minh City shows violence and damage in this county during and after the war. Exhibits in the main building use historic photographs to show what happened during the war. There are several atrocity pictures in the hall, including "a GI 25th Infantry Division carrying the debris of a Liberation Army combatant's corpse," "Son My massacre." In the front of the Son My photograph, a glass case contains artifacts - a small pot, a sandal, and clothes - left by people who were massacred. The labels explain their situation during the war, stating that Americans considered Vietnamese to be lower animals and did not distinguish scattering a defoliant to kill people from spraying DDT

Izumi T. Harris

to-kill bugs. They stated further that Americans failed to recognize that Vietnamese have human rights. To show the inherent irony, a panel in the hall presents a part of "The Unanimous Declaration of the Thirteen United States of America":

We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness.

The other shocking exhibit is about the damage from scattering a defoliant. Along with several photographs of deformed children, there are two jars of deformed children in formalin. One of jars stores Siamese twins. This exhibit describes the tragedy caused by Americans.

Ho Lo Prison Historic Site and Museum in Hanoi provides another view of the Vietnam War. This French prison opened in 1896, when patriots and revolutionary fighters were first imprisoned. From 1964 to 1973, the prison was used to detain American pilots whose aircraft had been shot down over Hanoi. In "Detained American Pilots Exhibition Room," there are several artifacts that American prisoners used - shoes, billiard balls, and a volleyball net - and photographs. In those photographs, American prisoners had good medical care, Sunday service, and airmails probably from families and friends. They cooked poultry and vegetables, played volleyball and table tennis, and played guitar. They seemed to have a comfortable life there in those photographs, even though American nicknamed it "Hanoi Hilton," with evident sarcasm.

In the United States, you can see a totally different prisoner's story. The USS Lexington in Corpus Christi, Texas is open for public to tell her war experience. On deck is a display several aircraft, including an A-4 Skyhawk like the one flown by John McCain. On the panel, they explain the war experience.

On his 23rd mission, Cdr. John McCain was reported "killed" when, over Hanoi, Vietnam a Russian-made surface-to-air missile blew the right wing off his A-4 Skyhawk bomber, sending his plane into an almost straight-down spin. He bailed out of the aircraft and landed in enemy territory in a lake right in the center of Hanoi. He was dragged to shore where he was beaten, stabbed and taken prisoner. He was in the

custody of the North Vietnamese Army for five and a half years, tortured and beaten with years of solitary confinement. McCain was released in 1973 and went on to become Senator John McCain of Arizona (R).

During his presidential campaign in 2008, John McCain repeatedly described his terrible prison camp experience. The photograph of McCain lying feebly on the bed with a broken arm was popular in the media. He told of his experience in his acceptance speech of Republican National Conference on September 4th, 2008.

I fell in love with my country when I was a prisoner in someone else's. I loved it not just for the many comforts of life here. I loved it for its decency; for its faith in the wisdom, justice and goodness of its people. I loved it because it was not just a place, but an idea, a cause worth fighting for. I was never the same again. I wasn't my own man anymore. I was my country's.

These exhibits show differing views of the war between countries, tending to be nationalistic on both sides. Exhibits in each country tend to exclude memory from the other country's perspective. It seems impossible to create mutual war memory between two countries. My conversation with an American Vietnam War veteran with a Vietnamese wife illustrates the difficulties of historic interpretations for diverse visitors in museums. His son came home from a school trip to the War Remnants Museum in Ho Chi Minh City, and asked his mother "Did Dad do those bad things?"

IV Negotiating of War Memories

The prevailing public view in the United States of the Pacific War is that it was a "The Good War," which was "a noble struggle against forces that threatened not only Western values but the survival of civilization itself." In the aftermath of the Vietnam conflict, Americans looking back concluded that "World War II symbolized a moment of shared national purpose and unity in a righteous cause" [Boyer 1996: 118]. This belief makes diverse interpretations of preventing atomic bombing difficult in the United States.

The National Air and Space Museum planned "The Last Act: The Atomic Bomb and the End of the World War II," which is a special exhibit of the 50th anniversary of the end of

World War II in 1995. Veterans groups such as The Air Force Association and the American Legion had protested against the exhibit, influencing the United States Congress and news media to pressure the museum to change the exhibit script. Although the museum director, Martin Harwit, and curators had discussions with veterans groups on the exhibit script, they concluded that there is no historical presentation on the Enola Gay exhibit. This friction with respect to the script of the exhibit was the result of conflicting historical interpretations of the atomic bombing, and it was represented by museum artifacts. Harwit explained the controversy as follows.

The Enola Gay was a focus of the exhibits for both the Smithsonian and the veterans. Veterans had encouraged the Smithsonian for many years to restore the plane, because to them, it represented "the peace keepers of the world" [1996: 231], and "we should be proud of what the United States accomplished...it also saved untold thousands of their lives and the almost certain total destruction of their country" [1996: 129]. This interpretation is based on the belief that the atomic bombing saved one million lives on both sides by avoiding a land invasion of Japan. On the other side of the world, the Enola Gay continues to cause nightmares and frighten atomic bomb survivors and victims' families and friends, according to interviews in the Hiroshima Shinbun (December 26, 2003). The Enola Gay represents both peace-making and human destruction.

The original exhibit plan explored the power of the bomb and the damage to Hiroshima. The Smithsonian and the Hiroshima Peace Memorial Museums discussed the possibility of lending several artifacts of atomic bomb victims, including a broken watch that stopped at the time of the bombing, 8:15 a.m., burned clothes, and a female student's lunch box in which you can see carbonized rice and beans. Hewitt thought that "because of the very modesty of these objects, we felt we had to call our visitors' attention to them" [1996: 215] "One of the main Japanese fears was that the Enola Gay, by virtue of size alone, would dwarf any exhibit on the Hiroshima aftermath." [1996: 167]. In contrast with the Japanese concerns, the Air Force Association sent Harwit a letter stating "Artifacts seem to have been selected for emotional value (the schoolgirl's lunchbox, for example) in hammering home a rather hard-line point of view" [1996: 201]. This suggests that the veterans were concerned that the artifacts would make Americans more sympathetic to victims of the atomic bombing. Victims' artifacts as well as the Enola Gay represent various interpretations.

Historic interpretation represented in museum artifacts and exhibit scripts vary, so

that making both exhibits and memorials is controversial, especially when former enemy countries participate in the project. Although the Smithsonian Institute is an independent organization, eight of seventeen members of the Board of Regents are the U.S. Vice President, the Chief Justice of the Supreme Court, three U.S. Senators, and three U.S. Representatives; in addition, the greater part of budget comes from the federal government⁴. Veterans lobbied and appealed to the news media to create public opinion to raise questions about the exhibit. "The Last Act" was criticized as "politically correct history" [Linenthal 1996: 9], "historical revisionism at the worst...anti-American prejudice and imbalance of the exhibit...playing for left-wing ideologies" [Dower 1996: 74]. Even though the Organization of American Historians protested to the Smithsonian for canceling the original exhibit script, the decision was not reversed. The controversy led to the resignations of both the director of the Air and Space Museum and the president of the Smithsonian Institute. As a result of the controversy, the museum displayed only half of the Enola Gay with no historical background regarding the issues.

The permanent display of the restored Enola Gay opened at the annex of the Air and Space Museum, the Steven F. Udvar-Hazy Center, in 2003. Although the placard explains "On August 6, 1945, this Martin-built B-29- 45- MO dropped the first atomic weapon used in combat on Hiroshima, Japan," it primarily describes the aircraft's performance, without information about the power of atomic bomb and the destruction it caused.

This lack of historical perspective regarding atomic bombing is not just a problem at the Smithsonian. The exhibit of the Oklahoma City National Memorial & Museum, the memorial for 1995 bombing of the Federal Building in Oklahoma City, is very powerful and persuasive. Even so, in a display of "Sadako and the Thousand Paper Cranes," the explanation is incomplete, missing the main point of the story. The label explains it as follows.

Shortly after the bombing, unusual parcels and letters began arriving at the Oklahoma City Mayor's office. Inside these special deliveries were more than 10,000 paper cranes.

To most, their significance was a mystery.

The cranes are part of a Japanese children's story. In the tale, a little girl named Sadako was diagnosed with leukemia. According to legend, if she made 1,000 folded cranes, the gods would heal her. Sadako worked tirelessly. But in the end, she was able to finish only 644 of the paper sculptures before she died. Her grieving classmates

folded the remaining 356 cranes in the honor to complete the 1,000.

Oklahoma City benefited from the same act of empathy. Origami condolence cards from around the world filled dozens of cardboard boxes – and the hearts of those received them.

What transpired on these grounds left Oklahoma City with a sense of despair. But a healing tide soon rolled over the wounds. Emotional cuts were stitched with threads of t-shirts left by visitors from throughout the nation, salved with the liniment of compassion and bandaged in the serenity of this three-acre tribute.

The museum exhibit tells us that paper cranes signify people's empathy and hope, but with nothing about Sadako's background. Here is the summary of Sadako's story at the Hiroshima Peace Memorial Museum on their web site⁵.

Anyone who studies Hiroshima and the atomic bombing is likely to encounter the story of a girl named Sadako. Sadako Sasaki experienced the atomic bombing at the age of two. Struck by leukemia ten years later, her short life ended. Through Sadako Sasaki, people around the world have come to understand how war makes children suffer in particular, the unhappiness inflicted on them by the atomic bombing. And they take courage from the image of Sadako battling leukemia and clinging to her hope for life till the end. Sadako was one of the many children who suffered and died because of the atomic bomb.

The point in common between Oklahoma City and Hiroshima is that just one bomb could change victims' lives. It seems that the difficulty politically is in discussing the terrorists' attack and the atomic bombing on the same level. The atomic bomb issue would complicate the script, but without it, we miss the main point of the story. Was it considered to be too politically sensitive to tell the whole story?

Since 1995, after the Enola Gay controversy, "Hiroshima Nagasaki Atomic Bomb Exhibition" has been traveling throughout the world, including the United States. The exhibit was developed by both the Hiroshima Peace Memorial Museum and the Nagasaki City Peace Promotion. One of the exhibitions was held at the Atomic Testing Museum in Las Vegas, Nevada from August 5th to 27th, 2006. The museum opened in 2005 to preserve the

history of the Nevada Atomic Testing Site. The museum exhibits the history of the nuclear and atomic testing site, underground tests, effects on the environment, and the role of the testing site after the cold war.

The Atomic Testing Museum and the Nagasaki National Peace Memorial Hall co-hosted the Hiroshima Nagasaki Atomic Bomb Exhibition at the Atomic Testing Museum. There were display panels explaining the power of the atomic bomb, damage to Hiroshima and Nagasaki, and injuries to victims. Panels included historical photographs showing a burnt-out area and injured human figures. Display cases stored some atomic bomb victims' artifacts, including a melted glass jar, a rosary, a uniform hat, and a short-sleeved blouse. Artifacts seemed to affect visitors in several ways. For example, the glass jar demonstrated the power of the bomb, and the rosary and clothes elicited sympathy for the victims. A video in the hall showed historical film and testimony by victims. Visitors had an opportunity to leave messages on cards hanging in the exhibit hall and make origami cranes for the museum to ship back to the atomic bombing memorial site in Japan.

There was an opening event on August 6th, 2005, which began with speeches by Bill Johnson, director of the Atomic Testing Museum and Mitsuyoshi Taira, director of the Nagasaki National Peace memorial Hall. Next, Nagasaki atomic bombing survivor Kazuo Maruta testified and answered questions from the audience. The hall was more than full; the audience eagerly discussed peacekeeping issues ranging from World War II to the current Iraq war.

Director Johnson was quite pleased with the issues raised by the exhibit; he felt that it made an important contribution to public awareness. He felt that the photos from Nagasaki were quite depressing but essential to convey the message to the public. Most visitors' feedback suggests that the museum is well-balanced, although some extreme visitors commented that the museum is brainwashing for the other side. Even though the permanent exhibit has experienced a few negative comments, there was no protest over the opening of this special exhibit. Although canceling the exhibit at Smithsonian was a tragedy, according to Director Johnson, museums cannot always avoid protest, because they have a responsibility to be a forum to promote discussion. He stressed the importance of freedom of speech in museums.

The Enola Gay controversy shows that it is extremely difficult to discuss the atomic bombing of Hiroshima and Nagasaki in the United States, particularly in the nation's capital.

However, the situation is changing gradually, especially at the regional level. The "Hiroshima-Nagasaki Atomic Bomb Poster Exhibition" has been traveling throughout the United States since 2007. According to the Hiroshima peace memorial Museum, there were some protests during planning but no interference during ninety exhibitions. Through this process, discussion and negotiation of memory of atomic bombing has been progressing. The "Hiroshima-Nagasaki Atomic Bomb Poster Exhibition" is creating communication between Japanese and Americans in the context of "peace free from nuclear weapons," making possible civic connection across the nation.

The next step, beyond promoting civic connections, is to present an exhibit from both countries' perspective. The Peace Memorial Park in Okinawa includes the Okinawa Peace Hall, the Okinawa Prefectural Peace Memorial Museum, the National War Dead Peace Mausoleum, and the Cornerstone Peace. The Cornerstone Peace commemorates the 50th anniversary of the end of the Pacific War and the Battle of Okinawa. Black granite stone walls include the inscribed names of war dead from the Battle of Okinawa, no matter of their nationality and military versus civilian status.

The Okinawa Prefectural Peace Memorial Museum explains Okinawa's tragic days. "U. S. and British forces take thousands of lives, but, in many places, the Japanese army also killed civilians" This situation further aggravated the status of the Okinawan people, who historically had been marginalized for centuries. Until 1879, Okinawa (formerly Ryukyu) was autonomous, although it was a tributary state, making it difficult to draw a borderline between ally and enemy. Even today, the dominant Japanese historic perspective neglects the tragedy in Okinawa during the Pacific War. The Okinawan people recently faced textbook revisions that minimized the seriousness of the Japanese Army's civilian murders during the Battle of Okinawa. The Okinawan people also have been struggling with U. S. control in the postwar period, including continued presence by U. S. Marines. Their exhibit and the memorial is a strong protest against Japanese nationalistic narratives. Their identity made it possible to develop an inclusive approach for the Cornerstone Peace. In this case, "peace" in Okinawa is not just their peace but our peace for everyone, including all visitors, even former enemies.

After the Vietnam Syndrome, it became even more important for people to believe in the innocence of American war history as fights between good and evil [Young 1996]. Memorials and museums became an arena of diverse interpretation, such as the Enola Gay controversy, which was described as a "culture war" [Kohn 1995, Wallace 1996] that ended

with “the victory of those who felt threatened by obfuscation of the contours of controversial knowledge” [Yoneyama 2001: 339]⁶. The confrontation between conservatism and liberalism in the United States intensified in the 1990s so that it became too difficult to find intermediate language. The case of the Hiroshima-Nagasaki Atomic Bombing Exhibition and the Cornerstone Peace in Okinawa suggests that breaking down barriers and including diverse perspectives is a reasonable way to develop that intermediate language.

V Conclusions: From Exclusive to Inclusive Memory

U. S. Museums had been changing drastically for four decades. Social movements, including Feminism and the Civil Rights and Anti-Vietnam War Movements, made museum environments multi-cultural and liberal. As a result, museums needed to deal with multiple groups with diverse cultures and historic interpretations; at the same time, conservatives felt that this encroached on their moral ground. This environment turned museums into political arenas. The Enola Gay controversy is the most prominent example of the increasing politicization, demonstrating that there are conflicts of war memory in public.

The case of Vietnam War memorials and exhibits shows that people who did not agree with other historical interpretations developed their own memory through memorials and exhibits. The Walls, list of war dead names on the black granite, evoke the image of mourning. On the other hand, the statue of servicemen and the female veterans’ memorial brought not only ethnic and gender diversity to war memory, but also social position and respect, which often are still missing in memory. The Vietnam Veterans Art Museum shows visitors that veterans are still process of healing. This meaning of memorials and museum exhibits made memories of the Vietnam War multi-vocal and inclusive. Even so, veterans’ diverse concerns focus on their current situation in the United States, so that their presentations are exclusive, making it difficult to find common ground with the Vietnamese.

The Enola Gay controversy showed how difficult it is to present atomic bombing in a historical perspective in the United States, because the dominant memory of atomic bombing is unquestioningly heroic, humanistic, and just. The exhibit script proposed by curators and academic historians is multi-vocal and inclusive; however, the dominant memory was wildly popular. The Hiroshima-Nagasaki Atomic Bomb Exhibition uses a context of peace free from nuclear weapons to create a dialogue between Americans and Japanese. This case freed diverse people from nationally dominant historic interpretation, so that they could connect

with other people to share philosophy. This transnational perspective helps memorials and museum exhibits enrich interpretations of wars in a more inclusive way.

The confusion of a son of American veteran and Vietnamese wife was caused by the ambiguity of nationalistic narratives. His identity as a half American led him to question his self-image, resulting in cornered liminality. The Cornerstone Peace in Okinawa made it possible to reduce nationalistic discourse and include any victims of the war, because of Okinawa's unique position of liminality. As Victor Turner described it, "liminality itself is a complex phase or condition...it might also be the venue and occasion for the most radical skepticism - about cherished values and rules." [Turner 1984: 22]

Clearly, today's diverse perspectives help to develop more memories and stories about modern wars. An exhibit script of "Last Act" at Smithsonian created a liminal situation by developing a multi-vocal exhibit, resulting in serious controversy. In a separate attempt to make historic interpretation diverse, the Hiroshima-Nagasaki Atomic Bomb Exhibition was successful, thereby creating mutual understanding of historical knowledge.

Making memorials and exhibits means sorting out conservative language and liberal language, and then going through a process of selection, rejection, emphasis, and compromise. Negotiation is needed in this process in order to develop the intermediate language. Transnational perspective helps to identify mutual language to preserve and promote memories in memorials and museum exhibits facing diverse historic interpretation.

Acknowledgements

The previous version of this paper was presented at the at the Japanese Society of Cultural Anthropology meeting, Kyoto, June, 2008. I appreciate the helpful, thought-provoking interviews and conversations with museum directors, staff, volunteers, and others.

Notes

- 1 Victor Turner described symbol condensation, unification and polarization of meaning [Turner 1967: 27-32], and Clifford Geertz explains "symbol has been used to refer to a great variety of things, often a number of them at the same time" [Geertz 1973: 91].
- 2 Martha Norkunas explains that the ruling class control the form and content of historical re-creation and tourist landscapes [Norkunas 1993: 97]; John Bodner explains that the central question for public memory is how effective will vernacular interests be in

- containing the cultural offensive of authorities [Bodner 1992: 253].
- 3 The criticism of the design directed the opposition's attention toward Lin's background as a female, Asian-American, undergraduate student; consequently, she was labeled an outsider.
 - 4 64% of the budget came from the federal government in 2006, as reported in the Smithsonian Institute Annual Report 2006.
 - 5 The site address is <http://www.pcf.city.hiroshima.jp/>
 - 6 The Enola Gay controversy had a harmful influence on museums in the United States. Richard Kurin said that the impact of the Enola Gay controversy problem pushed the Smithsonian toward a non-narrative exhibit of its treasures. This forced a change in the content of the 'Smithsonian's America' show, which was a special exhibit for the 150th anniversary in 1996. It had opened at Tokyo in 1994 and then was modified for traveling in the United States as "America's Smithsonian" in 1996 and 1997 [Kurin 1997: 29-56].

References Cited

Anderson, Benedict

2006 *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. London and New York: Verso.

Bodner, John

1992 *Remaking America: Public memory, commemoration, and patriotism in the twentieth century*. New Jersey: Princeton University Press.

Boyer, Paul

1996 *Whose History Is It Anyway?: Memory, Politics, and Historical Scholarship*. In *History Wars: The Enola Gay and Other Battles for the American Past*. E. T. Linenthal and T. Engelhardt, eds. Pp.115-139. New York: Henry Holt and Company.

Dower, John W.

1996 *Three Narratives of our Humanity*. In *History Wars: The Enola Gay and Other Battles for the American Past*. E. T. Linenthal and T. Engelhardt, eds. Pp.63-96. New York: Henry Holt and Company.

Geertz, Clifford

1973 *The Interpretation of Cultures*. Basic Books, A Division of Harper Collins Publishers.

Handler, Richard

Izumi T. Harris

1989 Ethnicity in the Museum. *American Anthropological Association NAPA bulletin* 8: 18-26.

Harwit, Martin

1996 *An Exhibit Denied: Lobbying the History of Enola Gay*. New York: Springer-Verlag.

Kohn, Richard H.

1995 "History and the Culture Wars: The Case of the Smithsonian Institution Enola Gay Exhibition" *The Journal of American History* December: 1036-1063.

Kurin, Richard

1997 *Reflections of a Culture Broker: A View from the Smithsonian*. Washington and London: Smithsonian Institution Press.

Linenthal, Edward T.

1996 Anatomy of a Controversy *In History Wars: The Enola Gay and other Battles for the American Past*. E. T. Linenthal and T. Engelhardt, eds. Pp.9-62. New York: Henry Holt and Company.

Norkunas, Martha K.

1993 *The Politics of Public Memory: Tourism, History and Ethnicity in Monterey, California*. Albany: State University of New York Press.

Schlereth, Thomas J.

1992 Pioneers of Material Culture: Teaching History with American Things *In Cultural History and Material Culture: Everyday Life, Landscapes, Museums*. Pp.330-345. Charlottesville and London: University of Virginia.

Schwarzer, Marjorie

2006 *Riches, Rivals, and Radicals: 100 years of Museums in America*. American Association of Museums.

Sturken, Marita

1997 *Tangled Memories: The Vietnam War, the AIDS Epidemic, and the Politics of Remembering*. Berkeley, Los Angeles, and London: University of California Press.

Turner, Victor

1967 *The Forest of Symbols: Aspect of Ndembu Ritual*. Ithaca and London: Cornell University press.

1984 Liminality and the Performative Genres *In Rite, Drama, Festival, Spectacle: Rehearsals Toward a Theory Cultural Performance*. John J. MacAloon, ed. Pp.19-41.

Philadelphia: Institute for the Study of Human Issues.

Wallace, Mike

1996 "Culture War, History Front" *In* *History Wars: The Enola Gay and Other Battles for the American Past*. E. T. Linenthal and T. Engelhardt, eds. Pp.171-198. New York: Henry Holt and Company.

Yoneyama, Lisa

1999 *Hiroshima Traces: Time, Space, and the Dialectics of Memory*. University of California Press.

2001 For Transformative Knowledge and Postnationalist Public Spheres: The Smithsonian Enola Gay Controversy. *In* *Perilous memories: The Asia-Pacific War(s)*. T. Fujitani, Geoffrey M. White, and Lisa Yoneyama eds. Pp.323-346. Durham and London: Duke University Press.

Young, Marilyn B.

1996 "Dangerous History: Vietnam and the Good War" *In* *History Wars: The Enola Gay and Other Battles for the American Past*. E. T. Linenthal and T. Engelhardt, eds. Pp.199-209. New York: Henry Holt and Company.

アメリカにおける新宗教右派の分裂と その政治的含意についての考察

—— 二酸化炭素排出権取引制度導入をめぐる動きを中心に ——

池田 佳代

はじめに

アメリカ合衆国（以下、「アメリカ」）では、1970年代、リベラル化の進む政治や社会に対してファンダメンタリストや福音派信者らが立ち上がった。彼らは1920年代より政治への関与を避けていたが、人工妊娠中絶や同性婚問題を中心とした、伝統的家族を守る「モラル・アジェンダ」(moral agenda) を政治的目標に掲げ、「新宗教右派」(the new Religious Right) として結束し、1980年代になると共和党政権を誕生させることに成功した。しかし必ずしも満足する結果は得られなかったため、彼らは政治戦略を大統領選挙重視から連邦議会選挙重視へと転換させ、1994年には上下両院が共和党多数派の連邦議会を誕生させることに成功した。

しかし政治戦略の転換に伴い、新宗教右派内ではより保守的な勢力とより進歩的な勢力がモラル・アジェンダをめぐる対立を深めている。前者は、モラル・アジェンダを中絶と結婚に限定すべきであると主張する。この勢力の代表的指導者には、「フォーカス・オン・ザ・ファミリー」(Focus on the Family) 代表ジェームズ・ドブソン (James Dobson) らがいる。

一方後者は、限定されたイシューでは福音派有権者の支持を拡大できないとして、中絶や結婚だけでなく、一般市民が関心を寄せる問題—宗教の自由、貧困、人権、平和、環境など—もモラル・アジェンダに入れるべきであると主張し、18歳から35歳を中心とする若い世代の福音派信者の間で支持を拡大させている。このグループの代表的指導者には、2009年1月20日に行われた第四十四代アメリカ合衆国大統領バラック・オバマ (Barack H. Obama) の就任式で祈禱を行った、サドルベック教会牧師リック・ウォレン (Rick Warren) がいる。保守的勢力は、イシューの拡大は福音派のモラル・アジェンダを逸脱させるとして、進歩的勢力の動向を強く牽制している。

イシューをめぐる両者の対立は、2008年の大統領選挙においても、支持候補者の違いとなって現れた。進歩的勢力の指導者は、ドブソンが「過激なりベラル派」と呼んだ、プロ・チョイスの民主党候補オバマを支持した。それは選挙戦において、オバマが、当時の共和党候補ジョン・マケイン (John McCain) よりも、広範なイシューに触れていたからであった。一方、保守的勢力の指導者は「多くの福音派にとって、投票したい候補としては一番目でも二番目でも、三

番目ですらない」が、リベラルなオバマの当選を憂慮して、消極的にジョン・マケイン (John McCain) 支持に回った。¹ 約七千万人の福音派信者のうち、半数が保守的な福音派であるのに対し、進歩的な福音派はまだ一割程度であり、オバマは、残る四割の無党派層の取り込みを視野に入れていた。²

本稿は、近年のモラル・アジェンダをめぐる新宗教右派内の対立が、アメリカ政治にもたらす含意を考察するものである。外交評議会上席研究員ウォルター・ラッセル・ミード (Walter Russell Mead) は、福音派の政治への関与は、アメリカの外交政策を、道徳に基づいた、中道へ引きもどす効果を持つと分析し、特に地球温暖化問題を機に台頭してきた進歩的な勢力の動向に注目している。³ 本論文では、1990年代始めに地球温暖化問題を否定していた勢力を保守的福音派、温暖化対策を推進していた勢力を進歩的福音派とし、近年アメリカでは後者によって超党派的な政策が推進されている様子を考察する。

1990年代始め、地球温暖化を否定する保守的福音派に対し、進歩的福音派は、地球温暖化は貧困層を直撃しており、彼らの救済はキリスト教信者にとってモラルの問題であると主張して、温暖化対策の必要性を道義的観点から訴えた。昨今では具体策として、二酸化炭素排出削減目標の設定を支持し、排出権取引制度の導入法案を推進している。

アメリカが二酸化炭素の排出削減の数値目標を受け入れるか否かは、今後、国際社会の温暖化対策を左右する。そこで本稿は、連邦議会における排出権取引制度導入法案の審議に与える進歩的福音派の影響を検証する。アメリカの環境政策は、概して大統領主導で決定されてきた。それにもかかわらず、二酸化炭素排出削減問題に関して連邦議会の動向に注目する理由は、新宗教右派の連邦議会に対する影響力が着実に増加しているほか、四十年ぶりに上下両院で共和党が多数派となった1994年の中間選挙以降、温暖化対策の決定が大統領主導から連邦議会主導へと移っているからである。⁴

本論ではまず、1990年代を中心に、新宗教右派の地球温暖化問題に対する立場を検証する。共和党と固定的で、制度化された関係を持つようになった新宗教右派は、共和党の政策を支持したが、その後一部の人々が、イデオロギーや政党による対立を越えた、モラルに基づく温暖化対策を推進しようとした。その際、福音派がカトリックや主流派プロテスタントの人々と連携して展開した、地球温暖化問題は貧困問題であり、モラルの問題であるという啓蒙運動を取りあげる。

次に2004年の大統領選挙以降は、民主党と進歩的福音派の関係が強化されつつあることを検証する。そのため連邦議会に上程された排出権導入法案の動向を概観する。

最後に、進歩的福音派の活動は、上院では一定の影響力を持ち始めているものの、下院ではまだそうした現象は認められないことを指摘する。そして今後、民主党と進歩的福音派の関係

がどこまで制度化されたものになるかが、排出権導入法案成立の鍵となることを示唆したい。

なお、本稿では「気候変動」と「地球温暖化（温暖化）」を用いている。地球が温暖化しているという見解を否認する人々にとって、特に後者はイデオロギー的含みのある表現であるため、彼らは中立的な「気候変動」という表現を好むからである。本稿では、基本的には「地球温暖化（温暖化）」を用い、必要に応じてこれを「気候変動」と表記する。

1. 保守的福音派にとっての「地球温暖化」問題

まず大気汚染対策との比較を簡潔に行うことで、アメリカの温暖化対策の特徴を確認しておきたい。オゾンや、酸性雨の原因となる二酸化硫黄や二酸化窒素は、「大気浄化法」(Clean Air Act) のもとで「大気汚染物質」に指定され、規制の対象となっている。同法は1963年の成立以降、連邦議会における超党派的な支持のもと、大統領のリーダーシップにより、度重なる改正を重ねてきた。これに対し1980年代後半から国際社会で地球温暖化の原因として問題視されるようになった二酸化炭素の排出規制をめぐるのは、地域的な対立もあるものの、基本的には党派的、イデオロギー的対立が顕著である。⁵ ロナルド・レーガン (Ronald Reagan) およびジョージ・W. H. ブッシュ (George W. H. Bush; 以下「ブッシュ Sr.」) 政権期、「小さな政府」対「大きな政府」という保守とリベラルのイデオロギー対立は、「規制緩和の共和党」対「規制支持の民主党」という党派対立となって深刻化したが、1980年代終わりに登場した二酸化炭素排出規制問題は、すぐさまこの対立構造に組み込まれた。⁶

民主党は、人間の活動の結果排出される二酸化炭素が地球温暖化の主要因であるとして、規制の必要性を訴えた。1988年6月、コロラド州選出の民主党上院議員ティモシー・ワース (Timothy Wirth) とテネシー州選出の民主党上院議員アルバート・ゴア (Albert Gore) は、「上院エネルギー天然資源委員会」(Senate Committee on Energy and Natural Resources) で地球温暖化問題に関する初の公聴会を開催した。⁷ 公聴会ではアメリカ航空宇宙局ゴダード宇宙研究所のジェームズ・ハンセン (James Hansen) が、その年アメリカの中西部を襲っていた熱波と旱魃について、「偶然の出来事ではなく、気候変動の結果であることは99%確実である」と証言し、議会に対して人為的行為由来の二酸化炭素の排出を削減するよう呼びかけた。公聴会の直後、ワースは2000年までに1988年比二割以上の二酸化炭素排出削減を行う法案を提出した。

しかし共和党は、そもそも地球が温暖化しているという科学的根拠は不十分であるうえ、二酸化炭素と地球温暖化の間にも明確な関連性は認められないとして、二酸化炭素を規制する必要はないと反論した。1989年に就任したブッシュ Sr. は、1990年大気浄化法 (Clean Air Act) を成立させるなど、大気汚染問題には積極的に取り組んだものの、二酸化炭素の規制には消極的だった。彼が政策立案を、大統領首席補佐官ジョン・スヌヌ (John Sununu) を始めとする保

守的な委員を任命した内政委員会に一任したところ、同委員会は、「地球温暖化」には不確実な科学的根拠しかなく、したがって二酸化炭素の排出削減策を実施する理由はないと結論づけた。⁸ 共和党保守派の地球温暖化問題に対する考え方は、かつてレーガンの国内政策アドバイザーや、共和党保守派議員で構成される「共和党勉強委員会」(Republican Study Committee)委員長、ヘリテージ財団理事長など数々の保守的なポストを歴任するエドウィン・J・フルナー(Edwin J. Feulner Jr.)の発言に集約されている。「地球は温暖化しているというシナリオによって、近い将来、大きな政府の信奉者はアメリカ経済の生命線を脅かすかもしれない」⁹

こうした共和党保守派の地球温暖化問題に対する考え方は、産業界から強力なロビー活動を受けていた連邦議会からも特に反対を受けることはなく、そのままアメリカの外交政策に反映された。ブッシュ Sr. 政権は、国連気候変動枠組条約の交渉でも、内政委員会で決定された政策を提示し、1992年、自主的な排出削減を前提とする条約の採択に成功した。同条約の批准を求められた上院も、数値目標を課さない条約を支持し、批准した。

しかしゴアを副大統領に据えた民主党クリントン政権は二酸化炭素排出削減の数値目標を定める国際条約を発効させようとした。同政権の温暖化対策は、1994年以降、上下両院で共和党が多数派となった連邦議会から、激しい抵抗を受けた。それは、クリントンが「連邦議会は、アメリカの歴史上、最も攻撃的な反環境運動を展開した」述べたほどであった。¹⁰ 1994年の政策綱領「アメリカとの契約」(Contract with America)で規制緩和策の推進を公約に掲げた共和党は、地球温暖化問題についても規制緩和策を推進し、クリントン政権の外交努力をことごとく骨抜きにした。上院は発展途上国にも削減義務を課さない限り、京都議定書を批准しない旨の決議を全会一致で採択した。また1997年12月に開催された京都議定書第三回締約国会議には、国務次官ワース率いる国際交渉団を監視するため、上下両院議員を同行させるという異例の対策をとった。穏健・中道派の組織である「民主党指導者会議」(Democratic Leadership Council)は、温室効果ガスの排出削減目標の受け入れは経済に影響を及ぼさないと主張して、クリントン政権の地球温暖化政策を支持したが、連邦議会における論調を変えることはできなかった。数値目標の受入が国内経済に与える影響について多くの試算が報告されていたが、それらは矛盾しており、第二期クリントン政権における経済諮問会議議長ジャネット・エレン(Janet Yellen)も、それを認めざるを得なかった。¹¹

1980年代から共和党政治家との連携を深めていた新宗教右派は、地球温暖化の存在を否定し、二酸化炭素排出規制の数値目標に反対した。この頃新宗教右派は、アメリカ社会で最も反環境的な勢力のひとつであったことは、両者の連携関係が、それだけ磐石だったことを裏付けている。¹² 新宗教右派は、温暖化対策に反対する理由として、クリントン政権の人口政策を理由に挙げた。彼らは、プロ・チョイスのクリントン政権が、地球温暖化外交の分野でも、プロ・

チョイスを推進することを警戒していた。ゴアやワースは、発展途上国の人口爆発が地球温暖化問題を引き起こしているとして、発展途上国における人口抑制策を推進していた。¹³ 実際、クリントンは就任直後、レーガンおよびブッシュ Sr. 政権が停止していた国連人口基金への拠出を再開した。

「下院国際関係委員会」(House Committee on International Relations) は、1997年7月と11月の二回にわたり、京都議定書に関する公聴会を開催した。同委員会の委員で新宗教右派を代表するニュージャージー州選出の共和党下院議員クリストファー・スミス (Christopher Smith) は、ワースに対し、地球温暖化問題と人口問題の関連性について問いただしている。¹⁴ スミスはカトリック信者であり、当時国際問題委員会の「アフリカ・世界人権および国際活動小委員会」委員長という要職に就いており、海外のキリスト教信者の信教の自由を実現する重要法案「1998年国際宗教自由法」(International Religious Freedom Act of 1998; H.R.2431) の成立に向けて、共和党保守派との連携を推進していた。¹⁵ したがって、彼が地球温暖化問題において共和党保守派を支持するのは、当然の成り行きであった。なお、1998年、新宗教右派は、連邦議会との連携強化を目的として上下両院に「ヴァリューズ・アクション・チーム」(Values Action Team; 以下「VAT」) を発足させた。VATが、先に触れた保守的な共和党勉強委員会で定期的に活動報告を行っていることは新宗教保守派と共和党保守派との間の制度的連携を示すが、その「主要課題」に地球温暖化問題が含まれていないことは、この問題が共和党のイシューであることを示唆している。¹⁶

連邦議会以外でも、保守的福音派の指導者は、次節で見る進歩的福音派の動向に対抗して運動を展開した。2000年、「インターフェイス・カウンシル・フォー・エンヴァイロメンタル・スチュワードシップ」(Interfaith Council for Environmental Stewardship) が結成され、「環境保護についてのコーンウォール宣言」(“Cornwall Declaration on Environmental Stewardship”) が採択された。同宣言は、人為的行為由来の二酸化炭素が地球温暖化を引き起こしているというのは根拠のない主張であり、先進国の環境保護運動家は、地球温暖化問題を通じて人口爆発に対する懸念をあおっているとしている。同宣言にはフォーカス・オン・ザ・ファミリーのドブソンのほか、「プリズン・フェロウシップ」(Prison Fellowship) 会長チャールズ・コルソン (Charles Colson)、「全米家族協会」(American Family Association) 会長ドナルド・ワイルドモン (Donald Wildmon) など、新宗教右派を代表する指導者が署名した。「我々が望むこと」の項目では、「政府規制ではなく」、「市場経済を構成する自由経済が、生態系を保護することを望む」と述べて、共和党新保守主義者の立場を反映させていることがわかる。¹⁷

ところで新宗教右派の主要な政治圧力団体「クリスチャン・コアリション」(Christian Coalition) がコーンウォール宣言に署名していないが、これはなぜであろうか。1996年大統領

選挙におけるドール敗北の責任をとって、ラルフ・リード (Ralph Reed) が理事長を辞任し、その後任にはレーガン政権でエネルギー長官や内務長官を務めたドナルド・ホデル (Donald Hodel) が就任した。ホデルは1995年以来フォーカス・オン・ザ・ファミリーの理事長で、2003年から2005年にかけてはその代表だった、保守的福音派を代表する人物である。それにもかかわらず、当時の理事長ホデルがコーンウォール宣言に署名していないことは、コアリションが保守的福音派の他の政治団体と一線を画している様子が伺える。

コアリションはリードが理事長に就任していた時代から、温暖化対策を支持していない。この事実は、コアリションが新宗教右派を代表する団体であることから考えると当然のことのようにも思われるが、リードの政治戦略に鑑みると不可解な点も残る。リードは進歩的福音派同様、保守的福音派は政治的影響力拡大のためには、イシューを拡大させる必要があると主張していることから、彼が地球温暖化問題もまた、コアリションにとってイシュー拡大の好機であると考えていた可能性があるからである。リードはレーガン、ブッシュ Sr. 政権を通じ、保守的な政権を誕生させるだけでは、中絶や同性愛者間の結婚を法的に、また憲法上禁止するという目的を達成するのに不十分であると判断し、連邦議会や市役所、教育委員会など立法機関や地方レベルにおける影響力の拡大を図る戦略に転換すべきと主張し、モラル・アジェンダを中絶と結婚だけでなく、他の社会的問題を包摂したものへ拡大すべきと考えていた。¹⁸ だからこそ、彼は、中絶問題が含まれていなかったにもかかわらず「アメリカとの契約」を支持するという政治的妥協を図ったのである。リードはまた1996年の大統領選挙の際にも、保守的福音派が不寛容な団体であるという印象を払拭するため、思い切った政治戦略をとった。彼は、中絶禁止を共和党綱領に盛り込むことに反対していたボブ・ドール (Bob Dole) を支持したのであるが、それはパット・ブキャナン (Pat Buchanan) が、プロ・ライフの熱心な支持者であったにもかかわらず、1992年の共和党全国大会において、新宗教右派は不寛容な団体であるという印象を聴衆に与える「文化戦争」発言を行ったためであった。

コアリションが地球温暖化問題について関与していないのは、この問題が議論の多い新宗教右派のイシュー拡大を象徴しており、組織の分裂を促すことになるからであると思われる。たとえば2006年11月、当時コアリションの代表就任が決まっていたジョエル・ハンター (Joel Hunter) が、その職を辞退して温暖化対策の支持を表明した意図は、モラル・アジェンダ拡大に対する支持を表明することにあつた。¹⁹

2. 進歩的福音派にとっての地球温暖化問題

「はじめに」で触れたように新宗教右派では、中絶問題と同性愛者間の結婚問題のみを政治的争点としてきたことに疑問を持ち、モラル・アジェンダのイシューを中絶問題と結婚問題に

限定したものから、貧困問題など、社会的正義に関するものへと拡大すべきであると主張する人々が増えている。彼らは地球温暖化問題を貧困問題として捉え、モラル・アジェンダの新たな 이슈にすべきであると主張している。前節では、保守的福音派がイデオロギー的理由から地球温暖化問題への関与を否定したことを見たが、本節では、保守的福音派のそうした姿勢をよしとしない進歩的福音派が、代替策としてモラルの観点から地球温暖化問題を提示したことを見る。

そもそも地球温暖化問題の国際的取り組みを推進してきたのは福音派であった。特に元イギリス首相で福音派のマーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) のイニシアチブは決定的な役割を果たした。1988年、サッチャーが「地球は神の創造物であり、キリスト教信者はそのよき管理者でなければならない」と述べ、早急に気候変動の科学的調査を行うべきであると呼びかけたことを契機に、すぐさま政府間気候変動パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change; 以下「IPCC」) が設立されたのである。IPCC の三つの作業部会のうち、地球温暖化の科学的知見を扱う第一作業部会と、戦略立案を行う第三作業部会は、地球温暖化議論のよりどころを提供し、対策を打ち出す組織であるが、両作業部会の議長に福音派のイギリス人科学者ジョン・ヒュートン (John Houghton) が就任したという事実からも、温暖化問題に関する国際的議論を牽引しようとする福音派の気概が感じられる。

ところで、すでに1970年代より、福音派内には環境問題を貧困問題との関係で捉えようとする運動が存在していた。その代表的人物ロナルド・サイダー (Ronald J. Sider) は、1973年、「地球と貧困層の救済」に向けて「イエスの答を追求するため」、「エヴァンジェリカル・フォー・ソーシャル・アクション」 (Evangelicals for Social Action; 以下「ESA」) を発足させていたが、1993年、ESA 内に「エヴァンジェリカル環境ネットワーク」 (Evangelical Environmental Network; 以下「EEN」) を発足させた。EEN は「神の創造物の保護責任にかんする福音派の宣言」 (“An Evangelical Declaration on the Care of Creation”) を採択し、貧困が原因となって地質劣化、森林減少、生物多様性の減少、水質劣化、大気の変化、文化の退廃といった環境劣化が引き起こされるとして、「神の創造物に対する保護責任」 (stewardship of creation) の重要性を「全てのキリスト教信者に」訴えた。²⁰ そして、アメリカの主流派プロテスタントと東方正教会を網羅する「全米キリスト教会協議会」 (National Council of Churches)、カトリック教会の政治的圧力団体である「米国カトリック協議会」 (the U.S. Catholic Conference) などとともに、「環境のための全米宗教パートナーシップ」 (The National Religious Partnership for the Environment; 以下「NRPE」) を結成し、環境問題に関する草の根レベルの啓蒙活動を展開した。

1998年1月、EEN 理事ジム・ボール (Jim Ball) は NRPE の元理事ポール・ゴーマン (Paul Gauman) とともに「福音派気候運動」 (Evangelical Climate Campaign) を始めた。同運動には、

宗教団体ばかりでなく、世俗的リベラルの象徴的存在である科学者や環境保護団体も参加した。福音派はまた、連邦議会に二酸化炭素排出削減義務化を反対する激しいロビー活動を行っていた実業界にも、一石を投じた。全米福音派協会 (National Association for Evangelicals) の理事ポール・ド・ヴリース (Paul de Vries) は、ヒュートンを通じてブリティッシュ・ペトロリアム (British Petroleum; 以下「BP」) 最高経営責任者で福音派のジョン・ブラウン (John Browne) に、上院外交委員会の国際経済や外交関係を扱う小委員会が1997年6月19日に開催した公聴会「地球規模の気候変動に関する交渉—京都への道」に出席を要請した。その公聴会で、ブラウンは地球温暖化を認め、京都議定書支持を明らかにした。京都議定書の最大の反対勢力であった石油業界における最大手BPの支持は、驚きをもって受け止められた。ポールはまた、「キリストは何を運転するか」(What Would Jesus Drive?) を標語に、トヨタのハイブリッド車で全国をまわり、ガソリンを大量消費するアメリカ的生活様式の見直しを呼びかける運動も行った。

さらに当時の全米福音派協会政府連絡局副総裁リチャード・サイジック (Richard Cizik) の協力を得たことで、ポールらの影響力は飛躍的に高まった。サイジックは、ポールの説得で、2002年にイギリスのオックスフォードでヒュートンが開催した地球温暖化問題に関する会議「フォーラム2002」に出席したことを機に、地球温暖化問題を支持する立場に「転向」したのだった。彼はかつて「環境保護運動家はニュー・エイジの信仰の信奉者」であるとして、福音派は地球温暖化問題には関わるべきでないという立場をとっていたが、今や地球温暖化は「本当に起きている」と確信し、キリスト教信者には「神の創造物」(creation) である地球を「保護する責任がある」(care) と考えるようになった。

七千のメガ・チャーチと四万五千の教会を抱え、三千万人にのぼる信者を持つ全米福音派協会の中心的ロビーイストであるサイジックの転向は、当然、福音派に大きな影響を及ぼすことになる。帰国後、サイジックは福音派信者に地球温暖化の存在を知らせ、神の創造物である地球を保護する義務を説く「クリエーション・ケア」(Creation Care) を始めた。サイジックがクリエーション・ケアと命名したのは、「環境保護」という言葉が持つ、人口抑制、すなわち中絶支持のイデオロギー的含意を払拭するためであった。²¹ 全米福音派協会は2004年10月、「国の健康のために—一般市民の取り組みに対する福音派の呼びかけ」(“For the Health of the Nation: An Evangelical Call to Public Engagement”) を採択し、地球温暖化を認め、その問題への取り組みを信者に呼びかけた。同協会が採択する文書は信者にとって信仰のよりどころであり、信者の地球温暖化問題に対する考え方に影響を及ぼした。実際、2004年のピュー・リサーチ・センターの調査では、福音派は他の宗教や宗派と比較して環境規制に反対する人々が多いものの、1996年と比較すると温暖化対策支持者は明らかに増えている。²²

3. 連邦議会への働きかけ—二酸化炭素排出権取引制度法案の導入

こうして進歩的福音派は、地球温暖化問題をモラルの問題として提示し、宗教や教派、イデオロギー的対立を乗り越えた連携関係を築きつつある。さらに近年、彼らは貧困層救済のため、二酸化炭素排出削減目標を設定し、排出権取引制度を導入するという政治的目標を通じて、民主党とのつながりを深めている。排出権取引制度導入法案の提出者で、コネチカット州選出の民主党系無所属の上院議員で、「上院環境公共事業委員会」の地球温暖化問題を扱う小委員会の委員長を務めるジョゼフ・リーバーマン (Joseph Lieberman) が、サイジックやポールを「人間の行動が地球に深刻な打撃を与えていることを信じている有望な福音派指導者である」と賞賛しているほか、彼の法律補佐官も、「信仰に基づく団体は様々な意見が対立する議論に、新鮮で、政治と無関係な視点を与えてくれる。宗教コミュニティが環境政策の形成過程に関与することは重要である」とし、進歩的福音派を重視する姿勢を明らかにしている。

温暖化対策を通じて進歩的福音派が民主党との関係を深めたのは、2004年秋の大統領選挙後である。2000年の大統領選挙で福音派浮動票の重要性を認識していれば勝利できたかも知れないという反省があったにもかかわらず、2004年の大統領選挙では、民主党は宗教に冷たいというイメージを持つ福音派有権者がさらに増えていたという結果が明らかとなり、同じ失敗を繰り返してしまったという苦い経験があったからである。²³ 民主党が宗教を重んじ、モラルを重んじているというメッセージを強く打ち出す必要性を痛感していたことは、2005年1月、カリフォルニア州選出の民主党議員ナンシー・ペロシ (Nancy Pelosi) が下院少数党院内総務就任早々、「フェイス・ワーキング・グループ」(Faith Working Group) を発足させ、民主党連邦議員と進歩的福音派の指導者とのパイプ作りに着手したことに表れている。

民主党は雑誌「ソジャーナーズ」(Sojourners) 編集長で牧師のジム・ウォリス (Jim Wallis) に協力を呼びかけた。彼は1960年代のベトナム反戦運動から生まれたキリスト教平和運動「ソジャーナーズ・フェロウシップ」(Sojourners Fellowship) の指導者である。1990年代半ばに「コール・トゥ・リニューアル」(Call to Renewal) を結成し、貧困問題解決に向けて主流派プロテスタントやカトリックを含む幅広い宗教的連合を構築した、進歩的福音派の代表的指導者のひとりである。民主党の呼びかけに対し、ウォリスは「民主党は貧困問題の分野で道義的指導力を見せるべきである」と応えた。²⁴ ウォリスは2005年、連邦議会上下両院における民主党幹部会に招かれて演説を行ったほか、民主党全国委員会委員長ハワード・ディーン (Howard Dean) にも個人的な助言を与えるなど、密接な関係を構築した。

2005年8月にルイジアナ州を襲った台風カトリーナは、進歩的福音派と民主党との政治的連携を深める契機となった。²⁵ カトリーナでは、貧しいアフリカ系アメリカ人のコミュニティが

打撃を受け、貧困問題と地球温暖化問題の関連性が指摘され始めた。²⁶ 以後、進歩的福音派は、二酸化炭素排出削減のための排出権取引制度導入ではなく、貧困層救済のための排出権取引制度導入に向けて、民主党議員や地球温暖化問題支持に転向した共和党議員と協力関係を構築してゆく。特にウォリスは、排出権取引のほか、発展途上国の貧困層が洪水や旱魃といった地球温暖化によって引き起こされる自然災害から受ける被害を最小限に食い止めるため、災害に対する適応能力の向上を目的とする「適応策」に関する条項を導入する法案の成立に関与してゆく。

2006年1月、サイジックはボールとともに「福音派気候イニシャチブ」(Evangelical Climate Initiative; 以下「ECI」)を発足させ、「気候変動にかんする連邦政策の原則 (“Principles for Federal Policy on Climate Change”)」や「気候変動—福音派による行動への呼びかけ (“Climate Change: an Evangelical Call to Action” ; 以下「コール・トゥ・アクション」)」を採択した。ECIはコール・トゥ・アクションの中で、排出権取引制度支持を表明した2005年6月の上院決議を歓迎し、早急に排出権取引制度導入法案を成立させるべきだと述べている。「環境スチュワードシップ」(environmental stewardship)をキーワードとして進歩的福音派との協力関係構築に着手した民主党も、進歩的福音派とともに法案起草作業に着手した。その中心的人物は、リーバーマンとウォリスだった。

ここで、適応策について触れておきたい。1980年代より、適応策は、二酸化炭素排出削減策である「緩和策」とともに、地球温暖化政策の柱として提言されていた。連邦議会は、他の先進国がようやく地球温暖化の影響調査を開始した1988年には、すでに緩和策だけでなく、適応策の費用対効果の試算もまとめていた。²⁷ しかしその後、適応策は、利害関係が複雑に絡んで容易に実施できない緩和策を回避するための次善の策として、あまり議論されることはなかった。特にクリントン政権は、適応策ではなく緩和策を重視した。しかしジョージ・W・ブッシュ(George W. Bush; 以下「ブッシュ Jr.」)は、2002年に発表した「気候変動科学計画」(Climate Change Science Program)で、緩和策だけでなく適応策も視野にいった地球温暖化政策を発表し、国際開発庁を適応策の実施機関に指定した背景には、福音派の影響も伺える。2003年10月、EENが国際開発庁(Agency for International Development)を招いて適応策の実施に関する会議を開催した際、国際開発庁は気候変動から影響を受ける貧困層の問題を国際援助政策に含めることは道義的問題であると述べ、福音派団体と協力して適応策を実施すると発言しているからである。²⁸ 翌年、国際開発庁は適応策を重点分野に指定し、関連分野で能力育成事業を実施した。

2006年11月の連邦議会中間選挙で、民主党が上下両院で多数派となり、下院議長に就任したペロシが「気候変動はイラク戦争に次ぐ優先順位である」と宣言したことは、連邦議会内の「気候変動法案の流れを変えるもの」と評され、排出権取引制度導入への期待が高まった。民主党が、

その推進力として進歩的福音派に期待していることは明らかである。2006年12月、翌年の上院民主党院内総務就任が決まっていたハリリー・リード (Harry Reid) はウォリスに対し、民主党のラジオ番組への出演要請を行った。同番組が宗教的指導者を招いたのは初めてのことであった。また2007年7月7日、上院環境公共事業委員会が十五の宗派や宗教団体を招いて「宗教団体の見解と地球温暖化に関する公聴会」(“Hearing on Religious Groups’ Views and Global Warming”)を開催した。同公聴会で、進歩的福音派は発展途上国の貧困対策として適応策を盛り込むよう、求めている。

ウォリスは、リーバーマンと同じ上院環境公共事業委員会の地球温暖化に関する小委員会に所属し、その少数党ランキング・メンバーである、ヴァージニア州選出の共和党上院議員ジョン・ウォーナー (John Warner) にも働きかけ、リーバーマンが起草していた法案に加えるため、適応策に関する条項の起草を行った。²⁹ リーバーマンとウォーナーは、2007年10月18日、この法案を「2007年アメリカの気候保護法案」(America’s Climate Security Act of 2007; 以下「リーバーマン・ウォーナー法案」)として上院に提出した。リーバーマン・ウォーナー法案は、2020年までに2005年比19%の排出削減を目標に掲げ、排出権取引制度を導入するとともに、企業が排出権取引で得た利益に対して課す税金を基に「適応基金」を新設することを提案している。同法案は三回の公聴会を経て、提出から半年経った2007年12月5日に上院環境公共事業委員会委員長バーバラ・ボクサー (Barbara Boxer) によって上院へ提出された。結局2008年6月の投票で不成立に終わったものの、議論の過程で上院では地球温暖化問題を否定する議員はもはやおらず、二酸化炭素排出削減に向けて何らかの対策が必要であるという認識も十分広まっていることが明らかになった。

残された課題は排出権取引の制度設計であるが、連邦議会では、排出権取引法案の前途は依然困難な状況である。その理由として、下院議会における保守的福音派の影響力が大きいことが挙げられる。確かに、2006年の連邦議会中間選挙で共和党は大敗を喫し、上下両院で民主党が多数派となった。しかし、下院VATの構成議員数が1996年の十名程度から2006年の七十名超へと急増しているが示すように、保守的福音派が下院で影響力を着実に拡大させていることがわかる。そしてVATに属する議員の支持基盤である保守的福音派は、地球環境問題に反対の姿勢をますます強めている。彼らは「地球温暖化」は福音派の合意事項ではないとしてECIを批判し、ドブソンに至っては全米福音派協会に対してサイジックの除名を要請したこともある。ただし興味深いことに2005年12月には、ドブソン、ランド、コルソンらは「インターフェイス・スチュワードシップ同盟」(Interfaith Stewardship Alliance; 以下「ISA」)を結成し、進歩的福音派に対抗して貧困問題と地球温暖化問題の関係を指摘し、貧困層救済のため適応策支持を表明している。³⁰ しかしエクソン・モービル社から資金提供を受けているといわれるISA

の場合、排出権取引制度はエネルギー価格を上昇させ、貧困層をより困難な状況へ追い込むとして、その導入には反対している。³¹

新宗教保守派と共和党保守派の連携関係は、制度化された強固なものとなっている。たとえば上院におけるリーバーマン・ウォーナー法案投票直前、保守的福音派の代表的指導者は、共和党保守系団体とともに、法案反対の書簡を連名で上院に送付している。³² 手紙には、「家族問題調査評議会」(Family Research Council) 会長トニー・パーキンス (Tony Perkins), 「南部バプテスト協議会」(the Southern Baptist Convention; 以下「SBC」) 「倫理・信教の自由委員会」(the Ethics and Religious Liberty Commission) 委員長リチャード・ランド (Richard Land) らとともに、「全米税制改革協議会」(Americans for Tax Reform) 会長グローヴァー・ノーキスト (Grover Norquist) も名を連ねている。このほかにも「60歳以上の会」(Sixty-Plus) や「伝統的価値連合」(Traditional Values Coalition) の代表者も署名している。これらはいずれも「アメリカとの契約」を通じて連携関係を構築した利益団体である。

リーバーマンは進歩的福音派によるロビー活動が「道徳的義務を感じてはいるが、政策についてはまだ態度を決めかねている連邦議員を支持へと回らせる、鍵である」と発言している。³³ 「環境スチュワードシップ」を軸とした民主党と進歩的福音派の連携が連邦議会内で新党してゆく上で、進歩的福音派の果たす役割は小さくない。今後連邦議会、特に下院において、民主党と進歩的福音派との連携関係が、どれだけ制度的なものとできるかが、排出権取引制度導入法案の行方を左右するひとつの要因となるであろう。

おわりに

進歩的福音派の指導者は、宗教や政治、イデオロギーを超えた、モラル重視の地球温暖化政策の新たな潮流を作ろうとしている。今後、アメリカの気候変動政策が連邦議会主導による、モラル重視のそれへと転換するかどうかは、進歩的福音派が、どの程度若い世代の福音派の間で支持を広げ、同時に保守的福音派の中から進歩的福音派を支持する勢力を掘り起こすことができるかにかかっている。

それにしても、なぜ進歩的福音派と保守的福音派はかくも地球温暖化問題で対立を深めているのだろうか。この疑問は、両者が気候変動の被害を最も受けるのは貧困層であり、貧困救済はキリスト教信者にとって道義的義務であるという点では一致し始めていることを考えると、ますます深まる。ISA が貧困層救済策として適応策の支持を表明していることから、保守的福音派は、適応策には賛成だが、二酸化炭素排出権取引制度の導入には反対ということなのだろう。新宗教右派内の排出権取引制度導入をめぐる対立の裏に何があるのかについての考察は、次稿に譲りたい。

注

- 1 “Talking the Walk,” *Christianity Today*, October 7, 2008.
http://www.christianitytoday.com/ct/article_print.html?id=60496
- 2 “Out-Polling the Exit Polls: Finally, a Look at Evangelical Democrats,” *Progressive and Religion*, February 12, 2008.
<http://progressiveandreligious.org/blog/2008/02/out-polling-exit-polls-finally-look-at.html>
- 3 Walter Russell Mead, “God’s Country?,” *Foreign Affairs*, September/October 2006.
- 4 Sussman, Daynes and West, *American Politics and the Environment*, (Longman Publishers, 2002) 92–93; Gary Bryner, “Congress and the Politics of Climate Change,” in Paul G. Harris ed., *Climate Change and American Foreign Policy*, St. Martin’s Press (New York: 2000), 24.
- 5 Gary Bryner, “Congress and the Politics of Climate Change,” in Paul G. Harris ed., *Climate Change and American Foreign Policy*, (St. Martin’s Press, New York: 2000), 125.
- 6 Kraft, Michael E. and Scott R. Furlong, *Public Policy: Politics, Analysis, and Alternatives*, 320. 政治学者スティーブン・ケルマン (Steven Kelman) は、1980年に共和党の議会スタッフを対象に環境規制策に関する調査を行い、必ずしも環境規制の仕組みやその経済的効果を十分理解しないまま、イデオロギー的理由から規制に反対していることを明らかにしている。(Steven Kelman, *What Price Incentives?: Economists and the Environment*, (Greenwood Publishing, 1981), 120.)
- 7 なお、この公聴会はロード・アイランド州選出の共和党上院議員ジョン・チェイフィー (John Chafee) とともに開催された。規制推進を支持の共和党穏健派議員はチェイフィーを入れて三人しかおらず、チェイフィーの支持を持って超党派的な動きであるとは言えない。
- 8 “Bush Administration is Divided over Move to Halt Global Warming,” *New York Times*, October 27, 1989.
<http://query.nytimes.com/gst/fullpage.html?res=950DE0D91631F934A15753C1A96F948260>
- 9 Edwin J. Feulner Jr., “No Evidence for Global Warming,” January 22, 1998.
<http://www.heritage.org/Press/Commentary/ed012298b.cfm>
- 10 Bryner, 109.
- 11 The United States House of Representatives, Commerce Subcommittee on Energy and Power, “The Kyoto Protocol — Undermining the American Prosperity?” 4 June 1988.

- 12 Dan Gilgoff, "Evangelical Environmentalism and the Old New Right," *TPM Care*, March 21, 2007.
- 13 たとえば "Project 88: Harnessing Market Forces to Protect the Environment." 参照 (http://ksghome.harvard.edu/~rstavins/Monographs_&_Reports/Project_88-1.pdf)。「プロジェクト88」は、ワースが地球規模温暖化政策を提言する目的で、ペンシルバニア州選出の共和党上院議員ジョン・ハインツ (John Heinz) とともに実施したプロジェクトである。1988年、ワースが次期大統領に就任が決定していたジョージ・H.W. ブッシュ (George H. W. Bush) に提出したこのプロジェクトの報告書では、エネルギー政策とともに人口政策が地球規模温暖化問題の解決策として挙げられている。
- 14 "Global Climate Negotiations: Obligations of Developed and Developing Countries," Hearing before the Committee on International Relations, House of Representatives, July 24, 1997; "Bonn to Kyoto: the Administration's Position on the Climate Change Treaty," hearing before the Committee on International Relations, House of Representatives, November 13, 1997.
- 15 Samuel P. Huntington, "Religious Persecution and Religious Relevance in Today's World," in Elliott Abrams ed., *The Influence of Faith: Religious Groups and U.S. Foreign Policy*, (Roman & Littlefield Publishers Inc., 2001), 56.
- 16 "Values Action Team,"
<http://johnshadegg.house.gov/RSC/word/VAT.doc>
- 17 "Cornwall Declaration on Environmental Stewardship,"
<http://www.cornwallalliance.org/articles/read/the-cornwall-declaration-on-environmental-stewardship/>
- 18 "Casting a Wider Net," *Policy Review*, 2003. Dan Gilgoff, *The Jesus Machine: How James Dobson, Focus on the Family, and Evangelical America Are Winning the Culture War*, (St. Martin's Griffin: New York, 2007), 98.
- 19 Rachel Martin, "Christian Coalition's New Leader Steps Down," *National Public Radio*, 28 November 2006.
<http://www.npr.org/templates/story/story.php?storyId=6550598>
- 20 Evangelical Environmental Network, "An Evangelical Declaration on the Care of Creation."
<http://www.creationcare.org/resources/declaration.php>
- 21 "Evangelicals and creation care," *National Catholic Reporter*, June 17, 2005.

- http://findarticles.com/p/articles/mi_m1141/is_32_41/ai_n14723481
- 22 The Pew Forum on Religion and Public Life, "Religion and the Environment: Polls Show Strong Backing for Environmental Protection Across Religious Groups,"
<http://pewforum.org/docs/?DocID=121>
- 23 "Swing Evangelicals," *Christianity Today*, February 1, 2004.
- 24 Jim Wallis, *God's Politics: Why the Right Gets It Wrong and the Left Doesn't Get It*, (HarperOne, 2005).
- 25 ECI, "Climate Change: An Evangelical Call to Action," January 2006.
<http://www.earthinstitute.columbia.edu/grocc/documents/EvangelicalClimateInitiative-statement.pdf>
- 26 "Hurricane Katrina and the Myth of Global Warming Adaptation," *Grist*, August 29, 2007. http://gristmill.grist.org/print/2007/8/29/94352/7786?show_comments=no
- 27 Neil E. Harrison, "From the Inside Out," in Paul G. Harris ed., *Climate Change and American Foreign Policy*, (St. Martin's Press, New York: 2000), 98.
- 28 "Climate Change Briefing Brings Together Christian Aid Groups: Rising temperatures will disproportionately affect the poor, say analysts," *Christianity Today*, October 1, 2004.
- 29 Testimony of Mary Minette, Evangelical Lutheran Church in America and the National Council of Churches of Christ in the U.S.A., before the House Subcommittee on Energy and Air Quality, of the Energy, the House Committee on Energy and Commerce, June 19, 2008.
- 30 ISA, "An Examination of the Scientific, Ethical and Theological Implications of Climate Change Policy," December 1, 2005.
- 31 "An Evangelical Manifesto' Criticizes Politics of Faith," *CNN Politics. com*, May 2, 2008.
<http://edition.cnn.com/2008/POLITICS/05/02/evangelicals.ap/index.html>
- 32 U.S. Senate Committee on Environment and Public Works, "Leading Evangelical and Conservative Leaders Send Letter Urging Senate to Reject Lieberman-Warner," 18 March, 2008.
http://epw.senate.gov/public/index.cfm?FuseAction=Minority.PressReleases&ContentRecord_id=c374788f-802a-23ad-476d-9959f8f41a42
- 33 "Evangelical Leaders Swing Influence Behind Effort to Combat Global Warming" *New York Times*, March 10, 2005.

Conflict Within the New Religious Right over Moral Agenda and Its Impact on the United States Climate Change Policy

IKEDA Kayo

Since the 1970s, Christian evangelicals in the United States have actively participated in politics to roll back the spreading influence of liberal values. Organized as a political force called “the new Religious Right,” they have united over a moral agenda to preserve traditional family values in which they include abortion and same-sex marriage. To further their agenda, the new Religious Right have successfully built a robust and lasting relationship with Republican conservative politicians. They are now particularly influential in affecting legislative processes in the United States Congress.

Since the alliance between the new Religious Right and Republican conservatives is centered on an ideology of small government, they have united over resisting carbon dioxide (CO₂) emission regulations since the days when the global warming issue was first put on the international negotiation table in 1988. With unconditional support from the new Religious Right, Republican conservatives have not acknowledged global warming itself and have prevented a CO₂ regulating cap-and-trade system from being implemented in the United States.

However, recently, some progressive evangelical leaders within the new Religious Right have increasingly come to support a regulatory approach for the global warming issue, admitting that anthropogenic CO₂ is the chief cause of global warming and insisting that CO₂ emissions be regulated by the federal government. Frustrated with partisan political ideologies, they disagree with the approach taken by the new Religious Right and are trying to pursue a moral-based political approach which transcends ideological and party lines. In this context, progressive evangelical leaders argue that global warming should be included in the moral agenda of the new Religious Right, given that the poor are the most vulnerable to the changing climate, and poverty relief is the moral obligation of Christianity. In cooperation with the Democratic Party, they are pursuing the introduction of adaptation policies and a cap-and-trade system.

However, the conservative wing of the new Religious Right, who have close ties with the Republican Party, is not agreeable to expanding their moral agenda. They vehemently

resist legislative ideas presented by their progressive counterparts. Thus, the global warming issue has split the once coordinated evangelical community, resulting in a changing picture of their political alliances.

The impact that the progressive evangelicals' innovative political strategy would have will have on changing the course of the United States global warming policy remains to be seen. Their success depends on whether they can establish an institutional framework for a cooperative relationship with the Democratic Party.

『中・四国アメリカ学会』第5号

投稿規定

- 1 資格：中・四国アメリカ学会会員に限る。ただし、編集委員会が執筆を依頼する場合はこの限りではない。投稿できる論文は一人1編とする。
- 2 内容：アメリカ研究に関する未発表論文。すでに口頭で発表したものはその旨を明らかにすること。
- 3 言語：日本語または英語。日本語の場合は英文の要旨を付けること。
- 4 用紙：A4判の用紙を使用し、横書きとする。必ずワープロ原稿であること。
- 5 長さ：日本語原稿の場合は、1頁につき1行42字×32行、15頁以内（400字詰原稿用紙に換算して約50枚。注、文献リスト、英文要旨を含む）。英語原稿については、1頁につき1行80～90文字×32行、15頁以内とする。英語原稿はネイティブ・チェックを受けたものであること。
執筆分担金の割増し負担を条件として、規定の頁数を超えることができる。
- 6 体裁：注は後注とし、本文の終りにまとめる。注のあとに引用・参考文献リストを付ける。注及び引用・参考文献の表記の仕方は各研究分野の論文執筆の慣行によるものとする。
- 7 提出：原稿は3部提出すること（コピー可）。匿名審査を行うので3部のうち2部は著者氏名、所属、口頭発表への言及、謝辞など、著者の身元を明らかにする事項を削除したものであること。
- 8 締切り：2010年10月31日必着
（なお、投稿希望者は2010年3月末までに、学会事務局宛てに、ハガキ又はメールで申し込むこと）
- 9 その他：
 - 1) 論文の採否の決定は、編集委員会が選定する査読者の審査を経た後、編集委員会が行う。採否の結果は2010年12月末までに本人に通知する。
 - 2) 採用決定後に、電子媒体の提出を求める。
 - 3) 執筆者による校正は再校までとする。
 - 4) 執筆者は一律20,000円の執筆分担金を負担し、抜刷り20部を受取る。
規定の頁数を超える論文の執筆者には、更に割増し負担金を求める。
 - 5) 発行年月は2011年3月の予定

編集後記

◇『中・四国アメリカ研究』（第4号）をお届けします。

◇2008年秋の段階では13名の執筆希望者がありましたが、10月末の論文提出期限までに提出された論文は結局9編でした。これら9編の論文は、編集委員会が選定した査読者による審査を受け、掲載されることになりました。

◇本号の掲載論文の執筆者は本学会の会員と編集委員会が執筆を依頼した2名で、所属等は次の通りです。

辻 祥子（松山大学）

杉野健太郎（信州大学）

山本 雅（広島国際大学）

岩倉 秀樹（高知女子大学）

岡本 勝（広島大学）

藤原 哲也（福井大学）

河上 幸子（京都大学）

田川 泉（インディアナ大学－パデュー大学－インディアナポリス校）

池田 佳代（松山東雲女子大学）

◇『中・四国アメリカ研究』は隔年で刊行されます。次号については、2010年3月末日が執筆申込みの締切り、同年10月末日が論文提出期限、2011年3月に刊行予定となっています。ふるってご投稿ください。

◇お忙しい中を査読の労に当たっていただいた皆さまには心からお礼を申し上げます。

◇編集委員は次の通りです。

委員長 佐野(藤田)真理子

委 長 稲田 勝彦（広島大学名誉教授）

委 員 岡本 勝（広島大学）

委 員 横山 良（神戸大学）

[佐野(藤田)真理子記]

中・四国アメリカ研究

第 4 号

2009年 3月31日

発行者 中・四国アメリカ学会

代 表 会長 佐野(藤田)真理子

事務局 〒731-0192 広島市安佐南区祇園5-37-1
広島経済大学 山本貴裕研究室
TEL 082-871-1494

印刷所 株式会社ニシキプリント
〒739-2117 東広島市高屋台2丁目1-12
TEL 082-434-6954

The Chu-shikoku American Studies

Vol. 4

2009

CONTENTS

Articles:

- Martineau's *The Hour and the Man*: The Hero of the Haitian Revolution and American Abolitionism TSUJI Shoko (1)
- The Swimmer* as a New Cinema, or the Return of the Repressed Reality SUGINO Kentaro (15)
- Salem Witchcraft Episode and Hawthorne's Creative Method—The Origin, Development, and Disappearance of Hawthorne's "Environment" in His Works—..... YAMAMOTO Masashi (29)
- The Dichotomy between Government Speech and Private Speech in the First Amendment Law: Who's Talking on the "Choose Life" Specialty License Plate? IWAKURA Hideki (51)
- The Change of Discourses on the Relation between Smoking and Health: From the Late 18th Century to the 1964 U.S. Surgeon General's Report OKAMOTO Masaru (89)
- Rehabilitation Policy in the United States during the World War II period FUJIWARA Tetsuya (113)
- Envisioning Multicultural Realities beyond Symbolic Construction: Elderly Korean Immigrants and San Francisco's Japantown KAWAKAMI Sachiko (129)
- Exclusive/Inclusive Memories of Wars: An Anthropological Study of U.S. Memorials and Museums Izumi T. Harris (143)
- Conflict Within the New Religious Right over Moral Agenda and Its Impact on the United States Climate Change Policy IKEDA Kayo (161)
- Contribution Rules (179)
- Editors' Remark (180)
-